独立行政法人日本芸術文化振興会 委託事業

報告書

助成システムに関する実態調査

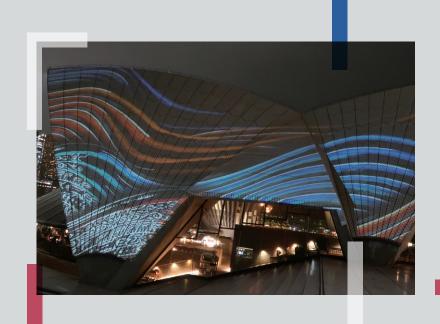
対

ずる

ストラリ

ア

おける



令和2年9月

株式会社文化科学研究所

AUSTRALIA

報告書

助成システムに関する実態調査文化芸術活動に対するオーストラリアにおける

令和2年9月

目次

はじめに6			
凡例·略語·用語一覧 ······8			
第1部 連邦政府の文化芸術助成·······11			
1章 連邦政府の文化芸術行政 12			
1-1 連邦と州・特別地域、地方自治体 12			
1-2 連邦政府の文化芸術行政の目的および体制			
1-3 連邦政府の文化芸術行政の所管業務と目標 20			
1-3-1 文化芸術局の所管業務20			
1-3-2 連邦政府の文化芸術支出24			
1-3-3 目標と予算管理25			
1-4 連邦政府の文化芸術政策におけるオーストラリア・カウンシル 29			
1-5 連邦政府によるその他の文化芸術助成制度 31			
2章 オーストラリア・カウンシルの概要 34			
2-1 組織の役割と戦略目標 34			
2-1-1 役割と戦略目標 34			
2-1-2 コーポレート・プランと業績管理36			
2-2 オーストラリア・カウンシルの行動原則 39			
2-3 事業と収支 41			
2-4 組織·人材 ······· 44			
2-5 ピア審査制度 ····································			
2-5-1 ピアの選出50			
2-5-2 ピア審査の手順 ······53			
2-5-3 ピア審査におけるカウンシル職員の役割59			
2-5-4 ピア審査の決定への申し立て制度			
2-6 助成を支える事業・制度			

2-6-1 調査研究事業とアドボカシー事業
2-6-2 能力開発事業
2-6-3 オンライン・システムによる情報の収集・管理64
3章 オーストラリア・カウンシルの助成 (1) MPAF
OP A A A A A A A A A A A A A A A A A A A
3-1 制度成立の背景と概要
3-2 対象団体71
3-2-1 MPA団体の定義·······71
3-2-2 MPA団体の構成 ·······72
3-2-3 MPA団体の収支······73
3-3 助成先の管理とモニタリング 75
3-3-1 ファンディング・アグリーメントとSLA75
3-3-2 ストラテジック・プランとビジネス・プラン ·······77
3-3-3 助成金の交付80
3-3-4 財務報告81
3-3-5 アニュアル・レポートと統計情報82
3-3-5 アニュアル・レポートと統計情報 82 3-4 新制度への移行 88
3-4 新制度への移行 88
3-4 新制度への移行 88 4章 オーストラリア・カウンシルの助成 (2) FYF、アーツ・プロジェクト 94
3-4 新制度への移行 88 4章 オーストラリア・カウンシルの助成 (2) FYF、アーツ・プロジェクト 94 4-1 フォー・イヤー・ファンディング・プログラム (FYF) 94
3-4 新制度への移行 88 4章 オーストラリア・カウンシルの助成 (2) FYF、アーツ・プロジェクト 94 4-1 フォー・イヤー・ファンディング・プログラム (FYF) 94 4-1-1 制度の概要 94
3-4 新制度への移行 88 4章 オーストラリア・カウンシルの助成 (2) FYF、アーツ・プロジェクト 94 4-1 フォー・イヤー・ファンディング・プログラム (FYF) 94 4-1-1 制度の概要 94 4-1-2 申請と審査 98
3-4 新制度への移行 88 4章 オーストラリア・カウンシルの助成 (2) FYF、アーツ・プロジェクト 94 4-1 フォー・イヤー・ファンディング・プログラム (FYF) 94 4-1-1 制度の概要 94 4-1-2 申請と審査 98 4-1-3 ファンディング・アグリーメントとモニタリング、助成金の交付 105
3-4 新制度への移行 88 4章 オーストラリア・カウンシルの助成 (2) FYF、アーツ・プロジェクト 94 4-1 フォー・イヤー・ファンディング・プログラム (FYF) 94 4-1-1 制度の概要 94 4-1-2 申請と審査 98 4-1-3 ファンディング・アグリーメントとモニタリング、助成金の交付 105 4-2 アーツ・プロジェクト (Arts Projects) 107
3-4 新制度への移行 88 4章 オーストラリア・カウンシルの助成 (2) FYF、アーツ・プロジェクト 94 4-1 フォー・イヤー・ファンディング・プログラム (FYF) 94 4-1-1 制度の概要 94 4-1-2 申請と審査 98 4-1-3 ファンディング・アグリーメントとモニタリング、助成金の交付 105 4-2 アーツ・プロジェクト (Arts Projects) 107 4-2-1 制度の概要 107
3-4 新制度への移行 88 4章 オーストラリア・カウンシルの助成 (2) FYF、アーツ・プロジェクト 94 4-1 フォー・イヤー・ファンディング・プログラム (FYF) 94 4-1-1 制度の概要 94 4-1-2 申請と審査 98 4-1-3 ファンディング・アグリーメントとモニタリング、助成金の交付 … 105 4-2 アーツ・プロジェクト (Arts Projects) 107 4-2-1 制度の概要 107 4-2-2 申請と審査 109
3-4 新制度への移行 88 4章 オーストラリア・カウンシルの助成 (2) FYF、アーツ・プロジェクト 94 4-1 フォー・イヤー・ファンディング・プログラム (FYF) 94 4-1-1 制度の概要 94 4-1-2 申請と審査 98 4-1-3 ファンディング・アグリーメントとモニタリング、助成金の交付 … 105 4-2 アーツ・プロジェクト (Arts Projects) 107 4-2-1 制度の概要 107 4-2-2 申請と審査 109

第2部 州政府の文化芸術助成
1章 州・特別地域政府の文化芸術行政の概要 124
1-1 州·特別地域政府の文化芸術行政の体制と組織 ·······124
1-2 州·特別地域政府の文化芸術支出
[トピックス] 地方自治体の文化芸術行政
[トピックス] シドニー・オペラハウス
2章 ニューサウスウェールズ州の文化芸術助成 136 136
2-1 州の文化芸術担当部局 (クリエイトNSW) 136
2-1-1 ニューサウスウェールズ州の文化芸術行政の概要 136
2-1-2 政策フレームワークと事業計画
2-1-3 クリエイトNSWの組織体制 ······ 139
2-2 クリエイトNSWの主要な助成制度 ······· 140
2-2-1 助成制度の概要
2-2-2 申請と審査基準
2-2-3 審査
[トピックス] 資金調達ツールキット
2音 どんリス州の立と共然のよ
3章 ビクトリア州の文化芸術助成 154
3-1 州の文化芸術担当部局 (クリエイティブ・ビクトリア) 154
3-1-1 位置づけと戦略、所管業務
3-1-2 組織体制と人材採用
3-2 クリエイティブ・ビクトリアの主要な助成制度 159
3-2-1 助成制度の概要
3-2-2 オーガニゼーション・インベストメント・プログラム (OIP) ······· 162
3-2-3 [ミュージック・ワークス]と「Vicアーツ・グランツ」 168
[トピックス] 州の5年間戦略 「クリエイティブ・ステート」 と 文化芸術助成プログラムの立案・評価

補章1 クリエイティブ・パートナーシップ・オーストラリア (CPA) 182
1-1 沿革
1-2 組織の役割と戦略
1-3 事業構造と収支
1-4 組織と人材
1-5 マッチング・ファンド・プログラムとアドボカシー事業 188
1-5-1 プラス1プログラム
1-5-2 マッチ・ラボ・プログラム 192
1-5-3 アドボカシー事業
補章2 COVID-19への調査対象機関の対応 196
補章2 COVID-19への調査対象機関の対応 196 2-1 オーストラリアの文化芸術セクターへのCOVID-19の影響 196
2-1 オーストラリアの文化芸術セクターへのCOVID-19の影響 ····· 196
2-1 オーストラリアの文化芸術セクターへのCOVID-19の影響 ····· 196 2-2 連邦および州政府による企業・団体への支援 ····· 199
2-1 オーストラリアの文化芸術セクターへのCOVID-19の影響 ····· 196 2-2 連邦および州政府による企業・団体への支援 ····· 199
2-1 オーストラリアの文化芸術セクターへのCOVID-19の影響 ···· 196 2-2 連邦および州政府による企業・団体への支援 ····· 199 2-3 連邦および州政府による文化芸術セクターへの支援 ···· 204
2-1 オーストラリアの文化芸術セクターへのCOVID-19の影響 … 196 2-2 連邦および州政府による企業・団体への支援 … 199 2-3 連邦および州政府による文化芸術セクターへの支援 204 補章3 国際アーツカウンシルおよび文化機関連盟(IFACCA) 208
2-1 オーストラリアの文化芸術セクターへのCOVID-19の影響 … 196 2-2 連邦および州政府による企業・団体への支援 … 199 2-3 連邦および州政府による文化芸術セクターへの支援 … 204 補章3 国際アーツカウンシルおよび文化機関連盟 (IFACCA) 208 3-1 IFACCAの事業内容 208

別冊 関連文献 (日本語訳)

●オーストラリア・カウンシル・フォー・ジ・アーツ

Corporate Plan 2019-2023 Creativity Connects Us コーポレート・プラン 2019-2023 創造性は私たちをつなぐ

●オーストラリア・カウンシル・フォー・ジ・アーツ

PEER HANDBOOK FOR ASSESSMENT PANELS 審査パネルのためのピア・ハンドブック

はじめに

本調査は、独立行政法人日本芸術振興会(以下「振興会」)が株式会社文化科学研究所に委託して実施したものである。振興会では、文化芸術の振興に関する基本方針(第3次および第4次)に基づき、諸外国のアーツカウンシルに相当する仕組み(専門家による助言、審査、事後評価、調査研究等の機能)を、5年間の施行的取組を経て、2016年度より本格導入した。振興会はそれと並行して参考とすべき諸外国のアーツカウンシルの実態の把握を行っているところである。

これまでに、振興会は英国のアーツカウンシルの実態調査を2017-2018年度に行い、その成果は「イングランド及びスコットランドにおける文化芸術活動に対する助成システム等に関する実態調査」として公開している。同報告書では、我が国の助成の在り方に参考にできるような、助成制度および助成の現場を担う人々の動きを把握することが必須であるという問題意識から、先行する英国の文化芸術助成制度について、詳細な把握を行った。

それにより、イングランドおよびスコットランドでのアーツカウンシル制度の実態がようやく明らかになったとは言えるものの、さらに他国の制度状況に関する調査継続を通じ、多様な展開の可能性を把握・検討する必要性があると考えた。そのため、英国との関係が深く、英国同様にアーツカウンシル制度が我が国に先行して整備されてきたオーストラリアの現状について、調査を企図した。参考とすべき諸外国のアーツカウンシルとして、英国のアーツカウンシルに類すると同時に、独自の展開をしているオーストラリアのアーツカウンシルが挙げられるが、その制度運用の実態については、詳細な把握がなされていない状況にあったためである。

具体的には、連邦国家であるオーストラリアにおいて、どのような役割分担のもと文化政策が行われているのかについて、それらがオーストラリアの地理的特徴や歴史をどう反映したものであるかも含めて明らかにする。そのうえで、オーストラリアの文化芸術助成制度がどのような理念のもとでどのように設計され、それがいかに運用されているかを明らかにすることとした。

本報告書の構成は以下の通りである。まず第1部で、連邦政府の文化芸術行政と、その中で連邦政府の文化芸術助成制度の中核を担っているオーストラリア・カウンシル・フォー・ジ・アーツ(Australia Council for the Arts、以下オーストラリア・カウンシル)の実態に通じる詳細な事項を把握していく。特にオーストラリア・カウンシルの助成制度として、オーストラリアを代表する文化芸術団体に対して継続的に助成を実施しているメジャー・パフォーミング・アーツ・フレームワーク(Major Performing Arts Framework、以下MPAF)と、

中小団体への複数年助成制度であるフォー・イヤー・ファンディング・プログラム(Four Year Funding program、以下 FYF)、プロジェクト単位での助成制度であるアーツ・プロジェクト(Arts Projects)を取り上げる。また、オーストラリア・カウンシルの助成制度の特徴であるピア審査制度について解説を行う。

続く第2部では、連邦政府とともにオーストラリアの文化芸術行政において大きな役割を果たしている州および特別地域政府の文化芸術助成制度について取り上げる。特に、人口および経済規模でオーストラリア国内1位、2位を占めるニューサウスウェールズ州とビクトリア州の文化芸術助成について解説する。また、2つの州の助成制度をとりあげたことに加え、我が国の文化芸術行政の参考になると考えられる事項について、トピックスとして紹介する。トピックスの内容は、日本の基礎自治体に相当する「オーストラリアの地方自治体の文化芸術行政」の概要、オーストラリアの劇場・ホールの運営のあり方を示す代表例であり主要な文化芸術団体である「シドニー・オペラハウス」の事例、文化芸術団体の資金面での自立性を支援する施策の事例であるニューサウスウェールズ州の「資金調達ツールキット」、戦略に基づいた助成制度の立案、実施、評価を手法化しているビクトリア州における「州の戦略プラン『クリエイティブ・ステート』と文化芸術助成プログラムの立案・評価」の4点とした。

最後に、補章として、オーストラリアにおいて寄付文化の醸成をはかっている連邦政府の機関であるクリエイティブ・パートナーシップ・オーストラリア (Creative Partnerships Australia、以下 CPA) と、オーストラリアの文化芸術セクターに対する COVID-19の影響およびそれへの対応の概要、そして世界各国のアーツカウンシルの連盟である国際アーツカウンシルおよび文化機関連盟 (The International Federation of Arts Councils and Culture Agencies、以下 IFACCA)の概要も紹介する。

本調査によって、オーストラリア連邦政府の文化政策に加えて、文化芸術助成の執行機関としてのオーストラリア・カウンシルのあり方やその活動、および州政府の文化政策、関連組織の活動などの把握、さらにオーストラリアの歴史や文化、政治、経済、社会を映し出す多様な機関の関係性の一端を知っていただければ幸いである。

2020年9月

日本芸術文化振興会 基金部調査研究チーム

凡例·略語·用語一覧

【凡例】

- 本報告書中で「年度」とは、オーストラリアの会計年度である7月1日から6月30日を指す。これを「2018-19年度」のように表記する。
- 本報告書では、1豪ドル=72円で換算している。この値は、執筆開始時2020年6月1日現在の豪ドル円レート72.26円による。なお2019年6月から2020年5月の1年間の平均レートは72.49円であった。
- 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- 本報告書では、各機関の助成事業のうち、2019年12月~2020年5月の調査期間中に申請ガイドラインを入手できたものを取り上げる。

【略語	[] は初出ページ。別に詳述箇所があるものはそれも示す。
ABC	Australian Broadcasting Corporation · · · · · · · · [p.26] オーストラリア放送協会 オーストラリアの国営放送。アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーの1つ。
ABN	Australian Business Number · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
ABS	Australian Bureau of Statistics [p.62、p.120で詳述] オーストラリア統計局 各分野の情報を収集、発表する連邦政府機関。文化芸術関連データ収集・調査・分析においてMCMと連携する。
ACF	Australian Cultural Fund
ACT	Australian Capital Territory
AETT	The Australian Elizabethan Theatre Trust
ALGA	Australian Local Government Association · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
AMPAG	Australian Major Performing Arts Group [p.87] オーストラリア・メジャー・パフォーミング・アーツ・グループ MPA団体全体を代表して、文化芸術政策についての要望やセクター発展のアドボカシー活動を行う団体。
AMS	Application Management System
CMC	Cultural Ministers Council[p.66、p.118で詳述]文化大臣委員会MCMの前身。2012年まで文化芸術関係の施策について、連邦政府と州・特別地域政府との調整を行う機関だった。
COAG	Council of Australian Governments[p.118]連邦・州首相評議会連邦政府首相および各州の州首相をメンバーとする政府間評議会。

CPA	Creative Partnerships Australia · · · · · [p.19、p.182で詳述] クリエイティブ・パートナーシップ・オーストラリア
	オーストラリアにおける寄付文化の涵養をはかる連邦政府の機関。
EOI	Expression of Interest · · · ·
	助成の申請が2段階にわたる場合の1次申請。本申請の前に、候補団体を絞り込むために行う。
FYF	Four Year Funding program [p.41、p.94で詳述] フォー・イヤー・ファンディング・プログラム オーストラリア・カウンシルが独自に実施する中小団体への複数年助成制度。
IFACCA	The International Federation of Arts Councils and Culture Agencies ·
KPI	Key Performance Indicator [p.19] 重要業績指標 組織の目標を達成する上で、その達成度合いを評価するための定量的な指標。
MCM	Meeting of Cultural Ministers [p.24、p.118で詳述] 文化大臣会議 文化芸術関係の施策について、連邦政府と州・特別地域政府との調整を行う機関。
MPAF	Major Performing Arts Framework
NPAPF	National Performing Arts Partnership Framework ·
OIP	Organisations Investment Program [p.160、162で詳述] オーガニゼーション・インベストメント・プログラム ビクトリア州で実施される公募助成制度の1つ。助成総額の75%を占め、文化芸術団体を継続的に支援する。
SLA	Service Level Agreement
VACS	Visual Arts and Craft Strategy [p.33] ビジュアル・アーツ・アンド・クラフツ・ストラテジー 連邦政府が行う、視覚芸術と工芸に対する助成戦略。
【用語	】 []は初出ページ。別に詳述箇所があるものはそれも示す。
エコ・3	レステム Eco System ·
先住民	Aboriginal and Torres Strait Ilander, Indigenous Peple, First Nation, Koori
ピア Р	Peers · · · · · [p.31、p.40 · p.50で詳述] ピアとは「同輩」の意味であり、ここでは文化芸術関係のさまざまなコミュニティの代表者を指している。

OFFICE FOR THE ARTS AUSTRALIA COUNCIL FOR THE ARTS MEETING OF CULTURAL MINISTERS

第1部

連邦政府の文化芸術助成

第1部では、オーストラリアの連邦政府がどのような 文化芸術助成を行っているかについて解説する。 まず1章で連邦政府の文化芸術行政全体の体制およ び文化芸術助成の概要、その中でのオーストラリア・ カウンシル (以下カウンシルとも表記) の位置づけを 説明する。

2章では、連邦政府の主要な文化芸術助成機関である オーストラリア・カウンシルの概要と特徴を述べる。 次にその助成制度の内容について、連邦政府の助成 制度をカウンシルが運営しているものを3章で、カウ ンシルが独自に運用しているものを4章で解説する。 最後に5章では、文化芸術行政における連邦政府と州 政府の政策調整のあり方について述べる。

1章

連邦政府の 文化芸術行政

この章では、オーストラリアの連邦政府と州・特別地域、地方自治体の関係を説明した上で、連邦政府の文化芸術行政の目的と体制、所管業務と目標、オーストラリア・カウンシルの位置づけなどを概観し、文化芸術助成のあらましを述べる。

なお、オーストラリアでは、2つの点で日本とは異なる用語が使用されている。1つは会計年度で、オーストラリアの会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとなっている。これについて、本報告書では、「2020-21年度」と表記する。単に「2020年」とある場合は、1月1日から12月31日までの暦年を指す。もう1つは先住民を指し示す用語である。オーストラリアでは、イギリスの植民地支配以前から同地に居住していた先住民について、「アボリジニとトレス海峡諸島民(Aboriginal and Torres Strait Islander peoples)」「ファースト・ネーション(First Nations)」「先住民(Indigenous)」など多数の用語を使用している。本報告書では、「アボリジニとトレス海峡諸島民」については、アボリジニもトレス海峡諸島も英語であり、先住民自身の言語ではないことから、オーストラリア国内で使用が不適切であるという議論があること、「ファースト・ネーション」については、オーストラリア社会の先住民を尊重する意味合いをもった用語として近年同国内で利用が増えているものの、日本では意味が取りにくい用語であることから、より一般的な用語としての「先住民」に統一した。

また、本報告書では 2019年6月~2020年5月の平均レート72.49 円をもとに1豪ドル=72円として換算している。

1-1 連邦と州·特別地域、地方自治体

オーストラリア連邦(Commonwealth of Australia)は、6つの州政府(state parliaments)と、自治権を持つ2つの特別地域政府(territory parliaments)からなる連邦制の国家である(図表1-1-1)。このうち、6つの州は、1901年オーストラリア連邦憲法の成立時から州として自治権を認められた地域であり、特別地域は、その後新たに自治権を認められた地域である。特別地域の原語は「領土」を意味する「territory」であるが、本報告書では日本で一般的な名称として、ノーザン・テリトリー(Northern Territory)を北部準州、オーストラリアン・キャピタル・テリトリー(Australian Capital Territory、以下ACT)を首都特別地域と表記する。

オーストラリアの総人口は、2019年12月時点で2,552万2,200人であり*1、その半数以上は南東部

^{**1} Australian Bureau of Statistics https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/dec-2019(最終閲覧日:2020/07/04)

図表 1-1-1 オーストラリア連邦の州・特別地域と州都・首都



図表1-1-2 オーストラリア連邦の州・特別地域政府と人口※2

	州・特別地域政府名(括弧内は略称)	人口(2019年12月)	
	ニューサウスウェールズ州(NSW)	812万9,000人	31.9%
	ビクトリア州(VIC)	665万1,100人	26.0%
Jal	クイーンズランド州(QLD)	513万人	20.1%
州	南オーストラリア州(SA)	175万9,200人	6.9%
	西オーストラリア州(WA)	263万9,100人	10.3%
	タスマニア州(TAS)	53万7,000人	2.1%
特別地域	北部準州(NT)	24万4,800人	1.0%
	首都特別地域(ACT)	42万7,400人	1.7%
	オーストラリア連邦全体〈島嶼部など他の領土含む〉	2,552万2,200人	100.0%

のニューサウスウェールズ州(州都シドニー)およびビクトリア州(州都メルボルン)の2州に集中している(**図表1-1-2**)。

現在に繋がる国家としてのオーストラリアの始まりは、1770年代に開始されたイギリスによる植民 地化であり、1827年には全土がイギリス統治下に入っている。その後、19世紀後半には、西オースト ラリア州を除く現在の州がそれぞれ独立した植民地に、西オーストラリア州はニューサウスウェールズ 州に付属する植民地という位置づけとなった。

1850年代に始まったゴールドラッシュは、各植民地に経済的な発展をもたらすとともに、移民問題や19世紀末の金融恐慌などの混乱をも産むこととなった。これによって各植民地で連携の機運が高まり、現在に続くオーストラリア連邦憲法の成立に至る。同憲法は、1900年にイギリス議会により承認され、1901年にオーストラリアは実質的な独立を果たすこととなった。

オーストラリアの国制は、各州が自主的に連合して連邦政府を構築したという歴史を踏まえ、州およ

図表 1-1-3 オーストラリアの 3 レベルの政府※4



び特別地域政府の独立性が高いものとなっている。具体的には、オーストラリア連邦憲法において連邦 政府が優先して持つ権限については、憲法51条と90条に列記される権限(関税、通信、通貨、検疫、 著作権、外交など)に限定されており、残余は州および特別地域政府が持つ。また、106~108条では、 各州の憲法・法律・議会の権限が保全(Saving)されることが明記されている。ただし、連邦議会が 制定した連邦法と州議会が制定した州法が一致しない場合、連邦法が優先される(109条)**3。

各州・特別地域内には、地方自治体(日本の基礎自治体に相当)が、2020年7月現在、537設置されており、それぞれに議会を持ち、より身近な地方行政を担っている(図表1-1-3)。各自治体の首長は、議会の議長が兼任している。地方自治体についての規定は連邦憲法にはなく、各州・特別地域の州憲法もしくは州法に基づいて設置されているため、日本の基礎自治体と比較し、法的な独立性は弱い。

文化芸術行政については、連邦憲法上、連邦議会が州・特別地域政府に優先する権限を認められていない。このため、連邦政府と州・特別地域政府は、文化芸術行政において、立場としては対等である。また、州・特別地域政府やその下の地方自治体政府を対象とした全豪での文化芸術の振興法に当たる連邦法はなく、文化芸術推進を目的とした連邦政府からの州・特別地域政府に対する補助金・助成金もない。このため、文化芸術行政については、連邦、州・特別地域、地方自治体の3つの階層でそれぞれ独自に行われることとなっている。

1-2 連邦政府の文化芸術行政の目的および体制

この節では、連邦政府の文化芸術行政の目的と体制について概観する。

連邦政府の文化芸術行政を担う部局は、首都キャンベラにある文化芸術局(Office for the Arts)である。同局は、本調査の開始時点(2019年9月)では、通信芸術省(Department of Communications and the Arts)の管轄下にあった。2020年2月以降は、インフラストラクチャー・交通・地域開発・通信省(Department of Infrastructure, Transport, Regional Development and Communications)の所属に変わったが、文化芸術局自体に変更はなく、同じ人員が同じ業務を遂行している**5。連邦政府ではこうした改組は珍しくなく、省内に設置された組織は継続し、省内のどの組織を組み合わせるか(即ち、

^{**3} Commonwealth of Australia Constitution Act オーストラリア連邦憲法 https://www.legislation.gov.au/Details/C2013Q00005 (最終閲覧日:2020/07/08)

^{※4} Parliamentary Education Office を元に作成。 https://peo.gov.au/understand-our-parliament/how-parliament-works/three-levels-of-government/three-levels-of-government-governing-australia/ (最終閲覧日: 2020/07/04)

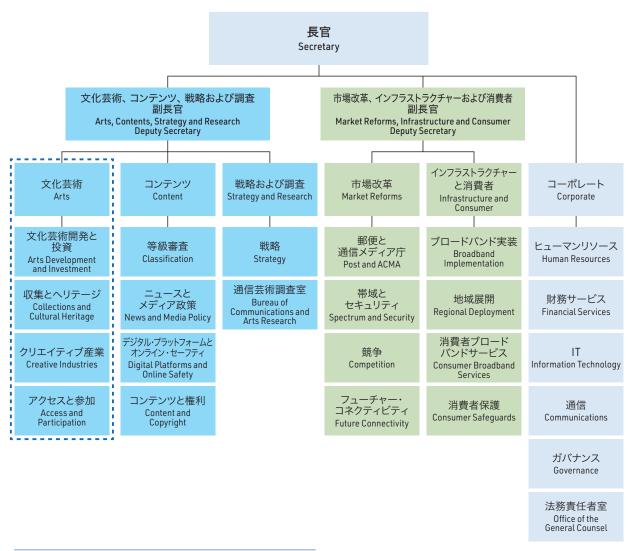
^{※5} 文化芸術局の Dr Stephen Arnott PSM, First Assistant secretary Arts へのインタビュー(2019/12/10) より。

どの大臣にそれぞれの組織が報告義務を負うか)が、政権の意向により、頻繁に改編されるという仕組みとなっている。以下本報告書では、調査開始当時の通信芸術省の中の文化芸術局について記述する。

通信芸術省の大臣は通信・サイバーセーフティ・文化芸術大臣のポール・フレッチャー議員と、地域サービス・地方分権・地方政府大臣のマーク・コールトン議員の2人であり、前者が文化芸術分野を担当している。なおオーストラリアでは、連邦政府、州・特別地域政府とも、1人の大臣が複数の行政領域を担当する場合が多い。連邦政府で文化芸術を担当するフレッチャー大臣は、他に通信領域とサイバーセーフティ領域も担当しているため、正式な肩書きは通信・サイバーセーフティ・文化芸術大臣となる。ただし、文化芸術に関する法令などにおいては、当該の法令に関して権限を持つ大臣の名称は文化芸術大臣(Minister for the Arts)となっている。これは、大臣が担当する行政領域の組み合わせが政権によって柔軟に変更されるためである。これを踏まえ、本報告書では、文化芸術領域を担当する大臣の一般的な呼称として、同時に他領域を担当している場合を含め、文化芸術大臣と表記する。

図表1-1-4に通信芸術省の組織図を示す。2018-19年度の通信芸術省のコーポレート・プランにおいて省の役割は「すべてのオーストラリア人がコミュニケーション・サービス、クリエイティブな体験と文化にアクセスし、その恩恵を受けることができる環境を提供する」ことと定められており、目的として、「コ

図表1-1-4 連邦政府の通信芸術省における文化芸術局 組織図 (2019年9月時点) **6 (左端の1列目が文化芸術局、2列目がコンテンツ分野担当の組織)



^{※6} Department of Communications and the Arts Annual Report 2018-19 Our organisation chart at 30 June 2019 (点線枠囲みは引用者) https://www.transparency.gov.au/annual-reports/department-communications-and-arts/reporting-year/2018-2019-12 (最終閲覧日: 2020/06/30)

ネクティビティ」と「クリエイティブと文化」の2つが定められている**7。このうち2つ目の目的「クリエイティブと文化」を担当するのが、図表1-1-4にある「文化芸術、コンテンツ、戦略および調査副長官」である。「クリエイティブと文化」の具体的な内容は、「オーストラリアのクリエイティブ・セクターにおける包括性と成長を支援し、オーストラリアのコンテンツと文化を保護・促進する」ことである。これを実現するための業務領域として、通信芸術省では同じ副長官の傘下に文化芸術とコンテンツの2つの分野を設定している。このうち文化芸術分野を担当する組織が文化芸術局である**8。図表1-1-4で、左端の一列が文化芸術局、その右側がコンテンツ分野を担当する組織である。文化芸術局の人員数は約150人であり、多くは連邦政府に就職し、政府内で異動している職員で構成されている**9。

連邦政府では、大臣の下に政府内組織としての省と、委員会、およびポートフォリオ・エージェンシーと呼ばれる政府機関が所属している。オーストラリアでは、大臣が閣内で責任を負う範囲のことを「ポートフォリオ」と呼び、各大臣が所管する政府機関のことを「ポートフォリオ・エージェンシー」と呼ぶ*10。省自体では政策方針や予算枠の管理、各種制度の設計と運用、政府としての戦略的な取組などを主に担当し、それ以外については、所属するポートフォリオ・エージェンシー等が担当するという体制を取っている。このため、各大臣が所管する行政領域の具体的内容については、省の管轄する事業だけではなく、所管のポートフォリオ・エージェンシーの業務内容も併せて見ていく必要がある。

通信芸術省では、委員会は持たず、省自体とポートフォリオ・エージェンシーのみが大臣のポートフォリオに所管されている。文化芸術の分野では、オーストラリア・カウンシル(以下カウンシルとも表記)を筆頭に、11の組織が、アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーを構成している**11。連邦の文化芸術行政は、これらのポートフォリオ・エージェンシーと文化芸術局の双方で実施している。各アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーは文化芸術局のモニタリングと政策調整の下、各分野で文化芸術の振興事業を担当している。助成事業を含む文化芸術行政における連邦政府の事業の多くは、文化芸術局が直接担当するのではなく、各ポートフォリオ・エージェンシーが担っており、文化芸術局は、主に各ポートフォリオ・エージェンシーの管理を通じて、文化芸術行政全体を推進している。

下記に、各ポートフォリオ・エージェンシーの目的と事業内容を示す。調査および報告書作成時点(2019年9月~2020年8月)において、文化芸術局が所管しているエージェンシーは11団体である。なお、2019年7月まではオーストラリア民主主義博物館(旧国会議事堂)もアーツ・ポートフォリオ・エージェンシーの1つであったが、その後、首相府に移管されている。

[アーツ・ポートフォリオ・エージェンシー]

●オーストラリア・カウンシル (シドニー) Australia Council for the Art^{*12}

[目的] オーストラリアの文化芸術を擁護し、投資することを目的とする。卓越した芸術を育成し、 オーストラリアの文化芸術とアーティストの国内外での活動を促進することで、オーストラリアの芸

※12 同前

^{*7} Corporate Plan 2019-2023 p.2, p.4

https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/australia-council-corporate-pl-5d68738684ece.pdf(最終閲覧日:2020/08/02)

^{※8} 同前 pp.8-9

^{※9} 文化芸術局への前掲インタビュー (2020/12/10) より。

^{ 10}** Australian Government Directory

https://www.directory.gov.au/portfolios(最終閲覧日:2020/07/04)

^{※11} Annual Report 2018-19(以下通信芸術省アニュアル・レポート 2018-19と略) pp.14-16 https://www.communications.gov.au/sites/default/files/doca_annual_report_2018-19.pdf(最終閲覧日:2020/08/08以下同)

術環境を支援し、構築するという国家的なリーダーシップの役割を担う。

[事業内容] 連邦政府の文化芸術に対する主要な助成と助言の機関。具体的な業務内容については、 続く**2章**で詳述する。

●オーストラリア国立美術館(キャンベラ) National Gallery of Australia (NGA) **13

[目的] 国内の美術品コレクションの維持、発展に取り組むとともに、美術品へのアクセスと情報を 国内外に提供することで、視覚芸術への理解、知識、楽しみを増進することを目的とする。

[事業内容] キャンベラにある国立美術館の運営、国のコレクションの収蔵管理、展覧会、教育・公共プログラム、アウトリーチ、研究・出版などを実施。2019年時点でコレクションの数は15万5,700点、2018-19年度の来場者数は85万8,074人、国内外の展覧会への貸出点数は1,370点であった。

●オーストラリア国立図書館(キャンベラ) National Library of Australia **14

[目的] すべての国民が、オーストラリアの生活と社会を記録した国のコレクションにアクセスし、楽しみ、学ぶことができるようにすることを目的とする。

[事業内容] キャンベラにある国立図書館の運営。蔵書数約1,000万冊、5.13ペタバイトのデジタル・アーカイブ、3つの読書室と2つのギャラリーを持ち、2018-19年度の来場者は読書室に28万1,963人、ギャラリーに22万4,499人、イベントに7万2,687人であった。

●オーストラリア国立博物館(キャンベラ) National Museum of Australia **15

[目的] 国の歴史的資料のコレクションを確保・維持し、オーストラリアの歴史と文化に対する認識 と理解を高めることを目的とする。

[事業内容] キャンベラの国立博物館の運営、コレクションの確保・管理・調査研究・デジタル資料化、展示、教育啓発プログラム、コミュニティ連携プログラムなどを実施。2018-19年度の来場者は、常設展60万3,644人、特別展20万7,851人、巡回展68万9,547人、教育プログラム8万7,685人、パブリック・プログラム29万9,138人であった。

●オーストラリア国立海事博物館(シドニー) Australian National Maritime Museum (ANMM) **16

[目的] 国の海洋コレクションの管理、プログラム、展示会、イベントの開催を通じて、オーストラリアの海洋文化財(Maritime Heritage)に関する知識、評価、楽しみを増進することを目的とする。 [事業内容] シドニーにある博物館の運営、コレクションの取得と管理、調査研究、学生・生徒向けワークショップその他のイベントを実施。実物船舶の展示も実施しており、シドニーの重要な観光拠点の1つとしての役割を果たしている。2018-19年度の総来場者数は210万7,611人、うち学生・生徒数は3万2,007人、2019年時点のコレクション数は14万8,480点であった。

●ナショナル・フィルム・アンド・サウンド・アーカイブ・オブ・オーストラリア(キャンベラ)

National Film and Sound Archive of Australia (NFSA) *17

[目的] オーストラリアの映画、録音された音声、放送に関連する文書や遺物を収集し、保存するとと

https://www.nla.gov.au/facts-and-figures

^{※13} オーストラリア国立美術館 Annual Report 2018-19 p.1 https://nga.gov.au/aboutus/reports/nga_ar_18-19.pdf

^{※14} 国立図書館 Facts and figures

^{※15} オーストラリア国立博物館 Annual Report 2018-19 p.10, p.18 https://www.nma.gov.au/__data/assets/pdf_file/0011/689645/NMA-Annual-Report-2018-19-web-FINAL-180ctober.pdf

^{※16} オーストラリア国立海事博物館 Annual Report 2018-19 p.p.25-26 https://www.sea.museum/about/corporate-information/planning-and-reporting/annual-reports

^{**17} ナショナル・フィルム・アンド・サウンド・アーカイブ・オブ・オーストラリア Annual Report 2018–19 p.7, p.26 https://www.nfsa.gov.au/about/corporate-information/publications/annual-reports

もに、オーストラリア国内および海外のオーディエンスとコレクションを共有することを目的とする。 [事業内容] 史料館の運営、フィルム・ビデオ・テープ他の劣化リスクの高い映像・音声資料の保全 およびデジタル化、各資料の上映などを行う。貴重な映像資料を、施設内に加え他の施設や映画祭で 積極的に上映している。収蔵品は2019年時点で300万点以上、2018-19年度の総来場者数は13万2,986 人、イベント参加者数は3万2,815人、学校プログラムへの参加者数は1万1,053人であった。

●オーストラリア映画・テレビ・ラジオ学校(シドニー)

Australian Film, Television and Radio School (AFTRS) *18

[目的] 産業界に焦点を当てた専門的な教育、訓練、研究を行い、オーストラリアにおける専門的な映画芸術と放送文化の発展を支援することを目的とする。

[事業内容] シドニーのキャンパスの運営、校内での教育コースの実施に加え、奨学金の提供、新規の学生開拓のための体験コースの展開や地域でのワークショップ、小中学校用プログラム、産業界と連携したインターン支援などを行っている。

●ナショナル・ポートレート・ギャラリー(キャンベラ) National Portrait Gallery *19

[目的] 肖像画を通じて、オーストラリア人のアイデンティティ、歴史、創造性、多様性を理解し、 評価することを目的とする。

[事業内容] キャンベラのギャラリーの運営、コレクションの収集と保全、展覧会などのイベントを 実施する。2019年のコレクション数は2,907点、2018-19年度の総来場者数は33万8,174人、11カ 所の会場での巡回展示で5万3,019人を集客、また他機関への貸出作品数は41点であった。

[目的] 文化的に多様なオーストラリアの映画作品への資金提供とプロモーションを通じて、観客のエンゲージメントを促進し、創造的で革新的、商業的に持続可能な映画産業を支援する。

[事業内容] 2018-19年度の事業としては、映像産業とのパートナーシップ開拓、映像作品の企画開発助成、企画開発のためのワークショップ助成、海外マーケティング支援、海外の会合や映画祭への参加・出展補助、ビジネス企画開発支援、映像作品製作助成、ドキュメンタリー制作支援、先住民の映像作品製作支援、褒章、プロデューサーに対する税免除、国際共同製作の支援などを行っている。

●バンダノン・トラスト(ニューサウスウェールズ州ノース・ノウラ) Bundanon Trust*21

[目的] レジデンス、教育、展覧会やパフォーマンスのプログラムを通じて、文化芸術の実践とエンゲージメントを支援する。また、オーストラリアを代表する画家のアーサー・ボイド夫妻が国に贈った美術品の大規模なコレクションを含む、約4,000点に及ぶ膨大な美術品コレクションを所蔵する。敷地内の自然とヘリテージ(Cultural Heritage)の保護を通して、生活の中での景観の価値を高める活動を行う。

[事業内容] ニューサウスウェールズ州の地方部にある2カ所の地所の管理に加え、美術品コレクションの展示と保全、各種のアート体験プログラムやアーティスト・イン・レジデンス、先住民の文化

^{ 18}** AFTRS Annual Report 2018–19 p.13, pp.17-33

https://www.aftrs.edu.au/wp-content/uploads/2019/10/AFTRS_AnnualReport_2018-19.pdf

^{**19} ナショナル・ポートレート・ギャラリー Annual Report 2018-19 p.28, p.37 https://www.portrait.gov.au/content/information-publication-scheme/

^{**20} スクリーン・オーストラリア Annual Report 2018-19 p.61, pp.75-107

https://www.screenaustralia.gov.au/getmedia/98d29914-2704-4c9b-aab2-ae6fc9ee0b68/SA-Annual-Report-2018-2019.pdf?ext=.pdf

^{**21} バンダノン・トラスト Annual Report 2018-19 p.9, p.11 https://bundanon.s3.amazonaws.com/uploads/files/Bundanon_AR_2019_FIN_spreads_REDUCED_SIZE.pdf

芸術活動への支援、教育啓発活動などの文化芸術活動と植樹その他の自然保護活動を行う。

●クリエイティブ・パートナーシップ・オーストラリア Creative Partnerships Australia (CPA) **22

[目的] オーストラリアの文化芸術に対する民間セクターの支援文化を醸成し、全国民の利益のために、より持続可能で活気に満ちた野心的な文化芸術セクターを成長させる。

[事業内容] オーストラリア政府がCPAに資金を提供し、アーティストや文化芸術団体が民間セクターの支援を受けられるように、コーチング、メンタリング、トレーニング・サービス、マッチング・ファンド・プログラムを提供している。CPAについては 補章1「クリエイティブ・パートナーシップ・オーストラリア(CPA)」で詳しく扱っている。

上記のアーツ・ポートフォリオ・エージェンシーのうち、バンダノン・トラストと CPA の2つは、連邦会社法(Corporations Act 2001)に基づいて設立され、連邦政府が出資者として支配権を持つコモンウェルス・カンパニー(Commonwealth Company)、残りの9つは個別の設置法により設置された独立の法人格を持つ連邦機関(Corporate Commonwealth Entity)である。いずれの形態のエージェンシーも理事の人事や運営費の支出などを通じ連邦政府から運営の方向性を定められているが、それぞれのエージェンシーが実施している業務内容については独立性を担保している。アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーの独立性の具体的な内容については、次章でオーストラリア・カウンシルの例を詳述する。

また、連邦政府の文化芸術行政における重要な団体として、アーツ・ポートフォリオ・エージェンシー以外に、国立実演芸術エリート訓練機関(National elite training organisations in the performing arts)と称される以下の7つの機関がある。文化芸術局では、この7団体にポートフォリオ・エージェンシーの1つであるAFTRSを加えた8団体を、ARTS8共同体(ARTS8 collaborating)と呼び、文化芸術行政上の重要な助成先団体として重要業績指標(Key Performance Indicator、以下KPI)管理の対象としている(第1部1-3-3「目標と予算管理」を参照)。KPIとは組織の目標の達成度合いを評価するための定量的な指標である。

国立実演芸術エリート訓練機関*23

オーストラリア・バレエ学校(The Australian Ballet School)

オーストラリア国立音楽アカデミー (The Australian National Academy of Music)

オーストラリア・ユース・オーケストラ (The Australian Youth Orchestra)

フライング・フルーツ・フライ・サーカス (The Flying Fruit Fly Circus)

国立先住民技能開発協会(The National Aboriginal and Islander Skills Development Association [NAISDA])

国立サーカス芸術研究所(The National Institute of Circus Art)

オーストラリア国立演劇学院(The National Institute of Dramatic Art [NIDA])

なお、これらの機関には、「国立(National)」という名称がついているものもあるが、法人としては、 連邦会社法に規定されている保障有限会社(Company limited by guarantee)として運営されている

^{**22} クリエイティブ・パートナーシップ・オーストラリア Annual Report 2018-19 p.1, p.p11-34 https://www.creativepartnershipsaustralia.org.au/wp-content/uploads/2019/10/CPA_AnnualReport2018-19_web.pdf

^{**23} National elite training organisations in the performing arts https://www.arts.gov.au/what-we-do/performing-arts/national-elite-performing-arts-training-bodies (最終閲覧日:2020/06/21)

民間の非営利法人であり、連邦政府の機関ではない。なお保障有限会社とは、出資者に対する配当が禁止されており、利益が当該法人事業に全て再投資される法人であり、オーストラリアにおいて、民間の非営利団体が法人格を取る場合に選択できる形態の1つである*24。

1-3 連邦政府の文化芸術行政の所管業務と目標

この節では文化芸術局が取り扱っている業務の概要、支出の状況、目標およびその管理の状況について解説する。

上述したように、連邦の文化芸術行政は、文化芸術大臣が所管するポートフォリオ・エージェンシーと文化芸術局の双方で実施している。ここではまず、そのうち文化芸術局が直接担当する業務について概説し、次に文化芸術局とアーツ・ポートフォリオ・エージェンシー双方の業務を含めた連邦政府全体の文化芸術支出の内容を見る。続いて、文化芸術局の目標に基づいた予算管理の状況を解説する。

1-3-1 文化芸術局の所管業務

前節で述べたように、文化芸術局は通信芸術省の中で「クリエイティブと文化」の目的達成を、コンテンツ分野の組織とともに担当している。文化芸術局の業務領域としては「ヘリテージ」「映画」「先住民の芸術と言語」「文学」「実演芸術」「地域芸術」「博物館・美術館、図書館」「視覚芸術」の8つが設定されている**25。各領域の概要は以下の通りである。なお、これらの業務の一部は各アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーに委託して実施されている。

●ヘリテージ (Cultural heritage)

国内および国際的な動産(movable)のヘリテージを保護し、輸出入を規制し、博物館、ギャラリー、図書館が重要な文化資料を取得できるように支援する業務および先住民の先祖代々の遺骨や文化資料の送還を支援する業務を行う。具体的には下記の業務を実施している。

●動産のヘリテージ管理

「移動可能なヘリテージ保護法(Protection of Movable Cultural Heritage Act 1986)」および「文化財の不法な輸入、輸出および所有権移転を禁止しおよび防止する手段に関するユネスコ条約」に基づく美術品やヘリテージの輸出入管理業務を行う。

2ヘリテージ贈与プログラム

オーストラリアの美術館、博物館、図書館、史料館にヘリテージを寄付することを奨励する税制 上の優遇措置を提供する。

3先住民の遺骨、遺物のコミュニティへの送還

150年以上もの間、医学者、解剖学者、民族学者、人類学者等の「科学的」研究のために、先住 民のコミュニティから持ち去られ、オーストラリアや海外の博物館、大学、個人のコレクション に保管されてきた遺骨や文化資料をコミュニティに送還する事業を行っている。

 ^{**24} Australian Securities and Investments Commission Registering not-for-profit or charitable organisations
 https://asic.gov.au/for-business/registering-a-company/steps-to-register-a-company/registering-not-for-profit-or-charitable-organisations/
 (最終閲覧日:2020/07/09)

^{※25} Office for the Arts https://www.arts.gov.au(最終閲覧日:2020/07/08)

- ▶先住民送還助言委員会 (Advisory Committee for Indigenous Repatriation) の運営
- ▶海外からの先住民の遺骨・文化資料の送還事業
- ▶国内の主要な8つの博物館に所蔵されている先住民の先祖の遺骨や祭具などをそれぞれの出身 地域に返還することを支援する助成金の支出
- ▶出身地域への返還ができない遺骨や文化資料の「安息の地」の設置についての調査研究

4文化団体登録制度

上記②の対象となる美術館、博物館、図書館、史料館以外の文化団体(文学、視覚芸術、コミュニティ・アート、実演芸術、先住民の芸術と言語、音楽、工芸、デザイン、テレビ、ビデオ、ラジオ、フィルム、動産のヘリテージ)に寄付を行った場合、税金が免除される登録制度を提供する。

5キャプテン・クックのオーストラリア航海250周年記念プログラム

1770年のエンデバー号によるキャプテン・クックの航海を記念した事業である。特設ウェブサイト、先住民への文化資料返還の推進、オーストラリア国立博物館によるフェローシップなどのプログラムの実施、カメイ・ボタニーベイ国立公園の改修などを行う。

なお建造物など不動産型のヘリテージおよび世界遺産、自然遺産は環境・エネルギー省 (Department of Environment and Energy) が管轄。また、日本における文化財登録制度に相当する制度はない*26。

●映画 (Screen)

オーストラリアを象徴する産業である映画産業への支援業務。具体的には下記の業務を実施している。

●オーストラリアにおける映画製作支援

連邦および各州・特別地域のフィルム・コミッティーによるロケおよび現地製作のサービス、映画 製作に関する免税措置、外国人俳優にビザを発給する外国人俳優認証スキームなどを運営する。

②オーストラリア製作の映画製作への免税措置

プロデューサーに対する税の還付(長編映画40%、その他20%)、オーストラリアでロケをした映像作品への16.5%の税の還付、オーストラリアでポストプロダクションを実施した場合の20%の税の還付、オーストラリアでのロケ誘致のための助成金支援などを行う。

3国際共同製作プログラム(スクリーン・オーストラリアが担当)

イギリス、北アイルランド、カナダ、イタリア、アイルランド、イスラエル、ドイツ、シンガポール、中国、韓国、南アフリカ、フランス、ニュージーランドとの間で公式な共同製作協定を締結し、共同製作を推進する。

●先住民の芸術と言語 (Indigenous arts and languages)

芸術と言語は、先住民とそのコミュニティにとってきわめて重要なものであるという認識の下に下記 の業務を展開している。

●先住民視覚芸術産業支援プログラム

先住民アートの多くが制作されているオーストラリア各地の先住民アーツセンター、先住民の視覚芸術産業にサービスを提供する組織、アートフェアなどを支援する。アーティストに対してのスタジオスペースや素材の提供、作品制作の機会、マーケティングや展覧会のサポート、アーティスト・アー

^{※26} 文化芸術局への前掲インタビュー (2019/12/10) より。

ツセンターの職員・ディレクターのための専門的なサポートやサービスなども提供する。

②先住民言語および芸術プログラム

オーストラリア各地で先住民が言語と芸術活動を通じて自らの文化を表現し、保存し、維持するための支援を行う。150以上の先住民の言語の記録、保存、維持に取り組んでいる全国21の先住民言語センターのネットワークへの運営資金支援を行うとともに、オーストラリアの伝統的、現代的な先住民文化や芸術表現を紹介する先住民の文化芸術プロジェクトを開発、制作、発表、展示、上演することに対して助成を実施する。

●文学 (Literature)

下記4つの事業を通じて作家の支援、作品の顕彰を実施する。

● 教育貸与権/公衆貸与権制度

オーストラリアのクリエイターや出版社が、公共図書館や教育機関の図書館で書籍を無料で何度 も利用することで失われた収入を補償する制度である。オーストラリア国籍を持つ著者、編集者、 イラストレーター、翻訳者、編纂者および過去3年の間にオーストラリアで出版を行っている出 版社、非営利団体と自費出版のクリエイターが対象となっている。

- ② 連邦首相文学賞の授与
- 3 著作権政策
- 4 その他、読書促進キャンペーンなど

●実演芸術 (Performing arts)

実演芸術に対する支援としては、下記の3事業を実施している。

1オーストラリアの約30の主要な実演芸術団体を支援 オーストラリア・カウンシルが担当するメジャー・パフォーミング・アーツ・フレームワーク (MPAF)。詳細は第1部3章「オーストラリア・カウンシルの助成(1) MPAF」で述べる。

②オーストラリア音楽産業パッケージ

音楽産業を支援するため、オーストラリアの団体による地元のアーティストを起用したライブ・ミュージック・イベントを増やすことを目的とした「ライブ・ミュージック・オーストラリア・イニシアティブ」、音楽業界の女性の人材に対してメンターシップ・プログラムと専門的なトレーニングを提供する「ウーマンズ・イン・メンター・プログラム」、先住民のミュージシャンやバンドのための国家的な育成プログラムを提供する「先住民コンテンポラリー・ミュージック・プログラム」、オーストラリア・カウンシルのツアー助成への支援の4つの事業を実施する。

3国立実演芸術エリート訓練機関

AFTRSを含むARTS8共同体への助成を行う。

●地域芸術 (Regional arts)

オーストラリアの広い国土と低い人口密度が、文化芸術の発展を妨げているという問題意識の下に下 記の4事業を実施する。

●リージョナル・アーツ・ファンド

オーストラリアで地域の文化芸術を振興している非営利法人であるリージョナル・アーツ・オー

ストラリアと、その連携先である各州の組織を介して、地域の文化芸術を振興する助成を行う。

2フェスティバル・オーストラリア

オーストラリアの地方や遠隔地に住むコミュニティの人々に、フェスティバルでの文化芸術体験 や、コミュニティの祝賀行事に参加する機会を提供するため、パレード、パフォーマンス、ワー クショップ、インスタレーション、展示会などを含む地域の文化芸術プロジェクトに助成を行う。

3ビジョン・オブ・オーストラリア

地方や遠隔地を対象とした歴史、科学、デザイン、社会的・芸術的に意義のある文化的資料の展示会の開発と巡回展示に対する助成を行う。

4ナショナル・リージョナル・プログラムオーストラリア・カウンシルが運営する実演芸術のツアーや巡回展示への助成を行う。

●博物館・美術館、図書館 (Museums, libraries and galleries)

オーストラリアの収蔵機関に対する支援として下記3つの事業を実施する。

❶調査研究

文化芸術統計の作成、ヘリテージの収蔵の意義についての調査報告書の作成、アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーの成果の検証・報告を行う。

❷国立収蔵機関巡回展示・アウトリーチ・プログラム

オーストラリア国立海事博物館、バンダノン・トラスト、オーストラリア民主主義博物館(旧国会議事堂)、オーストラリア国立公文書館、ナショナル・フィルム・アンド・サウンド・アーカイブ・オブ・オーストラリア、オーストラリア国立美術館、オーストラリア国立図書館、オーストラリア国立博物館、ナショナル・ポートレート・ギャラリーの巡回展示・アウトリーチ事業への助成を行う。

❸オーストラリア政府国際展覧会保険プログラム

美術展の場合は5,000万豪ドル(36億円)以上、博物館学的な展示会の場合は2,000万豪ドル(14億4,000万円)以上の展示物がある展覧会を対象に、保険金相当額を助成する。

●視覚芸術 (Visual Arts)

他領域の事業の再掲を含む下記6つの事業を展開する。

●リセール・ロイヤリティ・スキーム

視覚芸術に関わるアーティストに、作品から著作権の支払いを受けるソングライターや作家などの他のクリエイターと同様の権利を与えるための制度である。オークションハウスやギャラリーは、このスキームに則り再販の届け出をすることが義務づけられており、アーティストは、1,000豪ドル(7万2,000円)以上で再販された場合、売上の5%を受け取ることができる。

2アート・バンク

オーストラリアの現存するアーティストの作品を政府が購入して各所にリースし、リース料の 100%をアーティストに戻す制度で、現在、約1万点の作品を保有している。

3個人所有権証券登録制度

アーティストがギャラリーやディーラーに作品を委託する際、この制度に作品を登録しておくこと により、ギャラリーやディーラーが支払不能になった時にアーティストの債権が優先される。

- 4ビジョン・オブ・オーストラリア(再掲)
- 5先住民視覚芸術産業支援プログラム(再掲)
- ⑥先住民言語および芸術プログラム(再掲)

1-3-2 連邦政府の文化芸術支出

先に述べたように、連邦政府の文化芸術分野およびコンテンツ関連分野は同じ「クリエイティブと文化」を担当する組織として位置づけられている。双方の支出額については、第1部5章「連邦と州の政策調整」で述べる文化大臣会議(Meeting of Cultural Ministers、以下 MCM)の統計作業部会で集計が行われている。この支出には、文化芸術局が直接担当する業務に関わる支出額に加えて、アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーが支出した金額(連邦政府から各アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーへの助成金含む)および通信芸術省のコンテンツ分野の組織の支出額が含まれる。このため支出分野の区分は前項と異なる。

図表1-1-5に2017-18年度の支出額と分野・ジャンル別構成を示す。文化芸術およびコンテンツ振興に関わる連邦政府のアーツ・ポートフォリー・エージェンシーを含む支出は2017-18年度の実績で、総額26億7,490万豪ドル(1,925億9,280万円)である。このうち14億1,850万豪ドル(1,021億3,200万円)は、コンテンツ分野の組織が担当するテレビ・ラジオなどの放送分野への支出であり、文化芸術局が担当する分野のみの支出でみると、12億5,640万豪ドル(904億6,080万円)となる。

このうち1億1,080万豪ドル(79億7,760万円)は図書館に関わる分野に支出されており、日本における文化芸術への政府支出と比較する時には注意が必要である(日本では、図書館は、通例、生涯学習・社会教育行政の領域で管轄されており、文化芸術行政の範囲ではない。一方、オーストラリアでは、美術品やヘリテージの収蔵を図書館が担う場合も少なくなく、文化芸術行政の対象となっている)。なお、全体から放送分野および図書館への支出を除いた残余は11億4,560万豪ドル(824億8,320万円)である**27。

図書館を除いた美術館・博物館・史料館などのヘリテージは5億40万豪ドル (360億2,880万円)、 放送を除く文化芸術活動 (Arts) が6億4,510万豪ドル (464億4,720万円) である。ヘリテージに関 わる支出額には、アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーである国立の収蔵機関への支出と、前項で 述べたヘリテージについての文化芸術局の業務実施に関わる支出額が含まれる。

文化芸術活動の内訳は、「映像作品(映画、ビデオ等)の制作・配給」が最も多く1億1,090万豪ドル(79億8,480万円)、「コミュニティ・アートと文化振興」に8,000万豪ドル(57億6,000万円)、「音楽」に7,480万豪ドル(53億8,560万円)、「演劇」に7,030万豪ドル(50億6,160万円)、「文化芸術管理」に5,910万豪ドル(42億5,520万円)、「視覚芸術と工芸」に5,030万豪ドル(36億2,160万円)、「文化芸術教育」に5,000万豪ドル(36億円)などが主要な支出先となっている**28。ここには、オーストラリア・カウンシル、CPA、AFTRSを含むARTS8への支出額が含まれる。

 ^{*27} Cultural funding - Australian Government - 2017-18 pp.1-2 https://www.arts.gov.au/documents/cultural-funding-australian-government-2017-18 (最終閲覧日: 2020/06/30)
 *28 同前 p.2

図表 1-1-5 連邦政府のヘリテージおよび文化芸術関連支出 (2017-18 年度) **29

(1豪ドル=72円)

	分野	支出額	日本円換算	%
	美術館 Art museums	8,800万豪ドル	63億3,600万円	3.3
ヘリテージ	博物館とヘリテージ Other museums and cultural heritage	2億9,030万豪ドル	209億160万円	10.9
Cultural	図書館 Libraries	1億1,080万豪ドル	79億7,760万円	4.1
Heritage	史料館 Archives	1億2,210万豪ドル	87億9,120万円	4.6
	ヘリテージ 合計	6億1,130万豪ドル	440億1,360万円	22.8
	文学 Literature	2,960万豪ドル	21億3,120万円	1.1
	音楽 Music	7,480万豪ドル	53億8,560万円	2.8
	演劇 Theatre	7,030万豪ドル	50億6,160万円	2.6
	ダンス Dance	2,890万豪ドル	20億8,080万円	1.1
	ミュージカルとオペラ Musical theatre	2,670万豪ドル	19億2,240万円	1.0
	サーカスとフィジカルシアター Circus and physical theater	480万豪ドル	3億4,560万円	0.2
	他の実演芸術 Other performing arts	140万豪ドル	1億80万円	0.1
	実演芸術施設 Performing arts venues	2,740万豪ドル	19億7,280万円	1.0
	クロスジャンル Cross-art form	1,420万豪ドル	10億2,240万円	0.5
文化芸術	視覚芸術と工芸 Visual arts and crafts	5,030万豪ドル	36億2,160万円	1.9
Arts	デザイン Design	30万豪ドル	2,160万円	0.01
	ラジオ、テレビ Radio and television services	14億1,850万豪ドル	1,021億3,200万円	53.0
	映像作品 (映画、ビデオ等)の制作・配給 Film and video production and distribution	1億1,090万豪ドル	79億8,480万円	4.1
	双方向コンテンツ Interactive arts content	200万豪ドル	1億4,400万円	0.1
	文化芸術教育 Arts education	5,000万豪ドル	36億円	1.9
	コミュニティ・アートと文化振興 Community arts and cultural development	8,000万豪ドル	57億6,000万円	3.0
	総合文化フェスティバル Multi-arts festivals	390万豪ドル	2億8,080万円	0.1
	文化芸術管理 Arts administration	5,910万豪ドル	42億5,520万円	2.2
	他の文化芸術 Other arts	1,070万豪ドル	7億7,040万円	0.4
	文化芸術 合計	20億6,360万豪ドル	1,485億7,920万円	77.2
	総合計	26億7,490万豪ドル	1,925億9,280万円	100.0

(各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない)

1-3-3 目標と予算管理

通信芸術省文化芸術局では、文化芸術行政について、コーポレート・プランにおいて施策の目標と KPIを定め、予算を編成して議会の承認を受け、アニュアル・レポートでその検証を行っている。ここ では、その具体的な内容を概観する。

文化芸術局は2018-19年度の通信芸術省のコーポレート・プランの中で、施策とその目標(target) となるKPIを設定、過去の実績の分析をもとに適正と考えられる予算配分を行っている**30。

コーポレート・プランで設定された施策ごとの目標は、年度終了後のアニュアル・レポートで検証さ

 ^{** 29} Cultural Funding by Government, Australia, 2017–18 full data set (Table3)

https://www.arts.gov.au/mcm/cultural-data-online/government-cultural-funding-and-participation(最終閲覧日:2020/06/30)

^{※30} 文化芸術局への前掲インタビュー (2019/12/10) より。

れる。図表1-1-6は、その検証状況である。このうち、施策と目標は、当該年度のコーポレート・プランで設定されたものがそのまま転記されており、アニュアル・レポートでは、右端の欄に目標の達成状況が付記され、コーポレート・プランが実現されたかどうかの検証となる。なお、施策番号が16から始まっているのは、1~15が文化芸術行政以外の施策(通信・放送関係の施策)となっているためである。また、施策18「以下を含むクリエイティブおよび文化セクターのGDPへの貢献」の一部と、施策22の著作権を除く規制制度および23は、文化芸術局ではなく、省内のコンテンツ分野の組織が関わる施策である。

助成事業を含む文化芸術局の事業は、コンテンツ分野の施策を除く各施策分野(16~21 と 22 の著作権に関わる施策)の目標を達成するべく、企画・立案・実施・監督されている**³¹。

施策16~23 は、各領域の施策がどのような文化的、経済的、社会的成果を挙げるべきかを目的として定め、その結果を検証するものとなっている。一方、24~26 は、ポートフォリオ・エージェンシーや個別事業の管理に係わる項目である。このため、通信芸術省が実施する個別の事業の内容や予算額については、施策24にある「文化芸術の発展のための支出(プログラム2.1)」を見る必要がある。「プログラム2.1」とは、通信芸術省が管理する文化芸術行政についての個別の事業の総称であり、16~23の施策を推進するのに必要な助成・支援その他の支出を伴う事業は、施策24において予算を付けられ、26 において予算執行を管理されるという構造になっている。

なお、省内のコンテンツ分野の組織が関わっている施策(22の一部と23)については、省外への支出を伴う事業を実施していないため、プログラム2.1に事業予算として計上されていない。また、コンテンツ分野の組織が管理するポートフォリオ・エージェンシーであるオーストラリア放送協会(Australian Broadcasting Corporation、以下ABC)とスペシャル・ブロードキャスティング・サービス(Special Broadcasting Service)の2つの国営放送は、アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーではなく、通信分野のコミュニケーション・ポートフォリオ・エージェンシーに分類されているため、そこへの助成金(図表1-1-5におけるラジオ、テレビの項目)もプログラム2.1には計上されていない。従って、このプログラム2.1の支出総額7億1,220万豪ドル(512億7,840万円)が、文化芸術局が管理する当年の文化芸術に対する連邦政府からの支出額そのものということになる。プログラム2.1の原資には、政府の歳出以外も一部含まれるため、2018-19年度においては省の文化芸術に関わる支出総額を2%程度上回っている。

プログラム 2.1 の総支出額のうち 64.7%は、法人格を持つ連邦機関である 10のポートフォリオ・エージェンシーに、8.4%はコモンウェルス・カンパニーである 2つのポートフォリオ・エージェンシーに分配されている。個別の金額をみると、連邦機関であるオーストラリア・カウンシル、オーストラリア国立美術館、オーストラリア国立図書館、オーストラリア国立博物館、オーストラリア国立海事博物館、ナショナル・フィルム・アンド・サウンド・アーカイブ・オブ・オーストラリア、AFTRS、オーストラリア民主主義博物館(旧国会議事堂)、ナショナル・ポートレート・ギャラリー、スクリーン・オーストラリアへの総支出額が 4億 6,130 万豪ドル(332億1,360 万円)、バンダノン・トラストへは 1,500 万豪ドル(10億8,000 万円)、CPAへは 4,500 万豪ドル(32億4,000 万円)となっている**32。

ポートフォリオ・エージェンシー以外のプログラム2.1の支出先としては、第1部1-3-1「文化芸術

^{※31} 前掲 通信芸術省アニュアル・レポート 2018-19 p.19

https://www.communications.gov.au/sites/default/files/doca_annual_report_2018-19.pdf(最終閲覧日:2020/06/22)

^{※32} 同前 p.79-81

施策ごとの評価項目*	目標	達成状況
16. 国立文化機関の参加。KPIは下記の通り。	過去4年の平均値以上	2019年9月10日時点
(a) 国立収蔵機関の訪問人数(オンサイトおよびオフサイト訪問双方)	(a) 960万人以上	(a) 1,040万人
(b) オンラインでアクセスできる国立コレクション収蔵品のパーセンテージ	(b) 6.39%	(b) 8.7%
(c) 国立収集機関のウェブサイト訪問数	(c) 4,270万セッション	(c) 4,950万セッション →目標達成
17. 下記の分野での社会包摂支援のための活動の影響評価 (a) オーストラリアの地域、地方、遠隔地 (b) 障害者	2018-19年度に前向き な成果を達成(前年測 定値なし)	2018-19年度に前向き な成果を達成 →目標達成
18. 以下を含むクリエイティブおよび文化セクターの GDP への貢献	2016-17年度の値以上	※2018-19年度のアニ ュアル・レポートでは、
(a) クリエイティブおよび文化セクター全体の貢献	(a) 1,117億1,300万豪ドル (8 兆 433 億 3,600 万円)	結果の値は発表されて いない。
(b) 放送、電子、デジタルメディア、映画の貢献	(b) 97億700万豪ドル (6,989億400万円)	
(c) 音楽における作曲、楽曲出版の貢献	(c) 1億4,800万豪ドル (106億5,600万円)	
19. 以下を含むクリエイティブおよび文化セクターへの フィランソロピーによる寄付	2017-18年度に	2017-18年度に
(a) 民間セクターから文化芸術への推定支援額	(a) 3 億豪ドル (216 億円)	(a) 3億1,910万豪ドル (229億7,520万円)
(b) 登録文化団体への支援	(b) 1 億豪ドル (72 億円)	(b) 1億3,590万豪ドル (97億8,480万円) →目標達成
20. 国立実演芸術エリート訓練機関のコースを修了する生徒数	2018年に 800人	2018年に 1,056人 →目標達成
21. 下記を支援、保存、称揚する活動の影響の評価 (a) 先住民の芸術と言語 (b) 国際的なオーストラリアの創造性と文化	2018-19年度に前向き な成果を達成(前年測 定値なし)	2018-19年度に前向き な成果を達成 →目標達成
22. 等級審査およびオーストラリアのコンテンツと著作権のためのコンテンツ規制制度の有効性の評価**	2018-19年度に前向き な成果を達成(前年測 定値なし)	2018-19年度に前向き な成果を達成 →目標達成
23. メディア規制が目的に即したものであるかどうかの評価	2018-19年度に前向き な成果を達成(前年測 定値なし)	2018-19年度に前向き な成果を達成 →目標達成
24. 文化芸術の発展のための支出(プログラム 2.1)	支出は予算額の差が 5%以内	2018-19年度 7億1,220万豪ドル (512億7,840万円) →目標達成
25. アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーへの省の監督の有効性の評価	2018-19年度の省の 監督が有効であったか	2018-19年度の省の 監督は有効 →目標達成
26. プログラム 2.1 の管理案件が効果的に実施されたかの評価	全てのプログラム 2.1 の管理案件を、2018- 19年度において、期日 通り予算内に実施する。 実施は効率的に行う。	全てのプログラム2.1の 管理案件を、2018-19年 度において、期日通り予 算内に実施した。実施は 効率的であった。 →目標達成

^{*} 施策1~15は通信分野の施策、プログラム1はデジタル技術・通信分野の事業のため割愛。

^{**} 等級審査とは日本の映倫やアメリカでの MPAA(アメリカ映画協会: Motion Picture Association of America)の レイティング制度に相当する制度。オーストラリア、ニュージーランドでは政府が運営に携わっている。

局の所管業務」で紹介した文化芸術局の主要な事業プログラムに加え、次のような団体や助成、特別会計がある**³⁴。

●オースフィルム (Ausfilm)

オーストラリアでの映画の共同製作を促進する活動を行う団体。

●カタリスト (オーストラリア文化芸術基金) Catalyst (Australian Arts and Culture Fund)
連邦政府がオーストラリア・カウンシルとは別に中小の文化芸術団体に助成するために設立した基金だが、現在ではカウンシルに事業を全て移行。

- ●オーストラリア子どもテレビ財団(Australian Children's Television Foundation) 児童向け番組の開発支援を行っている、1982年創立の非営利民間法人。
- ●ハリウッド映画へのロケ誘致助成金
- ●国際文化外交芸術基金(International Cultural Diplomacy Arts Fund)
- ARTS8のうち AFTRS を除く7つの非営利民間法人
- ●オーストラリア博物館・ギャラリー協会の全国会議への出席への支援金
- ●リージョナル・アーツ・オーストラリア (Regional Arts Australia)
 オーストラリアの地方に文化芸術を届けることを主目的とした、1943年設立の非営利民間法人。
- MCMの運営費
- ●作家に対する教育貸与権/公衆貸与権制度のための特別会計
- ●動産のヘリテージ保護のための特別会計

上記のプログラム2.1における支出の割合からわかるように、連邦政府の文化芸術行政においてアーツ・

図表 1-1-7 アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーのへの支出 (2018-19年度 金額順) **35 (1豪ドル=72円)

アーツ・ポートフォリオ・エージェンシー*	予算	日本円換算
オーストラリア・カウンシル	2億819万豪ドル	149億8,968万円
オーストラリア国立美術館	7,388万豪ドル	53億1,936万円
オーストラリア国立図書館	6,507万豪ドル	46億8,504万円
オーストラリア国立博物館	4,708万豪ドル	33億8,976万円
オーストラリア国立海事博物館	2,924万豪ドル	21億528万円
ナショナル・フィルム・アンド・サウンド・アーカイブ・オブ・オーストラリア	2,744万豪ドル	19億7,568万円
オーストラリア映画・テレビ・ラジオ学校 (AFTRS)	2,258万豪ドル	16億2,576万円
オーストラリア民主主義博物館 (旧国会議事堂)**	1,985万豪ドル	14億2,920万円
ナショナル・ポートレート・ギャラリー	1,188万豪ドル	8億5,536万円
スクリーン・オーストラリア	1,134万豪ドル	8億1,648万円
合計	5億1,655万豪ドル	371億9,160万円

^{*} 連邦議会に報告されたアーツ・ポートフォリオ・エージェンシーの予算書より、議会への報告義務を有している個別の設置法と独立した法人格を持つ連邦機関である10機関のみを記載。バンダノン・トラストとCPAは、アーツ・ポートフォリオ・エージェンシーではあるが、連邦政府が出資者として支配権を持つコモンウェルス・カンパニーであるため、議会への予算の直接の報告義務を負わず、予算書には記載されていない。

https://www.communications.gov.au/sites/default/files/doca_annual_report_2018-19.pdf (最終閲覧日: 2020/06/02)

^{** 2019}年9月よりアーツ・ポートフォリオを離れ、首相府に移管された。現在、ポートフォリオの数は11である。

^{※34} 前掲 通信芸術省アニュアル・レポート 2018-19 p.77-87

^{**35} Communications and the Arts Portfolio—full budget document 2019-20 p.17, 30 https://webarchive.nla.gov.au/awa/20200828201749/http://pandora.nla.gov.au/pan/181345/20200829-0006/www.communications.gov.au/documents/communications-and-arts-portfolio-full-budget-document-2019-20.html (最終閲覧日:2020/06/22)

ポートフォリオ・エージェンシーの占める位置づけは高い。2019-20年度予算書では、通信芸術省の文化芸術分野の総支出額7億19万豪ドル(504億1,368万円)のうち、連邦法人機関のアーツ・ポートフォリオ・エージェンシー*36への支出(**図表1-1-7**)は5億1,655万豪ドル(371億9,160万円)と、73.8%を占めており、2018-19年度の比率(64.7%)をさらに上回るものとなっている*37。

中でもオーストラリア・カウンシルは、ポートフォリオ・エージェンシーへの支出の約4割を配分される最大の機関である。次節では、このカウンシルの連邦政府における位置づけについて説明する。

1-4 連邦政府の文化芸術政策におけるオーストラリア・カウンシル

オーストラリア・カウンシルは、1975年に設立されて以来、連邦の主要な文化芸術助成機関であると同時に、連邦政府への助言の機能を有するなど、連邦政府の文化芸術行政において重要な役割を担ってきている*38。この節では、オーストラリア・カウンシルの連邦政府の文化芸術行政における位置づけについて、その沿革を踏まえて説明する。

オーストラリアの文化芸術行政は、建国以来長らく、連邦政府よりも州政府が中心となって進められてきており、1960年代半ばに至っても、図書館や美術館などの文化施設の多くは、植民地時代から20世紀初頭にかけて各州で設立されたものがそのまま利用されているといった状況であった。また、実演芸術の支援についても、各州が委員会を設置して支援策を実施していた。

連邦政府にも文化芸術行政の専任部署はなく、長らく少数の委員会が分野ごとに限定された活動をするのみに止まっていた。下記に、1960年代までに連邦政府が設立した主要な制度、機関を示す**39。

●連邦文学基金(The Commonwealth Literary Fund)

1908年に貧しい作家やその家族に年金を提供するための基金として発足し、その後、出版助成等に業務を拡大。

●歴史記念委員会 (The Historic Memorials Committee)

1911年にオーストラリアの偉人の肖像画の収集と発注のために発足。

●連邦美術助言委員会(Commonwealth Art Advisory Board)

1912年に歴史記念委員会の運営のために設置。その後、連邦政府による美術品購入の助言へと業務を拡大し、1972年の廃止までオーストラリアの海外美術展の監督も実施。

●オーストラリア国立図書館(The National Library)

1968年に初めて連邦政府が設置した文化施設として開設。

実演芸術については、政府内の委員会や文化芸術に関わる政府機関による直接の支援は行われておらず、間接的なものに止まっていた。このうち音楽については、国営放送のABCにオーケストラ・合唱

^{※36} オーストラリア民主主義博物館(旧国会議事堂)を含む。

^{※37} なお各ポートフォリオ・エージェンシーは、それぞれ独自の収入手段を持っているため、ポートフォリオ・エージェンシー自体の総予算は 連邦政府からの配分額を上回る。

^{※38} Australia Council Act 2013 (以下 2013 年オーストラリア・カウンシル法と略), Part 2, Article 9 Functions https://www.legislation.gov.au/Details/C2013A00071 (最終閲覧日: 2020/06/21)

^{※39} Commonwealth arts policy and administration 7 May 2009, 2008-09 p. 1 https://www.aph.gov.au/binaries/library/pubs/bn/2008-09/artspolicy.pdf (最終閲覧日:2020/06/21 以下同) Historic Memorials Committee https://www.directory.gov.au/commonwealth-parliament/parliamentary-committees/historic-memorials-committee

などの楽団の育成に努力する義務を負わせるという方式での支援が実施されていた。これは1942年に成立した放送テレビ法に基づくもので、同法に基づき、ABCは、各州に1つずつ、計6つのオーケストラを設置・運用していた(現在は全て独立団体となっている)。連邦政府の組織による直接の支援は、1967年に政府内に設立されたオーストラリア作曲家支援委員会(The Committee for Assistance to Australian Composers)によるオーストラリアの作曲家の作品の公開支援のみであり、これもABCとの協力によって行われるものであった。

音楽以外のオペラ、バレエ、演劇などの実演芸術の支援については、1954年に設立された非営利民間法人であるオーストラリア・エリザベス劇場基金(The Australian Elizabethan Theatre Trust、以下AETT)に対して、連邦政府が一部資金を投入する形態をとっていた。連邦政府が直接的な関与を始めたのは、1968年、連邦政府がアーツカウンシル・オブ・オーストラリア(The Arts Council of Australia、現在のオーストラリア・カウンシルとは別の組織)を設置して以降で、これにより、連邦政府の機関によるAETTの助成に対する助言が開始されたが、政府からの直接の助成制度構築には至らなかった。

1972年にオーストラリア労働党が政権を獲得し、ゴフ・ホイットラム首相が就任すると、この現状を問題視し、連邦政府として文化芸術振興のための確固たる体制を作ることを決定した。この際に政権は、国の省庁の1つとして文化省を作るフランス型ではなく、イギリスやカナダにおけるアーツカウンシルの制度をモデルとして、外部に独立機関を構築する方向性を選択した**40。この選択が、連邦政府の管理下でポートフォリオ・エージェンシーが独立性をもって文化芸術施策を実施する現在の体制に繋がっていくことになる。

この流れの中、1973年に、政府内の美術分野以外の文化芸術に関わる委員会を糾合する形で、オーストラリア・カウンシルの母体となる組織が誕生した。続く1975年にはオーストラリア・カウンシル法が成立し、カウンシルが政府機関として正式に設立される**41。また、現在の文化芸術局に繋がる専任部署が政府内に設置され、その下に、カウンシルを中心に連邦の文化芸術に関わる機関がポートフォリオとして取りまとめられる体制が確立する。文化芸術が初めて1つの行政領域として取り扱われるようになったのである。その後のオーストラリアの連邦レベルの文化芸術行政は、ポートフォリオの構成を時に変えながらも、基本的にはこの時確立された体制に則って推進されている。

カウンシルが生まれたホイットラム政権時代(1972-75年)は、イギリス志向が強かったオーストラリア社会が急速に変化し、外交・内政ともに多文化主義政策へと大きく舵を切っていった時代であった*42。その中におけるオーストラリア・カウンシルの設立は、オーストラリアという国自体が、より多様で進歩志向が強く、国際色豊かな国へと転換していく流れを、文化芸術面で力強く推し進めていく契機となるものでもあった。実際、その後のオーストラリアは、国際的に評価の高いコンテンポラリーな表現を生み出す創造性の豊かさや、世界的にも有名な先住民の文化芸術で知られる国となっていく*43。オーストラリア・カウンシルは、こうした同国の文化芸術の発展を、専門的な助成機関として支えていくこととなった。

オーストラリア・カウンシルのあり方については、設立以来何度も政治的な議論の対象となり、また

^{※40} 同前 pp.2-3

^{※41} 同前 p.3

^{**42} 大阪大学大学院 文学研究科 藤川研究室 オーストラリア辞典 http://www.let.osaka-u.ac.jp/seiyousi/bun45dict/dict-html/01267_WhitlamEdwardGough.html(最終閲覧日:2020/07/09)

^{※43} Review of the Australia Council: May 2012 pp.6-7 https://apo.org.au/sites/default/files/resource-files/2012-05/apo-nid29437.pdf(最終閲覧日:2020/07/09)

設置法であるオーストラリア・カウンシル法も改定を重ねてきている。時の政権と文化芸術セクター、 メディアによって繰り返し議論されてきた論点は主に次の3つである。

1つ目は組織としての効率性の問題である。複数の政府内委員会が糾合して誕生したオーストラリア・カウンシルは、当初から機能の重複や内部の方針の不統一などが指摘され、設立翌年の1976年に最初の設置法の改定がなされ、その後も、組織の効率的な運営を図るための改革がなされてきている。

2つ目は、連邦政府(文化芸術大臣)との関係性である。オーストラリア・カウンシルは、次章2-2で 詳述するアームズ・レングスの原則に基づき、政府からの一定の独立性を担保している。しかし、これに ついては反対論もあり、政権がより直接的に文化芸術行政を行うためにオーストラリア・カウンシルを廃 止する案が出されたこともあった*44。実際には極端な変更は行われていないが、1991年の設置法改定に よって、文化芸術大臣がカウンシルに対し一般的な書面による政策指示を与えられるようになった。

3つ目は、助成先の問題である。オーストラリア・カウンシルの助成金の多くは、設立当初から特定の大規模な実演芸術団体に集中しており、しかもその顔ぶれがほとんど変わっていない。この点については、多様な中小規模の団体により多くの助成金を振り分けるべき、公正な審査により入れ替えを行うべきなどの勧告が政府の委員会から何度も出されているが、いずれも大規模団体側の強い反対により頓挫している**45。

これらの議論と時代環境の変化を踏まえ、カウンシル設立から約40年がたった2012年、文化芸術局がオーストラリア・カウンシルに対するレビューを行うこととなり、大規模な意見聴取と分析が行われた。同レビューは、カウンシルの目的の再調整、ガバナンス構造とピア審査プロセスの大幅な見直しを含むカウンシルの大規模改革のために、「目的」「職務の重複と連携」「助成要件」「ガバナンス」「運営管理」「授権法規」の6つの主要分野において18の提言を行った**46。後述するコーポレート・プランによる戦略目標の管理や、ジャンルごとに異なっていた助成申請の流れを一本化する新しい助成モデル、ピアの構成を多様化するカナダ・アーツカウンシルモデルの採用なども、この提言に含まれている。同レビューと、その提言に基づく2013年オーストラリア・カウンシル法の改定によって、現在のカウンシルの制度は、アームズ・レングスとピア審査の2大原則を裏付けるガバナンス体制を備えた、より強固かつ透明性の高いものとなっている**47。

1-5 連邦政府によるその他の文化芸術助成制度

この節では、連邦政府の文化芸術局が直接実施している文化芸術助成事業について簡単に触れておく。 連邦政府の助成事業においては、大まかに、「卓越した」文化芸術に関わるものはオーストラリア・ カウンシルが担当し、それ以外の連邦政府の政策目標に関わるものについては文化芸術局が担当すると いう分担がなされている**48。文化芸術局が主体となって継続的に実施している助成事業には以下のも のがあり、すべて公募によるものである。なお、第1部1-3-1「文化芸術局の所管業務」で解説した事

^{※44} 前掲 Commonwealth arts policy and administration 7 May 2009, 2008-09 pp.13-15 https://www.aph.gov.au/binaries/library/pubs/bn/2008-09/artspolicy.pdf (最終閲覧日: 2020/07/09)

^{※45} 同前 pp.9-11

^{※46} 前掲 Review of the Australia Council: May 2012 p.9

https://apo.org.au/sites/default/files/resource-files/2012-05/apo-nid29437.pdf(最終閲覧日: 2020/07/09)

^{※47} 文化芸術局への前掲インタビュー (2019/12/10) より。

^{※48} 前掲 Review of the Australia Council: May 2012 pp.16-18 https://apo.org.au/sites/default/files/resource-files/2012-05/apo-nid29437.pdf(最終閲覧日: 2020/07/09)

業については詳細を省く。

文化芸術局が主体となって実施する助成制度*49

- ●フェスティバル・オーストラリア (Festivals Australia)
- ●ビジョン・オブ・オーストラリア (Visions of Australia)
- ●国立ヘリテージ会計(National Cultural Heritage Account)
 オーストラリアのヘリテージの国内での維持、保全と公的な活用を目指す。ヘリテージを恒久的に一般公開できる文化団体への支援が優先される。
- ●教育貸与権/公衆貸与権制度 (Australian Lending Right Schemes) (ELR/PLR)
- ●先住民言語および芸術プログラム(Indigenous Languages and Arts program)
- ●国立収蔵機関巡回展示・アウトリーチ・プログラム (National Collecting Institutions Touring and Outreach Program)
- ●オーストラリア政府国際展覧会保険プログラム

(Australian Government International Exhibitions Insurance Program)

- ●先住民視覚芸術産業支援プログラム(Indigenous Visual Arts Industry Support program)
- ●コミュニティ・ヘリテージ助成 (Community Heritage Grants)
 国中の地域にある、全国的に意義のあるヘリテージの保全と公開が目的。歴史協会、博物館、公共図書館、史料館、ギャラリー、先住民や移民のコミュニティ・グループなどの非営利組織を対象とする。
- ●オーストラリア海事博物館プロジェクト支援制度(Maritime Museums of Australia Project Support Scheme) 海事関係のコレクションの管理、保全、展示の支援。オーストラリア国立海事博物館が運営する。
- ●リージョナル・アーツ・ファンド (Regional Arts Fund)

オーストラリア国立図書館が運営している。

●アンザック百周年記念制作委嘱基金(Anzac Centenary Production and Commissioning Fund)

退役軍人省(Department of Veterans' Affairs)のアンザック(オーストラリア・ニュージーランド合同軍事組織)百周年記念プログラムの1つである、クオリティが高く、多くの人に届く文化芸術作品の制作やイベントへの助成を行う。 アンザックを形成して大英帝国の一員として初の戦争に挑んだ第一次世界大戦は、オーストラリア国民にとってきわめて強い国民的な記憶となっている。オーストラリア政府では2014年から2018年を中心に退役軍人省、連邦政府各省および州政府などと連携して記念事業を実施している。

●アンザック百周年記念公的助成プログラム(Anzac Centenary Public Grants Program)

第一次世界大戦以降のオーストラリア人の兵役と犠牲に焦点を合わせたプロジェクトなど、アンザックの伝統への理解を深める文化芸術プロジェクトへの助成を行う。 退役軍人省のアンザック百周年記念プログラムの1つである。

このほか、継続的に実施されている主要な助成制度としては、MCMでの連邦政府と州・特別地域政府の合意の下に実施され、オーストラリア・カウンシルが運営を担っている施策がある。これらは文化芸術局の事業をカウンシルが執行しているものである。各事業の助成額配分と具体的な内容は以下の通

^{ 49}** Funding and support

りである。なお、オーストラリア・カウンシルでは、2018-19年度に全助成額の11%、2,017万豪ドル (14億5,224万円)を連邦政府の助成制度に支出している。

オーストラリア・カウンシルが運用を受託している連邦政府の助成制度**50

●メジャー・フェスティバル・イニシアティブ (Major Festivals Initiative)

助成額:150万豪ドル(1億800万円)

州を拠点とする大規模なフェスティバルにおける実演芸術作品の委嘱、開発、披露についての支援を 行う。企画や創作、制作準備金など実際の公演前の経費に助成する。

アデレード・フェスティバル、ブリスベン・フェスティバル、ダーウィン・フェスティバル、メルボルン国際芸術祭、パース国際芸術祭、シドニー・フェスティバル、テン・デイズ・オン・ジ・アイランドが加盟するオーストラリア国際アート・フェスティバル連盟(Confederation of Australian International Arts Festivals Inc)と連携している。

●カタリスト(オーストラリア文化芸術基金) Catalyst(Australian Arts and Culture Fund)

助成額:380万豪ドル(2億7,360万円)

文化芸術局が彫刻、音楽、劇作、パフォーマンス、視覚芸術、ダンス、演劇、アートインスタレーション、 デジタルアート、バレエ、人形劇、ツアー、フェスティバルなどの多様な分野にわたり、全ての州と 準州で実施していた助成制度の運営を、2017-18年度にオーストラリア・カウンシルに移管した。

●プレイング・オーストラリア (Playing Australia)

助成額:740万豪ドル(5億3,280万円)

プロフェッショナルな実演芸術のツアーを地方や遠隔地のコミュニティに届けるための助成を行う。 4つの団体については複数年度での助成を実施する。

●コンテンポラリー・ミュージック・ツアー・プログラム(Contemporary Music Touring Program)

助成額:40万豪ドル(2,880万円)

オーストラリアのミュージシャンが地方や遠隔地でオリジナル作品の演奏ツアーを実施することを支援する。

◉ビジュアル・アーツ・アンド・クラフツ・ストラテジー(Visual Arts and Craft Strategy、以下VACS)

助成額:660万豪ドル (4億7,520万円)

個人のアーティスト、美術・工芸団体、アートイベント、アーティストが運営する取組に資金を提供することで、現代の視覚芸術・工芸部門の強化と持続可能性を促進する。オーストラリア・カウンシルは、MCMの決定の下、州・特別地域政府との連携でVACSへの資金調達を支援する。

●現代美術巡回展示イニシアティブ(Contemporary Touring Initiative)

上記 VACSの一部として、存命しているコンテンポラリー・アーティストや工芸家の重要な展覧会を支援する。

^{**50} Valuing the arts Annual Report 2018–19(以下アニュアル・レポート 2018-19 と略) pp.58-59 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/australia-council-annual-repor-5dca054eeeafc.pdf(最終閲覧日:2020/07/17)

オーストラリア・カウンシルの 概要

この章では、オーストラリア・カウンシル(以下カウンシルとも表記)について、その役割と戦略目標、行動原則、事業内容と収支状況、組織と人材の概要を紹介するとともに、カウンシルの2大原則の1つであるピア審査制度と、助成制度を支えるオンライン・システムによる情報の収集・管理について解説する。

2-1 組織の役割と戦略目標

ここではまず、カウンシルの果たすべき役割と、それに基づいてカウンシルがどのような戦略を立て、 また、その成果をどのように検証しているかを整理する。

2-1-1 役割と戦略目標

オーストラリア・カウンシルが果たすべき役割は、2013年に改定されたオーストラリア・カウンシル法によって下記のように定められており、「卓越性が認められるオーストラリアの文化芸術活動を支援する」という項目で始まっている。

2013年オーストラリア・カウンシル法より 第2部9条(1) **51

第2部 オーストラリア・カウンシル

9条 役割

- (1) カウンシルは次の役割を有する。
 - (a) 卓越性が認められるオーストラリアの文化芸術活動を支援する。
 - (b) 多様な活動を支援することにより、オーストラリアの文化芸術活動の卓越性を 醸成する。
 - (b.a) 先住民の文化芸術活動を支援する。
 - (b.b) オーストラリアの多様性を反映した文化芸術活動を支援する。
 - (b.c) 文化芸術における表現の自由を尊重し、促進する。
 - (b.d) 文化芸術へのコミュニティの参加を促進する。
 - (c) オーストラリアの文化芸術に対するアーティストやその他の人々による多大な貢献を認め、それに報いる。
 - (d) 文化芸術の鑑賞、知識、理解を促進する。

^{※51} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.9 (最終閲覧日: 2020/06/23) https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/australia-council-annual-repor-5dca054eeeafc.pdf

- (e) 文化芸術のための市場とオーディエンスの育成を支援し、促進する。
- (f) 文化芸術、またはカウンシルの職務の遂行に関連する事項について、連邦政府に 情報と助言を提供する。
- (g) 文化芸術に関する調査研究を実施し、委託し、情報を公表する。
- (h) カウンシルが提供する支援の効果を評価し、情報を公表する。
- (i) 本法律、または連邦政府の他の法律によって与えられたその他の職務を遂行する。
- (j) 上記の職務の遂行に付随する、またはそれらに資する行為を行う。

この基本となっているのが、カウンシルの初代議長ハーバート・コール・クームスが打ち立てた次の 理念である。

「最高のものを奨励し、それを制作する者には、その能力に応じた最高のクオリティを達成するための最大の機会を与える」**52

この理念を基盤に、オーストラリア・カウンシルの果たすべき役割は、次のように整理されている。

「オーストラリア政府の主要な助成および助言の機関であり、オーストラリアの文化芸術と創造性を守り、また、そこに投資する。創造の全てのプロセスを支援し、全てのオーストラリア人が文化芸術を享受し、自身が自国の文化の一部であると感じられるよう保障する」**53

この役割を果たすにあたって、オーストラリア・カウンシルは、文化芸術大臣との合意の下に5年をカバーするストラテジック・プランを策定し、助成事業を通じて達成すべき文化・社会・経済的な戦略目標(Strategic Objectives)を設定している。今期2020-24年(暦年で5年間)の戦略目標策定にあたっては、仮案の段階でディスカッション・ペーパー*54が作成され、文化芸術に関心を寄せる人々と団体からの意見が募集された(2019年3月22日から5月10日)*55。このプロセスを経て、2019年8月30日に発表された5年間の戦略目標と主な内容は次の通りである*56。

5年戦略「創造性は私たちをつなぐ(Creativity Connects Us)」2020-24年 戦略目標

●「文化芸術と創造性がオーストラリアの人々を変えていく」 オーストラリアの人々が文化芸術の体験によって魅了され、そこからインスピレーションを得る機会 を増やす

^{※52} 前掲 Review of the Australia Council: May 2012 p.11 https://apo.org.au/sites/default/files/resource-files/2012-05/apo-nid29437.pdf(最終閲覧日:2020/06/23)

^{※53} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.8

^{※54} STRATEGY 2020-2024 DISCUSSION PAPER p.2 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/strategic-plan-discussion-pape-5c94330fc8729.pdf (最終閲覧日: 2020/07/13)

^{※55} Australia Council strategy 2020 - 2024: discussion paper https://apo.org.au/node/227811 (最終閲覧日: 2020/07/17)

^{※56} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.8 および Corporate Plan 2019-2023 pp.16-25 https://www.australiacouncii.gov.au/workspace/uploads/files/australia-council-corporate-pl-5d68738684ece.pdf(最終閲覧日:2020/07/02)

- 文化芸術体験への関わりを支援
- 文化芸術体験へのアクセスを拡大
- オーストラリアの文化芸術と創造性のデジタル化を支援
- 日常生活における文化芸術体験の推進

●「文化芸術は私たち自身を映しだす」

創造的な表現、クリエイティブな分野で働く人々、リーダー、オーディエンスにおける機会とアクセスの公平性を支援する

- •コミュニティを つなぐ活動を支援
- 現代のオーストラリアを反映した創造性のある作品を支援
- 創造的人材の多様性の向上を支援
- オーストラリア・カウンシルの全ての活動において多様性を促進

●「先住民の芸術と文化を大切にする」

国全体の繁栄のために、先住民の人々の民族自決、文化的自律性、リーダーシップの重要性を認識し、 先住民の芸術と文化に長期的に深く関わり、支援する

- 先住民の芸術と文化の強化と定着
- 先住民の芸術と文化の体験を促進
- 先住民の若者の芸術的・文化的表現を支援
- 先住民の芸術と文化の実践者の文化的権利の擁護

●「文化と創造性が力強く成長する」

活気ある文化芸術セクターのために最良の環境を支える

- 実現可能なクリエイティブ・キャリアとビジネスモデルを支援
- •新しい作品の実現に向けたリスクテイクと実験の支援
- 文化・創造産業を強化するためのパートナーシップを構築
- 文化芸術に携わる人々のウェルビーイングと安全な環境を促進

●「文化芸術と創造性を尊重する」

文化芸術と創造性への公共投資には価値があるという認識を高める

- 文化芸術と創造性の公共的価値を擁護
- 政府の政策開発のために情報提供し、文化芸術に関する助言を行う
- 文化芸術と創造性に関する事項についての公共的な議論を牽引
- 文化芸術・クリエイティブ産業への理解を深めるためのエビデンスの構築

2-1-2 コーポレート・プランと業績管理

上記の戦略目標を達成するため、オーストラリア・カウンシルは1年ごとに、活動のプログラムであるコーポレート・プランを策定して、大臣の是認 (endorsement) を受ける**57。以下に示すように、2013年オーストラリア・カウンシル法には、少なくとも年に1回、3年以上をカバーするコーポレート・プランの策定が定められている。これに従い、カウンシルでは、毎年1回、1年分ではなく、3年先までを見据えたプランを策定している。現在のコーポレート・プランは会計年度で2019-23年度の4年間

^{※57} オーストラリア・カウンシルの Frank Panucci, Executive Director Grants and Engagementへのインタビュー(2019/12/09)より。

をカバーするものである。毎年のコーポレート・プランはウェブサイトで公開されている。

2013年オーストラリア・カウンシル法より*58

第6部 計画

45条 コーポレート・プラン

- (1) 理事会は、最低年1回は、カウンシルのコーポレート・プランを準備しなければならない。
- (2) 3年以上の期間を対象としたプランであること。
- (3) プランには、次の事項を詳細に記載しなければならない。
 - (a) カウンシルが追求する目標の声明
 - (b) カウンシルが目標を達成するために採用する戦略と政策
 - (c) カウンシルの職務を評価するためのKPI
 - (d) 財務リスクを管理するための戦略を含む、カウンシルの投資と資金調達プログラム
 - (e) カウンシルの財務目標および予測
 - (f) カウンシルまたは連邦にとって、目標達成に影響を与えたり、重大な財務リスク を生じさせたりする可能性のある要因の分析
 - (g) プランが作成された前年の年初からのカウンシルのパフォーマンスを、その期間 のいずれかの部分について最新のプランと比較して評価する。
 - (h) 大臣が指示するその他の事項 (ある場合)。 プランには、その他の事項を含むことができる。
- (4) 第(3)項(h)の規定による指示が書面による場合、その指示は立法文書*ではない。
- (5) 理事会はプランを変更することができる。

大臣による承認

- (6) プランおよびその変更は、大臣によって是認されない限り、効力を生じない。
- (7) 第(6)項の是認が書面である場合、是認は立法文書ではない。

*立法文書(legislative instruments)とは、議会からの権限委譲に基づく一定の法的効力を持つ文書であり、日本でいえば政令、省令に相当するもの。

コーポレート・プランの前提として、文化芸術局はカウンシルに期待する成果と、カウンシルが実施すべき事業の領域を定めている。2019-20年度の通信芸術省予算書では、成果は「オーストラリアのアーティストと文化芸術団体が、国内外のオーディエンスがアクセスできる卓越した文化芸術を創造し提示することを支援する」と規定されており、これを達成するため、カウンシルは「助成およびその他の取組を通してオーストラリアの文化芸術を擁護し、投資することにより、オーストラリアの文化芸術セクターを育成および発展させ、国内外におけるオーストラリア芸術の知名度を高める」こととされている。2018-19年度のアニュアル・レポートに記載されているオーストラリア・カウンシルの戦略目標とその指標、およびその結果を図表1-2-1に示す。各戦略目標ごとに、前年度(2018-22年度)のコーポレート・プランでKPIとして設定された項目と、カウンシルがアーツ・ポートフォリオ・エージェンシーとして、連邦議会に対し予算書で提示した数値目標の2つが提示され、その結果が整理されている。これにより、抽象度が高い表現で示された戦略目標についてわかりやすいKPIによる業績管理を行っている。なお、図表中の戦略目標は前年度のものであるため、2-1-1に掲げたものと異る。

^{※58} 前掲 2013年オーストラリア・カウンシル法 https://www.legislation.gov.au/Details/C2013A00071

図表 1-2-1 オーストラリア・カウンシルの戦略目標と達成状況 (2018-19年度 通信芸術省予算書に対応) **59

(1豪ドル=72円)

White C 12			(1家トル=72円)
戦略目標		目標	目標の達成状況
		国内で州境を超えて活動する、助成を受けた アーティストと文化芸術団体の数	136人 · 団体
	コーポレート・ プランで	海外で活動する、助成を受けた アーティストと文化芸術団体の数	231人 · 団体
1. オーストラリア の文化芸術に 国境はない	設定された KPI	カウンシルが支援した海外での文化芸術活動	3,325件
		上記活動の海外でのオーディエンス数	350万人
	文 質妻口 恆	カウンシルの支援による文化芸術活動を行った国	55 (目標50) 国
	予算書目標	国際連携強化の取組数	42 (目標30) 件
	コーポレート・	助成を受けた実験的な実践を含む申請の数	37件
2. 優れた	コーポレード プランで 設定された KPI	文化的に多様な作品のオーディエンス数	500万人
文化芸術と アーティストで	KPI	文化的に多様なアーティスト·文化芸術団体への 助成の割合	24%
オーストラリア は有名になる	予算書目標	オーストラリアの新作制作数	9,568 (目標5,700) 件
		オーストラリア芸術の新プロジェクトへの助成総額	970万 (目標750万) 豪ドル 6億9,840万 (目標5億4,000万) 円
	コーポレート・ プランで 設定された KPI	助成したプロジェクトの平均オーディエンス数	14,308人
		オーストラリアの多様性をよりよく反映する 文化芸術への参加と助成	80%
3. 文化芸術は すべての人の		子どもや若者の文化芸術経験への支援数	44,070件
すべての人の 暮らしを 豊かにする		カウンシルが管理する民間からの文化芸術への支援	200万豪ドル 1億4,400万円
	予算書目標	支援した文化芸術活動への参加者総数	2,260万 (目標1,300万) 人
	了异音日伝 	公演・公開された芸術作品数	7,632 (目標4,500) 点
		文化芸術への先住民の参加度	38%
	 コーポレート・ プランで	先住民のアーティストと文化芸術団体による 新作創作数	2,659件
4. 生食品の文化を	設定された KPI	先住民アーティストの作品のオーディエンス数	240万人
先住民の文化を 大切にする		先住民文化芸術の資金源の多様性 (カウンシル以外からの助成)	47%
		支援を受けた、文化的に多様な申請数	364 (目標150) 件
	予算書目標	文化的に多様な申請書への助成総額	1,790万 (目標1,000万) 豪ドル 12億8,880万 (目標7億2,000万) 円

^{※59} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 pp.24-37

https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/news/australia-council-annual-repor-5dca054eeeafc-10.pdf(最終閲覧日:2020/06/23)

2-2 オーストラリア・カウンシルの行動原則

オーストラリア・カウンシルでは、自らを導く行動原則(guiding principles)として、「アームズ・レングスの原則」と「ピア審査の原則」の2つを掲げている**60。この2大原則は、前節で述べた「理念」とともにカウンシル初代議長ハーバート・コール・クームスが打ち立てたものとされており、設立以来オーストラリア・カウンシルの活動の基本となってきた**61。

第1のアームズ・レングスの原則は、カウンシルのモデルとなったイギリスのアーツカウンシルの制度に倣ったものである。イギリスでは政府から一定の独立性をもった「非政府部門の公的機関(non-departmental public body)」全般のことを、アームズ・レングス・ボディと呼ぶ。オーストラリア・カウンシルにおいても、アームズ・レングスは政府や政権の意向からの一定の独立性を持つことを意味しており、その具体的な内容は設置法に定められている。以下は、2013年オーストラリア・カウンシル法よりの抜粋である。

第2部 オーストラリア・カウンシル*62

12条 大臣指示

- (1) 大臣は、立法文書により、理事会に(下記の)指示を与えることができる。
 - (a) カウンシルの職務遂行のパフォーマンス、権限行使に関すること、もしくは
 - (b) カウンシルの職務や権限に関わる全てのことに関する報告や助言の提供
- (2) 大臣は、特定のケースにおける支援の提供に対するカウンシルの意思決定に対して 指示を与えてはならない (財政的な援助や保証による指示を含む)。

17条 理事の任用

- (1) 理事は、文書により大臣から任用されなければならない。
- (2) 大臣は、議長以外の理事を任用するに際し、議長に相談しなければならない。
- (3) 大臣が、適切な資格、見識、スキル、経験を持っていると認めない人物は理事に任用されてはならない。
- (4) 大臣は任用にあたって、理事会にスキルや経験を持つ人物、もしくは、文化芸術に 関わる人物を参加させ、望ましい理事会となるよう注意しなければならない。

22条 解任

- (1) 大臣は、(下記の場合)、任用された理事を解任することができる。
 - (a) 不品行·不正行為
 - (b) 身体的、精神的な能力低下で義務を果たせない場合

第5部 CEO、職員、コンサルタント

35条 任用

(1) CEOは、大臣との相談の後に、理事会によって任用される。

^{※60} 同前 p.20

^{※61} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー(2019/12/09)より。

^{※62} 前掲 2013年オーストラリア・カウンシル法

第6部 計画

45条 コーポレート・プラン

- (1) 理事会は、最低年1回は、カウンシルのコーポレート・プランを準備しなければならない。
- (6) プランおよびその変更は、大臣によって是認されない限り、効力を生じない。

12条2項は、カウンシルが、個別の助成案件の審査において政府からの圧力を受けないことを保証している。

一方で、17条、22条、35条にあるように、組織運営において、カウンシルは、2つの面から文化芸術大臣の監督を受けている。1つは人事であり、カウンシルの最高意思決定機関である理事会の理事は、議長を含め、大臣が任用することとなっている。また、業務執行の最高責任者であるCEOの任用は理事会が決定するが、決定前に大臣に相談することが義務づけられている。ただし理事については大臣の解任権に制限があり、政治的意図により裁量的に理事の解任を行うことはできない。また任用後は、理事および理事会は任用権者の判断を離れ、一定の独立性をもった意思決定が可能となる。

文化芸術大臣によるもう1つの関与は、12条および45条にある、立法文書による指示である。立法文書とは、議会からの権限委譲に基づく一定の法的効力を持つ文書である。大臣はカウンシルに対し、法に定められた職務(function)や権限(power)を、どのように行使すべきかを指示し、また報告を求めることができる。また、理事会は最低年に1回コーポレート・プランを策定する義務を負っており、かつ、コーポレート・プランは大臣の是認を受けない限り、有効にはならない。このように文化芸術大臣は、個別の助成案件には携わらないものの、人事権および文書による指示の権限を通じて、カウンシルの活動が連邦政府の政策に沿って行われるよう監督することが可能になっている。

2大原則のもう一方である「ピア審査の原則」とは、助成金の決定が、アーティストや文化芸術団体のメンバーなど、申請者のピアによる評価によって行われることを意味している。ピアとは「同輩」の意味であり、ここでは同じ文化芸術関係者であるコミュニティの代表者を指している。助成金は、他の申請者との競合および予算の制約の下で、芸術的なメリットと革新性を最大限に発揮したアーティストや文化芸術団体に提供されることとなる**63。この原則が適用される対象は、第1部2-3「事業と収支」で述べるカウンシル主導の独自助成事業である。ピア審査の詳細については、第1部2-5「ピア審査制度」で詳述する。

なお、これらアームズ・レングスとピア審査の2大原則は、オーストラリアにおける文化芸術活動の自由を守るものであると同時に、文化芸術作品に対する個別の支援に関する世論の批判から、政府や政治家を保護する機能も果たしてきた。オーストラリアでよく語られる例として、1973年にオーストラリア国立美術館がジャクソン・ポロックの絵画作品「ブルー・ポールズ」を、130万豪ドルというそれまでの連邦政府の美術品購入実績からみると記録的な高額で購入した際、海外の現代美術の作品に巨額の国費を投じることの是非をめぐって政治的な論争となった事件がある。当時のホイットラム首相はこの購入を連邦政府の美術館収蔵委員会(Gallery's Acquisitions Committee)のアームズ・レングスによる決定であると主張し、批判を回避した**64。こうした事例も踏まえ、オーストラリア・カウンシル

^{※63} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.20

^{**64} 前掲 Review of the Australia Council: May 2012 p.6 https://apo.org.au/sites/default/files/resource-files/2012-05/apo-nid29437.pdf(最終閲覧日: 2020/06/24)

では、2大原則は文化芸術関係者の表現の自由を保障するだけではなく、政治家・行政にとっても、無用な批判を回避できるという点で有用な制度であると考えられている**65。

2-3 事業と収支

この節では、オーストラリア・カウンシルの主要事業である助成事業の概要と、助成事業に関わるカウンシルの支出額を示すとともに、カウンシル全体の収支について概観する。

オーストラリア・カウンシルの助成事業の構成および2018-19年度の年間助成額実績は、**図表1-2-2**に示す通りである。2018-19年度に、カウンシルは全プログラム合わせて4,821件の申請を受理し、895件の助成を承認した(採択率は19%)**⁶⁶。

本報告書ではこのうち、メジャー・パフォーミング・アーツ・フレームワーク (Major Performing Arts Framework、以下 MPAF)、フォー・イヤー・ファンディング・プログラム (Four Year Funding Program、以下 FYF)、アーツ・プロジェクト (Arts Projects) の3つの事業を詳しく扱う。

MPAFおよび連邦政府の主要な助成制度は、先に**第1部1-5「連邦政府によるその他の文化芸術助成制度」**で述べたように、連邦および各州・特別地域政府間の調整の下でオーストラリア・カウンシルが実施しているものである。一方、FYFとアーツ・プロジェクト、フェローシップ、キャリア・ディベロプメント・グランツは、カウンシル内部で独自に実施する助成事業である。以下、これらをカウンシルの独自助成と呼ぶ。

各助成事業の種別にみる 2018-19年度の助成額は**図表 1-2-3**の通りである。全体の過半(61%)を

図表 1-2-2 オーストラリア・カウンシルの助成事業 (2018-19年度) **68

(1豪ドル=72円)

助成事業名	対象	助成件数	対象期間	年間助成額
メジャー・パフォーミング・アーツ・フレームワーク (MPAF) Major Performing Arts Framework	団体	29件	3年毎に契約更新 しながら継続	1億1,360万豪ドル (81億7,920万円)
フォー・イヤー・ファンディング・プログラム (FYF) Four Year Funding Program	団体	128件	4年間	2,870万豪ドル (20億6,640万円)
アーツ・プロジェクト Arts Projects	団体、個人・グループ		2年以内に終了す るプロジェクトへ の助成	0.050==1
フェローシップ Fellowship キャリア・ディベロプメント・グランツ Career Development Grants	助成プログラム により異なる	587件	助成プログラムに より異なる	2,350万豪ドル (16億9,200万円)
メジャー・フェスティバル・イニシアティブ Major Festivals Initiative ビジュアル・アーツ・アンド・クラフツ・ストラテジー (VACS) Visual Arts and Crafts Strategy プレイング・オーストラリア Playing Australia などの連邦政府の主要な助成制度の運用を受託	助成プログラム により異なる	120件 以上	助成プログラムに より異なる	2,020万豪ドル (14億5,440万円)

^{※65} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー (2019/12/09) より。

^{**66} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.21 (最終閲覧日: 2020/07/11)

^{※67} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー(2019/12/09)より。

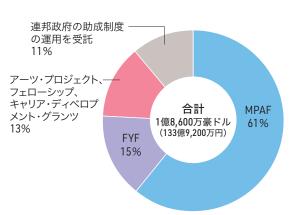
^{※68} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.15, 21

MPAFが占め、次いで、FYFが15%、アーツ・プロジェクト、フェローシップ、キャリア・ディベロプメント・グランツが13%、MPAF以外の連邦政府の助成制度の運用受託が11%となっている。これを、カウンシルの独自助成と、連邦政府から運営を受託し実施する助成に分けてみてみると、前者が28%、後者が72%となり、金額的には運営受託の助成が独自助成を上回っていることがわかる。

図表1-2-4の通り、2013-14年度から2018-19年度までの時系列では、MPAFとFYFがおおむね増加傾向、連邦政府の助成制度の運用受託は年度により増減がある。一方で、アーツ・プロジェクト、フェローシップ、キャリア・ディベロプメント・グランツの金額は全体の合計額とともに一貫して減少傾向にある。カウンシルは2019年4月、上院において、予算不足のため助成を受けられなかった申請が2017年には1,190万豪ドル(8億5,680万円)、2018年には1,900万豪ドル(13億6,800万円)と評価されると報告し、予算の増額を議会に求めた。報告では2年間で895件の支援に値する申請が助成を受けられず、その数は申請全体の12%を占めたとしており、カウンシルはこれを文化芸術の発展にとっての重大な機会損失と認識している**71。

図表1-2-3 助成事業種別にみる助成額 (2018-19年度) **⁶⁹

(1豪ドル=72円)



助成事業名	助成総額	日本円換算
MPAF	1億1,360万豪ドル	81億7,920万円
FYF	2,870万豪ドル	20億6,640万円
アーツ・プロジェクト、フェローシップ、 キャリア・ディベロプメント・グランツ	2,350万豪ドル	16億9,200万円
連邦政府の助成制度の 運用を受託	2,020万豪ドル	14億5,440万円
合計	1億8,600万豪ドル	133億9,200万円

図表1-2-4 各助成事業種別の助成額の推移※70

(単位:100万豪ドル 1豪ドル=72円)

助成事業名	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19
MPAF	103.1	106.0	107.8	109.1	111.0	113.6
FYF	22.8	23.1	22.6	29.0	29.5	28.7
アーツ・プロジェクト、フェローシップ、 キャリア・ディベロプメント・グランツ	45.3	33.8	28.0	24.8	24.3	23.5
連邦政府の助成制度の 運用を受託	28.0	28.6	15.4	14.1	24.4	20.2
合計	199.2	191.5	173.7	177.1	189.3	186.0
合計(日本円換算)	143億4,240 万円	137億8,800 万円	125億640 万円	127億5,120 万円	136億2,960 万円	133億 9,200 万円

(各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない)

FYFは2017年1月に開始されたため、それ以前の数値は先行制度である「キー・オーガニゼーション・プログラム」のもの。

^{※69} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.15

^{※70} 同前 p.15

オーストラリア・カウンシルの2018-19年における総支出は、2億1,254.2万豪ドル(153億302.4万円)、そのうちの1億8,596万豪ドル(133億8,912万円)、87.5%を助成金支出が占めている(**図表1-2-5**)。他の支出は、人件費、物品費、減価償却費等である。カウンシルでは助成金になるべく多くの額を回せるよう、管理費を1割程度に抑えることを目安にしている**72。

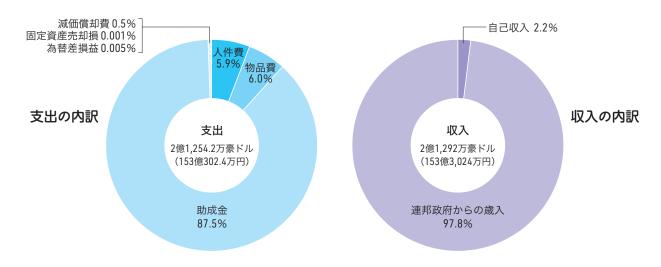
一方、収入をみると、利子やレンタル収入などの自己収入473万豪ドル(3億4,056万円)に対し、連邦政府からの歳入が2億819万豪ドル(149億8,968万円)であり、収入のほとんど(97.5%)が連邦政府の資金によって支えられている。なお、包括利益は、当該年度の剰余金に相当するものである。

図表 1-2-5 オーストラリア・カウンシルの支出と収入 (2018-19年度)**⁷³

(1豪ドル=72円)

	費目	金額	日本円換算
	人件費	1,262万豪ドル	9億864万円
支出	物品費	1,281万豪ドル	9億2,232万円
	助成金	1億8,596万豪ドル	133億8,912万円
	減価償却費	114万豪ドル	8,208万円
	固定資産売却損	0.2万豪ドル	14万4,000円
	為替差損益	1万豪ドル	72万円
	総支出	2億1,254.2万豪ドル	153億302.4万円
収入	自己収入 (内訳)利子 レンタル その他収入	473万豪ドル 141万豪ドル 72万豪ドル 260万豪ドル	3億4,056万円 1億152万円 5,184万円 1億8,720万円
	連邦政府からの歳入	2億819万豪ドル	149億8,968万円
	総収入	2億1,292万豪ドル	153億3,024万円
	包括利益	38.5万豪ドル	2,772万円

(単位未満の四捨五入と、連邦政府からの歳入について会計年度をまたいだ若干の調整があるため、総支出と包括利益の合計は総収入額に完全には一致しない)



^{※71} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.21

Unfunded Excellence on the rise https://www.ampag.com.au/article/unfunded-excellence-on-the-rise(最終閲覧日:2020/07/12)

^{※72} オーストラリア・カウンシルの以下3名へのインタビュー(2019/12/11)より。 Andrew Donovan, Director Artist Services Lucy Shorrocks, Director MPA Projects MPA and National Engagement Pip Wittenoom, Director Peers

^{※73} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.125 掲載表を元に項目を整理して作表。

2-4 組織・人材

この節では、オーストラリア・カウンシルの組織構造と、どのような人材が任用・雇用されているか について述べる。

オーストラリア・カウンシルを所掌する大臣は、通信・サイバーセーフティ・文化芸術大臣のポール・フレッチャー議員(Paul Fletcher MP, Minister for Communications, Cyber Safety and the Arts)である。オーストラリア・カウンシルでは、図表1-2-6に示す通り、意思決定機関である理事会の下に、コーポレートと呼ばれる最高経営責任者(CEO)以下の法人執行部(カウンシルの経営陣)が置かれ、組織を管掌している。理事会の人数は、議長を含め11人、法人執行部はCEOと各部門の長よりなる。

また、2013年オーストラリア・カウンシル法に基づき、理事会および経営陣に勧告を行う独立した 10の委員会が理事会に付属しており、担当の領域において実質的な意思決定を行っている。委員会の 半数は、前節で述べたカウンシルの独自助成の運営に関わるものである。10の委員会の役割は以下の

図表 1-2-6 カウンシルの理事会と法人執行部 (2020年 6月 15 日現在) **74

理事会 Council Boar	d	サム・ウォルシュ議長(Sam Walsh AO, Chair)他11人* 文化芸術大臣によって任命され、芸術活動、芸術管理、ビジネス、経営、 公共政策、コーポレート・ガバナンスと管理、地域問題、 芸術におけるジェンダー、多文化、先住民コミュニティの参加、金融、 フィランソロピー、法務、企業戦略、研究などの幅広い専門家で構成される。
	CEO Chief Executive Officer	エイドリアン・コレット(Adrian Collette AM)*
计上轨行动	エグゼクティブ・チーム Executive Team	エグゼクティブ・ディレクター コーポレート・リソース:ティム・ブラックウェル(Tim Blackwell) アドボカシーと開発:ウェンディ・ウェア(Wendy Were) 先住民文化芸術:リディア・ミラー(Lydia Miller) 助成とエンゲージメント:フランク・パヌッチ(Frank Panucci) 文化芸術投資:アリス・ナッシュ(Alice Nash)
法人執行部 Corporate	セクター開発長 Head of Sector Development	ジェイド・リリー(Jade Lillie)
	アーツ・プラクティス・ ディレクター** Arts Practice Director	各ジャンルの助成事業の内容を監督 ダンス:エイドリアン・バーネット(Adrian Burnett) 文学:ウィノナ・バーン(Wenona Byrne) 先住民文化芸術:パトリシア・アッジェイ(Patricia Adjei) 視覚芸術:ローラ・マクラウド(Laura Mcleod) 演劇:アネット・マッデン(Annette Madden) 音楽:カースティ・リバーズ(Kirsty Rivers)

^{*} 人名の後につく AO、AM は、オーストラリア勲章のうち、Officer of the Order、Member of the Order の受章者の尊称。 ** 2020 年 7 月時点の新組織では「Heads of Practice」と名称変更されている。

^{**74} Our structure https://www.australiacouncil.gov.au/about/our-structure/(最終閲覧日:2020/07/02)

●監査財務委員会 (Audit and Finance Committee)

カウンシルの財務報告および予算編成機能、内部および外部監査プロセス、リスク管理、内部統制システム、法的および規制要件の遵守を監督する。

②推薦・任命委員会 (Nominations and Appointments Committee)

上級管理職と協議の上、カウンシルのピア審査パネルと戦略パネルの指名プロセスを促進、監督する。

3戦略委員会 (Strategy Committee)

戦略的な重要事項についてカウンシルを支援し、組織の戦略目標および法人としての目標実現を支援 するための助言を提供する。

◆決定検討委員会(非常設)(Decisions Review Committee)

助成の申請者が決定に対して不服を申し立てた際に、決定が公正な手続きで行われたかを確認する。 CEO、監査財務委員会の議長、推薦・任命委員会のメンバーおよびその他の理事1人で構成される。

5決定取消委員会(非常設)(Rescission of Decisions Committee)

助成金、金銭の貸与、奨学金、フェローシップ、賞、その他の給付金の支給を承認したパネル、委員会、 役員、職員による決定を、取り消すか否かの決定がなされるまで一時停止し、決定を取り消すか、また は確認する。

⑥不服審查委員会(非常設)(Appeals Committee)

決定取消委員会の決定に対する理事会、委員会メンバーまたはカウンシルの上級役員からの上訴を検討する。不服審査委員会は、委員長または副委員長と、その指名による3人の理事で構成され、少なくとも1人はアーティストとしての経験を有していなければならない。

7ピア審査パネル(Peer Assessment Panels)

ピアはオーストラリアの文化芸術分野に関する知識と経験を持つ専門家である。ピア審査パネルにおける芸術的価値の評価に基づく助成の決定は、カウンシルの中核的な原則である。カウンシルはさまざまなジャンルの審査パネルを招集し、助成ラウンドごとにメンバーを変更する(助成申請の各回をラウンドと呼ぶ)。

③先住民文化芸術戦略パネル(Aboriginal and Torres Strait Islander Arts Strategy Panel)

先住民の民族自決と意思決定に対するカウンシルのコミットメントの一環として、先住民の伝統的および現代的な文化芸術活動の発展と促進を支援するために専門的なアドバイスを提供する。

⑨メジャー・パフォーミング・アーツパネル (Major Performing Arts Panel)

主要実演芸術セクターに対する政府支援のための国家制度であるMPAFを維持し、助成を受ける団体の業績を監視し、セクターの重要な問題について戦略的なアドバイスを提供する。

⑪ヴェネチア・コミッションパネル(Venice Commissioning Panel)

ヴェネチア・ビエンナーレのオーストラリア代表プロジェクトのガバナンスを監督する。理事4人で構成され、プロジェクトの全体的な戦略的方向性と目的を設定。2017年に設立された。

2019年12月現在の組織図を**図表 1-2-7**に示す。理事会および法人執行部の傘下にあるオーストラリア・カウンシルの組織は、下記のように、大きく5つに分かれている**⁷⁵。

● CEO 直属セクション(右図の紫色で囲った部分)

連邦政府との連携や他の機関との連携を含む、CEO直轄の戦略業務を行う。

2助成とエンゲージメント(右図の黄色で囲った部分)

FYF およびアーツ・プロジェクト、フェローシップ、キャリア・ディベロプメント・グランツを合わせたカウンシルの独自助成の運営で、大きく、助成の事前相談から被助成団体の管理までを行う助成管理のグループと、ピア審査制度の管理を行うピア・サービスのグループに分かれている。

3 MPAと芸術振興(右図の水色で囲った部分)

MPAF(2021年からNPAPFに移行)の管理を行っており、MPAF対象団体の経営状況や市場環境などを分析・監督するチームが所属している。2020年7月時点の新組織では「MPAとナショナル・エンゲージメント」と名称変更されている。

④戦略開発とアドボカシー(右図のセピア色で囲った部分)

助成制度を支える戦略策定や広報等の業務と、オーストラリアの文化芸術の海外展開に関する支援の 業務を行う。

5コーポレート・リソース(右図のピンク色で囲った部分)

人事や経理・財務、情報システムなどに関する業務を行う。

人数は、CEO直属セクションが11人、「助成とエンゲージメント」と「MPAと芸術振興」が合わせて46人(一部人員が両部門に所属)、「戦略開発とアドボカシー」が34人、「コーポレート・リソース」が25人の計116人である(理事および理事会傘下の各委員会の委員は含まれない)。

このうち、助成事業の中核を担っているのが「助成とエンゲージメント」と「MPAと芸術振興」部門である。また、各ジャンルの助成事業の内容の監督者であるアーツ・プラクティス・ディレクターは、「助成とエンゲージメント」部門と「MPAと芸術振興」部門の双方に所属しており、全ての助成事業について、分野ごとに被助成団体の内容面の監督を行っている。

被助成団体との接触は、カウンシルの独自助成については「助成とエンゲージメント」部門のグランツ・オフィサーおよび当該ジャンルのアーツ・プラクティス・ディレクターが、MPAFについては、「MPAと芸術振興」に所属するMPAFのディレクターやビジネス・アナリスト、インダストリー・アナリストと当該ジャンルのアーツ・プラクティス・ディレクターが担当している。また、MPAFについては、独立した委員会が置かれている。

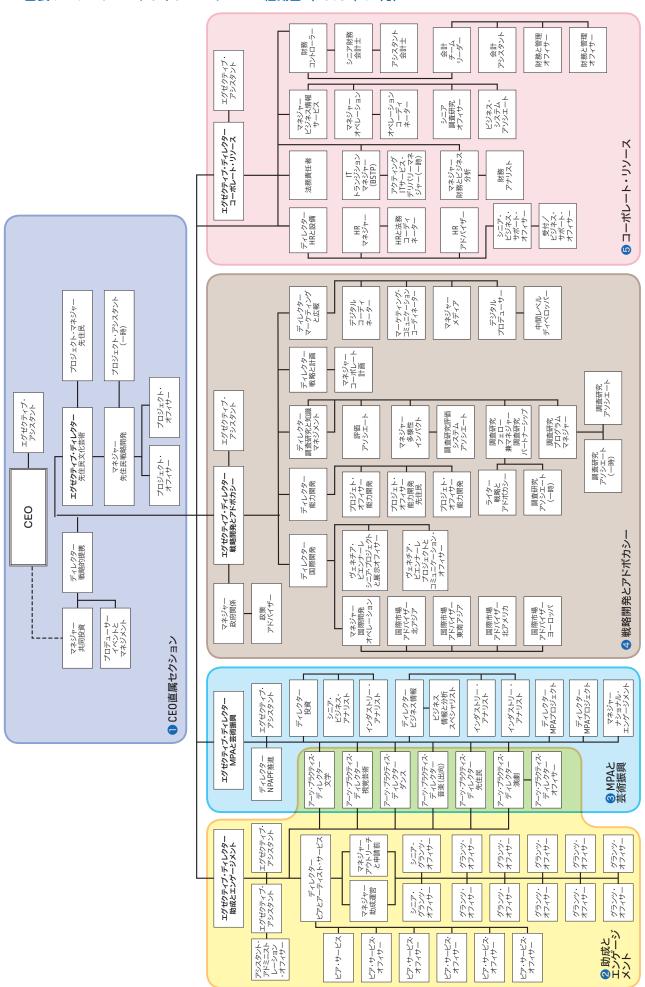
2020年7月現在、アーツ・プラクティス・ディレクター(現在の組織では「ヘッド・オブ・プラクティス」と名称変更されている)は6人であるが、2019年12月の組織図には7人が記載されている。彼らは、助成の審査においては、担当するジャンルのピア審査パネルに出席し、主題に関する専門知識、背景情報および助言をピアに提供し、議論を支援する役割を持つ*76。また、担当するジャンルの助成

^{※75} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.116

^{**76} PEER HANDBOOK FOR ASSESSMENT PANELS(以下 ピア審査ハンドブックと略) p.13

https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/peer-handbook-5d8c0fd65c0ce.pdf (最終閲覧日:2020/07/11)

^{**77} オーストラリア・カウンシルの提供資料 ORGANISATIONAL CHART DECEMBER 2019(2019/12/11)を元に作成。(色分けは引用者)



第1部2章 オーストラリア・カウンシルの概要

ダンス

エイドリアン・バーネット (Adrian Burnett)

アーティスト、振付家、プロデューサー、教師、演出家として国内外で長年活動してきた経験から、コンテンポラリーダンスとバレエについての知識と理解を深める。オーストラリア・カウンシルではダンス、文学、コミュニティ・アートを含むさまざまなジャンルの管理職を5年以上務めた。

1988年オーストラリア・バレエ・スクール卒業、1988年オーストラリア・バレエ団に入団、2010年までシニア・アーティスト、レジデント・コレオグラファー、エグゼクティブ・プロデューサー、ゲスト・バレエ・マスターとして活躍。

フリーランスの振付師として、オランダ国立バレエ団、ヒューストン・バレエ団、シンガポール・ダンス・シアター、ニューヨーク・シティ・バレエ団の振付研究所、オーストラリア・バレエ団、西オーストラリア・バレエ団、ロイヤル・ニュージーランド・バレエ団の委嘱を受ける。ジュネ国際バレエコンクールに長く携わり、2002年シドニー、2009年シンガポール、2012年ウェリントンで新作を委嘱され、直近では2016年12月にシドニー・オペラハウスで開催された同コンクールのゲストコーチを務めた。

文学

ウィノナ・バーン(Wenona Byrne)

11年間出版業界で勤務後、9年間アレン&アンウィン社のライツマネジャーとして、オーストラリアの作家と密接に関わり、北米、英国、ヨーロッパ、アジアの国際的な出版社に作品を売り込んだ。オーストラリア・カウンシルでは、国際出版社訪問プログラムの委員会メンバーを務めるなど、多くの業界およびオーストラリア・カウンシルの取組に携わる。

シドニー大学で文学士号を取得し、AFTRSで芸術学士号(演出)を取得。出版業界に入る前は、映画やテレビの脚本家・演出家、フリーランスの長編作家として活躍。アレン&アンウィン入社前は、シドニーの文芸エージェンシーであるオーストラリアン・リテラリー・マネジメントに勤務していた。

また、クリストス・ツィオルカスの物語をジョエル・エドガートンとダミアン・ウォルシェ・ハウリング主演で映画化した『サターンズ・リターン』の監督を務め、オーストラリア・フィルム・インスティテュート賞の最優秀短編映画賞にノミネートされた。

先住民文化芸術

パトリシア・アッジェイ (Patricia Adjei)

シドニー出身、ガーナにルーツを持つ。ニューサウスウェールズ大学で芸術と法律の学士号を取得。コピーライト・エージェンシーであるヴィスコピーで先住民エンゲージメント・マネジャーとして勤務。2018年チャーチル・フェローシップを受け、先住民の文化的権利を保護する米国とパナマの法律の実用化を調査。シドニー市の先住民の助言委員会の委員を務め、コンテンポラリー・パシフィック・アーツ・フェスティバルとムーガーリン・パフォーミング・アーツ・ボードの理事を務める。

2010年には、ジュネーブの世界知的所有権機関(WIPO)で2010年先住民知的所有権法フェローとして勤務。伝統的知識に関する国際文書草案の規範化プロセスの事務局として貴重な知見を提供した。また、オーストラリア芸術法センター (Arts Law Centre of Australia) やナショナル・インディジナス・テレビ (National Indigenous TV) での弁護士経験もあり、先住民の文化的知的財産権に関する書籍、記事も執筆している。

視覚芸術

ローラ・マクラウド (Laura Mcleod)

さまざまな芸術団体との仕事を通して、プロジェクトのコーディネート、会議や視覚芸術の出版物の調査研究など、視覚芸術の分野で幅広いキャリアを積む。オーストラリア・カウンシルでは、視覚芸術団体、アーティスト、国際レジデンス、国際プロジェクトとの関係を構築してきた。視覚芸術セクターと幅広く協議し、ビジュアル・アーツ・アンド・クラフツ・ストラテジー(VACS)などの取組を推進。またオーストラリア写真センター、オーストラリア・バイセンテニアル・オーソリティ、レイク・マッコーリー・シティ・アート・ギャラリーのディレクターを歴任した。

演劇

アネット・マッデン(Annette Madden)

パース国際芸術祭 (PIAF) のエグゼクティブ・プロデューサー、クイーンズランド・シアターのナショナル・アーティスティック・チームのメンバー、ベルヴォアのダウンステアーズ・シアター・ディレクター、ショーン・パーカー&カンパニー、ストーカー、マルゲクなどさまざまな芸術組織での豊富な経験をもつ。

音楽

カースティ・リバーズ (Kirsty Rivers)

音楽著作権管理団体APRA AMCOSで19年間ライター・サービスのナショナル・マネジャーを務めた後、クリエイティブ・ビクトリア (第2部3章で詳述) で現代音楽担当のシニア・マネジャーを務め、助成プログラム「ミュージック・ワークス」 に携わる。クリエイティブ・ビクトリアには5年間在職し、メルボルンにあるオーストラリア音楽保管庫 (Australian Music Vault) など、いくつかの主要プロジェクトに密接に関わった。同施設は2017年12月に一般公開され、リバーズはそのアドバイザリー・ボードのメンバーを務める。

団体の相談に応じることもある。図表1-2-8の略歴にあるように、アーツ・プラクティス・ディレクターたちは自身もアーティストであったり、団体の運営に携わるなど、オーストラリアの文化芸術セクターに長年深く関わってきた経歴の持ち主である。第1部3章「オーストラリア・カウンシルの助成(1)MPAF」で扱うMPAF団体や、第2部3章「ビクトリア州の文化芸術助成」で扱うクリエイティブ・ビクトリアの出身者もみられる。ちなみに演劇の前任ディレクターは、現在FYF団体(第1部4章「オーストラリア・カウンシルの助成(2)FYF、アーツ・プロジェクト」で扱う)であるパフォーミング・ラインズのエグゼクティブ・プロデューサー、マリオン・ポッツであった。また、クリエイティブ・ビクトリア出身の音楽ディレクター、カースティ・リバーズが、他施設のアドバイザリー・ボードのメンバーを務めるなど、オーストラリアの文化芸術セクターの中でさまざまに人材が移動していることが見てとれる。

カウンシル職員の採用は、不定期の公募によっている。ディレクター、マネジャーなどのリーダー層は3年の短期契約であり、複数回契約を更新する事例もあるが、全体に入れ替わりが激しい。一方、一般職員については、長期雇用契約もある。ただし、現在では一般職からディレクターやマネジャーなどへの昇進は想定されておらず、マネジャー以上は中途採用が基本である**79。

組織の中核職員のほとんどが短期契約・中途採用であるにも関わらず、カウンシルの業務運営に大きな問題が起きていない背景には、カウンシルを含む文化芸術セクターの中での転職が日常的なものとなっており、その中で人材が育っているという状況がある。カウンシルの職員の多くは、自身がアーティストや助成される側の文化芸術団体や他の助成機関などの出身者であり、また、契約終了後も、そういった団体・機関へと転職していくのが通例となっている。また、カウンシルと文化芸術団体を行き来する例もある。このように、文化芸術団体や他の助成機関・団体などでキャリアを積んでからカウンシルのディレクターやマネジャーなどの職に応募することが基本となっているため、助成制度や文化芸術活動についての一定程度の知識・ノウハウ・スキルは中途採用される段階ですでに身についているのが普通であり、セクター全体で必要な人材を育成している状態ということができる。さらに、自身も助成申請やピア審査を経験した職員が多いことは、申請者にサービスを提供する上でも大きな利点となっており、申請者の状況への理解や共感から信頼関係を築きやすく、効果的な助言を行えるということでもある。また、カウンシル側から見ると、カウンシルを含む文化芸術セクターの中で意識的に人材を流動させ続けることで、セクターの動向や課題、人材等について常に新しい情報が得られ、組織をリフレッシュする利点が大きいと考えられている**80。

一方で、文化芸術局からカウンシルへの出向者は全くおらず、その面での人事的な交流はない。同局 の職員は、連邦政府職員としてのキャリア・パスを歩んでいる人が中心である。

^{※78} アーツ・プラクティス・ディレクターの略歴

ADRIAN BURNETT, DIRECTOR DANCE https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/biographies/adrian-burnett-director-dance/ (最終閲覧日:2020/07/19 以下同)

WENONA BYRNE, DIRECTOR LITERATURE https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/biographies/wenona-byrne-director-literature/PATRICIA ADJEI https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/biographies/patricia-adjei/

LAURA MCLEOD, DIRECTOR VISUAL ARTS https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/biographies/laura-mcleod-director-visual-arts/ANNETTE MADDEN JOINS AUSTRALIA COUNCIL AS DIRECTOR OF THEATRE

https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/media-releases/annette-madden-joins-australia-council-as-director-of-theatre/Kirsty Rivers tapped as Head of Music at Australia Council https://theindustryobserver.thebrag.com/kirsty-rivers-head-of-music-australia-council/

^{※79} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー(2019/12/09および12/11)より。

^{※80} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー (2019/12/11) より。

2-5 ピア審査制度

ピア審査は、アームズ・レングスの原則とともに、オーストラリア・カウンシルの運営を支える2大原則の1つであり、カウンシルの助成事業の中立性を担保する基盤である。ここではピア審査制度がどのように運営されているかをみていく。

カウンシルでは、2019-20年度現在、**図表1-2-9**に示す12種類のピア審査パネルが作られている。 各助成プログラムの審査は、それぞれの実施ラウンド毎に行われる。

ピアの選出からピア審査会議までの一般的な流れは図表1-2-10に示す通りである。

2-5-1 ピアの選出

ピアを選出するため、オーストラリア・カウンシルでは、ピア審査に関心があるアーティスト、アートワーカー、各種専門家などの文化芸術関係者を公募している。カウンシルのウェブサイト上の募集ページには、以下のようなメッセージが掲げられている**82。

ピア審査員

ピア審査とアームズ・レングスの助成は、40年以上にわたり、オーストラリア・カウンシルの助成配分方法の指針となっています。

ピア審査は、他の申請者との競争や予算の制約の中で、公表されている評価基準に照らして最高 レベルのメリットを示す提案をしたアーティストや文化芸術団体に助成が提供されることを保証し ます。

ピア審査員には、文化芸術分野に関する十分な知識や経験を持ち、助成申請に対して公正かつ十分な情報に基づいた評価を行うことが求められます。このような知識や経験は、1つ以上のジャンルにおけるアーティスト、アートワーカー、またはセクターの専門家としての活動を通して培われるものと考えられます。

また、作品制作からツアーや展覧会の調整、新しい市場の開拓、オーディエンスやコミュニティ との関わりなど、文化芸術のプロセスの全ての部分を理解しているピアも必要です。

私たちは、多様でバランスのとれたパネルを形成することを約束します。私たちは、多様な地理 的、文化的背景、年齢、ジェンダー、能力を代表するピアを求めています。

ピアの公募は自薦によるもので、4年に1度オンラインで行われる。希望者は、プロとしての経験、 実績リスト、審査できるジャンル、スキルを証明する推薦者(レフェリー)などを記した自己推薦書 (nomination form)を提出する**83。自己推薦書の提出は、カウンシルの申請管理システム(Application Management System、以下 AMS)で行われる**84。

自己推薦書の情報を元に、カウンシルのピア・サービス部門および推薦・任命委員会が審査を行う。 ここから申請書を評価するためのスキルと知識を持つ候補者名簿である「ピア候補(the Pool of

^{**82} PEER ASSESSORS https://www.australiacouncil.gov.au/funding/peer-assessors/(最終閲覧日:2020/07/11)

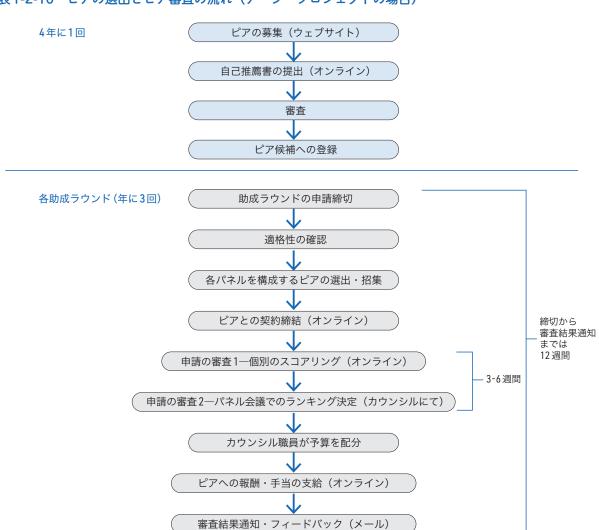
^{※83} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー (2019/12/11) より。

^{※84} 前掲 ピア審査ハンドブック p.11

図表 1-2-9 ピア審査パネル 2019-20年度**85

	対象となる助成プログラム	審査パネル名
カウンシルの 独自助成	FYF アーツ・プロジェクト (団体向け、個人・グループ向け) キャリア・ディベロプメント・グランツ (個人向け、グループ向け) フェローシップ	先住民文化芸術パネル コミュニティ・アートと文化振興パネル ダンスパネル 新興・実験芸術パネル 文学パネル クロスジャンルパネル 音楽パネル 演劇パネル 視覚芸術パネル
カウンシルが 運営を受託している 連邦政府の助成制度	コンテンポラリー・ミュージック・ ツアー・プログラム	コンテンポラリー・ミュージック・ ツアー・プログラムパネル
	現代美術巡回展示イニシアティブ	現代美術巡回展示イニシアティブパネル
	プレイング・オーストラリア	プレイング・オーストラリアパネル

図表 1-2-10 ピアの選出とピア審査の流れ (アーツ・プロジェクトの場合) **86



^{ 85}** Peer Assessors in 2019-2020

https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/peers-assessors-used-2019-to-2-5ebcaff51d04d.pdf(最終閲覧日:2020/07/11) カウンシルの独自助成については、2018-19年度まではこれに「文化芸術と障害パネル」を加えた10のパネルで審査が行われていた。

^{※86} 前掲 ピア審査ハンドブックをもとに作成。

Peers)」が作成され、AMS上に登録される。各審査パネルの審査員となるピアは、各助成プログラムのラウンドごとに、ピア候補から適任者が選出される。2018-19年度の候補の人数は741人であり、うち56%が少なくとも1回の審査に参加した**87。

各ピアは、最大6ラウンドの審査に参加するか、もしくは4年間を経過するまで、候補に留まる。回数もしくは年数制限に達すると、候補からは外れるが、AMS上の登録簿にはそのまま残る。一旦ピア候補から離脱しても、2年以上経てば再任することができる**88。

各助成ラウンドの募集が締め切られると、まずオーストラリア・カウンシル職員が申請の適格性のチェックを行い、集まった申請の内容に合わせて、そのラウンドに必要なピア審査パネルの構成を検討する。各パネルに参加するピアの選出は、審査する申請の内容とともに、下記の要素のバランスを踏まえて、多様性を考慮して行われる**89。

- ●文化芸術活動:さまざまな芸術的スタイルと哲学を持ち、その分野で尊敬されるアーティストやアート・プロフェッショナル
- ●職業的専門性:当該パネルのカテゴリーに関連する文化芸術分野でさまざまな専門的な役割を実践するアーティストやアート・プロフェッショナル
- ●文化的多様性:オーストラリア社会の文化的な多様性を代表するアーティストやアート・プロフェッショナル
- ●障害:障害のあるアーティストやアート・プロフェッショナル
- ●先住民:先住民アーティストやアート・プロフェッショナルの代表
- ●地域とコミュニティ:さまざまな地域のアーティストやアート・プロフェッショナル
- ◉ジェンダー
- ●年齢:さまざまな世代とさまざまなキャリア段階のアーティストやアート・プロフェッショナル

審査パネルのピアの多様性は、カウンシルの理事会および推薦・任命委員会への報告事項となっている。2014年5月から2017年7月の約3年間にピア審査に参加したピアの総計647人のうち、24%が地方もしくは遠隔地に拠点を持ち、17%が先住民、16%が文化的・言語的な多様性を持つ人々であり、5%が障害者であった**90。

ピアの多様性は、ピア審査の場が、全国から集まるアーティストや文化芸術関係者の出会いと相互研 鑽の優れた機会ともなることを意味している。実際に多くのピアが助成審査の経験を通じてさまざまな 人と出会い、また自らの属する文化芸術セクターへの理解を深めたと証言している**91。また、必ずし も文化芸術活動の経験が豊富なほど良いということはなく、経験が浅いピアからも貴重な洞察が得られ るとして、キャリア内での段階についても多様性が重視されている。ピア経験者の場合は過去の審査パ ネルにおける貢献の実績も加味される**92。

1つの審査パネルに選ばれるピアの人数は、審査パネルの特性に応じ、3人から11人程度である。た

^{※87} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.21

^{**88} 前掲 ピア審査ハンドブック p.6

^{※89} 同前 p.7

^{** 90} FORMING AN ASSESSMENT PANEL Panel Diversity

https://www.australiacouncil.gov.au/funding/forming-an-assessment-panel/(最終閲覧日:2020/07/12)

^{**91} INTERVIEWS WITH PEER ASSESSORS https://www.australiacouncil.gov.au/funding/interviews-with-peer-assessors/(最終閲覧日:2020/07/11)

^{※92} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー(2019/12/11)より。

だし4年に1回のFYFの審査パネルの場合はこの数を上回り、最大16人というものもあった(FYFのコミュニティ・アートと文化振興パネル)**93。また、特別な必要性が認められる時には、カウンシルのCEOによって、ピア候補以外から追加のピアを選出することが認められている。各パネルに参加したピアの名簿は、オーストラリア・カウンシルのウェブサイト上で公開される**94。名簿には氏名と居住州のみが示され、所属、肩書き、年齢などは公開されていない。

審査パネルの選出に当たってもう1つ重要なのは、助成申請者とピアの間の何らかの関係性による利益相反の可能性を管理することである。このため、カウンシル側で申請者との関係性がないかを精査するとともに、ピア側に利益相反の可能性のある関係性を申告する義務を課している。何らかの関係性が認められた場合、軽微なものであれば「利益相反の可能性がある」と開示した上で、当該申請の審査に参加できる。関係性が強いと判断されると、当該申請の審査に参加できない(その間は退席)、もしくは、審査パネル自体に参加させないといった処置が講じられる**95。

2-5-2 ピア審査の手順

申請の審査は、オンライン・システムを通じての各ピアによる個別の審査と、パネルのピアが集まって議論する審査会議の2段階で行われる。各段階の手順について、ピアには**図表1-2-11**のような詳細なガイド資料が提供されている。審査は、次の手順に沿って行われる。

〈第1段階 個別審查〉

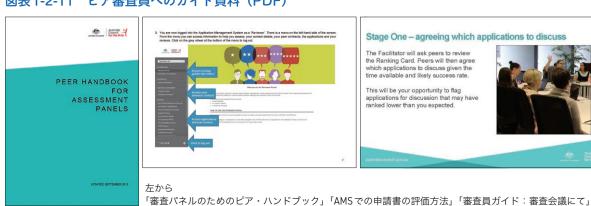
(1) 契約

各審査パネルに選出されたピアは、AMSを通じて、当該パネルの審査員としての契約を受諾し、正式に審査員となる。契約が終わると、各ピアが審査する申請書と補足資料がAMS経由で閲覧できるようになる(この段階で、各申請の適格性の審査はすでにカウンシル職員によって終えられている)。

(2) スコアリング

ピア審査員はAMSで申請書を見ながら1件ずつ採点を行い、結果のスコアを画面に入力していく。採 点は、各助成プログラムごとの審査基準(各助成プログラムごとに審査基準が複数定められている)に

図表 1-2-11 ピア審査員へのガイド資料 (PDF) *96



^{※93} 前掲 Peer Assessors in 2019-2020 p.6

https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/peers-assessors-used-2019-to-2-5ebcaff51d04d.pdf(最終閲覧日:2020/07/11)

^{※94} POOL OF PEERS https://www.australiacouncil.gov.au/funding/pool-of-peers/(最終閲覧日:2020/07/11)

前掲 ピア審査ハンドブック pp.6-7 **95 前掲 ピア審査ハンドブック p.8.

^{※96 (}左) 前掲 ピア審査ハンドブック (中央) オーストラリア・カウンシルによるメールでの提供資料「How to score applications in the Application Management System」 (右) 同「Assessor Guide - At The Assessment Meeting」より。

基づいて、「7.非常に高い」から、「6.高い」「5.良い」「4.中程度」「3.平均以下」「2.低い」「1.非常に低い」までの7段階で行う。カウンシルからジャンルごとにスコアリングのガイドがオンラインで提供されており、点の付け方のばらつきを防いでいる。1人のピアが担当する申請書の数は、20件から最大130件程度になることもあり、完了するまでに3週間から6週間程度の時間を必要とする**97。原則として、当該パネルが担当する全ての申請書を、全員のピアが採点する。ただし、担当する申請書が極端に多い場合に限り、例えば1つの申請書を8人のうち6人が見るという形で調整(batching)することがある。

カウンシルのウェブサイトに公表されたピア審査経験者のインタビュー**98によると、申請書の採点にかける時間は1件につき15~20分という人が多い。また、一度に多くを見過ぎると採点の精度が下がるため、1日に数件~10件以内とするなど、各人のペースで全ての申請書を公平に見るように工夫している。過去3年間に数百の申請書を採点したと語るピアもいる(モウナ・ザイラー、ニューサウスウェールズ州 2017年のコミュニティ・アートと文化振興パネルのピア審査員)。採点をしながら詳細なメモをとることを推奨する人が多く、それが後日のピア審査会議でも役に立つと述べている。また、オーストラリア・カウンシルのピア・サービス・オフィサーから、採点の際の時間管理について有益な助言を受けたと語る審査員も見られる。

(3) 推薦の決定

採点後、各申請に対して、助成を推薦するかどうかを決定し、入力する。助成の推薦に当たっては、当該申請が全ての審査基準においてガイド上に示されたベンチマーク・スコアを上回っていることが求められる。審査基準のいずれかにおいてベンチマーク・スコアを下回る申請を推薦することはできない**99。

〈第2段階 審査会議〉

個別の審査が終了すると、次に第2段階の審査会議になる。審査会議は、シドニーにあるオーストラリア・カウンシルのオフィスで行われる。

図表1-2-12 進行役 (Facilitator)、主題の専門家 (Subject Matter Expert)、 グランツ・オフィサー (Grants Officer)、ピア・サービス・オフィサー (Peer Services Officer) **100



^{※97} WHAT A PEER DOES https://www.australiacouncil.gov.au/funding/what-a-peer-does/(最終閲覧日:2020/07/12)

^{※98} 前掲 INTERVIEWS WITH PEER ASEESORS https://www.australiacouncil.gov.au/funding/interviews-with-peer-assessors/(最終閲覧日:2020/07/11)

^{※99} 前掲 ピア審査ハンドブック pp.12-13

^{※100} オーストラリア・カウンシルによるメールでの提供資料「Assessor Guide - At The Assessment Meeting」(2019/12/19) p.3

会議には、パネルのピアの他に、オーストラリア・カウンシルの職員が4人参加する(**図表1-2-12**)。 1人はピア・サービス・オフィサー、1人は助成を担当するグランツ・オフィサー、1人は当該分野の 文化芸術活動の専門家であるアーツ・プラクティス・ディレクター、1人は審査会議を進行する進行役 である。ここでのカウンシルの職員の役割は、当該分野の文化芸術活動に関する背景知識の提供、申請 者のビジネス・プランや財務状況などの分析の提供、および、申請のランキングを付けていくためのディスカッションの進行役である*101。審査会議の進行手順は、以下のように定められている。

(4) 会議で検討する申請の決定

審査会議の審査は、各申請の一覧がランキングとして表示されるランキング・カードの画面をモニターで見ながら行われる(図表1-2-13)。ランキング・カード画面では、申請者名、州、助成申請額、助成を推薦したピアの数、スコアを付けたピアの数、ミーティング前のランキング、ミーティング後のランキングが、申請ごとに1行に表示されており、まずどの申請について検討すべきかから議論が始まる。

(5) 各申請書についての議論・推薦の変更

検討すべき申請が決定されたら、各申請についてディスカッションを行う。ピアは、この議論が終了した時点で、該当する申請について助成の推薦をするかしないかの意見を変更する機会を与えられる。個別採点で自身が推薦した申請の推薦を取り下げる、あるいは逆に、個別採点で推薦しなかった申請を新たに推薦するという選択も可能である。

(6) ランキングの調整・決定

助成推薦の変更が終了すると、次に、全体のランキングが妥当かどうかについての議論が行われる。この際は、進行役が画面上のランキングを上下させながら、ピア全員が一致するランキングに調整していく。全員のコンセンサスが得られない場合は、大多数の一致するランキングが決定される。なお、申請者の州や地域ごとの割当制度のようなものはなく、地域バランスは話題にはなっても、採否の決定要因にはならない。極端な場合、ランキング上位者が1つの州に集中したとしても、あくまで審査基準に

図表 1-2-13 ランキング・カード画面**102

	助成の可能性 最終的に推薦 ピアの数	E 担	客査員数 事前に申 採点し、 ピアの数	請書を記 推薦し	売み、 ii た 変	会議前のラン 議論および推 変更をする前 ランキング /	薦の	議論推薦	養でのランキング 論し、 情を変更した後の シキング
Application Id	Applicant	State	Requested	Fundable	Assessors	Pre-Meeting Rank	Meeting Rank		Comments
243519	Elegant Arts Inc	NSW	\$26,050	8	8	1	1	V A	
242649	The Writers' Collective	VIC	\$13,837	8	8	2	2	V A	
243795	The Neutral Theatre Company	VIC	\$10,100	7	8	3	3	V A	
243264	Arts Projects R Us,	WA	\$35,500	6	8	4	4	V A	
243880	The Dance Company,	NSW	\$16,160	3	7	5	5	V A	
244139	Small Independent Publishers Inc,	NSW	\$39,358	4	8	6	6	V A	
244269	The Record Label,	NSW	\$12,000	3	8	7	7	V A	
244210	XYZ Theatre Company,	WA	\$35,607	3	8	8	8	V A	

^{※101} 同前

^{※102} 同前 p.4を元に作成。

基づく評価が優先される**103。

上述したカウンシルのウェブサイトのピア審査経験者インタビューによると、会議では、最初から全員の意見が一致することは少ない。審査員は互いに異なる主張や未知の知識にオープンに耳を傾け、少数派であっても臆せず発言し、議論によって自身の意見を変える勇気を持つよう奨励されている。ランキングを議論する過程で、優れた申請や興味深い提案の数に比べて助成の予算が少ないと感じる審査員もいる。競争率の高さから議論はときに白熱するが、審査員同士は互いの知識、経験、人間性を尊重し合い、最終的な合意を形成していく。

ピア審査員の役割は、この最終のランキング決定までとなる。会議の所要時間は最長で2日である**¹⁰⁴。 また、各審査会議の終了後に、カウンシルの職員は会議のレポート(申請のランキング、各申請を推薦 したピアの数のリスト、会議参加者、利益相反と措置の要約メモ)を作成する。

〈助成の決定・結果通知など〉

(7) ランキングに基づく助成の決定と予算の配分

この後は、カウンシルの職員が、当該パネルに割り当てられた上限額の枠内で、ランキング上位から助成を決定する**105。助成総額のうち当該パネルへの割当額は、ピアではなく、カウンシルのエグゼクティブ・チームが決定する**106。

(8) 審査資料の返却、報酬の支払い

ピアは、上記審査に関連する個人情報を含む資料と協議内容双方について機密保持義務を負っており、審査終了後すぐにカウンシル職員へ資料を返却し、デジタル・コピー等を破棄しなければならない**107。報酬としての会議への出席費と旅費手当は、会議終了後、通常2~3週間後にオンラインで支払われる。出席費と旅費手当の額を図表1-2-14に示す。

(9) 審査結果通知・フィードバック

審査の結果は、カウンシルからまずピアにAMSとメールで通知され、次いで各申請者にメールで通知される。最も申請件数の多いアーツ・プロジェクトでは、申請の締切日から12週間以内に結果が通知される。審査のフィードバックは、申請者から要請のあった場合に、カウンシルの職員を通じて伝えられる。ピア本人は申請者に対して直接審議の内容をフィードバックしてはならず、申請者から要請があった場合、カウンシルに連絡する必要がある。

各申請者へのフィードバックの内容は公開されていないが、FYF団体の1つであるパフォーミング・ラインズのエグゼクティブ・プロデューサー(Executive Producer)であり、カウンシルのアーツ・プラクティス・ディレクターを勤めた経験のあるマリオン・ポッツへのインタビューによると、フィードバックは採択、不採択の理由を、詳細でなく要約的に示すものとなっている。また、申請内容は高、中、低にランク付けされ、例えば「次回は芸術的根拠についての議論をもっと強化するように」「予算が明確でない」「十分にプロジェクトを説明していない」など、次回の申請に向けての生産的なフィードバックが与えられる*108。

^{※103} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー (2019/12/11) より。

^{※104} 前掲 WHATA PEER DOES https://www.australiacouncil.gov.au/funding/what-a-peer-does/(最終閲覧日:2020/07/12)

^{※105} オーストラリア・カウンシルによるメールでの前掲提供資料「Assessor Guide - At The Assessment Meeting」p.17(2019/12/19)より。

^{※106} 前掲 ピア審査ハンドブック p.15

^{※107} 同前 p.9

^{** 108} パフォーミング・ラインズの Marion Potts, Executive Producerへのインタビュー(2019/12/11)より。パフォーミング・ラインズは、シドニー に拠点を置き、全国でクロスジャンルのパフォーマンスなどを行うアーティストを支援する団体である。

出席費

出席費(1日あたり)								
パネル会議の審査時間	3時間以上の会議	2~3時間の会議	2時間未満の会議					
出席費	750豪ドル	450豪ドル	300豪ドル					
日本円換算	54,000円	32,400円	21,600円					

旅費手当

一泊滞在当たり(場所)	旅費手当上限*	日本円換算
シドニー	415豪ドル	29,880円
アデレード	372豪ドル	26,784円
ブリスベン	421豪ドル	30,312円
キャンベラ	410豪ドル	29,520円
ダーウィン	457豪ドル	32,904円
ホバート	360豪ドル	25,920円
メルボルン	392豪ドル	28,224円
パース	409豪ドル	29,448円

地方の中心都市には別料金が適用される。 * 旅費手当上限には、

それぞれ異なる宿泊費、食事代、諸費用が含まれる。

旅費手当の 食事代と 諸費用

	高コストの中心都市**	日本円換算	その他の中心都市	日本円換算
朝食	31豪ドル	2,232円	29豪ドル	2,088円
昼食	44豪ドル	3,168円	29豪ドル	2,088円
夕食	61豪ドル	4,392円	57豪ドル	4,104円
諸費用	29豪ドル	2,088円	29豪ドル	2,088円
合計	165豪ドル	11,880円	144豪ドル	10,368円

^{**}高コストの中心都市には首都やその他の特定された都市が含まれる。

なお、2020年2月締切のラウンドでは、COVID-19の影響で対面によるピア審査会議が実施できなかったため、各申請者への個別のフィードバックは行われず、代わりに各パネルの審査の総評がウェブサイト上に公開された。フィードバックの分量や形式はパネルにより異なるが、いずれも公開された審査基準に照らしての評価であり、上位に選ばれた申請が高評価を得た理由を示すものが多い。通常のフィードバックとは異なるが、ピア審査のあり方の一端を示す例として、下記に音楽パネルのアーツ・プロジェクトへの評を示す**110。

アーツ・プロジェクト(個人・グループ)

ピア審査員は次のような助言をしました。

- ◎先住民のアーティストやコミュニティと活動する際には、適切な文化的パートナーを巻き込み、文化的プロトコル**111を遵守していることを示す証拠の提出が不可欠です。これらの証拠は、推薦状など関連する文化的プロトコルへの関与を実証するものです。文化的な協議にかかる費用を予算に計上し、関与する人々やコミュニティの名前を明記してください。詳細については、オーストラリア・カウンシルの職員に問い合わせてください。
- ◎最も適切な助成のカテゴリーに申請しているかどうかを確認してください。不明な場合はグランツ・オフィサーに相談してください。

^{※109} 前掲 ピア審査ハンドブック pp.16-17

^{ 110}** APPLICATION FEEDBACK Music Panel

https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/music-panel-5eabc851876da.pdf(最終閲覧日:2020/08/13)

^{※111} オーストラリア・カウンシルの助成プログラムでは、申請者が遵守するべき各種プロトコル類が定められ、ウェブサイトで公開されている。 プロトコルには、先住民との活動、子どもとの活動、障害者アーティストとの活動、障害者のアクセシビリティ、英語以外の言語への対応、 先住民文化芸術への対応、アーティストへの適切な支払いに関するものがある。

https://www.australiacouncil.gov.au/funding/protocols-and-resources/(最終閲覧日: 2020/08/13)

- ◎プロジェクトの芸術的ビジョンを明確に説明してください。
- ◎申請書は、明確で簡潔なものであることを確認してください。繰り返しにならないようにしましょう。 段落や箇条書きを使って、申請書類を読みやすくしましょう。丁寧に校正しましょう。
- ◎読む人の背景知識を当てにせず、あなたの仕事をよく知らない人でもわかるように、プロジェクトを説明してください。
- ◎プロジェクトがタイムリーなものであること、または時間的制約があることを示してください。
- ◎パートナーがいる場合は、強力なパートナーシップの証拠を提示してください。
- ◎未確定の活動や参加アーティスト、パートナーシップ、共同研究などの数が多いと、プロジェクトの実現可能性に懸念が生じます。できるだけ多くの活動やパートナーを確定してください。
- ◎自分自身とプロジェクトに関わる全てのアーティストに業界標準の賃金を支払ってください。
- ◎明確で透明性のある予算を提示してください。多額の予算を分割して、多数の項目や賃金を計算した場合には、それらを明確に示してください。オーストラリア・カウンシルの助成金を使うプロジェクトの費用と、他の資金源で賄う費用を明確に示してください。
- ◎第3の評価基準のオプションの選択を慎重に検討し、申請のガイドラインに記載されている項目を参考にして、申請書に記載してください。どの基準を選択すればよいかわからない場合は、グランツ・オフィサーに相談してください。申請書は、複数の評価基準に関連する場合もありますが、1つの評価基準に絞った方が有利な場合もあります。
- ◎芸術的な補足資料は慎重に選んでください。プロジェクトに関連するもので、申請書の内容を裏付けるものでなければなりません。
- ◎補足資料の制限はガイドラインに従ってください。
- ◎妥当性があり、説得力があり、十分に表現された推薦状を提出してください。
- ◎可能であれば、個々の画像や書類を組み合わせて、補足資料を1つのPDFにまとめてください。ピアにレビューしてほしい音声や動画資料のURLリンクを提供してください。ホームページのような一般的なもののURLは避けてください。
- ◎プロジェクトがツアーを含む場合は、現代音楽ツアープログラムへの申請を検討してください。詳細については、グランツ・オフィサーに問い合わせてください。

アーツ・プロジェクト(団体)

ピア審査員は、このラウンドへの応募の質の高さに注目しました。

最も競争力のある申請は、以下のようなものでした。

- ◎文化的なプロトコルを遵守していました。
- ◎参加している全てのコミュニティの真の声を提示していました。
- ◎コミュニティや新進アーティストを含む全ての参加者のために、アクセスと創作活動の補助を重視していました。
- ◎参加の多様性に取り組む姿勢を示しました。
- ◎プレゼンテーションのアプローチにおいて革新的でした。
- ◎ジェンダーの平等が考慮されていました。
- ◎要求されたレベルの資金を本当に必要としていることを証明しました。
- ◎提案が及ぼす環境への影響に配慮していました。

2-5-3 ピア審査におけるカウンシル職員の役割

ピア審査に関わる業務は、カウンシルの5つの組織部門のうち「助成とエンゲージメント」部門のピア・サービスグループによって遂行されている。カウンシルは「職員の役割」として、ウェブサイトに次のように記し、職員が助成の決定に影響を与える可能性を明確に否定している**112。

職員の役割

オーストラリア・カウンシルの職員は、助成申請の採否を決定しません。

評価プロセスにおけるオーストラリア・カウンシルの職員の役割は次の通りです。

- ◎カウンシルの方針を常に遵守しながら、各助成プログラムの申請を検討し、適格性を判断する。
- ◎ピアが申告した申請や申請者との関係性が利益相反にあたるかどうか、それらをどのように管理すべきかを判断する。
- ◎会議の手順が確実に守られ、公平で説明可能な決定が行われるよう審査パネルの各会議を円滑に進める。
- ◎審査会議中にピアの慎重な審議に役立つ事実や背景情報を提供する。
- ◎助成カテゴリーおよび申請に関する議論の要約的なフィードバックをまとめ、申請者と共有する。

オーストラリア・カウンシルの職員からの情報は全て、単なる情報として受け取ってください。それ によって、何らかの期待の下にあなたの状態や行動を変えないでください。

カウンシル職員の審査のプロセスへの関わりは、上記の規定と手順に従って公平さと透明性を確保するよう厳格に定められている。

2-5-4 ピア審査の決定への申し立て制度

オーストラリア・カウンシルでは、ピア審査の結果について、次の3つの申し立て制度を有しており、 それぞれに理事会直属の委員会が設置されている**113。

決定検討委員会 (Decisions Review Committee)

助成の申請が、文化芸術上の観点からではなく、下記の2つの助成手続き上の過失に関わるケースに おいて不調となったと考えられる場合、当該の助成の申請者は、オーストラリア・カウンシルに助成決 定の内部見直しを求める権利がある。

- ●申請書を提出する前にオーストラリア・カウンシルの職員が誤った助言や情報を提供したことにより、申請書の準備に悪影響を与えた場合。
- ②公表されている情報、または審査後のフィードバックに基づき、申請書が公開されている審査プロセスまたは申請した助成カテゴリーの基準に従って審査されなかったと思われる場合。

^{※112} ROLE OF STAFF https://www.australiacouncil.gov.au/funding/role-of-staff/(最終閲覧日:2020/07/19)

^{※113} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.101

見直しの請求は、審査結果の通知またはフィードバックの受領から28日以内に、申請者からカウンシルの法務責任者あてにメールで行う。請求には申し立てを行う根拠を明記しなければならない。カウンシルでは、法務責任者がまず当該請求を検討し、請求内容について妥当と判断した場合のみ、決定検討委員会へ請求を回送する(そうでない場合は、不適格な請求であったという回答を申請者に戻す)。カウンシルの理事3人以上で構成された決定検討委員会では、当該の助成決定の意思決定プロセスを審査し、正しい手続きと適正なプロセスが守られていたかどうかを確認する。この際には、申請内容の芸術的価値は審査の対象とならない。委員会は、会合日から28日以内に請求者に回答を送付する**114。図表1-2-15に大まかな流れを示す。

決定取消委員会 (Rescission of Decisions Committee)

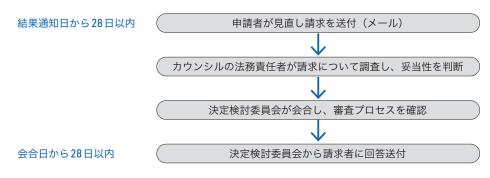
CEOと理事会の議長(議長が不在の場合は副議長)によって構成される委員会で、特定の助成案件に対し、議事期間における助成の実行停止と、不適切という判断が委員会で出された際の決定の取消を行う。ただし、対象となるのは、助成内容がオーストラリアの法律に適合していない、もしくは、オーストラリア・カウンシルの評判を著しく落とすと考えられる場合のみである**115。

不服審查委員会 (Appeals Committee)

上記の決定取消委員会の決定に対して、理事会、委員会、もしくはカウンシルの上級職員から不服が申し立てられた場合に開催されるものである。審査委員会の構成は、理事会の議長もしくは副議長で当該案件に関する決定取消委員会に参加していない者が委員長となり、同じく決定取消委員会に参加していない理事3人以上を委員とする(うち少なくとも1人が文化芸術経験者である必要がある)**116。

以上、いずれの委員会も常設ではなく、事案が発生した際に会合を行うしくみである。過去5年間では、決定検討委員会は2015-16年度に1回と、2017-18年度に2回開催されている。決定取消委員会と不服審査委員会は1度も開かれていない**¹¹⁷。

図表 1-2-15 審査の見直し請求の流れ



^{※114} APPEALING A GRANT DECISION https://www.australiacouncil.gov.au/funding/appealing-a-grant-decision/(最終閲覧日:2020/07/12)

^{※115} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.101

前掲 ピア審査ハンドブック p.15

^{※116} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.101

^{※117} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.101

²⁰¹⁷⁻¹⁸ p115-116 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/australia-council-annual-repor-5bd8e5e63c2c6.pdf

²⁰¹⁶⁻¹⁷ p82-83 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/australia-council-for-the-arts-5a1b80d5da897.pdf

²⁰¹⁵⁻¹⁶ p82-83 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/news/_aca_annual_report_2015-16_-lr_update-.pdf

²⁰¹⁴⁻¹⁵ p83 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/news/australia-council-annual-report-2014-15.pdf

2-6 助成を支える事業・制度

オーストラリア・カウンシルでは、助成事業を円滑に進めるため、文化芸術セクターに関する調査研究事業と、文化芸術の公共的な価値を普及啓発するアドボカシー事業、文化芸術分野における能力開発事業を実施している。また、前節で述べたAMSと呼ばれるオンライン・システムを、助成の申請・評価など業務全体において活用しており、助成業務のペーパーレス化・ネットワーク化を達成している。ここでは、こうしたオーストラリア・カウンシルの助成を支える事業や制度について概観する。

2-6-1 調査研究事業とアドボカシー事業

オーストラリア・カウンシルでは、エビデンスに基づいた事業上の意思決定や戦略、方針策定を行う 基礎データや資料を集めるとともに、事業企画の前提となる文化芸術と創造性の社会における役割と価値についての知見を明らかにするため、各種の調査研究事業を実施している。後者の知見の獲得のため の調査研究活動としては、文化芸術と社会の未来を探る研究プロジェクトである「アーツ・フューチャー」や、文化芸術と障害、文化芸術と観光などのテーマを立てた調査研究などが挙げられる。

これらの調査結果は、ピア審査で必要となる文化芸術セクターについての情報提供や、次章で扱う MPAFなどの制度運営のための基礎資料として、また、カウンシル本体や、文化芸術局、MCMの政策立案における基礎資料として活用されている**118。また調査データや調査研究結果の知見は、文化芸術団体やアーティストからも、自力では知り得ないセクターについての情報が得られる貴重なリソースと見なされている**119。オーストラリア・カウンシルは、オーストラリアにおける文化芸術についての主要な統計資料を作成している MCMの統計作業部会の主要メンバーでもある。

オーストラリア・カウンシルで実施している主要な調査研究事業の概要は、下記に示す通りである**120。

●助成制度の評価調査

各助成プログラムの効率性や効果を評価し、今後の戦略的な方向性を明確にするための調査。FYF等のオーストラリア・カウンシルが独自に実施する助成事業を対象とするものだけでなく、オーストラリア・カウンシルのストラテジック・プラン立案のための調査、3年毎に行われる全国文化芸術参加調査、MPAFや国立先住民文化芸術機構(National Indigenous Arts and Culture Authority)の強化のための調査など、連邦政府やMCMの戦略展開のための調査を含む。

●選挙区プロフィール(Electorate Profiles)

連邦政府の150の選挙区ごとに文化芸術セクターのデータを見ることができるウェブ上のポータルサイト。地図から選挙区を選ぶと、当該選挙区の雇用や産業のデータ、文化芸術活動への住民の参加状況、文化芸術とスポーツについてのチケット売上データなどが、グラフなどによりビジュアライズされる。2018年より展開している。

^{※118} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.78

^{** 119} メルボルン交響楽団の Sophie Galaise, Managing Director と、Caroline Buckley, External Relations Manager へのインタビュー(2019/12/06)、ベルヴォアの Sue Donnelly, Executive Director へのインタビュー(2019/12/12)より。

^{※120} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 pp.78-79

Arts Nation https://www.australiacouncil.gov.au/research/

MCM Statistics Working Group https://www.arts.gov.au/mcm/cultural-ministers-council/statistics-working-group-research

●アーツ・フューチャー (Arts Futures)

文化芸術と社会の未来を考える調査研究活動を2018年から展開する。ワークショップ、ディスカッション、ラウンドテーブルなどのリサーチプロジェクトや公開イベントなどを通じて、新しく革新的なビジネスモデルや文化芸術の経済構造、新しいテクノロジーの影響、社会における役割の変化のあるべき姿などを研究している。

●文化芸術セクターに関する各種の調査研究

文化芸術セクターについて各種の調査研究を実施し、レポートの出版やウェブサイトでの情報提供を行う。近年の調査報告書としては「COVID-19 オーディエンス・アウトルック・モニター オンラインセミナーシリーズ」(2020)、「障害のあるアーティストへの支援についての見解〜路を創る」(2018)、「国際文化観光〜文化をつなぐ」(2018)、「文化芸術と障害〜調査概要」(2018) などがある。

●連邦政府、MCMからの調査依頼への対応

連邦政府やMCMからの調査受託。近年の調査受託としては、MCMの戦略である「クロージング・ザ・ギャップ(先住民の自立的な発展を促しギャップをなくす戦略)」の成果把握のための調査(2018)、通信芸術省からの音楽産業に対する調査(2018)、外務貿易省からの「ソフトパワー・レビュー」調査(2018)、オーストラリア貿易投資促進庁からの「ビヨンド・ツーリズム 2020」調査などがある。

●アーツ・ネーション (Arts Nation)

オーストラリア・カウンシルの調査研究成果を網羅したインターネット上のライブラリーで、最新の 調査成果を紹介するとともに、分野やキーワードで必要な調査レポートを検索することが可能になっ ている。

● MCM 統計作業部会の活動

MCMに所属する統計作業部会(Statistics Working Group)の活動。オーストラリア・カウンシルは、他の州・特別地域の文化芸術担当部局と協働しながら、この作業部会の中心的なメンバーとして活動しており、オーストラリア統計局(Australian Bureau of Statistics、以下ABS)とも連携して、各種の統計資料を作成している。具体的には、MCMのための連邦政府および各州政府の文化芸術支出(Government cultural funding and participation)のとりまとめ、ABSで発表されている文化芸術関連の統計資料作成(特定会場・イベントにおける入場者数、文化芸術活動への国民の参加率、文化産業統計など)がある。

オーストラリア・カウンシルでは、上記の調査研究事業の実施およびその成果の社会への発信をアドボカシー活動の中心に据えている。またそれらを通じて、社会における文化芸術と創造性の公共的な価値の普及啓発を行っている。

具体的な普及啓発活動には、まず、こうした調査研究レポートの広報がある。カウンシルの調査研究レポートは、2019年の4月から7月にかけて、42の媒体で報道され、推計2,700万人の目に触れている**121。また調査研究成果に基づき、多数のシンポジウムやイベントなどで、オーストラリア・カウンシルの職員が基調報告を行っている。

もう1つ重要なのが、上記に見られるようにオーストラリア・カウンシルが政府機関として、MCMや 通信芸術省だけでなく、他の省庁からの依頼を受けて各種の調査事業を実施し、政策に影響を与えている ことである。オーストラリア・カウンシルは政府の多数の公聴会にも出席しており**122、最近の提言には上述した「クロージング・ザ・ギャップ」、外務貿易省の「ソフトパワー・レビュー」、オーストラリア貿易投資促進庁の観光戦略のほか、「フェイク・アート」調査、オーストラリア音楽調査、オーストラリアのデジタル戦略、仕事と労働者の未来に関する提言などがある**123。

また、カウンシルの調査研究部門の存在は被助成団体にも知られており、必要に応じて情報提供を求めたり、調査を依頼できる相手として信頼されている。次章で扱うMPAFの被助団体の1つであるオーストラリア室内管弦楽団のCOO(Chief Operating Officer)アレクサンドラ・キャメロン=フレイザーは、業界内の気になる動きや問題に気づいた場合は、MPA団体グループからカウンシルに調査を依頼することがあると述べている。依頼する案件は個々の団体ではなくセクター全体に関わることで、例えば地域の興行主や小規模ホールについての問題など多岐にわたるという。「オーストラリア・カウンシルは先頭に立って、調査すべき内容を検討し、業界を助け、多大な時間と労力をかけてデータを収集し、芸術の価値についてのストーリーを作り、ロビー活動を行い、より多くの助成を政府から引き出せるように努力してくれる」とキャメロン=フレイザーは語った*124。同じくMPAFの助成を受けるベルヴォアのエグゼクティブ・ディレクター(Executive Director)、スー・ドネリーも、オーストラリア・カウンシルが行う各種の調査研究は有益であると語った*125。

さらに、カウンシルでは文化芸術の社会的な影響を重視しており、上述した3年毎の全国文化芸術参加調査でもこれに関する国民の意識を調査している。2020年の同調査の結果によると、「アーティストは社会に重要な貢献をしている」と考える人は78%、また文化芸術が「子どもの発達に影響を与える」は63%、「幸福感やウェルビーイングの感覚に影響を与える」は56%、「ストレス、不安、うつ病への対処を支援する」は56%であった。さらに、文化芸術は「将来の働き手に必要な創造的なスキルを育成する」(47%)、「地域のビジネスの顧客を引き寄せる」(41%)といった意見も見られた**126。ただし、こうした波及効果の定量的な計測や、助成との関係についてのロジック・モデルの構築などは行われていない。

2-6-2 能力開発事業

オーストラリア・カウンシルでは、キャリア・ディベロプメント・グランツの助成事業とは別に、文化芸術分野におけるリーダーシップを強化し、オーストラリアの世界的な地位を向上させるための能力開発事業を実施している。この事業は、団体のジェネラル・マネジャーやプロデューサー、芸術監督、アーティストまで多様な専門家を対象としており、2018-19年度の参加者数は630人以上であった。能力開発事業の概要は、下記の通りである**127。

●アート・リーダー/次世代リーダー向けプログラム

能力開発事業の中核となるプログラム。2018-19年度の参加者数は97人。レジデンス・プログラムや、

^{※122} 同前

^{※ 123} 前掲 Corporate Plan 2019-2023 p.24

https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/australia-council-corporate-pl-5d68738684ece.pdf(最終閲覧日:2020/07/02) ** 124 オーストラリア室内管弦楽団の Alexandra Cameron-Fraser, Chief Operating Officer と Kathryn Hunyor, Japan Market Development Advisor

⁽ACO), Director and Founder (ARTSPEOPLE)へのインタビュー(2019/12/13)より。 **125 ベルヴォアのSue Donnelly, Executive Directorへのインタビュー(2019/12/12)より。

^{**126} Creating Our Future Results of the National Arts Participation Survey p.42 https://www.australiacouncil.gov.au/research/wp-content/uploads/2020/08/Creating-Our-Future-Results-of-the-National-Arts-Participation-Survey-PDF.pdf (最終閲覧日 2020/10/02)

^{※127} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 pp.74-75

オンライン・ワークショップ、グループ・プロジェクト、1対1での活動などでリーダーシップ研修 を実施した。

●国際リーダーシップ・プログラム

外務省の支援によるプログラム。インド太平洋地域の9カ国から文化芸術分野の専門家が参加し、リーダーシップ研修を行う。定員は30人である。

●アート・ガバナンス・プログラム

文化芸術団体のガバナンスの強化を支援するための全国的なプログラムで、各団体のマネジャーや理事を対象とする。2018-19年度は合計143人が対面ワークショップに参加し、320人以上がオンラインセミナーを視聴した。

●リーダーシップ交流会とマスタークラス

文化芸術分野におけるリーダー同士の交流を図る事業を行う。2018-19年度は、西オーストラリア州のブルームとパースで地元のリーダー層59人を招き、拡大交流会を実施した。

●出向とリーダー間連携の促進

次世代リーダー向けプログラムの参加者が国内外の文化芸術機関に出向し、ネットワークを広げるための事業を行う。2018-19年度はオーストラリア2団体、アメリカ・カナダ・南アフリカ・アラブ首長国連邦・インドネシアの各団体に合計23回の出向が行われた。

●他機関とのパートナーシップの拡大

国内外の他機関との連携を進めるため、リーダー層に対して、能力開発に必要な奨学金を付与する。 2018-19年度は5人のリーダーが奨学金を獲得し、他機関のフェローシップ・プログラムに参加した。

2-6-3 オンライン・システムによる情報の収集・管理

オーストラリア・カウンシルでは、先に述べたように、AMS(申請管理システム)というカウンシル独自のオンライン・システムを導入している。AMSはピア審査だけでなく、カウンシルが運営する各助成プログラムの申請とモニタリング全てに活用されており、AMS以外による助成申請はできない*128。

助成申請を行うにはまず、AMSに団体もしくは個人としての登録を行う必要がある。ログイン画面はURL(https://australiacouncil.fluxx.io/user_sessions/new)で見ることができる。登録した団体もしくは個人は、ユーザーネームとパスワードで、各種助成申請を行うオンライン・システムにログインできる。また、申請する助成プログラムの選択にあたってはAMS上で申請前アンケートに答えることが推奨されている。申請者の属性、活動の種類やパートナーの有無などの質問に次々に答えていくことで、申請者に最適な助成プログラムや、申請に必要な準備を確かめることができる。

オーストラリア・カウンシルでは、この登録制度によって助成申請書を重複なく管理し、年間の申請回数の制限(第1部4章「オーストラリア・カウンシルの助成(2)FYF、アーツ・プロジェクト」で述べる)の管理も行っている。登録情報は申請終了後も残るため、2回目以降の申請では再登録の必要はない。AMSの登録情報は、どのような文化芸術関連の団体・個人が、どの程度カウンシルを利用しているかの実態把握や、オーストラリア・カウンシル法に基づくカウンシルから文化芸術大臣への報告

にも活用されている。

AMSでは、上述した助成申請の希望者の登録情報、実際の助成申請情報、助成実施後のモニタリングや完了報告のために被助成者が提出した情報が全て蓄積されており、カウンシルが潜在的な助成対象者の状況を把握するための基礎的なデータとなっている。カウンシルではこれを踏まえ、助成制度の事後評価の分析を行っている。

助成制度の事後評価の分析の中心となるのは、モニタリングや完了報告の一環として被助成団体が報告を義務づけられている統計情報である。この統計情報においては、カウンシルの戦略目標とKPI設定に基づき、事業活動量やオーディエンス数などの数値データと、コミュニティの関与の強化などの効果の有無が報告される(第1部3-3-5「アニュアル・レポートと統計情報」で詳述)。これらのデータを集計することで、各助成制度がカウンシルの戦略目標達成にどの程度貢献しているかについて定量的な把握が可能となっている。またカウンシルでは助成案件について事例分析を行い、アニュアル・レポートやウェブサイトなどで発表しているが、この際、AMSに蓄積された団体やアーティストのプロフィール情報や、モニタリング書類であるアニュアル・レポートなどの助成事業の報告書データが、基礎資料として活用されている。

オーストラリア・カウンシルのAMSのベンダーはフラックス社(Fluxx)というアメリカの助成申請システム専門の企業である。同社のウェブサイトによると、フォード財団をはじめとする250近くの世界的な財団と、数万の非営利団体がFluxxを使用して、ワークフローの自動化、コンプライアンスの確保、運営の改善、インパクトの向上を実現している。同社はまた、効率性とデータに基づく知見を提供し、社会的インパクトの測定と最大化を支援するとともに、「面倒な助成作成(grantmaking)プロセスの複雑さを解消する」とうたっている**129。

申請手続きの自動化はオーストラリア・カウンシルだけの特徴ではなく、オーストラリアでは、連邦政府や州政府をはじめとする全国の助成機関でAMSと類似のオンライン・システムが広く普及している。例えば、文化芸術局や第2部2章「ニューサウスウェールズ州の文化芸術助成」で扱うクリエイトNSWや、クイーンズランド州、シドニー市等では、オーストラリアの社会的企業**130であるジ・アワー・コミュニティ・グループ(The Our Community Group)社が提供するスマーティグランツ(SmartyGrants)システムを導入している。同システムを利用するユーザーは約65万人、うち助成を担当するグランツ・オフィサーは3.8万人、助成プログラム数は6,864に上り、過去1年間に約32万件の助成関連の書類がシステムを通して提出されている**131。こうした企業の活動により、オーストラリア全体で助成申請のオンライン化が進展しており、ペーパーレスで効率的な助成が行われるとともに、文化芸術に限らない分野を超えた助成プログラムの企画・運営ノウハウの蓄積や、申請・審査・モニタリング・助成金交付などの手続きの標準化が進んでいる。

^{※129} About Us https://www.fluxx.io/about-us (最終閲覧日:2020/07/12)

^{※130} 社会問題の解決を目的として収益事業に取り組む事業体。

^{※ 131} SmartyGrants is Australia's most-used and best-loved grants administration system. https://smartygrants.com.au/(最終閲覧日:2020/07/12)

3章

オーストラリア・カウンシルの助成(1) MPAF

本章では、オーストラリア・カウンシル(以下カウンシルとも表記)の助成総額の約6割を占める最 大の事業であり、オーストラリアを代表する約30の主要実演芸術団体への助成制度である、メジャー・ パフォーミング・アーツ・フレームワーク(MPAF)について述べる。

制度成立の背景と概要 3-1

本節では MPAF の具体的な制度内容を解説する前提として、その成立の背景と概要について述べる。 MPAFは、連邦政府(およびその機関であるオーストラリア・カウンシル)のみによる事業ではなく、 連邦政府と6州政府が合同で取り組む事業であり、制度に関わる決裁はMCM(第1部5章「連邦と州 の政策調整」で詳述)において、連邦および各州・特別地域の文化芸術大臣の合議により行われている。 2017年における MPA 団体(Major Performing Arts Companies)のリストおよび連邦政府と各州 政府の助成金額割合は図表1-3-1の通りである。表に示すように、全ての団体は連邦政府および1つ以 上の州政府からの助成を受けている。2州からの助成を受けるオペラ・オーストラリアとオーストラリア・ バレエ団は、いずれもシドニー、メルボルンの2大都市での長期公演を毎年行う大規模団体である。

先に第1部1-4「連邦政府の文化芸術政策におけるオーストラリア・カウンシル」で述べたように、 オーストラリアの実演芸術団体への支援は2つの淵源を持っている。1つは1942年の放送テレビ法に基 づく、ABCによる6州のオーケストラの運営、もう1つは1954年に設立された非営利民間法人である AETTによるオペラ、バレエなどの支援である。このうち AETT は、オペラ・オーストラリアやオー ケストラ・ビクトリア等、現在も続くオーストラリアの実演芸術の主要団体の設立の母体となり、多く の団体の支援を行ってきた。しかし1968年のアーツカウンシル・オブ・オーストラリアの設立を契機に、 AETT はオペラやバレエの主要団体への助成事業を縮小させていき、現在では奨学金事業などを中心 とした活動を行う団体へとその性格を変化させている**¹³²。

この後を継いだのが、1975年に設立された現在のオーストラリア・カウンシルを通じての連邦政府 の助成であり、各主要団体は、カウンシルと州政府から継続的な助成を受けるようになった。オースト ラリア・カウンシルでは、主要団体基金(Major Organisation Fund、以下 MOF)という助成制度を 設置し、1997年までに17の主要団体を定期的に助成するようになっていた。

1990年代になると、国内の大規模な実演芸術団体の経営状態の悪化が目に見えるものとなり、より 効果的な助成制度が求められるようになった。この状況を受け、1996年に MCM の前身である CMC(文 化大臣委員会)が作業部会を設置した。翌1997年にはオーストラリア・カウンシルからMOFについての報告書が、1999年には通信情報技術芸術省(当時)から「未来を守るために 最終レポート(Securing the Future Final Report)」が提出された。これによって主要実演芸術団体のための新たな助成制度が提案され、現在のMPAFの基礎が作られたのである *133 。

「未来を守るために 最終レポート」の主なポイントは、当時の31の国内主要実演芸術団体の経営実態を詳細に調査し、MPAF設立時の対象団体選定につながる基準を提示したことに加え、政府に対して95の勧告を行ったことである**134。この勧告の中でも重要なものとして、助成対象および助成金額の決定に関わる指摘がある。MPAFが成立するまで、主要な実演芸術団体への助成は、連邦政府、オーストラリア・カウンシル、各州・特別地域政府がそれぞれ歴史的な実績を踏まえて行っていた。助成対象団体の選定や助成金額決定の明確な論理は存在せず、活動のモニタリングもカウンシルおよび各政府がそれぞれ別々に行っていた。また各団体側には、経営の安定のために準備金を増額すると助成金が減らされかねないというプレッシャーがあり、これが各団体の財務的な安定性強化の努力を妨げていた**135。

こうした勧告を踏まえ、MPAFにおいては、連邦および各州・特別地域政府の文化芸術大臣全員の合意によって助成対象団体を決定する手続きを定めるともに、オーストラリア・カウンシルが各団体のモニタリングを集約して実施する体制を構築し、助成制度の一本化を実現している。また、モニタリングにおいても、各団体が経営の安定を図るため準備金の確保を重要な基準とするように変更している。ただし、助成対象や金額の決定を明確に説明する論理の構築は行われておらず、連邦政府および一部の州政府で物価スライド制が導入されたことを除き、基本的にはそれまでの連邦および各州・特別地域政府の助成実績を踏まえた助成対象選定と助成金額決定がMPAF成立後も続くこととなった。

MPAFの確立と連邦・州合同での安定的な助成により、各団体は経営状態を大きく改善するとともに、オーディエンスの増加、新作の創作、全豪・海外へのツアーの増加など、活動面でもめざましい発展をとげることとなった。2010年時点のMPA団体全体の売上は2億5,100万豪ドル(180億7,200万円)であり、2002年から58%増加している**136。こうした成果を踏まえ、2011年には、モニタリングの合理化や卓越した実績を示した団体への追加資金の導入など、制度の手直しが行われている**137。

MPAFの目的は、オーストラリアの文化芸術のエコ・システムにおいて不可欠な存在である MPA 団体に対し、組織運営の安定性を担保し、団体の発展に必要な芸術的リスクに挑戦する基盤を整えることにある**138。これについて、2011年に改定された MCM の指針では、MPA 団体を「大規模な作品の公演と制作を行い、地域経済に相当な規模の雇用と貢献をもたらし、オーディエンスやアーティストの育成に重要な役割を持つ」ものと捉えている。その上で、MPAFによって、団体にはより強靱な財務基盤と、芸術面でのクオリティ、国内のオーディエンスへのアクセス、組織の安定がもたらされたとMCM は評価している**139。

^{**133} Organizational Theory and Design Richard L Daft 2010, Cengage Learning EMEA p.585 https://books.google.co.jp/books?id=s6MAkpcuaZQC&pg=PA585&dq=1997+australia+council+mof&hl=ja&sa=X&ved=0ahUKEwjzwvPJ5o3q AhXhKKYKHfoYAEkQ6AEIJzAA#v=onepage&q=1997%20australia%20council%20mof&f=false(最終閲覧日:2020/06/26以下同)

^{** 134} Securing the Future: Final Report of the Major Performing Arts Inquiry 1999 ix~xiv https://www.arts.gov.au/publications/securing-future-final-report-major-performing-arts-inquiry-1999

^{※135} 同前 pp.15-16

^{** 136} A National Framework for Governments' Support of the Major Performing Arts Sector p.3 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/a-national-framework-mpa-2011-5b41eedc1174c.pdf

^{※137} 同前 p.8,9

^{※138} オーストラリア・カウンシルのAndrew Donovanへのメールによるインタビュー回答(2020/05/19)より。

^{※139} 前掲 A National Framework for Governments' Support of the Major Performing Arts Sector p.5 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/a-national-framework-mpa-2011-5b41eedc1174c.pdf (最終閲覧日:2020/06/27)

図表 1-3-1 MPA団体一覧(2017年 ジャンル別・助成金額順)** 140

NSW…ニューサウスウェールズ州、VIC…ビクトリア州、QLD…クイーンズランド州、SA…南オーストラリア州、WA…西オーストラリア州、TAS…タスマニア州

ジャンル	団体名	MPAF助成 合計額	日本円換算	共同助成 する州	連邦の 負担率	
	オペラ・オーストラリア	1,719万豪ドル	12億3,768万円	NSW · VIC	81%	
オペラ	オペラ・クイーンズランド	328万豪ドル	2億3,616万円	QLD	20%	
	南オーストラリア・ステート・オペラ	310万豪ドル	2億2,320万円	SA	49%	
	西オーストラリア・オペラ	241万豪ドル	1億7,352万円	WA	20%	
	ビクトリアン・オペラ	2019年より参入の)ためデータなし			
	シドニー交響楽団	1,463万豪ドル	10億5,336万円	NSW	77%	
	メルボルン交響楽団	1,326万豪ドル	9億5,472万円	VIC	82%	
	クイーンズランド交響楽団	1,084万豪ドル	7億8,048万円	QLD	72%	
	アデレード交響楽団	954万豪ドル	6億8,688万円	SA	73%	
	西オーストラリア交響楽団	944万豪ドル	6億7,968万円	WA	76%	
オーケストラ	タスマニア交響楽団	820万豪ドル	5億9,040万円	TAS	80%	
	オペラ・オーストラリア・オーケストラ	812万豪ドル	5億8,464万円	NSW	85%	
	オーケストラ・ビクトリア	736万豪ドル	5億2,992万円	VIC	81%	
	ムジカ・ヴィヴァ・オーストラリア	227万豪ドル	1億6,344万円	NSW	76%	
	オーストラリア室内管弦楽団	212万豪ドル	1億5,264万円	NSW	91%	
	オーストラリア・ブランデンブルグ・オーケストラ	97万豪ドル	6,984万円	NSW	52%	
	クイーンズランド・シアター・カンパニー	459万豪ドル	3億3,048万円	QLD	18%	
	南オーストラリア・ステート・シアター・カンパニー	311万豪ドル	2億2,392万円	SA	20%	
	シドニー・シアター・カンパニー	278万豪ドル	2億16万円	NSW	81%	
演劇	メルボルン・シアター・カンパニー	270万豪ドル	1億9,440万円	VIC	82%	
/央隊]	モルトハウス・シアター	256万豪ドル	1億8,432万円	VIC	53%	
	ブラック・スワン・ステート・シアター・カンパニー	231万豪ドル	1億6,632万円	WA	27%	
	ベルヴォア	204万豪ドル	1億4,688万円	NSW	51%	
	ベル・シェイクスピア	146万豪ドル	1億512万円	NSW	47%	
	オーストラリア・バレエ団	731万豪ドル	5億2,632万円	NSW · VIC	82%	
	クイーンズランド・バレエ団	383万豪ドル	2億7,576万円	QLD	13%	
ダンス	西オーストラリア・バレエ団	381万豪ドル	2億7,432万円	WA	20%	
	バンガラ・ダンス・シアター	303万豪ドル	2億1,816万円	NSW	82%	
	シドニー・ダンス・カンパニー	292万豪ドル	2億1,024万円	NSW	91%	
サーカス	サーカス・オズ	235万豪ドル	1億6,920万円	VIC	94%	
	シルカ・コンテンポラリー・サーカス	2020年より参入の)ためデータなし			

^{** 140} Major Performing Arts Framework Consultation Paper October 2019 pp.20-21 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/mpaf-consultation-paper-5bc85bbd5bf82.pdf(最終閲覧日:2020/06/27) (設立年、拠点、主な上演劇場は各団体のウェブサイトを参照、総収入額は各団体のアニュアル・レポートまたは財務レポートより)

総収入	日本円換算	MPAF 助成 比率	設立年	主な上演劇場(青文字は州立劇場)
1億928万豪ドル	78億6,816万円	16%	1956	シドニー・オペラハウス、アーツセンター・メルボルン、 クイーンズランド・パフォーミング・アーツセンター
564万豪ドル	4億608万円	58%	1981	クイーンズランド・パフォーミング・アーツセンター
457万豪ドル	3億2,904万円	68%	1976	アデレード・フェスティバル・センター
661万豪ドル	4億7,592万円	36%	1967	ヒズ・マジェスティーズ・シアター
			2005	アーツセンター・メルボルン
4,380万豪ドル	31億5,360万円	33%	1932	シドニー・オペラハウス
3,186万豪ドル	22億9,392万円	42%	1906	アーツセンター・メルボルン
1,788万豪ドル	12億8,736万円	61%	1947	クイーンズランド・パフォーミング・アーツセンター
1,468万豪ドル	10億5,696万円	65%	1936	アデレード・タウンホール
1,973万豪ドル	14億2,056万円	48%	1921	パース・コンサートホール
1,213万豪ドル	8億7,336万円	68%	1948	フェデレーション・コンサートホール
ピット・オーケ	ストラのため単体での	数値不明	1967	シドニー・オペラハウス
	同上		1967	アーツセンター・メルボルン
1,356万豪ドル	9億7,632万円	17%	1945	全国の主要会場
2,162万豪ドル	15億5,664万円	10%	1975	シドニー・オペラハウス
748万豪ドル	5億3,856万円	13%	1989	シティ・リサイタル・ホール (シドニー)、メルボルン・リサイタル・センター、クイーンズランド・パフォーミング・アーツセンター
1,441万豪ドル	10億3,752万円	32%	1970	クイーンズランド・シアター
558万豪ドル	4億176万円	56%	1965	アデレード・フェスティバル・センター
5,538万豪ドル	39億8,736万円	5%	1979	ワーフ・シアター、シドニー・オペラハウス
2,931万豪ドル	21億1,032万円	9%	1953	サウスバンク・シアター、アーツセンター・メルボルン
809万豪ドル	5億8,248万円	32%	1980	モルトハウス・シアター
595万豪ドル	4億2,840万円	39%	1991	西オーストラリア州立シアターセンター
1,067万豪ドル	7億6,824万円	19%	1984	ベルヴォア・ストリート・シアター
992万豪ドル	7億1,424万円	15%	1990	シドニー・オペラハウス
6,057万豪ドル	43億6,104万円	12%	1962	アーツセンター・メルボルン、シドニー・オペラハウス
1,959万豪ドル	14億1,048万円	20%	1960	クイーンズランド・パフォーミング・アーツセンター、 パワーハウス・シアター
878万豪ドル	6億3,216万円	43%	1952	ヒズ・マジェスティーズ・シアター
890万豪ドル	6億4,080万円	34%	1989	ワーフ・シアター、シドニー・オペラハウス
1,194万豪ドル	8億5,968万円	24%	1969	ロズリン・パッカー・シアターなど
665万豪ドル	4億7,880万円	35%	1977	メルボルン他(テントで全国で上演)
			2004	ブリスベン他(テントで全国で上演)

	(1.55(1.74 1-1.5)			
助成事業名	メジャー・パフォーミング・アーツ・フレームワーク(MPAF)			
助似争未石	Major Performing Arts Framework (MPAF)			
趣旨・目的	連邦政府と州政府の共同助成により、オーストラリアの文化芸術のエコ・システムに不可欠な主要 な実演芸術団体を支援する			
支援する部門	ダンス、演劇、サーカス、オペラ、オーケストラ、室内楽			
支援する対象	上記の実演芸術を行う、約30のほぼ固定した団体			
年間助成総額	1億1,360万豪ドル (81億7,920万円)			
年間助成件数	29団体			
助成期間	基本的に継続。3年毎に契約更新。現行の制度においては、2012-2020年度			
申請可能な助成額	規定はなく、個別団体毎に連邦および関連する州と合意			
助成額の決定方法	前の助成期間の実績に基づき、団体とオーストラリア・カウンシル、関連する州の助成機関で協議			
助成金の使途に関して	対象経費などの規定はなし			
制度への参入の要件	連邦および6州から過去6年間連続した助成実績があり、各文化芸術大臣が全会一致で承認する団体			
制度の退出の要件	最低2年間、MPA団体の定義条項とファンディング・アグリーメントに付随するサービス・レベル・アグリーメント(SLA)の水準を満たすことができず、他の助成決定プロセスにも合意できなかった場合、各文化芸術大臣が全会一致で決定/団体が精算された場合			
他の助成事業との 重複応募	プレイング・オーストラリア(連邦政府のツアー助成)は申請可 アーツ・プロジェクト(事業助成)は不可			
募集のタイミング	募集はなし(招待のみ)			
助成金交付のタイミング	を付のタイミング 個別のファンディング・アグリーメントによる			
モニタリング (提出書類等)				
事後評価	個別団体の活動実績はそれぞれの KPI により評価し、制度全体の実績はカウンシルの KPI により評価			

図表 1-3-3 MPA 団体全体での活動実績 (2018-19年度) **142

(1豪ドル=72円)

作品数	440作品 うち、175作品はオーストラリアの新作の世界初演(前年比18%増) 169作品の既存のオーストラリア作品の新制作、アレンジ、再演
国内の総参加者数	全国で380万人以上(公演、展覧会、ワークショップ、学校での活動を含む) うち、310万人は公演に参加 2万9,000人は展覧会に参加 66万1,000人はワークショップ・講座に参加
海外での参加者数	18万3,000人(21カ国)
雇用数	9,900人以上(うち58%はアーティストとクリエイティブ職)
収入額	5億9,190万ドル(426億1,680万円)(前年比2%増) うち、31%が政府からの助成比率(助成金1豪ドル当たり利益2.25豪ドル) 1億2,190万豪ドル(87億7,680万円)が民間からの収入(前年比10%増)

^{※141} 前掲 A National Framework for Governments' Support of the Major Performing Arts Sector (最終閲覧日: 2020/06/27) 前掲 アニュアル・レポート 2018-19

https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/australia-council-annual-repor-5dca054eeeafc.pdf オーストラリア・カウンシルへのメールによる前掲インタビュー回答(2020/05/19)より。

^{※142} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 pp.54-55

支援している。年間助成額は1億1,360万豪ドル(81億7,920万円)である。助成契約(ファンディング・アグリーメント)は2012年から3年毎に更新されている。助成額は個別団体毎に連邦および関連する州との合意により決定される。決定の方法は、前の助成期間の実績に基づく、団体とオーストラリア・カウンシル、関連する州の助成機関の協議である。助成金の使途に関して、対象経費などの規定はない。新規の団体が制度に参入するためには、連邦および6州から過去6年間連続した助成実績があり、各文化芸術大臣に全会一致で承認されなければならない。制度からの退出の要件は、最低2年間、MPA団体の定義条項とファンディング・アグリーメントに付随するサービス・レベル・アグリーメント(Service Level Agreement、以下SLA)の水準を満たすことができず、他の助成決定プロセスにも合意できなかった場合に各文化芸術大臣が全会一致で決定した場合、もしくは団体が精算された場合である。他の助成事業との重複応募は、プレイング・オーストラリアには申請できるが、アーツ・プロジェクト(事業助成)には申請できない。一般の募集はなく、MCMによる招待のみである。助成金交付のタイミングは、団体ごとの個別のファンディング・アグリーメントによる。モニタリングの提出書類は3年ごとのストラテジック・プラン、四半期毎の財務報告、毎年提出のアニュアル・レポートと統計情報の4種類である(図表1-3-2)。また、MPA団体の主要活動実績は図表1-3-3の通りとなっている。

3-2 対象団体

MPAFは公募助成ではなく、特定の大規模実演芸術団体に対して継続的に助成を行うものである。 ここでは、対象となる団体の定義と構成および参入・退出条件、収支について述べる。

3-2-1 MPA団体の定義

MPAFの対象となる、「オーストラリアの文化芸術のエコ・システムに不可欠な団体」のより詳細な 定義は、制度概要に下記のように示されている**143。

- ●高い芸術性をもつ作品を公演している。
- ●中小規模の団体と作品の制作や公演において協働することを通じ、経済や文化芸術の潜在力を育み、 活気のある持続的な文化芸術セクターを育てている。
- アーティストの育成や、若年・新興アーティストや多文化コミュニティ、先住民、障害のあるアー ティストへの職業的な育成機会の創造へのコミットメントにおいて、リーダーシップを示している。
- 若年層や恵まれない人々、多文化の人々を含むオーディエンスの育成および障害のある人々へのより平等なアクセスの提供において、リーダーシップを示している。
- 地方のコミュニティのオーディエンスに向けた活動にコミットメントを示している。
- ガバナンスに対するベストプラクティスのガイドラインと、団体の資力を踏まえて将来の活動を計画する責任能力をもった理事会に統治されている。

^{※143} 前掲 A National Framework for Governments' Support of the Major Performing Arts Sector p.6 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/a-national-framework-mpa-2011-5b41eedc1174c.pdf (最終閲覧日:2020/06/27)

- 十分な準備金、運転資金、営業利益を併せ持つ強靱な財務管理力(団体は連邦および州政府との交渉の上、財務実績のベンチマークについて合意する必要がある)
- 生産性の向上と、チケット売上、スポンサー収入、寄付金を含む幅広い収入源の確立により、事業 継続性を強化し、段階的に政府助成への依存を軽減するべく事業を改善し続けている。
- 毎年160万豪ドル(1億1,520万円)以上(年ごとの物価指数で調整)の事業所得を得ている(寄付を除く)

上の定義に示されるように、MPAFの対象団体においては、活動内容の卓越性だけではなく、文化 芸術セクター全体の振興にとって有益な活動をしているか(文化芸術のエコ・システムに貢献している か)に加え、自身の財務面を中心とした運営基盤の確立が、きわめて重要な要件として捉えられている。

3-2-2 MPA団体の構成

2020年現在のMPA団体は先の**図表 1-3-1**の通りである。州別ではニューサウスウェールズ州、ビクトリア州を拠点とする団体が多いが、他の4州もオペラ、オーケストラ、演劇、ダンス(バレエ)などの伝統的な実演芸術のいずれかについて、各州を代表する位置づけの団体を擁している。先住民文化芸術系の団体としては、シドニーを拠点とするバンガラ・ダンス・シアターが唯一のメンバーである。

MPAFの参入・退出条件については制度概要に規定がある。まず新規参入の条件は次の通りである。

- ●前項に示したMPA団体の定義項目に見合う実績を上げていること
- 2多様な収入源を確保していること
- ③6年連続で連邦および州政府から助成を受けており、かつ、過去と現在のファンディング・アグリーメントの期間と条件を守っていること
- 一方、退出については次の規定がある。
- ●MPA団体の定義項目の1つ以上を満たさず、かつ、ファンディング・アグリーメントに違反した場合、当該団体は12カ月間の追加の報告義務(additional reporting)を負う。
- ②そこでも状況が改善されない場合、12カ月間の警告の通知(fair notice)を受けることになる。
- ③この期間が過ぎても対応できない場合はMPAFから除外されることとなるが、この場合でも、連邦政府もしくは州・特別地域政府が別途設定する資金調達の要件を満たすことを条件に資金を調達することができる。また、参入・退出双方において、連邦および6州の全文化芸術大臣が合意する必要がある**144。

これらの条件の中でも最後の「全大臣の合意」が強い拘束力となるため、既存のMPA団体を制度から外すことは非常に難しい。このため、制度成立直後にオーストラリア・ダンス・シアターが外れ、代わってオーストラリア・ブランデンブルグ・オーケストラが加入、2019年にビクトリアン・オペラが加入し、2020年にシルカ・コンテンポラリー・サーカスが加入した以外に入れ替えは起こっていない。

2011年の改定制度には「MPA団体の数が大きく変わることは想定されていない」と明記されており、 対象団体の入れ替えは制度上前提になっていない**145。

また先述のように各団体への助成額についても、それまでの連邦政府や州政府からの助成実績を基本 にしており、多くの州では物価スライドなどにより多少の調整を行うものの、大きな変動はない**146。 文化芸術局ではこうした制度実態を踏まえ、MPAFを、「オーストラリアの主要な実演芸術団体を選定し、 国が支援する制度」として捉えている**147。

3-2-3 MPA 団体の収支

各団体の総収入における MPAFの助成金の比率は、先に図表1-3-1 に示したように 5% から 68% ま でとばらつきがあり、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州以外の人口の少ない州の団体で高い傾 向がある。MCM発表による2017年の全団体の収入内訳の平均では、政府の助成金が30%である一方、 興業収入が44%、民間セクターからの寄付が19%、その他が7%となっており、興行収入の比率が最 も高くなっている。

MPAF 助成の比率が低い団体では、積極的に収入源の多様化が図られている。一例として、**図表** 1-3-4に、MPAF助成金比率が5%と最も低いシドニー・シアター・カンパニーの例を示す。同カンパ ニーの舞台にはケイト・ブランシェット、ヒューゴ・ウィーヴィングなど国際的に知名度の高い俳優が 出演することもあり、国内でも非常に人気が高く、事業収入比率が高い。

ただし、助成金比率が低い団体においても、MPAFからの助成は運営の基盤として重要であり、また、 MPAFの助成を受けていることが団体の社会的信頼性を高めているという認識が強く、MPAFから「財 政的に完全に自立する」ことが望ましいという考えは持っていない。MPAFの助成金が収入の19%を 占めるベルヴォアのエグゼクティブ・ディレクターのスー・ドネリーは、運営助成の利点について、活 動を継続し発展させることができることに加え、「公的な助成を受けることで、団体に対する信頼が高 まり、個人の寄付や他の資金援助を受けやすい」「数年の単位で創作を行う際の人材の雇用にあてるこ とができる|といった点を挙げ、芸術のエコ・システムを育てるために継続した助成は不可欠であると 語った^{*148}。

また、MPAFの助成金が収入の16%を占めるオペラ・オーストラリアのコーポレート・アフェアーズ・ディ レクター (Corporate Affairs Director) のイヴォンヌ・ザミットは、MPAF がもたらす 「確実性 (certainity)」こそ、さまざまな大きな成果を生み出す鍵であるとして、「先を読んだ計画を立て、リス クをとり、イノベーションや新技術に投資できるようになった」「確実に集客できる演目に加えて、冒 険的な演目に取り組み、カンパニーとして成長できた」と述べている**¹⁴⁹。

さらに、MPAFの助成金が収入の10%を占めるオーストラリア室内管弦楽団のCOOであるアレクサ ンドラ・キャメロン=フレイザーは、「収入が増えた分、政府の助成が占める割合は減少している」と しながらも、「継続して財務的な安定が得られるおかげで、定期的な海外公演や、海外の著名アーティ

^{※145} 同前 p.10

^{※146} 同前 p.5 およびベルヴォアへの前掲インタビュー (2019/12/12) より。なお、州によっては物価スライドを採用していないため、実質 的な助成額が目減りしている団体や、物価スライドはあっても、政府の公表する物価指数と体感の物価上昇に乖離を感じている団体もある。

^{※147} 文化芸術局への前掲インタビュー (2019/12/10) より。※148 ベルヴォアへの前掲インタビュー (2019/12/12) より。

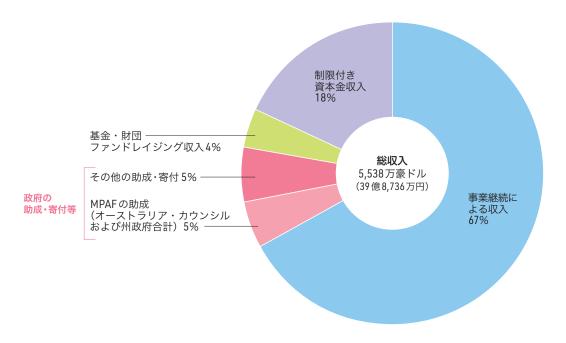
^{** 149} オペラ・オーストラリアの Yvonne Zammit, Corporate Affairs Directorと Leonie Hellmers, Government Relations and Grants Managerへの インタビュー(2019/12/09)より。

図表1-3-4 シドニー・シアター・カンパニーの収入内訳 (2017年) **150

(1豪ドル=72円)

		費用	総収入	日本円換算	比率
	プロダクショ	ョン関連収入	3,326万豪ドル	23億9,472万円	60.06%
	ロイヤルティ	r 収入	35万豪ドル	2,520万円	0.62%
	スポンサー	シップ	215万豪ドル	1億5,480万円	3.89%
事業継続による 収入	レストランの	のレンタル	84万豪ドル	6,048万円	1.52%
	利子		36万豪ドル	2,592万円	0.66%
	その他収入		2万豪ドル	144万円	0.04%
		合計	3,699万豪ドル	26億6,256万円	66.79%
	MPAFの	オーストラリア・カウンシルより	228万豪ドル	1億6,416万円	4.11%
	助成	NSW州政府より	52万豪ドル	3,744万円	0.95%
連邦政府・	その他の助成・寄付	オーストラリア・カウンシルのプロジェクト助成	1.6万豪ドル	115万円	0.03%
州政府の		NSW州政府の複数年助成	100万豪ドル	7,200万円	1.81%
助成等		シドニー市プロジェクト助成	1万豪ドル	72万円	0.02%
		寄付 (賃貸料・現物)	208万豪ドル	1億4,976万円	3.75%
		合計	590.5万豪ドル	4億2,523万円	10.66%
基金・財団	寄付		239万豪ドル	1億7,208万円	4.32%
を並 ・ 別	寄付 (利子)		4.5万豪ドル	324万円	0.08%
収入		合計	243.5万豪ドル	1億7,532万円	4.40%
制限付き資本基金以	制限付き資本基金収入			7億2,360万円	18.15%
		総収入	5,538万豪ドル	39億8,736万円	100.00%

(各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない)



ストへの依頼が可能になった」「助成による政府のお墨付きと、財務情報の透明性により、寄付者やスポンサー企業を確保しやすい」と語っている**151。こうした言葉からも、MPAFの助成が、助成額の多寡の問題を超えて、団体にとって不可欠の運営基盤となっていることがわかる。

^{**150} Annual Financial Report Sydney Theatre Company Ltd and its controlled entities p.12 https://d2wasljt46n4no.cloudfront.net/files/Annual%20report/AR2017-financials_.pdf (最終閲覧日:2020/06/19)

3-3 助成先の管理とモニタリング

MPAFにおいては、参入・退出や、最終的な連邦および州の負担額の決裁についてはMCMが最終権限を持つ一方、モニタリングや相談などの実際の運用についてはオーストラリア・カウンシルがその任を負う。同時にMPA団体側は、オーストラリア・カウンシルだけでなく、各州の助成機関にも報告義務を負っている*152。

以下、この節では助成先の管理とモニタリングの内容について説明する。

3-3-1 ファンディング・アグリーメントとSLA

各MPA団体は3年毎に、ファンディング・アグリーメントおよび活動内容に関する合意書であるサービス・レベル・アグリーメント(SLA)を結ぶ。SLAには、連邦政府および州政府との間で合意した活動内容、公演数、ツアー回数、活動状況のモニタリングでの報告内容などの詳細なKPIと、達成基準となるベンチマークが記載されており、団体毎に異なる。一例として図表1-3-5にオペラ・オース

図表 1-3-5 オペラ・オーストラリアの SLA (一部抜粋) (2019-21年) **153

スケジュールC 活動、特別な条件、アウトカムおよびKPI

項目 C.1 活動期間	
活動開始日	2019年 1月 1日
終了日	2021年12月31日
項目C.2 活動	
一般	あなたは、このスケジュールCで特定するアウトカムと KPI を提供することに同意するものとします。
年間活動 プログラム	あなたは、我々が受領する年間活動プログラムを提供することに同意するものとします。 また、年間活動プログラムに、このスケジュールCで特定するその他の全ての活動を含むことに同意するも のとします。
	年間活動プログラムとは、関連する暦年に実施する全ての活動の詳細なリストを意味します。そこには主要な舞台公演、セクター開発、ツアー、教育、その他のアクセス・プログラムが含まれます。年間運営計画がある場合はそれも含まれます。

項目C.3 合意されたアウトカムとKPI

	あなたは、本同意書の附属書Aとして提示されているアウトカムとKPIに同意するものとします。
項目 C. 4 特別な条件	
一般	あなたは、助成金の提供は、助成金の一部を提供する我々各機関次第であることを認識しています。
オペラ	あなたは以下に同意するものとします。
オートラリア・ カウンシル	あなたは、以下が許可されることに同意するものとします。 追加助成金 ● オーストラリア・カウンシルが申請するよう招待した場合のみ助成金とイニシアチブに申請できる。
クリエイティブ・ ビクトリア	あなたは以下に同意するものとします。 ● 4月30日までに、クリエイティブ・ビクトリア・レポーティング・ポータルからアニュアル・クリエイティブ・ビクトリア・ファクト・アンケートを提出すること。以下のリンクからオンラインで完了できます。(URL)

^{ 152}** MAJOR PERFORMING ARTS OVERVIEW

https://www.australiacouncil.gov.au/programs-and-resources/major-performing-arts-overview/(最終閲覧日:2020/06/27)

^{※153} オペラ・オーストラリアの提供資料 (2019/12/09) を元に作成。

トラリアのSLAの一部を示す。同団体はMPAFの下で連邦政府とニューサウスウェールズ州、ビクトリア州の3者から助成を受けている。このためSLAには同団体とオーストラリア・カウンシルに加え、2州の助成機関であるクリエイトNSW、クリエイティブ・ビクトリアの4者間の合意事項が記されている。

SLAは各団体の年間の活動計画を踏まえて締結され、合意が遵守されたか否かのモニタリングと事後評価は、以下で述べる手順で行われている。また事後評価については、各団体の情勢の変化に合わせた柔軟な対応が必要だとされており、連邦・州政府との合意があれば、SLA締結時のベンチマーク数値を変更して運用することもできる。

ファンディング・アグリーメントとSLAには下記の4点が明記されている必要がある。

- ❶財務、オーディエンス、芸術性における明確な成果物とアウトカム(関連する州との合意が必要)
- ②基本の助成についての連邦政府および州政府の期待に即した優先課題の設定
- 3ストラテジック・プラン、ビジネス・プラン、予算についての合意プロセスの設定
- ❹四半期毎の財務報告、アニュアル・レポートおよびその他特定の統計情報を含む説明責任
- ●のオーディエンスや芸術性についての成果は、②の政府の期待と優先課題に基づいて設定される**154。②の内容は下記の通りである。

●連邦政府の期待

- 全豪の、もしくは各ジャンルにおけるリーダーとしての役割発揮
- アーティストの育成や教育機会、もしくはアクセスを増やすプログラムの提供を含む、各ジャンル の文化芸術振興へのコミットメント
- 市場の変化に適応したビジネスモデルの変更

●連邦および州政府の戦略的優先課題

- オーストラリアの新作を含む革新的で新しいプログラムの提供
- 中小規模の文化芸術団体との協働、特にオーストラリアにおける作品のクオリティや多様性、オーストラリア人アーティストの層を拡大し、深化させる
- 学校との連携を含む教育プログラムの提供
- 地方でのプログラムの拡大
- 収入源の多様化
- オーディエンス数の増加
- •新しい才能の発掘と育成
- 多様な作品提供プラットフォームの活用
- ●②で合意された「成果物とアウトカム|および「優先課題|について、その達成方法を③の計画

図表 1-3-6 MPAF 各種モニタリング書類の年間提出スケジュール (2018-19年度) **155

2018年10月31日	2018年度第3四半期財務報告	2019年度 ビジネス・プラン (予算・プログラム)	
2019年 1月31日	2018年度第4四半期財務報告		
4月30日	2019年度第1四半期財務報告	2018年度 監査・アニュアル・レポート	2017年度統計情報
7月31日	2019年度第2四半期財務報告		
10月31日	2019年度第3四半期財務報告	2020年度 ビジネス・プラン (予算・プログラム)	

^{*}ここで取り上げた団体は、会計年と暦年が一致しており、図表中の「2018年度」は暦年の2018年と同じ期間を指す。会計年度の異なる団体は、提出スケジュールが異なる。

と予算で示し、その成果を①の報告書類を通して定期的に検証するのがMPAFのモニタリングである。 年間の提出書類は次のものである。

- •5年間のストラテジック・プラン (3年に1回)
- 年間の詳細な活動プログラムと予算からなるビジネス・プラン(年に1回)
- 財務報告(年に4回)
- アニュアル・レポート (年に1回)
- 統計情報(年に1回)

書類の提出は、オンライン・システムを通して行われる。提出スケジュールは**図表1-3-6**の通りである。団体によっては、上記のレポートに加えて、特定の項目について、共同助成する州政府機関から別途レポートが課せられる場合がある。

以下に、各書類の内容について述べる。

3-3-2 ストラテジック・プランとビジネス・プラン

ストラテジック・プランは、向こう5年間の団体の将来計画を示したもので、3年毎に更新する必要がある。提出時には、オーストラリア・カウンシルおよび合同助成する州の担当部局に対し、団体の理事会議長、芸術監督、CEOが30分程度のプレゼンテーションを行う**156。

KPIは、カウンシルの戦略目標を基にしつつ、各団体の活動実態に即して設定される。団体はストラテジック・プランでKPIを設定する際、オーストラリア・カウンシルと共同出資する州からそれぞれの優先課題について助言を受ける。政府の優先課題は「ジャンル」「アクセス」「セクターの発展」「財務とガバナンス」の4カテゴリーに整理されている。例として、2019年のシドニー・ダンス・カンパニーのKPI一覧(図表1-3-7)を見ると、4つの優先課題カテゴリーにおいて、団体が活動を通して貢献できる成果と、それぞれについての具体的なKPIとベンチマーク数値が示されている。例えば「1. 芸術的活力の評価のための測定可能なプロセスを開発し実施する」では、公演などの活動に対するメディアのレビューのうち肯定的なものの比率がKPIとして設定され、90%が達成のベンチーマーク、予測も90%となっている。この数値は具体的には、各種メディアに掲載された批評の星の数、さらに「ダンス・オーストラリア」など大手ダンス雑誌の批評家による1年間の総括、受賞数などがパーセンテー

^{※155} オーストラリア・カウンシル提供資料「MYFO 2018 and 2019 Reporting Schedule」を元に作成。

^{※156} メルボルン交響楽団への前掲インタビュー(2019/12/06)より。

図表 1-3-7 シドニー・ダンス・カンパニーの KPI一覧 (2019年) ** 157

201	2019年 KPI			2019年	2019年	備考	
	成果	メカニズム	方法	20174	10月予測	加	
	ジャンル	イノベーション、冒険、卓越性を示すダンス・カンパニーとして認められる					
1	芸術的活力の評価のための 測定可能なプロセスを開発 し実施する	メディアによるレ ビューの分析	肯定的なメディ ア・レビューの 割合	90% 肯定的	90% 肯定的	オーディエンスの反応とレビューをモ ニタリングの報告に添付する	
2	芸術活動の最前線で、オーストラリア人による作品を含む新作を発注し発表する	新規発注	新規発注数	5件以上	9件	音楽、衣装、振付の依頼。新人発掘企画「ニュー・ブリード」で4件の振付発注。さらに4件の音楽の発注もありうる。シーズン1では2件の振付を発注	
	アクセス	より多くのオースト ⁻	ラリア人の文化芸術	への関わりと	アクセスを確	かなものにする	
3	シドニーで 年間シーズン公演を行う	シドニー公演	オーディエンス 総数	19,880人	19,414人	第1シーズンは大きく減少したが、学校向け昼間公演は非常に好調だった。 第2シーズンは未実施。再度学校向け 昼間公演を行う可能性もある	
4	国内オーディエンス総数	記載なし	オーディエンス 総数	34,321人	31,967人	オーディエンス総数には、キャンベラ および全国ツアーが予測を下回ったこ とも影響している	
5	海外ツアー	記載なし	オーディエンス総数	8,200人	7,600人	元の予算に含まれていた4~6回のヨー ロッパ公演は実現しなかった	
6	オーディエンス総数	記載なし	オーディエンス 総数	42,521人	39,567人	記載なし	
7	プロ前年講座	記載なし	参加者中 修了者の割合	77%	93%	26~28人の学生が修了の見込み	
8	教育活動	参加者数	教育関連の活動 に参加した生徒 数	7,235人	10,435人	学校向け昼間公演、学校ワークショップ、集中講座を含むが学校休日のワークショップを除く	
9	デジタル・プラット フォームでのアクセス	放送、ウェブ配信	デジタル活動の 普及 視聴数と 普及方法	10%増加	10%	記載なし	
10	活動への訪問回数	ダンス教室、学校休日のワークショオでリークショオでのイベント、資金むスタジオでの全イベントを含さべント、外部スタジオでのイベントの参加者		9 万回 以上	11万回 以上	ダンス教室、学校休日のワークショップ、貸しスタジオでのイベント、資金調達イベントを含むスタジオでの全イベント、外部スタジオでのイベントの参加者	

ジに換算されるものである**158。

こうしたKPIとベンチマークは団体とオーストラリア・カウンシル、共同助成する州の協議によって 決められる。 同カンパニーのエグゼクティブ・ディレクター (Executive Director)、アン・ダンは、「連邦 政府はオーディエンスの多様性、新しいオーストラリア作品の数、オーストラリアの文化的アイデンテ ィティを表現した作品の創造、流動性、財務予測(赤字か黒字か)、ビジネスの安定性とキャッシュフロー、 さらに先住民アーティストとの交流にも関心を寄せている。一方、ニューサウスウェールズ州政府から は異なる優先課題が提示され、例えば州内のツアーや、州政府が文化活動に力を入れている西シドニー での公演などが求められる。優先課題の変化に合わせてKPIが変わることもある」と述べている**159。

なお、「5. 海外ツアー」には海外でのオーディエンス総数のベンチマークが設定されているが、ツア ーのプログラム作成は団体に任されている。団体は各政府のKPIを満たすように、全体の公演数、海外、 シドニー市内、州内、他州での各公演数のバランスをとり、カウンシルにその計画を提出する。ツアー

^{※157} シドニー・ダンス・カンパニーの Anne Dunn, Executive Director へのインタビュー (2019/12/13) での提供資料「2019 Key Performance Indicators」を元に作成。元資料では一部の備考欄にニューサウスウェールズ州のインフラストラクチャー計画プロジェクトを含めた参考 数値が記載されているが、本図表では省略した。同計画については本報告書第2部2章で触れている。

^{※158} シドニー・ダンス・カンパニーへの前掲インタビュー (2019/12/13) より。

^{※159} 同前

201	2019年 KPI			2010/= 201	2019年	/++ +v	
	成果	メカニズム	方法	2019年	10月予測	備考	
	セクターの発展セクターでリーダーシップを示し、オーストラリ			リアの芸術と	アーティストの	D評価を高める	
11	個人アーティストや中小団体 との連携や共作を支援、強化 する	雇用機会、個人アー ティストや中小団体 との共同公演、共同 制作	雇用機会数、個 人アーティストや 中小団体との共 同公演、共同制 作数	10	2回	シドニーで発表したガブリエル・ナンキベ ル振付の新作に新作曲も含まれていた	
12	キャリアのさまざまな段階で のアテーティスト育成・能力 開発への関与を示す	研修生制度、レジデ ンシー、集中講座	参加機会数	3回	3回	毎年の研修生制度、レジデンシー、ダン スおよび運営集中講座、カンパニー・レジ デンシーを含む	
	財務とガバナンス	健全な財務とガバナン	スの実践を示す				
13	収入源の多様化と増加	財務分析	総収入に占める 自己収入比率	66.64%	65.95%	自己収入には能力開発収入、興行収入、 商業収入が含まれる。政府からの現物レンタル支援、インフラストラクチャー・プロジェクト収入を除く	
14	準備金の維持	財務分析	ベンチマーク 20%	11.04%	7.22%	インフラストラクチャー収入、制限付きキャッシュフロー等を除く	
15	適正な流動性の維持	財務分析	制限の緩い現金 準備金と前払い の収入および助 成金÷支出総額 =週の現金準備 金	4.43	5.31	インフラストラクチャー・プロジェクト関 連の助成や支出を除く	
16	資金調達収入の増加	財務分析	現金および現物 のスポンサー収 入、フィランソロ ピー収入の総額	3,182,000 豪ドル	3,030,817 豪ドル	事業収支のために調達した資金であり、 インフラストラクチャー・プロジェクトの ためのものは含まれない	
17	資金調達収入に占める コスト率削減	財務分析	人件費を含む資金調達支出に対する資金調達収入の比率が高いほど1豪ドル当たりの資金調達効率が高い)	3.20 豪ドル	2.79 豪ドル	収入、支出ともダンス・ノワールと現金スポンサーシップを含むが現物支給は含まない。インフラストラクチャー・プロジェクト関連の収入は含まれていない	
18	年間事業収支	財務分析	事業損益	損失	損失	2019年は114.6万豪ドルの事業損失。インフラストラクチャー・プロジェクトからの内部振替101.5万豪ドルでは補填しきれていない	

の期間や公演数についてカウンシルからの具体的な指示はないが、「仮に極端に公演数が減れば問合せが来るだろう」とアン・ダンは述べている。

図表1-3-7の項目のうち全団体に共通するものは、「6. オーディエンス総数」「13. 収入源の多様化と増加」「14. 準備金の維持」「15. 適正な流動性の維持」「16. 資金調達収入の増加」「17. 資金調達収入に占めるコスト率削減」「18. 年間事業収支」である。このうち「14. 準備金の維持」はどの団体も一律20%をベンチマークとして求められるが、その他の項目についてのベンチマーク数値は団体によって柔軟に設定されている**160。

アン・ダンは、ストラテジック・プランの策定プロセスについて、「初めての時はまず草案を作成し、オーストラリア・カウンシルからフィードバックを受けたが、10年を経た今は自身で行っている。提出する段階で、カウンシルが何か問題に気づけば連絡が来る」と語った。また策定において困難な点として、「計画では2、3年先を予測するため、将来の助成が不確定な状況でアーティストやツアーを確約しなければならない」「オーストラリア・カウンシルと州政府の助成プロセスが合致しない場合がある。例えば、州政府との間のKPIにはツアーが含まれるが、ツアーを行うには別の競争的な助成を勝ち取

る必要があり、採択の保証はない。また連邦政府が求める全国ツアーと州政府が求める州内ツアーの助成金は別々の時期に給付されるためタイミングが合わない」「ツアーの助成申請プロセスでは、費用対効果が審査されるため、すでにツアー中のグループがそのままツアーを続けることが最も有利になる。このためまずツアーを計画してから助成を申請し、審査時に実際にツアーが行われていればより信頼性が増すが、これはアーティストの健康と活動の持続可能性にとっては望ましくない」といった問題を挙げている。アン・ダンは、ツアーについては助成ガイドラインの変更を求めるなど、助成機関と常に活発にコミュニケーションを取っており、問題の共有と調整を図っているということである。

ビジネス・プランは、ストラテジック・プランの5年計画に基づいた1年毎の詳細計画であり、活動プログラムと予算からなっている。ビジネス・プランも、カウンシルおよび関連州の担当部局の認可を受ける必要がある。リスクマネジメントが不十分であったり、オーディエンスやコミュニティの理解が不足していたり、赤字予算であったり、準備金や運転資金、営業利益のベンチマークを満たさないプランは認められない。例えばベルヴォアでは、現在臨時雇用である中心的な俳優や舞台スタッフを常勤雇用とする(結果として固定費を大幅に増やす)財務プランへの変更を長年求め続けているが、これまでのところ認められていない**161。

予算の提出には、基本的なデータの入力と関連書類のアップロードができるオンライン・システムが 用意されている。

3-3-3 助成金の交付

助成金の交付は、年に数回に分けて、団体ごとに異なるファンディング・アグリーメントに従って行われる。**図表1-3-8**のとおり、オーストラリア・カウンシルからの交付は1月と4月が多い。交付タイ

図表 1-3-8 オーストラリア・カウンシルからの助成金交付タイミング例※162

	2019年1月15日	2,155,337豪ドル	
フニート・大郷安田	2019年4月30日	1,867,959豪ドル	- 左眼 스ᆗ 7.10// [7.壹 *
アデレード交響楽団	2019年7月15日	2,011,648豪ドル	- 年間合計 7,184,457豪ドル
	2019年8月31日	1,149,514豪ドル	_
	2019年1月15日	155,750豪ドル	
オーストラリア・ ブランデンブルグ・オーケストラ	2019年1月20日	254,000豪ドル	年間合計 773,166豪ドル
	2019年4月30日	363,416豪ドル	
十 7 1 二 1 7 空内签达农田	2019年1月15日	593,473豪ドル	左眼会社 1070 275 章 1811
オーストラリア室内管弦楽団 -	2019年4月30日	1,384,772 豪ドル	- 年間合計 1,978,245豪ドル
バンガラ・ダンス・シアター	2019年1月15日	765,427豪ドル	左門会計 2 CC1 (20 喜 L* II
N237.92X.959-	2019年4月30日	1,785,994豪ドル	- 年間合計 2,551,420豪ドル
	2019年1月15日	211,607豪ドル	
ベルヴォア	2019年4月30日	493,751 豪ドル	年間合計 1,066,443豪ドル
	2019年8月31日	361,084豪ドル	
ブラック・スワン・ステート・	2019年1月15日	195,383豪ドル	年問合計 451 277 喜じⅡ
シアター・カンパニー	2019年4月30日	455,893豪ドル	- 年間合計 651,277豪ドル

(各項目は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しないものがある)

^{※161} ベルヴォアへの前掲インタビュー (2019/12/12)より。

^{※162} オーストラリア・カウンシルへのメールによる前掲インタビュー(2020/05/19)で提供された資料を元に作成。

ミングの多くはアニュアル・レポート、財務報告などの書類提出と連動しており、オンラインで交付手続きが行われる**163。

各団体はオーストラリア・カウンシル以外に1州または2州の助成機関から、それぞれのファンディング・アグリーメントに従ってMPAF助成金の交付を受けている。例えば2018年にオペラ・オーストラリアでは、オーストラリア・カウンシルから年4回(1月15日、2月25日、3月31日、4月30日)、ニューサウスウェールズ州から年3回(1月15日、4月30日、7月31日)、ビクトリア州から年2回(1月15日、7月31日)の給付を受けた。交付のタイミングと金額は必ずしも均等割りではなく、オペラ・オーストラリアの場合は、年度初めには特に支出が多くなるため給付額が多く、逆に年度末には興行収入があるため何も受け取らないということであった*164。

3-3-4 財務報告

財務報告には、四半期ごとの報告と、年に1度の監査済みの年間財務報告がある。財務報告の提出も、 予算計画と同様にオンライン・システムで行う。年に1度の監査済み年間財務報告は、後述するアニュ アル・レポート と同時に提出する。

MPAFは団体の運営に対する助成であり、特定のプロジェクトに対する助成ではないため、資金の用途についての細かな規定や領収書等による精算業務はない。その代わりに、上述したプランや財務諸表等による詳細なモニタリングが行われている。ただし、「団体の中核的業務(主要な舞台公演だけでなく、一定の範囲での教育プログラムやアウトリーチを含む)」に対する助成であるという大まかなくくりはあり**165、この範囲を離れた活動や商業性の強い活動については、指摘がなされることもある**166。

財務のモニタリングにおいて最重要ポイントとなるのは財務的な安定性であり、運転資金や営業利益、 準備金のベンチマークを達成できているかどうかである。特に準備金は重視され、必要経費の2割を確 保することが求められている**¹⁶⁷。財務以外のオーディエンスや芸術性についてのアウトカムの評価に ついては、各団体の基準で判断される部分が大きい。

これらのベンチマークが達成できていない場合、先に**第1部3-2-2「MPA団体の構成」**で述べたように、12カ月間の追加の報告義務が課せられる。追加の報告によってカウンシル側はより詳細な状況を把握し、団体の事業のどの部分に問題があるのかを特定し、助言を行う。1年後もなお業績が安定しない場合は、追加報告期間の延長もありうる。団体の業績が上がれば追加報告義務は停止し、平常に戻る*¹⁶⁸。

追加の報告期間に状況が改善されず、団体の問題が解決に向かわない場合は、12カ月間の警告の通知期間に入り、カウンシルから団体の問題解決のための新たなKPIが提示される。2019年12月現在、警告の通知を受ける団体は2件あり、カウンシルのMPAF統括ディレクターが年に1回、団体の理事会に出席して意思決定のモニタリングを行っていた**169。

^{※163} オーストラリア・カウンシルへのメールによる前掲インタビュー回答(2020/05/19)より。

^{※164} オペラ・オーストラリアへの前掲インタビュー (2019/12/09) より。

^{※165} 前掲 A National Framework for Governments' Support of the Major Performing Arts Sector 12 AUGUST 2011 p.6
https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/a-national-framework-mpa-2011-5b41eedc1174c.pdf (最終閲覧日:2020/06/27)

^{※166} 文化芸術局が行ったMPAFのオペラ・カンパニーについてのレビュー「ナショナル・オペラ・レビュー最終報告書」(2017年) において、オペラ・オーストラリアで増えている商業的なミュージカル公演や、多額の企業協賛金を得ている水上オペラ公演について、中核的な業務に対する助成金の対象とすべきか、という議論がなされた。National Opera Review Final Report 2016 p.32-33 https://www.arts.gov.au/sites/default/files/national_opera_review_final_report.pdf?acsf_files_redirect (最終閲覧日: 2020/07/10)

^{※167} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー(2019/12/09)より。

^{※168} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー(2019/12/11)より。

^{※169} 同前

警告の通知期間を経て、なおも問題が改善されない場合は、MPAFから退出することが定められているが、実際には複数の団体が警告の通知期間を長期間継続していた。このように退出と入れ替えの仕組みが機能していないことは、文化芸術セクターやメディアだけでなくカウンシルの内部でも問題視されており、2021年からの新しい制度の設計において重要課題となった**170 (次節**第1部3-4「新制度への移行」**を参照)。

カウンシルにおいて、追加の報告義務や警告の通知は、団体の入れ替えを促進するものではなく、問題を特定して業績を回復させるために行うものととらえられている**171。例えばシドニー・ダンス・カンパニーでは、2007年頃に財務的な危機に陥った際に、助成を増額して事業を拡大し、収入源を多様化して財務の立て直しを図るという意欲的なストラテジック・プランを提出し、連邦と州の両政府から大幅な助成の増額を得た。エグゼクティブ・ディレクターのアン・ダンは、この時の経緯について「カンパニー側は、現在の苦境は投資の不足によるものであると主張し、助成額を増やせばカンパニーが成長し、収支も改善することを示すストラテジック・プランを提出した」と述べている。この提案を受け、2007-08年度に171万6,527豪ドル(1億2,359万円)だった両政府からの助成金合計は、2008-09年度には248万5,809豪ドル(1億7,898万円)と、45%増額された**172。同カンパニーはその後、制作力の強化と収入の多様化、それによるオーディエンスの拡大を実現し、大きく業容を拡大させている。この事例からは、MPAFの助成が、各団体の発展に資する投資という性格を持つものであることがうかがわれる**173。

3-3-5 アニュアル・レポートと統計情報

各団体の活動内容の詳細把握は、年に1度のアニュアル・レポートと統計情報を通して行われている。 これらの情報は個別団体だけでなく、制度全体およびカウンシルの活動のKPI評価のベースとなるも のである。

アニュアル・レポートは、監査済みの年間財務報告書とともに提出され、各団体のプログラム内容、SLA締結時のベンチマークについての当年の達成度を示すものである。カウンシルに提出されるレポートは、各団体がウェブサイト等で一般に公開するものと同じである。年に1度のアニュアル・レポート提出時期には、団体の理事会議長、芸術監督、CEOなどがオーストラリア・カウンシルおよび共同助成する州の担当部局が集まる会議に招かれ、1年間の活動を報告し、質疑応答を行う。

アニュアル・レポートの一例として、図表1-3-9にオペラ・オーストラリアのレポートの一部を示す。 統計情報は、アニュアル・レポートと同様に年に1回提出されるもので、公演・作品制作・アウトリーチ・教育・ツアー・ネット配信など個別の事業毎の報告シートである。事業のタイプごとに、概要や連携先、オーディエンス数など該当する項目について報告するだけでなく、カウンシルの戦略目標をふまえて、優先課題であるオーストラリアの新作や、先住民・障害者・若年層などの優先的グループと活動したか、また雇用の人口統計的多様性や、リーダー層、理事会の人員構成、ガバナンス体制も報告対象になっている(図表1-3-10)。これについてもオンライン・システムに入力用のフォームが用意されている。

^{※170} 同前

^{※171} 同前

^{※172} シドニー・ダンス・カンパニーへの前掲インタビューおよび資料提供(2019/12/13)より。

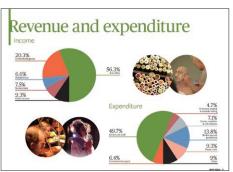
^{※173} 同前

図表1-3-9 オペラ・オーストラリアのアニュアル・レポート (2019年)より抜粋 **174









図表1-3-10 MPAF·FYF共通 統計情報の報告項目一覧^{※175}

テーマ	入力する情報
制作と クリエイティブ開発 (発表された作品)	 ●作品名 ●作品のタイプ(オーストラリアの新作、海外の新作、オーストラリアの既存作品、海外の既存作品) ●作者名 ●発表形式(ライブ、展覧会、公演、出版、レジデンシー、映像、ネット配信、録音、テレビ) ●国、州、市、郵便番号、選挙区、会場、地域 ●共同制作か否か (コラボレーションしたパートナー・プロデューサー名を記入)
制作と クリエイティブ開発 (制作中の作品)	 ●作品名 ●作品のタイプ (オーストラリアの新作、海外の新作、オーストラリアの既存作品、海外の既存作品) ●開発段階 (完成、進行中) ●作者名 ●予定している発表形式 (ライブ、展覧会、公演、出版、レジデンシー、映像、・ネット配信、録音、テレビ) ●国、州、市、郵便番号、選挙区、会場、地域 ●共同制作か否か (コラボレーションしたパートナー、プロデューサー名を記入)
公演	 ●公演名 ●有料か無料か ●公演のタイプ ●上演作品名 ●発表形式(自主上演、出演料/雇用契約、買い取り、興行収入分配、共同制作[プロデューサー]、共同制作[共同プロデューサー]、共同制作[コミッショニング・パートナー]、共同制作[制作協力者]、共同制作[その他]) ●開始日、終了日 ●国、州、市、郵便番号、選挙区、会場、地域 ●LPA*-MPAのみ(パレエ、ダンス、子どもと家族、サーカスとフィジカルシアター、クラシック音楽、コメディ、フェスティバル[マルチカテゴリー]、フェスティバル[単一カテゴリー]、音楽劇、クラシック以外の音楽、オペラ、演劇、社会イベント等、学校向けプログラム) ●共同制作か否か (コラボレーションしたパートナー・プロデューサー名を記入) ●上演回数 ●シングル・チケット数と収入 ●サブスクリプション・チケット数と収入 ●無料チケット、コンプリメンタリー・チケット数 ●アクセシビリティ(音声解説、リラックス、AUSLAN/手話通訳、車椅子アクセス、障害者用トイレ、クローズドキャプション、ヒアリングループ、字幕、その他)

^{*} LPA (Live Performance Australia) は、FYF団体の一部が加入するライブ・パフォーマンスの業界団体。

^{ 174}** Opera Australia 2019 Annual Report pp.1-6

https://d30bjm1vsa9rrn.cloudfront.net/res/pdfs/opera-australia-2019-annual-report-1.pdf (最終閲覧日: 2020/07/11)

^{※175} オーストラリア・カウンシル提供資料「MULTI-YEAR FUNDED ORGANISATIONS STATISTICAL DATA FORM」を元に作成。

図表1-3-10 MPAF・FYF共通 統計情報の報告項目一覧 (続き)

テーマ	入力する情報
公演 (他のプラットフォーム でのプレゼンス)	 デジタル・プラットフォームでの視聴の可否 プラットフォーム(映画、テレビ、登録動画配信、その他の動画配信 - 無料、ラジオ放送) プラットフォーム/サービスの名称(映画、テレビ、ラジオの場合) 他のプラットフォームでのオーディエンス測定方法 フェスティバルで上演したか(フェスティバル名を記入) 合計オーディエンス数
レコーディングと 放送	 ●タイトル ●レパートリー・ジャンル ●タイプ (オーディオ・ビジュアル) ●販路 (CD/レコード、オンライン/ダウンロード) ●配信プラットフォーム (YouTube、サウンドクラウド、グーグルペイ・ミュージック、スポティファイ、アップル・ミュージック、ディーザー、Xボット・ミュージック、ソニー [アンリミテッド]、ラザ [オムニフォン]、タイダル、アマゾン・ミュージック、ラジオ、その他) ●配信回数 ●パートナーの有無 (パートナー名)
展覧会	 展覧会名 展覧会のタイプ(個展、グループ、サイト・スペシフィック、パブリックアート) キュレーション(自己キュレーション、共同キュレーション、ゲストキュレーション、共同コミッション) 巡回展(国内巡回展、海外巡回展、その他) 開始日、終了日 国、州、市、郵便番号、選挙区、会場、地域 展覧会の日数 共同制作か否か(制作パートナー名を記入) 展覧会数 シングル・チケット数と収入 メンバーシップ・チケット数と収入 無料チケット、コンプリメンタリー・チケット数 アクセシビリティ(音声解説、触れるツアー、AUSLAN/手話通訳、車椅子アクセス、障害者用トイレ、クローズドキャプション、ヒアリングループ、字幕、点字サイネージ、その他)
フェスティバル、 セミナー、フェア、 カンファレンスの プレゼンテーション	 プレゼンテーションのカテゴリー(フェスティバル、フェア、カンファレンス、セミナー、実験芸術とコミュニティ) プレゼンテーションの名称 プレゼンテーションのタイプ(文学、視覚芸術、音楽、ダンス、シアター、マルチアート、実験的、コミュニティ・アートと文化育成) イベント数 シングル・チケット数と収入 メンバーシップ・チケット数と収入 無料チケット、コンプリメンタリー・チケット数 開始日、終了日 アクセシビリティ(音声解説、リラックス、AUSLAN/手話通訳、車椅子アクセス、障害者用トイレ、クローズドキャプション、ヒアリングループ、字幕、触れるツアー、点字サイネージ、その他) 国、州、市、郵便番号、選挙区、会場、地域 パートナーの有無 (パートナー名)
教育(公演)	 イベントの名称 国、州、市、郵便番号、選挙区、会場、地域 シングル・チケット数と収入 メンバーシップ・チケット数と収入 無料チケット、コンプリメンタリー・チケット数 未発券数 公演数 実施方法(オンライン、対面) アクセシビリティ(音声解説、リラックス、AUSLAN/手話通訳、車椅子アクセス、易しい英語、障害者用トイレ、クローズドキャプション、ヒアリングループ、字幕、触れるツアー、点字サイネージ、その他)

テーマ	入力する情報
教育 (ワークショップ [インクルージョン& エクスクルージョン] &マスタークラス)	 ●イベントの名称 ●参加者ターゲット (子ども-幼稚園/小学生以下、第2期学生、第3期学生、その他の学生、新人アーティスト、キャリアを確立したアーティスト、一般、教師の専門能力開発) ●人口統計的多様性 (先住民、障害者、地域/遠隔地、子ども/若者、文化的言語的多様性、その他、人口統計的ターゲットなし) ●国、州、市、郵便番号、選挙区、会場、地域 ●シングル・チケット数と収入 ●メンバーシップ・チケット数と収入 ●無料チケット、コンプリメンタリー・チケット数 ●無料チケット、コンプリメンタリー・チケット数 ●未発券数 ●セッション数 ●クラス (インクルージョン、エクスクルージョン) ●実施方法 (オンライン、対面) ●アクセシビリティ(音声解説、リラックス、AUSLAN/手話通訳、車椅子アクセス、易しい英語、障害者用トイレ、クローズドキャプション、ヒアリングループ、字幕、触れるツアー、点字サイネージ、その他) ●デジタルリソース提供の有無 (リソースの内容を記入)
教育 (フォーマル・ メンターシップ・ プログラム)	 ●イベントの名称 ●メンターシップのカテゴリー(インターンシップ、仕事体験、出向、職業能力開発の機会) ●参加者数 ●参加者ターゲット(子ども-幼稚園/小学生以下、第2期学生、第3期学生、その他の学生、新人アーティスト、キャリアを確立したアーティスト、一般) ●人口統計的多様性(先住民、障害者、地域/遠隔地、子ども/若者、文化的言語的多様性、その他、人口統計的ターゲットなし) ●アクセシビリティ(音声解説、リラックス、AUSLAN/手話通訳、車椅子アクセス、易しい英語、障害者用トイレ、クローズドキャプション、ヒアリングループ、字幕、触れるツアー、点字サイネージ、その他)
教育 (その他の 教育的な活動)	 イベントの名称 参加者数 参加者ターゲット(子ども-幼稚園/小学生以下、第2期学生、第3期学生、その他の学生、新人アーティスト、キャリアを確立したアーティスト、一般) 人口統計的多様性(先住民、障害者、地域/遠隔地、子ども/若者、文化的言語的多様性、その他、人口統計的ターゲットなし) アクセシビリティ(音声解説、リラックス、AUSLAN/手話通訳、車椅子アクセス、易しい英語、障害者用トイレ、クローズドキャプション、ヒアリングループ、字幕、触れるツアー、点字サイネージ、その他)
サービスとセクター開発	 主な活動(アドボカシー、調査研究と評価、直接的なメンバーサービス) サービスのタイプ(アドバイス、リソース提供、インフラストラクチャー提供、調査研究と評価、ワークショップ、商業的プレゼンテーション、イベント、出版、オースピス) サービスの数 メンバーシップの数 有料の参加者数 無料の参加者数 人口統計的多様性(先住民、障害者、地域/遠隔地、子ども/若者、文化的言語的多様性、その他、人口統計的ターゲットなし) アクセシビリティ(音声解説、リラックス、AUSLAN/手話通訳、車椅子アクセス、易しい英語、障害者用トイレ、クローズドキャプション、ヒアリングループ、字幕、触れるツアー、点字サイネージ、その他) 主なインパクト(記入)
デジタル・ コミュニティ	 エンゲージメントの方法 (Facebook、Facebook Live、Instagram、Twitter、YouTube、WhatsApp、Snapshot、Electronic Newsletter、その他) ライブ配信(あり・なし) ポッド・キャスト(あり・なし)
その他 ―レジデンシー (ホスト側)	 ●名前 ●国 ●州 ●参加者ターゲット(新人、キャリアを確立した人、その他) ●人口統計的多様性(先住民、障害者、地域/遠隔地、子ども/若者、文化的言語的多様性、その他、人口統計的ターゲットなし) ●参加者数 ●アクセシビリティ(音声解説、リラックス、AUSLAN/手話通訳、車椅子アクセス、易しい英語、障害者用トイレ、クローズドキャプション、ヒアリングループ、字幕、触れるツアー、点字サイネージ、その他)
授賞と認知/主要な業績	授賞と認知/主要な業績(記入)
ワークフォース (人員配置数と フルタイム換算人数)	 役割(アーティスト、クリエイティブ、プロダクション&テクニカル、サポートワーカー、管理) 雇用形態(常勤-フルタイム、常勤-パートタイム、カジュアル、シーズナル、ボランティア、請負業者)

図表1-3-10 MPAF・FYF共通 統計情報の報告項目一覧 (続き)

テーマ	入力する情報
ワークフォース (ワークフォースの 属性)	 ジェンダー(女性、男性、どちらでもない/流動的、それ以外のジェンダー、公開したくない、回答不能) 障害がある(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 地域/遠隔地の出身(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 先住民(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 文化的言語的多様性がある(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 先住民および文化的言語的多様性の自己認識を持つ人の数
ガバナンスと ポリシー	 次の項目についてポリシーはあるか? (子どもとの仕事、ハラスメント・いやがらせ・差別、多様性と社会包摂) ガバナンス声明はあるか? 新しい理事会メンバーの正式な任命プロセスはあるか? 団体は理事会の評価を行ったか? (内部/外部) 団体は理事会を運営するスキルと多様性を持っているか? 団体は下記に該当するか? 先住民主導(はい、いいえ、答えたくない) 障害者主導(はい、いいえ、答えたくない) 若者主導(はい、いいえ、答えたくない) 地域主導(はい、いいえ、答えたくない) 多様性主導(はい、いいえ、答えたくない) 「はい」の場合、「○○主導」の団体とはどのような定義か?
理事会の構成	 理事会メンバーの人数 ジェンダー(女性、男性、どちらでもない/流動的、それ以外のジェンダー、公開したくない、回答不能) 出生時の推定と異なるジェンダーの人の数 年齢層(0-12歳、13-25歳、26-35歳、36-64歳、65歳以上、公開したくない、回答不能) 障害がある(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 地域/遠隔地の出身(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 先住民(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 文化的言語的多様性がある(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 先住民および文化的言語的多様性の自己認識を持つ人の数
リーダー層の構成	 クリエイティブのリーダー職は何人いますか? ジェンダー(女性、男性、どちらでもない/流動的、それ以外のジェンダー、公開したくない、回答不能) 出生時の推定と異なるジェンダーの人の数 年齢層(0-12歳、13-25歳、26-35歳、36-64歳、65歳以上、公開したくない、回答不能) 障害がある(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 地域/遠隔地の出身(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 先住民(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 文化的言語的多様性がある(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 先住民および文化的言語的多様性の自己認識を持つ人の数
シニア・ エグゼクティブ職	 シニア・エグゼクティブ職は何人いるか? ジェンダー(女性、男性、どちらでもない/流動的、それ以外のジェンダー、公開したくない、回答不能) 出生時の推定と異なるジェンダーの人の数 年齢層(0-12歳、13-25歳、26-35歳、36-64歳、65歳以上、公開したくない、回答不能) 障害がある(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 地域/遠隔地の出身(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 先住民(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 文化的言語的多様性がある(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 先住民および文化的言語的多様性の自己認識を持つ人の数
クリエイティブと シニア・ エグゼクティブ職の 兼務	 クリエイティブとシニア・エグゼクティブ職の兼務者は何人いるか? ジェンダー(女性、男性、どちらでもない/流動的、それ以外のジェンダー、公開したくない、回答不能) 出生時の推定と異なるジェンダーの人の数 年齢層(0-12歳、13-25歳、26-35歳、36-64歳、65歳以上、公開したくない、回答不能) 障害がある(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 地域/遠隔地の出身(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 先住民(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 文化的言語的多様性がある(はい、いいえ、公開したくない、回答不能) 先住民および文化的言語的多様性の自己認識を持つ人の数
行動計画	障害者行動計画(ある、ない) 先住民和解行動計画 その他の多様性や包摂の計画があれば記入すること

カウンシル側のモニタリング体制は、「MPAと芸術振興」に所属するMPAFのディレクターや投資ディレクター、ビジネス・アナリスト、インダストリー・アナリスト、ビジネス情報ディレクター、ビジネス情報および分析のスペシャリストと当該ジャンルのアーツ・プラクティス・ディレクターによるチーム体制で、協働して情報をまとめ、各団体の状況を分析・評価している**176。

オーストラリア室内管弦楽団のCOOアレクサンドラ・キャメロン=フレイザーによると、何らかの理由でKPIの一部が達成できない場合は、報告の際に目標を上回った項目を強調し、下回った項目については改善のための目論見を説明する。特に複数年の計画については途中で市場の変化が生じることがあるため、「優先課題の評価には柔軟性があり、それが非常に重要だ」と述べている。またベルヴォアのエグゼクティブ・ディレクター、スー・ドネリーは、多数のKPIのうちカウンシルが最も重視するのは財務的な安定性であり、「次に芸術的な活力、つまり良い作品を上演し、人々を引き付けているかどうか」「ただし、公演の評価が良くても助成金の増加は全くない」と述べた。

カウンシルは定期的なモニタリング以外にも、各団体からの相談に随時対応している。各団体と担当のアーツ・プラクティス・ディレクターや「MPAと芸術振興」の職員とは、公演への招待やニュースレター送付をはじめ日常的に細かくコミュニケーションをとっており、信頼関係が築かれている。カウンシルへの相談内容には、文化芸術セクターの環境や各団体が抱える問題についての調査や情報提供の依頼、他団体や大学などのパートナーの紹介依頼などがあり、カウンシルの職員は団体の成功のために積極的に協力してくれるとして評価されている。例えばシドニー・ダンス・カンパニーのエグゼクティブ・ディレクター、アン・ダンは、「オーストラリア・カウンシルとの関係は同僚としての関係であり、健全なもの」であるとして、「質問や問題があれば最初にアーツ・プラクティス・ディレクターに電話し、より大きな戦略的な問題があればMPAと芸術振興のディレクターに連絡する」「担当者は常に公演に招待して作品を見せ、理事会の議長交代など大きな運営上の変化があれば書面で通達する」と述べている**177。

オーストラリア室内管弦楽団のアレクサンドラ・キャメロン=フレイザーは、「オーストラリア・カウンシルの人たちは非常に協力的で、問題があった場合は一緒に解決方法を探してくれる。彼らは芸術を愛しており、各団体に成功してほしいので、積極的に助けてくれる」と述べている*178。

また、カウンシルと団体の関係について、カウンシルのピア・サービス・ディレクターであり、アーツカウンシル・イングランドでの職務経験を持つピップ・ウィッタヌーンは、「アーツカウンシル・イングランドでは、団体により多くのレポートを課し、より深くリスクマネジメントに関わるが、オーストラリアではもう少し手を離すよう求められる」「私たちは前もって目的に合意し、実施は団体に任せて、始まるとモニタリングする。私たちの関わり方は全体を通して少し浅いと言える」「私たちにはイングランドほど人的リソースがないため、同じようにはできない」と語っている**179。

なお、MPA団体全体としてのアドボカシー活動は、カウンシルでは行っていない。これについては、シドニーに拠点を置くオーストラリア・メジャー・パフォーミング・アーツ・グループ(Australian Major Performing Arts Group、以下 AMPAG)というロビー団体が存在し、MPAFを含む文化芸術政策についての要望や、文化芸術セクターの発展のためのアドボカシー活動を行ってきた。AMPAG

^{※176} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー(2019/12/11)より。

^{*177} シドニー・ダンス・カンパニーへの前掲インタビュー (2019/12/13) より。

^{※178} オーストラリア室内楽管弦楽団への前掲インタビュー (2019/12/13)より。

^{※179} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー(2019/12/11)より。

について、オペラ・オーストラリアのコーポレート・アフェアーズ・ディレクターのイヴォンヌ・ザミットは、「例えば政府の省庁の統合など、文化芸術政策に関わるニュースなどがあると、AMPAGがMPA団体を代表して詳細を確認してくれる」「AMPAGはロビー団体であり、情報の橋渡し役であり、レポートやアドボカシーを行っている」「実人数は少なく、職員は1、2人ほどである」と述べている**180。

しかしこのAMPAGは、次節で述べるMPAFの新制度への移行とともに、2020年9月に、21年間の活動を終えて解散する予定である。その後の後継団体などの見通しはまだ立っていない**181。

3-4 新制度への移行

2002年に始まり、2011年に改定されたMPAFは、さらに次の10年を迎える2021年に、新たな制度となるナショナル・パフォーミング・アーツ・パートナーシップ・フレームワーク(National Performing Arts Partnership Framework、以下NPAPF)に移行することが決まっており、現在準備が進められている。ここでは、助成システムへの評価が文化芸術政策に反映された一例として、移行の背景とその内容を概観する。

移行の背景について、文化芸術局の文化芸術担当第1次官補(First Assistant secretary, Arts)であるスティーブン・アーノットは、「最大の要因はMPA団体と中小団体の間に分断が起きたこと」であると認識しており、「オーストラリア・カウンシルから約30のMPA団体が年間約1億1,000豪ドル(79億2,000万円)を受け取る一方、約130の中小団体が約2,900万豪ドル(20億8,800万円)を受け取るという配分の格差が、文化芸術セクターにおける非常に大きな不満につながった」と語っている**182。

新制度移行への直接の契機になったと考えられるのが、文化芸術局が実施した、全国のオペラ団体を対象とする「ナショナル・オペラ・レビュー」である。同レビューは2017年の最終報告書において、MPAFの評価を行って制度に内在する問題点を指摘し、政府に対して中長期的な見直しを勧告した**183。これを受けて、同年9月のMCMでMPAFの強化と、全国的な意見聴取(MPAFコンサルテーション)の実施が決定し、翌2018年、新たな制度への移行を提言するコンサルテーション・ペーパーが発表された。

MCMの委嘱によりオーストラリア・カウンシルが実施したコンサルテーションは、2018年に2段階に分けて行われている。このうち、第1段階では、各MPA団体とAMPAGに対する電話会議での調査と、国民へのオンラインでのアンケート調査が実施された。

電話会議では、現状のMPAFについて、団体運営の基盤となる資金がMPAFで提供されることの意義を各団体が改めて主張する一方、対象団体の参入・退出がない等、制度について一定の問題点があることを各団体が認めることとなった。また、助成額の物価スライドを実施している州と、していない州があること、MPA団体が本拠地とする劇場・ホールの多くが州立であるにも関わらず、州立施設への資金提供がMPAFとは関係なく行われていること、ツアーへの資金提供がMPAFとは別の助成制度と

^{※180} AMPAG https://www.ampag.com.au (最終閲覧日:2020/07/11)
オペラ・オーストラリアへの前掲ヒアリング (2019/12/09) より。

^{ 181}** Australian Major Performing Arts Group to close

https://www.ampag.com.au/article/australian-major-performing-arts-group-to-close(最終閲覧日:2020/08/01)

^{*182} 文化芸術局への前掲インタビュー(2019/12/10)より。

^{※183} 前掲 Major Performing Arts Framework Consultation Paper October 2018 p.2 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/mpaf-consultation-paper-5bc85bbd5bf82.pdf(最終閲覧日:2020/06/28)

なっていることなど、現行のMPAFが持つ運営上の課題点も指摘された*184。

電話会議に続いて実施された国民へのオンライン調査では、8,026票の回答が得られた。この調査では全体の68%が、「MPA団体はオーストラリアの生活を豊かにし、国のイメージを向上させるために重要である」と回答し、MPAの存在意義が確認された。その一方で、「団体の入れ替えがあった方がいい」「中小団体にももっと助成すべき」「MPA団体は受けた資金について説明責任を果たすべき」といった意見も寄せられている**185。

続いて第2段階のコンサルテーションとして、キャンベラ、ブリスベン、メルボルン、ホバート、アデレード、パース、シドニー、ダーウィンでの公開フォーラムと、各州の州都でのMPA団体との会合が行われ、また文化芸術セクター、MPA団体、一般国民から370の意見書が集められた。この第2段階では、特に中小団体への助成金額に比してMPA団体への助成金額が多すぎるか否かという点を中心に、フォーラムや意見書において相当の意見の対立が見られた**186。

2段階のコンサルテーションを踏まえてまとめられたコンサルテーション・ペーパーでは、MPAFについて、30前後の固定した団体に事実上永続的な助成を保障するものとなっていること、また、助成金額が主に歴史的な経緯をもとにしており、透明性に欠ける点があることを指摘している**187。一方、MPA 団体はオーストラリアの文化芸術の発展に大きな役割を占めており、完全に競争的な公募助成制度への移行は、そうした役割を持つMPA 団体の存続を脅かすことになるという認識も併せて示しており、MPAFの廃止を含む抜本的な見直しには踏み込んでいない**188。またペーパーでは、コンサルテーションを踏まえた一般的な合意として、参入・退出を一定程度柔軟化すること、従来MPAFでは財務上のベンチマーク管理を中心とした管理が中心であったのに対し、他のKPI管理も重視すべきとしており、具体的には連邦政府や州政府の政策上の優先課題、文化芸術のクオリティ、団体の財政面での持続性、文化芸術セクターのエコ・システムへの貢献をKPI管理として重視すべきであると述べている**189。

こうした認識を受け、後継制度となる NPAPFでは、競争的な公募制度への移行は行わず、既存の MPAFの透明性の向上を中心とした改革が行われた。2019年に MCM が決定した NPAPFの主要な変 更点は、図表1-3-11 に示す通りである。

大きな変更点の第1は、3年毎にファンディング・アグリーメントを更新するというこれまでの形から、8年契約という一応の期限を切った点である**190。ただし、全団体の助成が8年で終了するわけではなく、期間中の実績に問題がなければ、また次の8年へとつながっていく。また、8年は4年ずつ前後半に区切られており、前半4年間の活動評価によって後半4年間の助成額が10%の範囲内で増減する可能性がある。これにより、物価スライドを除き基本的に固定されていた助成額について、変更の仕組みが制度化された**191。

^{※184} 同前 pp.7-8

^{※185} 同前 pp.8-9

^{**186} Major Performing Arts(MPA) Framework Summary of the Second Phase Public Consultation Outcomes pp.3-4 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/mpa-consultation-outcomes-5ca6-5cb56ab18aed4.pdf (最終閲覧日:2020/08/01)

^{※ 187} 前掲 Major Performing Arts Framework Consultation Paper October 2018 p.4 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/mpaf-consultation-paper-5bc85bbd5bf82.pdf(最終閲覧日:2020/06/28)

 ^{** 188} 同前 p.7
 ** 189 前掲 Major Performing Arts (MPA) Framework Summary of the Second Phase Public Consultation Outcomes p.7
 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/mpa-consultation-outcomes-5ca6-5cb56ab18aed4.pdf (最終閲覧日:2020/08/01)

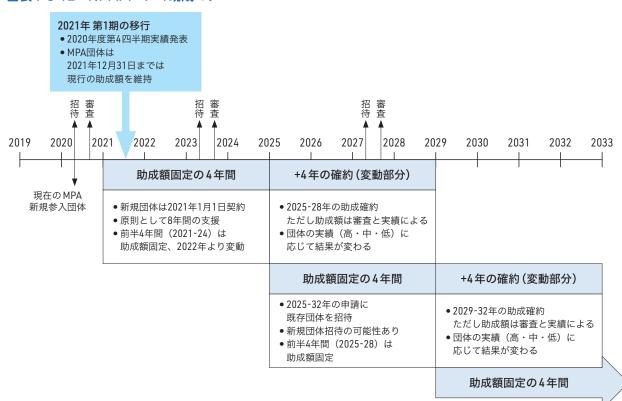
^{** 190} National Performing Arts Partnership Framework(以下 NPAPF と略)
https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/national-performing-arts-partn-5da0051daa41c.pdf
(最終閲覧日: 2020/06/28) p.7

^{※191} 同前 p.10

図表1-3-11 MPAFの後継制度 NPAPFの主要な変更点**192

助成事業名	ナショナル・パフォーミング・アーツ・パートナーシップ・フレームワーク(NPAPF)
切以争 未石	National Performing Arts Partnership Framework(NPAPF)
趣旨・目的	変更なし
支援する部門	変更なし
支援する対象	開始時は旧制度MPAFの団体を基本とし、少数の新団体を追加予定
年間助成額	2019年のレベルを維持。物価スライド制をとる州ではそれも維持
年間助成件数	30件前後
助成期間	2021-28年(4年目に金額見直し)
助成額の決定方法	コンサルテーション・ペーパーでは、各団体の主要業務に必要な資金をベースとして算出する考え方を 導入とされたが、ガイドラインには明記されず
参入・退出の要件	MCMの全大臣による承認から、連邦政府および助成を行う州のみの大臣による承認に変更
募集のタイミング	4年に1回、新規の招待が可能
申請方法	MCMの招待を受けて申請(オンライン助成システムを通じて申請)
審査体制	文化芸術セクターの専門家による助言を導入(ピア審査ではない)。オーストラリア・カウンシルおよ び関係する州の助成機関の審査で採否決定(全大臣の合意は必要としない)
審査にかかる期間	約7カ月
審査基準	① 芸術的価値、クオリティ、ビジョン ② 組織能力(財務・ガバナンスなど) ③ 政府の優先課題との整合性
採否内定後の手続き	団体と関係助成機関の協議により個別のファンディング・アグリーメントを締結、結果公表、審査のフィードバックを団体に開示
事後評価	前半4年間に対するKPI評価で、助成額が10%を限度に増減する可能性がある

図表1-3-12 NPAPF 4+4助成モデル^{※193}



^{※192} 前掲 NPAPFおよびオーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー (2019/12/11) より。

^{※193} 前掲 NPAPF p.7

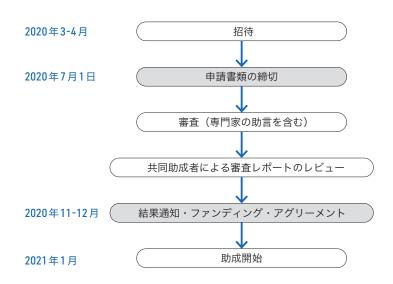
第2に、4年単位で新しい団体が招待されるタイミングが制度として担保されることとなった。**図表1-3-12**に、「4+4助成モデル」と呼ばれるNPAPFのしくみを示す。NPAPFの第1期は2020年に決定されて2021年に助成開始予定であり、2023年にさらに新しい団体が招待・審査され、2025年から助成を受けることとなる。

新規の加入団体がNPAPFに加わるためには、まずMCMから招待を受ける必要がある。招待の条件として、連邦政府および州政府からの助成実績を要するという点はMPAFと同様だが、その期間は6年から4年に短縮されている。招待された団体は、連邦政府および関連する州政府の文化芸術担当部局の審査を受けることとなる。オーストラリア・カウンシルは連邦政府の担当部局として全プロセスに関わる。

第3の大きな変更は、MPAでは新規参入や退出にはMCMの全大臣の承認を受ける必要があったが、NPAPFでは、連邦政府および共同助成する州政府のみで決定できるようになった点である**194。さらに、審査にあたっては、外部の文化芸術セクターの専門家の助言(industry advice)が必要となった**195。

なお、現在のMPA団体は全て新制度に加入することが決まっているが、移行に際しては新規加入者と同様に、MCMから招待を受けて申請書類を提出し、専門家の助言を含む審査を経て加入という正式な手続きを踏む。NPAPFにおける審査の流れは、図表1-3-13の通りである。

図表1-3-13 NPAPF審査の流れ(2020年12月時点の予定)**196



第4の変更点として、団体の活動の評価においては、MPAFでは財務的なベンチマークが中心であったが、より政府の優先課題に沿った多面的なKPI評価が導入される。NPAPFの審査基準およびKPI構築の優先課題としては、下記のものが設定されている**197。

- i. すべてのオーストラリア人に対して、文化芸術へのアクセスと参加を改善する。
- ii. 各文化芸術領域における、現代のオーストラリアを反映したオーストラリアの新しい作品の創作

^{※194} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー(2019/12/11)より。

^{※195} 前掲 NPAPF p.10

^{※196} メルボルン交響楽団の提供資料 (2019/12/06) を元に作成。

^{※197} 前掲 NPAPF pp.9-10

と発表を増やす。

- iii. 先住民の文化芸術を発展させるとともに、公演、新作の制作、組織の人材やリーダー層における 先住民の割合を増やす。
- iv. 主要な多様性分野(障害者、ジェンダー、LGBTIQ+、年齢および文化面の多様性)に対し、文化芸術の実践、公演、雇用、教育、訓練、組織や活動への関与・参加において、障壁に対処し、業績を向上させる。
- v. 本拠地外への国内ツアー、地方や遠隔地のコミュニティへのツアー、海外公演を通じて、オーストラリアの実演芸術のオーディエンスを育成する。
- vi. 文化芸術教育へのアクセスを向上させ、創造性と革新性を長期的に成長させる文化を育成する。
- vii. 非政府および民間セクターからの収入を増加させる。
- viii. NPAPFから資金提供を受けていない実演芸術やその他の領域の文化芸術団体との連携を強化する。

こうした政府の優先課題に沿ったKPIの導入について、2019年12月のインタビューで、メルボルン交響楽団のマネージング・ディレクター(Managing Director)であるソフィー・ギャレーズは、「NPAPF と MPAFの大きな違いは、政府による優先課題を明示したこと」であるとして、「政府は資金を助成し、私たちは政府の目標達成を支援する」「私たちにとっても、助成を受け取って何をするべきかが明確になる」と述べている**198。

また、新しい制度への新規の団体の加入について、オペラ・オーストラリアのコーポレート・アフェアーズ・ディレクターであるイヴォンヌ・ザミットは、「現在のMPAFは非常によくできた制度だが、より多くの人が制度の恩恵を受けられるようになってほしい」と考えている。そのためにも、新しい制度では「新規に参入する団体が、制度に資金を持参する点が重要であり、さもなくば私たちは限られた資金を奪い合うことになる」と述べている**199。実際に、クイーンズランド州のサーカス団体シルカ・コンテンポラリー・サーカス(2020年よりMPAF対象)の参入は、同州政府内の助成機関であるアーツ・クイーンズランドが8年間の助成を確約したことにより実現したものである**200。

一方、ベルヴォアのエグゼクティブ・ディレクター、スー・ドネリーは新しい制度への移行について 「政府は十分な資金がないので、あれこれ動かしているだけだ」と見ており、「私たちはMPAFのシア ター・カンパニーの中で助成額が一番低い団体の1つであり、10%増額を要求するつもりだが、あまり 期待できない」と語った**201。

NPAPFではこうした制度変更によって、助成対象先が実質的に固定され、助成額の算定根拠や助成 先団体が連邦政府や州政府の戦略に適合してるかどうかが曖昧であるというMPAFの問題点の解決を ねらっている。これによって、ゆるやかなものであれ、対象団体の入れ替えが起こるのか、また新たな KPI評価がどれだけ実効性を伴い、助成額決定プロセスの透明性を担保するかは、インタビュー時点で はインタビュー対象のMPA団体もまだ見通せていなかった。

本章3-1で述べたように、MPAFの目的は、オーストラリアを代表する実演芸術団体の財政的な安定性を確保することを通じ、オーストラリアの文化芸術のエコ・システムを維持・発展させることにあ

^{※198} メルボルン交響楽団への前掲インタビュー (2019/12/06) より。

^{※199} オペラ・オーストラリアへの前掲インタビュー (2019/12/09) より。

^{※200} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー(2019/12/11)より。

^{※201} ベルヴォアへの前掲インタビュー (2019/12/12) より。

った。MPAの各団体が、制度発足以来、安定的に活動を拡大してきていること、またその活動成果に 対し、オーストラリア国民の68%が重要性を認めているなど、この目的はある程度達成されたと評価 することができる。一方で助成の対象団体や助成額などの面で、制度の公平性やアカウンタビリティに ついて批判が続いていることも確かである。今回の新制度導入により、どの程度問題点の改善が実現で きるか、今後の運営実績を注意深く見ていくことが求められる。

一方、オーストラリア・カウンシルが独自に実施している助成制度は、競争率の高い公募での助成で あり、高い透明性を保っている。次章では、その代表的な例であるFYFとアーツ・プロジェクトの制 度の内容を見ていく。

オーストラリア・カウンシルの助成(2) FYF、アーツ・プロジェクト

本章では、オーストラリア・カウンシル(以下カウンシルとも表記)の公募による助成事業である「フォー・イヤー・ファンディング・プログラム(FYF)」および「アーツ・プロジェクト」について述べる。 MPAFが、カウンシルと州政府の共同助成であったのに対し、FYFおよびアーツ・プロジェクトはともに、カウンシルが独自に主導する助成プログラムである。これらの助成制度は、アームズ・レングスとピア審査の原則に導かれたカウンシルの姿をよく表す事業となっている。

4-1 フォー・イヤー・ファンディング・プログラム (FYF)

ここでは、中小規模の文化芸術団体への公募の運営資金助成制度であるFYFについて、その制度の概要、申請と審査のプロセス、モニタリングのあり方を概説する。

4-1-1 制度の概要

FYFは、中小規模の団体(Small to Medium Organisations)を対象とする、4年間の運営助成プログラムである。オーストラリア・カウンシルでは、国内に数百ある中小団体を「個人のアーティストと大規模な団体の間の重要な領域を占めるものであり、文化芸術のエコ・システムにおいて重要な役割を果たす」存在として捉えている。また、これらの団体の活動によって、地元のアーティストの受け入れや雇用が可能になり、国内外のオーディエンスが文化芸術にアクセスしやすくなっているとしている**202。こうした中小団体を支援するため、運営助成としてこのFYFを、プロジェクト単位の助成としては次節4-2に詳述するアーツ・プロジェクトを提供している。

FYFは2016年に、全てのジャンルに一貫した、文化芸術団体の中核的プログラムへの複数年助成モデルとして、カウンシルと文化芸術セクターとの長期にわたる協議を経て設立された。プログラムのねらいは、団体がより長期間、確実に、野心的なプログラムを計画できるようにすることである。同時にFYF以外の支援も受けやすいようになっており、団体はより多様な支援や協力を活用しやすくなった。FYFはまた、全国の文化芸術エコ・システムの長期的な持続可能性のための助成制度改革の一環として位置づけられている**203。

現在助成を受けているのは、その第1期にあたる2017-20年助成の128団体である。2018-19年度に

^{※202} 前掲 アニュアル・レポート2018-19 p.50

https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/australia-council-annual-repor-5dca054eeeafc.pdf(最終閲覧日:2020/07/06)

**203 Media Releases 13 May 2016 https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/media-releases/australia-council-announces-112m-investment-over-four-years-in-small-to-medium-arts-organisations/(最終閲覧日:2020/07/06)

FYFの128団体全体では、978の新作を創作し、1,290万人の国内外のオーディエンスを得た。

FYFの主旨・目的は、文化芸術セクターのエコ・システムにとって不可欠な中小規模の文化芸術団体の運営を支援することである。支援する部門は、先住民文化芸術、コミュニティ・アートと文化振興、ダンス、新興・実験芸術、文学、クロスジャンル、音楽、演劇、視覚芸術であり、現在128団体を支援している。年間助成額は2,870万豪ドル(20億6,640万円)であり、カウンシルの全助成額の15%を占める。申請可能な助成額は年間7.5万豪ドルから30万豪ドル(4年間で30万豪ドルから120万豪ドル)、日本円に換算すると年間540万円から2,160万円(4年間で2,160万円から8,640万円)である**204。助成額の決定については、2段階の審査のうち第1段階目の申請である関心表明(Expression of Interest、以下EOI)での申請額に対して、カウンシルからフィードバックがある。申請者はこれを考慮して第2段階の正式申請を行う。正式申請後には金額調整はない。助成金の使途に関して、対象経費などの規定はない。

申請が認められる者は、文化芸術プログラムを提供する団体および文化芸術セクターにサービスを提供する団体であり、サービス団体の場合はセクターで果たす役割が国内または国際的な影響力を持つことを実証する必要がある。申請が認められない者は、①過去にオーストラリア・カウンシルの助成を受け、それを適切に完了していない者、②オーストラリア・カウンシルからの借入金がある者、③オーストラリア・カウンシルの助成の年間最大申請数(3件)を既に申請している者である。他の助成事業との重複応募は、プレイング・オーストラリア、アーツ・プロジェクトに申請できる。募集のタイミングは4年に1回であり、EOIと正式申請の2段階ともAMSを通じて申請する。

審査は、①グランツ・オフィサーが適格性を確認、②ピア審査によりランキング決定、③カウンシル職員のレビューにより予算を考慮して推薦団体を決定、④理事会で承認という手順を踏む。審査にかかる期間は、EOIから約1年である。審査基準は、①芸術的価値または、文化芸術セクターへのサービスのクオリティ、②実現可能性(EOIでは組織の能力)、③オーストラリア・カウンシルの戦略目標(EOIでは戦略的優先課題)への貢献である。採否内定後は、オンライン助成システムを通じて個別のファンディング・アグリーメントを締結する。また結果はウェブサイトなどで公表され、審査のフィードバックが各団体に開示される。助成金交付は年に数回、モニタリング書類の提出後に分割払いされる。モニタリングは、毎年10月末日に次年の予算書およびプログラム、4月末日に前年の監査、統計データおよびアニュアル・レポート(監査済み財務報告を含む)、7月末日に当年の前半期財務データを提出する。団体の活動実績はそれぞれのKPIにより評価され、FYF全体の実績はカウンシルのKPIにより評価される。年間プログラムやストラテジック・プランに重大な変更が生じる際には、事前にカウンシルの書面による承認が必要である(図表1-4-1)。

FYFの助成額の推移は**図表1-4-2**に示す通りである。なお、FYFは2017年1月1日より新プログラムとしてスタートしたため、それ以前の数字は当時の中小団体への複数年助成であるキー・オーガニゼーション・プログラム(Key Organisation Program)のものである。FYFの開始とともに助成額は増額されている。

https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/four-year-funding-5d2d3af92477c.pdf 助成額は、2021-24年の助成からは最低年額10万豪ドル (720万円)、4年合計40万豪ドル (2,880万円) から、最大年額50万豪ドル (3,600万円)、4年合計200万豪ドル (1億4,400万円) に増額されたが、2020年4月3日、COVID-19の影響により初年度の減額 (約70%) が決定された。 Media Releases 03 April 2020

https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/media-releases/australia-council-announces-four-year-funding-2021-24/ (最終閲覧日:2020/07/06)

^{※204} FOUR YEAR FUNDING FOR ORGANISATIONS (以下FYFガイドラインと略)

	(1豪ドル=72円)
DLC 東 ※ 夕	フォー・イヤー・ファンディング・プログラム(FYF)
助成事業名	Four Year Funding Program (FYF)
趣旨・目的	文化芸術セクターのエコ・システムにとって不可欠な中小規模の文化芸術団体の運営を支援する
支援する部門	先住民文化芸術、コミュニティ・アートと文化振興、ダンス、新興・実験芸術、文学、クロスジャンル、音楽、演劇、視覚芸術
支援する対象	文化芸術プログラムを提供する団体および文化芸術セクターにサービスを提供する団体
年間助成額	2,870万豪ドル (20億6,640万円)
年間助成件数	128件
助成期間	2017-20年
申請可能な助成額	年間7.5万豪ドルから30万豪ドル (4年間で30万豪ドルから120万豪ドル)
(日本円換算)	年間540万円から2,160万円(4年間で2,160万円から8,640万円)
助成額の決定方法	2段階の審査のうち第1段階の申請は関心表明(EOI)と呼ばれ、その申請額に対して、カウンシルからフィードバックがある。第2段階の本申請後の金額調整はない
助成金の使途に関して	対象経費などの規定はなし
申請が認められる者の 要件	文化芸術プログラムを提供する団体および文化芸術セクターにサービスを提供する団体。サービス団体は、セクターで果たす役割が国内または国際的な影響力を持つことを実証する必要がある
申請が認められない者の 要件	① 過去にオーストラリア・カウンシルの助成を受け、それを適切に完了していない者 ② オーストラリア・カウンシルからの借入金がある者 ③ オーストラリア・カウンシルの助成の年間最大申請数(3件)をすでに申請している者
他の助成事業との 重複応募	プレイング・オーストラリア(連邦政府のツアー助成)、アーツ・プロジェクト(事業助成)も申請可
募集のタイミング	4年に1回
申請方法	EOIと正式申請の2段階。オンライン助成システムを通じて申請
審査体制	① グランツ・オフィサーが適格性を確認 ② ピア審査によりランキング決定 ③ カウンシル職員のレビューにより予算を考慮して推薦団体を決定 ④ 理事会で承認
審査にかかる期間	EOIから約1年
審査基準	① 芸術的価値または、文化芸術セクターへのサービスのクオリティ ② 実現可能性(EOIでは組織の能力) ③ オーストラリア・カウンシルの戦略目標(EOIでは戦略的優先課題)への貢献
採否内定後の手続き	AMS を通じて個別のファンディング・アグリーメントを締結、結果公表、審査のフィードバック を団体に開示
助成金交付のタイミング	年に数回、モニタリング書類の提出後に分割払い
モニタリング (提出書類等)	10月末日 次年の予算書およびプログラム 4月末日 前年の監査、統計情報およびアニュアル・レポート(監査済み財務報告を含む) 7月末日 当年の前半期財務報告 *一部会計年度が異なる団体では提出時期が変わる
事後評価	個別団体の活動実績はそれぞれの KPI により評価し、FYF 全体の実績はカウンシルの KPI により評価
申請内容の変更について	年間プログラムやストラテジック・プランに重大な変更が生じる際には、事前にカウンシルの書面による承認が必要

^{※205} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19

前掲 FYFガイドライン https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/four-year-funding-5d2d3af92477c.pdf 前掲 オーストラリア・カウンシル提供資料「Reporting schedule for multi-year funding-year funded organisations」(2019/05/19) および「Four Year Funding Agreement」(2019/06/30)を元に作成。

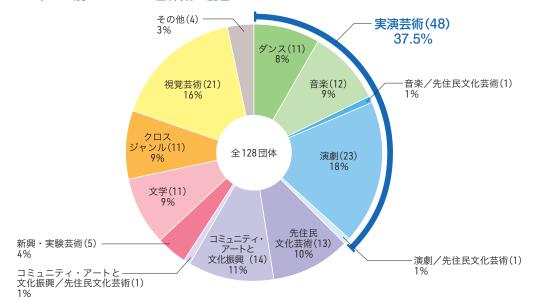
図表 1-4-2 (一部再掲) FYF の助成総額の推移^{※206}

(1豪ドル=72円)

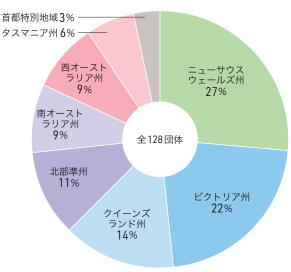
年度	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19
助成金額	2,280万豪ドル	2,310万豪ドル	2,260万豪ドル	2,900万豪ドル	2,950万豪ドル	2,870万豪ドル
日本円換算	16億4,160万円	16億6,320万円	16億2,720万円	20億8,800万円	21億2,400万円	20億6,640万円

ジャンル別の団体数および各ジャンルの割合は**図表1-4-3**の通りである。州・特別地域別の団体数を見ると、**図表1-4-4**のように、ほぼ人口に即した分布となっているが、人口比1%の北部準州の団体が11%を占める。2016年のカウンシルのウェブサイトでの助成決定発表によると、128の団体は多様なジャンルや活動をカバーしており、うち25%は地方や、都市から離れた遠隔地の団体である。FYFの開始以前から先行する複数年の運営助成を受けていた団体は43団体(33%)で、残りは新規の団体で

図表 1-4-3 ジャンル別にみた FYF 団体数の割合 ()内は団体数^{※207}



図表 1-4-4 地域別の FYF 団体数 (2019年) ** ²⁰⁸



^{※206} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.15

^{**207} FYF団体リスト https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/four-year-funding-5cd3817f1e91f.pdf (最終閲覧日:2020/07/21 「実演芸術」の分類は引用者)

^{※208} 同前

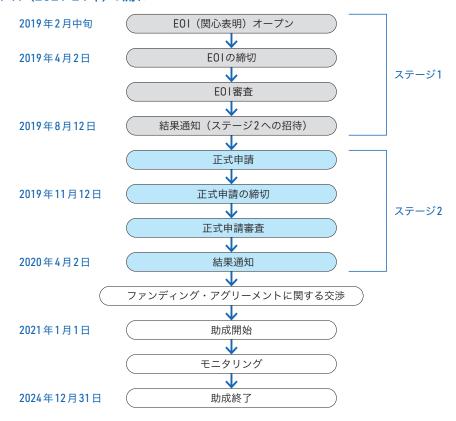
ある。団体の80%以上が、助成期間中の新作の創作に重点を置いている。また団体の80%は申請時に 活動の一環として能力開発の実施を予定している。3分の2以上が国際的な活動を優先課題としており、 半数以上がプログラムの一環としてツアーを計画している。また、若年層による、または若年層を対象 とした作品を制作する10の団体と、17の先住民主導の団体が含まれる。各団体にはアーティストの育 成を支援し、活気ある文化芸術プログラムを提供し、オーディエンスと市場を拡大するためのストラテ ジック・プランの策定が求められている**210。

4-1-2 申請と審査

〈ステージ1 関心表明 (EOI)〉

FYFは4年間の団体助成であり、募集は4年に1度のみである。最近の募集は2019年4月にEOIが 締め切られ、2020年4月に助成が決定(3月末の予定であったがCOVID-19の影響で遅延)、2021年1 月から2024年12月までの4年間が助成期間となる。募集から助成までの流れは図表1-4-5の通りである。 FYFの審査は、2段階(ステージ1とステージ2)に分けて行われる。ステージ1はEOIと呼ばれる 1次審査、ステージ2はEOI審査を通過した申請者に対する本審査となる**211。EOIは、多大な労力を 要する本申請の前に候補団体を絞り込むために行われるものであり、提出書類を少なくするなど、団体

図表1-4-5 FYF (2021-24年) の流れ^{※212}



^{※210} 前掲 Media Releases 13 May 2016 https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/media-releases/australia-councilannounces-112m-investment-over-four-years-in-small-to-medium-arts-organisations/ (最終閲覧日: 2020/07/06)

FOUR YEAR FUNDING PROGRAM FAQS

https://www.australiacouncil.gov.au/funding/four-year-funding-program-faqs/(最終閲覧日:2020/07/06 現在はリンク切れ)

前掲 Media Releases 03 April 2020

https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/media-releases/australia-council-announces-four-year-funding-2021-24/ (最終閲覧日:2020/07/06)

^{※211} 前掲 FYF ガイドライン

^{※212} 前掲 FYFガイドライン

にあまり負担をかけないように設計されている**²¹³。このため、ピア審査も、ステージ1とステージ2の2回行われることになる。両ステージの審査の手順は同様だが、ステージ2では団体数が絞り込まれ、ステージ1でのフィードバックを受けて追加提出された書類を含めて審査する点が異なっている。

募集は全てオンライン・システムを通じた公募であり、申請者はまずカウンシルのウェブサイトでガイドラインを入手し、助成の条件、必要書類、審査基準、締切日などの募集要項を確認する。ウェブサイトでは、申請手順の詳細や、よくある質問(FAQ)、申請書類の作成ガイドなどの情報も提供されている。申請書類の作成ガイド類については後述する。申請者はAMSに登録し、申請書の作成画面に進んで必要情報を入力していく。

申請資格(適格性)があるのは、文化芸術のプログラム、もしくは文化芸術に関わるサービスを提供しており、オーストラリア法に基づいて登録されている法人か、オーストラリア法によって設立された法人(政府の法人など)である。このため応募にあたっては、法人の登記を証明する書類を求められることがある。オーストラリアの文化芸術に貢献しない活動、文化芸術と明確に定義できない活動をする団体や、過去には文化芸術の活動をしていたが今はしていない団体は応募できない。また、過去にオーストラリア・カウンシルの助成を完了できなかった、もしくは、カウンシルからの借入金がある団体も応募できない。

また、オーストラリア・カウンシルの助成プログラムには、1年間の申請回数に制限があり、通常は年間3回まで、すでにFYFを受けている団体は1回しか申請書を提出できない(EOIを除く)。この制限によって、FYFを継続したい団体は、FYFの募集年は他の助成プログラムには申請できないこととなる。なお、申請数には落選した申請もカウントされる**²¹⁴。

審査は、ステージ1のEOIの審査、ステージ2の正式申請の審査ともに、ピア審査パネルによって行われる。審査パネルには、次の9つが用意されている**²¹⁵。

- 先住民文化芸術(Aboriginal and Torres Strait Islander Arts)
- コミュニティ・アートと文化振興(Community Arts and Cultural Development)
- ダンス(Dance)
- 新興・実験芸術(Emerging and Experimental Arts)
- 文学 (Literature)
- クロスジャンル (Multi-artform)
- 音楽 (Music)
- 演劇 (Theatre)
- 視覚芸術 (Visual Arts)

申請団体は9つの審査パネルの中から、申請書を審査するパネルを複数指定することができる。ただし先住民文化芸術パネルは、団体運営スタッフと主要クリエイターの半数以上を先住民が占める団体以外は指定できない。また申請はAMSのみで受け付けており、書類を郵送した場合はそのまま返送される。システムにトラブルがあった場合は、カウンシルのグランツ・オフィサーが対応する**216。

99

^{※213} オーストラリア・カウンシルへのメールによる前掲インタビュー回答(2020/05/19)より。

^{※214} 前掲 FYF ガイドライン

^{※215} 同前

^{※216} 前掲 FOUR YEAR FUNDING PROGRAM FAQS

https://www.australiacouncil.gov.au/funding/four-year-funding-program-faqs/(最終閲覧日:2020/07/06 現在はリンク切れ)

EOIの提出書類は**図表1-4-6**の通りである。映像資料や、パートナーやアーティストからの推薦状などの補足資料は、カウンシルのAMSにアップロードすることもできるが、別サーバにアップロードし、URLを記載することが推奨されている。補足資料については、画像は10点以内、文書(文学作品の抜粋など)は10ページ以下、映像・音声は10分以下、推薦状はA4用紙1枚以内で5通まで、アーティストの履歴は2ページまでという制限がある**²¹⁷。

図表 1-4-6 FYF ステージ1 EOI の提出書類**²¹⁸

種別	内容
必要な情報 (オンラインの 申請書に登録)	 申請書の審査を希望するパネル ・団体が提供するのは文化芸術プログラムか、文化芸術セクターへのサービスか ・団体の2021-24年の4年間のビジョン(約500語) ・組織の概要(主な活動の概要と芸術文化セクターでの役割を含む)(約500語) ・過去3年間の主な業績の簡単な要約(約500字)および主要スタッフとその役割の一覧 ・理事会または管理委員会のメンバーと、在職期間の情報 ・財務情報の報告は暦年か、会計年度か ・資産・負債・総収入・総支出を含む過去2年間の監査済み財務情報の要約 ・過去2年間にオーストラリア・カウンシル以外から受けた助成金のリスト ・3年後までの大まかな収支見通しなお収入には、政府からの収入(経常収入、プロジェクト収入、その他)、寄付金収入(フィランソロピー、スポンサーシップ)、自己収入(プログラム、非プログラム関連)を含むまた支出には、プログラム費用(直接・間接)、資本支出、給与などが含まれる ・2021年から2024年までに希望する年間助成額
補足資料	●団体の芸術的な成果や文化芸術セクターへのサービスを最もよく示す URL(3つまで) URLには、ビデオ、オーディオ、画像、文章などが含まれる ●過去2年間の監査済み財務情報

図表 1-4-7 FYF ステージ1 EOIの審査基準^{※219}

審査基準	項目
1. 芸術的価値もしくは 文化芸術セクターへの サービスのクオリティ	 〈芸術的価値〉 ● 偉大な芸術の創造と共有 ● 優れたアーティストやアートワーカーの育成 ● オーディエンスやコミュニティとの広く深い関係構築 ● 多様な芸術表現 ● 活気のある社会と文化 〈文化芸術セクターへのサービスのクオリティ〉 ● 文化芸術セクターに対する明確な需要やニーズに基づく利益 ● 当該の文化芸術セクターの国内外における振興にどのように貢献しているか ● 文化芸術活動の持続可能性や多様性への貢献 ● 強い関与、パートナーシップ、協働
2. 組織の能力	 組織の指導者・管理者の経験 経営資源の有効な活用を含む財務上の健全性 収益や資金の多様性や規模 効果的な業務評価がなされているか 多様なアーティストやオーディエンス、コミュニティに対し、それぞれの背景を踏まえて、プロトコルに則って対応する能力
3. オーストラリア・ カウンシルの 戦略的な優先課題への貢献	 「記憶に残る文化芸術体験を全ての人に」オーディエンスと消費パターンの転換に注目し、文化芸術の体験とそれへの関わりを広げる 「文化芸術は私たち自身を映しだす」現代オーストラリアの人々の多様性が文化芸術に反映され、全ての人が背景や状況を問わず文化芸術と関連を持つ 「先住民の芸術と文化を大切にする」世界最古の生きている文化を理解し、尊重し、先住民の芸術と文化に投資する 「文化と創造性が力強く成長する」社会における活力ある文化芸術セクターの維持を保証するとともに、そこで働く個人や団体が直面する課題に対処する 「文化芸術と創造性を尊重する」文化芸術の公共的な価値についての議論を先導し、政府と社会に向けてより広く唱導する

^{217}** SUPPORT MATERIAL

https://www.australiacouncil.gov.au/funding/support-material/(最終閲覧日:2020/07/06)

^{※218} 前掲 FYFガイドライン pp.3-4

^{※219} 前掲 FYFガイドライン pp.4-5

EOIの審査基準と項目は**図表1-4-7**の通りであり、文化芸術面からの評価、組織の経営能力からの評価、カウンシルのコーポレート・プランに掲げられた戦略目標に寄与するものかどうかが主な評価軸となっている。この審査基準を通して、申請者はカウンシルの助成に対する考え方を知ることができる。ただし、EOI募集時点では2020-24年の戦略目標がまだ正式発表されておらず、暫定的な戦略的優先課題(strategic priorities)が審査基準となったため、コーポレート・プランと一部文言が異なっている。申請者は項目に沿ってEOIを作成するが、全ての項目を網羅する必要はない。

審査基準のうち「2. 組織の能力」にある、多様なアーティストやオーディエンス、コミュニティへの対応能力については、具体的なプロトコル類が定められ、ウェブサイトで公開されている。プロトコルには、先住民との活動、子どもとの活動、障害者アーティストとの活動、障害者のアクセシビリティ、英語以外の言語への対応、先住民文化芸術への対応、アーティストへの適切な支払いに関するものがある。これらのプロトコルの遵守はFYFに限らず全てのカウンシルのプログラムにおいて前提条件とされている。

EOIの募集が締め切られると、まずカウンシルのグランツ・オフィサーが適格性のチェックを行う。次いで、ピア・サービス・オフィサーが審査に必要なパネルを検討し、各パネルのピアを選出する。ピアとの契約が済むと、各パネルのピアが各自でAMSにログインし、担当分のEOIを閲覧し、採点する(詳細は第1部2-5「ピア審査制度」を参照)**220。続いて各ピア審査パネルは会議でEOIを審査し、審査基準に則って最上位から最下位までのランキングを決定する。審査において、カウンシルの職員は、応募者についての背景情報や提出された財務データの分析をピアに提供し、審査を支援する。また過去にカウンシルの助成を受けた団体については、その際の実績情報も提供する。各パネルはこうした情報を踏まえ、ランキングを決定する。その際、ジャンルや地理的な分布、各文化芸術セクターに提供されるサービスの種類などのバランスも併せて検討される。

各パネルで最終ランキングを決定した後、カウンシルの職員が全体予算額の観点からレビューを行い、ステージ2の正式申請に進むべき推薦リストが作られる。推薦リストにはカウンシルの理事会での承認が必要である。採否の連絡はメールによって行われる。また、申請者はカウンシルにピア審査のフィードバックを要請することができる**221。

〈ステージ2 正式申請〉

ステージ1を通過した申請者は、ステージ2の正式申請に進む。この際、複数の審査パネルでEOIの審査を受けた申請者は、どのパネルでの評価が高かったか、カウンシル職員からフィードバックを受けることが推奨されている*222。同時に、EOIで提示した助成申請額の妥当性についても助言を受けることができる。この助言は、パネルでの審査のフィードバックと、EOIで提出された財務情報の分析に基づくものである*223。ただし、最終的な助成申請額を決定するのは申請者であり、必ずしも助言に従う必要はない。

インタビューを行ったFYF団体の1つであるパフォーミング・ラインズは、2019年12月のインタビュー時点で2021年からのFYFのEOIを終了していた。エグゼクティブ・プロデューサーのマリオン・

^{※220} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー(2019/12/11)より。

^{*221} 前掲 FYFガイドライン p.5

^{※222} パフォーミング・ラインズへの前掲インタビュー(2019/12/11)より。

^{※223} 前掲 FYFガイドライン p.6

ポッツは、来期の助成額上限である50万豪ドル(3,600万円)を申請するにあたり、事前にオーストラリア・カウンシルから、満額を申請できるかどうかの助言を受けた。カウンシルは、「今期はこのような活動をするので増額をめざしたいと事前に相談すると、その希望額が野心的すぎるのか、妥当なのか助言してくれる」。また、「EOIの段階ではほしい金額を書くことができるが、高すぎると額を下げるように助言される」。しかしその後の申請段階では、「その金額を受けるに値しないと判断された場合、金額が減るのではなく、単に不採択となり、助成金はゼロになる」ということであった*224。

ステージ2の申請者は、次の追加資料をAMSで提出する**225。

- ●助成期間に対応した4年間のストラテジック・プラン(20ページ以内)
- ②助成の最初の2年間の詳細な財務見通し
- ③助成1年目の詳細な事業プログラムと、2年目の事業プログラムの概要
- ◆1 EOI での記載内容(主要スタッフ、理事会メンバー、補足資料)の更新(要更新箇所を確認するため、EOIのフィードバックを受けることを推奨)

①のストラテジック・プランは、業務詳細のビジネス・プランではなく、団体の目的を示し、それを達成するためのロードマップを描くものであると定義されている。具体的な書式はないが、おおむね図表1-4-8の内容が求められる。

②の財務見通しについては、オンラインで申告フォームが用意され、今後2年間の収支見通しを示す詳細な損益計算書とバランスシートの提出が求められる。FYFの助成の目的は、団体の運営を安定させ、持続的な発展を促すことにある**²²⁶。このため助成金の使途について、間接費やスタッフ人件費に使えない等の制限はない。予算および損益計算書の費目は**図表1-4-9**の通りである。

図表1-4-8 FYF ステージ2 ストラテジック・プランの記載内容と記載に際しての留意点**227

項目	内容
記載内容	 ミッション、ビジョン 業績の概要 作品とその反響 内部/外部環境の分析 戦略、目標、活動内容 成果の測定の尺度、評価枠組 理事会・ガバナンスの状況、スタッフと協力者 財務モデルの解説がついた財務の概要
記載に当たっての ピアからの 一般的な助言	 ピア全員が申請団体の実績や最近の作品、活動状況をよく知っているとは限らないため、団体を適切に紹介すること ストラテジック・プランや補足資料と、審査を担当するパネルの関連性を確認すること 業界用語や根拠のない主張を避け、平易な英語で計画書や申請書を書くこと 団体が何をしているかだけでなく、どのように機能しているのかを説明すること例えば、芸術面でのプロセスや方法論、財務モデルや運営モデル、アーティストへの報酬の支払い方法などを説明する 後継者の計画、特に文化芸術面での指導的役割については、率直に説明すること申請書に次期リーダーの声を記載したり、採用・育成計画を説明したりすること 作品による効果をどのように評価し、実証するかについてのエビデンスの提示 多様なアーティストやコミュニティと仕事をしている場合、またはその多様性を高めようと計画している場合は、そのエビデンスを提示すること

^{※224} パフォーミング・ラインズへの前掲インタビュー(2019/12/11)より。

^{※225} 前掲 FYFガイドライン p.6

^{※226} オーストラリア・カウンシルへの前掲インタビュー(2019/12/11)より。

^{※227} STRATEGIC PLANNING ADVICE FOUR YEAR FUNDING - STAGE TWO p.3 https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/strategic-planning-guidance-5d648e98272da.pdf(最終閲覧日:2020/07/22)

図表1-4-9 FYF 予算および損益計算書の費目**228

〈収入〉				
政府からの	複数年助成	オーストラリア・カウンシル		
助成金		州/準州(助成機関名・確約の有無)		
		その他の自治連合(同上)		
		その他の州機関(同上)		
		地方自治体(同上)		
	プロジェクト	オーストラリア・カウンシル		
	助成	州/準州(助成機関名・確約の有無)		
		その他の自治連合(同上)		
		その他の州機関(同上)		
		地方自治体(同上)		
	その他の	オーストラリア・カウンシル		
	政府補助金 および	州/準州(助成機関名・確約の有無)		
	現物支援	その他の自治連合(同上)		
		その他の州機関(同上)		
		地方自治体(同上)		
	海外の助成・収入			
民間からの	フィランソロピー	寄付(反対給付なし)		
助成金	(使途制限付き) 	遺産譲渡		
		資金調達(反対給付あり)		
		基金収入		
	フィランソロピー (使途制限なし)	寄付(反対給付なし)		
		遺産譲渡		
		資金調達(反対給付あり)		
		基金収入		
	スポンサー 現金寄付			
	スポンサー現物			
	現物ボランティアまたは無料サービス			
事業収入	事業関連収入	実演に伴う収入		
		● チケット収入 ● サブスクリプション収入		
		(会費収入含む) ● 制作・公演等の契約費収入		
		共同制作収入		
		出版収入		
		●書籍·雑誌等の出版物からの収入 ●広告収入		
		●ロイヤリティ収入		
		展示会収入		
		教育・コミュニティ事業関連収入		
		その他のイベント参加費		
		管理収入、業務受託収入など		
		事業関連雑収入		
	非事業関連収入	飲食·物販収入		
		会場・設備等の賃貸収入		
		利子·配当		
		その他雑収入		

〈支出〉			
事業費 (固定人件費 以外)	実演に伴う経費	制作費	
		旅費·宿泊費	
5(71)		会場費	
	出版費	印刷費	
		印刷以外の制作費	
	展示および	会場費	
	イベント経費	その他	
	教育・コミュニティ	会場費	
	関連事業費	その他	
	契約アーティストおよび クリエイティブ・コンサルタント		
	その他直接プログラム経費		
間接経費	広告宣伝費		
	開発費		
	外注費		
	減価償却費		
	雑費		
資本的支出	資本的支出		
人件費	アーティスト、クリエーター等人件費		
	制作・技術スタッフ人件費		
	マーケティング費		
	開発費		
	経営・管理スタッフ人件費		
	福利厚生費他関連経費		

	損益計算書の費目
-	資産
-	流動資産
	現金
	その他流動資産
	固定資産
-	長期投資
	有形固定資産
	その他固定資産
-	負債
-	流動負債
-	短期借入金
-	短期人件費引当金
-	前受金
-	その他流動負債
-	固定負債
-	長期人件費引当金
	その他固定負債
	資産
	資本金および資本剰余金
	利益剰余金
	評価換算差額等
	別途積立金
	目的積立金

https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/fyf-budget-template-updated-5db11540b9f0d.xlsx

^{※228} 下記の資料を元に作成(最終閲覧日:2020/07/07)

[•] Income Statement and Balance Sheet

[•] Date Hub Data Dictionary https://www.australiacouncil.gov.au/workspace/uploads/files/australia-council-data-diction-5db115274e353.pdf

ステージ2の正式申請が締め切られると、AMS上の申請書類を担当パネルのピアが閲覧し、採点が始まる。

ステージ2の審査基準は下記**図表1-4-10**に示す通りである。ピアによる審査は、ストラテジック・プランを主な対象とし、他の添付書類やカウンシル職員の情報提供を含めて総合的に検討される。

ステージ2(正式申請)のプロセスと、そこでのカウンシルの職員の役割は、EOIとほぼ同様である。カウンシル職員は、パネルが決定したランキングに基づき、予算上限を踏まえて助成金を配分する。結果は理事会に提出され、その承認を受けて正式決定となる。結果は各申請者にメールで通知される。正式申請についても、EOIと同様に申請者は審査のフィードバックを要請できる**229。こうしたフィードバックや申請前の相談、結果通知後のファンディング・アグリーメント交渉を通して、カウンシルの助成についての考え方と、団体の活動内容とのすり合わせが行われている。

今期2017-20年の助成では、FYFの助成申請の採択率は約5割であった(262団体の申請から124団体が採択され、州や特別地域とのパートナーシップにより4団体が加わった)。来期2021-24年の助成では、EOIを提出した412団体のうち、162団体がステージ2の正式申請に招待され、95団体の助成が決定した。来期助成を受ける95団体のうち、今期のFYF助成を受けているものは67団体であり、新

図表 1-4-10 FYF ステージ2 本審査の審査基準^{*230}

審査基準	項目
1. 芸術的価値もしくは 文化芸術セクターへの サービスのクオリティ	 〈芸術的価値〉 ● 芸術面でのビジョン、プログラム、協働先のクオリティ ● アーティスト、オーディエンス、参加者、コミュニティ、文化芸術セクターへの貢献 ● 文化芸術の表現の多様化への貢献 ● ストラテジック・プランに芸術面でのビジョン達成に向けた明確なロードマップが示されているか 〈文化芸術セクターへのサービスのクオリティ〉 ● アーティスト、文化芸術団体、オーディエンスとコミュニティに対するビジョンおよびプログラムの関与度と利益 ● 当該文化芸術セクターの国内外における振興への貢献 ● 文化芸術活動の持続可能性や多様性への貢献 ● ストラテジック・プランにビジョン達成に向けた明確なロードマップが示されているか
2. 実現可能性	 ● (再掲) ストラテジック・プランにビジョン達成に向けた明確なロードマップが示されているか ● 後継計画を含めた組織の指導、管理者の経験 ● 協働先やパートナーの関与度、適切性 ◆ ストラテジック・プランおよび事業プログラムの財務上の実現可能性 ◆ 多様なアーティストやオーディエンス、コミュニティに対し、それぞれの背景を踏まえて、プロトコルに則って対応する能力
3. オーストラリア・ カウンシルの 戦略目標への貢献	 「文化芸術と創造性がオーストラリアの人々を変えていく」 オーストラリアの人々が文化芸術の体験によって魅了され、そこからインスピレーションを 得る機会を増やす 「文化芸術は私たち自身を映しだす」 創造的な表現、クリエイティブな分野で働く人々、リーダー、オーディエンスにおける機会 とアクセスの公平性を支援する 「先住民の芸術と文化を大切にする」 国全体の繁栄のために、先住民の人々の民族自決、文化的自律性、リーダーシップの重要性 を認識し、先住民の芸術と文化に長期的に深く関わり、支援する 「文化と創造性が力強く成長する」 活気ある文化芸術セクターのために最良の環境を支える 「文化芸術と創造性を尊重する」 文化芸術と創造性への公共投資には価値があるという認識を高める

^{※229} 前掲 FYFガイドライン pp.7-8

^{※230} 同前 pp.6-7

規参入者は28団体であった**²³¹。来期FYFのステージ1採択率は39%、ステージ2は59%、ステージ1、2を通した採択率は23%となる。

今期2017-20年のFYF助成を受けている団体だけをみると、来期EOIを提出した99団体中67団体が採択されており、ステージ1、2を通した採択率は68%である。このため、FYFの助成を受け、運営資金をこれに一定程度依存している団体は、次のFYF助成を受けられなかった場合の代替経営プランを用意しておくことが必須と考えられている。例えばFYF団体の1つである現代音楽グループのアンサンブル・オフスプリングのジェネラル・マネジャー(General Manager)、ニック・ポンティコスは、インタビューで「一度落ちてしまうと、次の申請まで4年間待たなくてはならないため、その間のシナリオを作り、スタッフと理事会で戦略会議を開いた」と述べた。シナリオによると、次の申請までの間はプログラム数を減らさざるをえず、さらに現在5人いる管理スタッフを2人ほど解雇し、残ったスタッフは在宅勤務として事務所の家賃を削る。また、収入源としてフィランソロピー収入を強化するとともに、オーストラリア・カウンシルおよびその他の機関からのプロジェクト助成獲得に努める。「いずれにしても資金が減れば計画できる内容も減るため、思うままに野心的なことはできない」ということであった**232。

なお、2020年はCOVID-19の影響により、2021-24年の助成団体の発表と同時に、初年度助成額の約3割削減に加え、助成を受けられなかった団体の一部に1年間の契約延長が発表された。これらの措置は、パンデミック危機下において、より多くの団体に資金を提供することを目的としたものである。これにより、今期FYF団体で来期21年からの助成を受けない61団体のうち49団体にも追加の助成金(約3割削減)が1年間支給され、団体の建て直しや将来計画立案のための時間が提供される**233。

4-1-3 ファンディング・アグリーメントとモニタリング、助成金の交付

メールで正式決定の通知を受けた団体は、次にファンディング・アグリーメント*234を締結する。各助成プログラム共通の契約事項には次のものがある。

- 活動内容や主要スタッフ等の変更に関わる事前報告義務
- 助成に関わる情報提供の義務、助成金の使途説明の義務
- 関連する法律を遵守する義務、全ての宣伝材料におけるオーストラリア・カウンシルの支援の明記 (ロゴの使用、規定の謝辞の使用など)
- 未使用もしくはカウンシルから返還を求められた助成金の返還義務

ファンディング・アグリーメントの締結にあたっては、オーストラリア商務登記官が発行するオーストラリア・ビジネス・ナンバー(Australian Business Number、以下 ABN)が必要である。ABN はオ

^{※231} 前掲 Media Releases 13 May 2016

https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/media-releases/australia-council-announces-112m-investment-over-four-years-in-small-to-medium-arts-organisations/(最終閲覧日:2020/07/07) Media Releases 03 April 2020

https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/media-releases/australia-council-announces-four-year-funding-2021-24/ (最終閱覧日:2020/07/06)

^{※232} アンサンブル・オフスプリングの Nick Pontikos, General Managerへのインタビュー(2019/12/13)より。

^{※233} 前掲 Media Releases 03 April 2020 https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/media-releases/australia-council-announces-four-year-funding-2021-24/ (最終閲覧日:2020/07/06)

^{※234} オーストラリア・カウンシル提供資料「MULTI-YEAR FUNDING AGREEMENT」「Australia Council Grant Agreement」(2020/06/30)を元に作成。

ンラインで発行される11桁の番号で、企業や個人事業主が政府からの助成金や補助金の申請、財・サービス税(Goods and Services Tax)の支払いなどの公的手続きに広く使用されている。

モニタリングの内容はMPAFと同様、団体運営の健全性を確認するため、次の資料の確保と分析が中心である。これらの情報は、個別団体だけでなく、プログラム全体およびカウンシルの活動に対する KPI評価のベースとなる。

- 次年度の予算とプログラム詳細(年1回)
- 財務報告(アニュアル・レポート上の財務報告を含めて年2回)
- アニュアル・レポート(年1回、監査書類添付)
- ●統計情報(年1回)

予算、監査、統計情報は、先に**第1部3-3「助成先の管理とモニタリング」**で示したMPAFと同じ書式を利用している。また、活動中に発生した帳票類の元本は団体内で7年間保管しておく必要がある**²³⁵。

提出のタイミングは**図表1-4-11**に示す通りである。書類は全てAMSで提出する(郵送の選択肢があるのはファンディング・アグリーメントのみ)。これらの書類が年毎の完了報告書としても取り扱われるため、4年の助成期間終了時に別途完了報告書を作成する必要はない。

助成金の交付は、ファンディング・アグリーメントの別添スケジュールに基づいて分割払いされ、通常は財務レポート等のモニタリング書類の提出と同時に行われることが多い**²³⁶。支払いは電子送金 (electric fund transfer) で行われ、カウンシルから購入者作成税額票 (Recipient Created Tax Invoice、RCTI) が発行される**²³⁷。

上記のAMSによるモニタリングに加え、オーストラリア・カウンシルの職員とのミーティングや電話等での相談も頻繁に行われている。カウンシル側の窓口は、グランツ・オフィサーと当該ジャンルのアーツ・プラクティス・ディレクターである。カウンシル職員は日常的に団体の公演やイベントなどの案内を受け取り、折に触れ来場して面談している。また、必要に応じて別途ミーティングも設定される。また、ニュースレターやSNSを通じた活動の予告や報告に加えて、メディアでの記事や評価、記録写真や映像なども随時、カウンシルの担当職員に送付されている**238。

パフォーミング・ラインズのエグゼクティブ・プロデューサー、マリオン・ポッツは、「アーツ・プ

図表1-4-11 FYF 各種モニタリング用書類の提出スケジュール**239

2018年10月31日	2019年度 予算・プログラム
2019年 1月31日	
4月30日	2018年度 監査・アニュアル・レポート 2017年度 統計情報
7月31日	2019年度 前半期財務報告
10月31日	2020年度 予算・プログラム

*ここで取り上げた団体は、会計年と暦年が一致しており、図表中の「2018年度」は暦年の2018年と同じ期間を指す。会計年度の異なる団体は、提出スケジュールが異なる。

^{※235} 同前 p.5

^{※236} オーストラリア・カウンシルへのメールによる前掲インタビュー回答 (2020/05/19) より。

^{※237} オーストラリア・カウンシル提供資料「MULTI-YEAR FUNDING AGREEMENT」 p.5

^{※238} パフォーミング・ラインズへの前掲インタビュー(2019/12/11)およびアンサンブル・オフスプリングへの前掲インタビュー(2019/12/13)より。

^{※239} オーストラリア・カウンシル提供資料「MYFO 2018 and 2019 Reporting Schedule」(2020/06/30)を元に作成。

ラクティス・ディレクターに常に活動の最新情報を伝えるのは私たちの責任だ」と述べており、公演に招待したり、団体の活動やその重要性を理解してもらうよう努めている。同団体はクロスジャンルの作品を手がけているため、中心的な窓口となる演劇のアーツ・プラクティス・ディレクター以外に、ダンスや新興・実験芸術のアーツ・プラクティス・ディレクターとも定期的に連絡を取り合っていた。

アンサンブル・オフスプリングのジェネラル・マネジャーであるニック・ポンティコスは、カウンシル職員との関係について、2人の担当者のうち1人は音楽の専門家、1人は管理系の人であり、公演には常に彼らを招待すると述べている。また、全公演のビデオや写真などの記録で活動を伝えているほか、「各種の報告は彼らに行い、彼らは少なくとも年に数回、公演を見に来る」「投資をしている以上、活動を確認することは重要だ」と語っている**240。

助成期間を通したモニタリングで集められたデータはカウンシルに蓄積され、助成終了後にFYFプログラム全体の詳細なレビューが行われる。2017-20年FYFプログラムのレビューは、全団体の財務報告および統計情報が集まった後の2021年後半に行われる予定である**²⁴¹。

4-2 アーツ・プロジェクト (Arts Projects)

この節ではFYFと並んでオーストラリア・カウンシル独自の助成の中核をなす、プロジェクト単位での公募の助成制度であるアーツ・プロジェクト(Arts Projects)について、その制度の概要、申請と審査のプロセス、モニタリングのあり方を述べる。

4-2-1 制度の概要

アーツ・プロジェクトは、カウンシルのプログラム中で最も助成件数の多い、プロジェクト助成プログラムである。アーツ・プロジェクトと、キャリア・ディベロプメント・グランツ、フェローシップの3つの公募助成プログラムは、年間3回の助成ラウンドで同時に募集と審査が行われている。2018-19年に3プログラム全体では4,065件の申請を受け、587件の助成を決定した**242。このうちアーツ・プロジェクトの助成は479件(82%)である。3プログラムの申請、審査、モニタリングのプロセスは、細かな申請資格や審査項目を除いてほぼ統一されている。

アーツ・プロジェクトの主旨・目的は、国内および国際的なオーディエンスを含む文化芸術分野、より多くの人々に利益をもたらすさまざまな活動に資金を提供することである。支援する部門はFYFと同様に、先住民文化芸術、コミュニティ・アートと文化振興、ダンス、新興・実験芸術、文学、クロスジャンル、音楽、演劇、視覚芸術である。支援する対象には団体と個人・グループの2カテゴリーがある。団体は文化芸術プログラム、プロジェクトを実施する団体、またはアーティストにサービスを提供する団体であり、個人・グループは活動中のアーティストまたはアートワーカーである。なお「団体」は法人を指し、グループは法人でない2人以上の個人の集まりを指す**243。

^{※240} アンサンブル・オフスプリングへの前掲インタビュー(2019/12/13)より。

^{※241} 前掲 Media Releases 03 April 2020 https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/media-releases/australia-council-announces-four-year-funding-2021-24/ (最終閲覧日: 2020/07/07)

^{※242} 前掲 アニュアル・レポート 2018-19 p.21

^{※ 243} ELIGIBILITY FAQS/What is the difference between a 'group' and an 'organisation'? https://www.australiacouncil.gov.au/funding/eligibility-faqs/(最終閲覧日:2020/07/07)

		(1家ドル= /2円)		
B. 武事業 <i>有</i>	アーツ・プロジェクト(団体)	アーツ・プロジェクト(個人・グループ)		
助成事業名	Arts Projects - organisations	Arts Projects for individuals and groups		
趣旨・目的	国内および国際的なオーディエンスを含む文化芸術分野、より多くの人々に利益をもたらすさまざまな活動に資金を提供する			
支援する部門	先住民文化芸術、コミュニティ・アートと文化 ヤンル、音楽、演劇、視覚芸術	辰興、ダンス、新興・実験芸術、文学、クロスジ		
支援する対象	文化芸術プログラム、プロジェクトを実施する団体、 またはアーティストにサービスを提供する団体	活動中のアーティストまたはアートワーカー		
年間助成額	838万豪ドル (6億336万円)	913万豪ドル(6億5,736万円)		
年間助成件数	144件	335件		
助成期間	活動開始から2年以内	活動開始から3年以内		
申請可能な助成額	1万豪ドルから10万豪ドル (72万円から720万円)	1万豪ドルから5万豪ドル(72万円から360万円)		
助成金の使途に関して	プロジェクト単位の助成が目的であるため、団体	の運営経費は原則として対象とならない		
申請が 認められる者の 要件	文化芸術プログラムを提供する団体および文化芸術セクターにサービスを提供する団体。国際的な団体が行うプロジェクトで、オーストラリアのアーティストを利するものも申請可先住民文化芸術パネルへの申請は先住民系の出身者に限る	活動中のアーティストまたはアートワーカーであり、オーストラリアの国民または永住者 先住民文化芸術パネルへの申請は先住民系の出身者に限る		
申請が 認められない者の 要件	①過去にオーストラリア・カウンシルの助成を受け、その終了手続きが完了していない者②オーストラリア・カウンシルからの借入金がある者③オーストラリア・カウンシルの助成の年間最大申請数(3件)をすでに申請している者④MPA団体	①過去にオーストラリア・カウンシルの助成を受け、その終了手続きが完了していない者②オーストラリア・カウンシルに借金がある者③オーストラリア・カウンシルの助成の年間最大申請数(3件)をすでに申請している者(法的な団体は申請不可)		
他の助成事業との重複応募	オーストラリア・カウンシルの助成の年間最大申			
募集のタイミング	年に3回(2月、6月、10月)			
申請方法	オンライン助成システムを通じて申請			
審査体制	①グランツ・オフィサーが適格性を確認 ②ピア審査によりランキング決定 ③職員のレビューにより予算を考慮して助成先の ④理事会で承認)推薦を決定		
審査にかかる期間	申請締切から12週間以内			
審査基準	①芸術的価値または、文化芸術セクターへの サービスのクオリティ②実現可能性③オーストラリア・カウンシルのストラテジック・プランの目的との合致	①芸術的価値 ②実現可能性 ③オーストラリア・カウンシルのストラテジック・プランの目的との合致		
採否内定後の手続き	結果公表、審査のフィードバックを申請者に開え ンディング・アグリーメントを締結	- 示、オンライン助成システムを通じて個別のファ		
助成金交付のタイミング	ファンディング・アグリーメント締結後2週間以	内		
モニタリング(提出書類等)	プロジェクト終了後にオンラインで完了報告書を	提出		
申請内容の変更について	予算やスケジュールなどの変更には、事前にカウンシルの書面による承認が必要			
事後評価	完了報告時に活動実績、統計情報を提出			

^{※244} ARTS PROJECTS(以下アーツ・プロジェクトガイドラインと略)

https://www.australiacouncil.gov.au/funding/funding-index/arts-projects-organisations/(団体向け)

https://www.australiacouncil.gov.au/funding/funding-index/arts-projects-for-individuals-and-groups/(個人・グループ向け)(最終閲覧日:2020/07/22) カウンシルのアニュアル・レポートなどでは、アーツ・プロジェクトはフェローシップやキャリア・ディベロプメント・グランツと一括りに扱われており、アーツ・プロジェクト単独の助成件数および総額は公表されていないため、表内の数値は下記資料に基づく推計値である。 AWARDED GRANTS, the list of the awarded grants

https://www.australiacouncil.gov.au/funding/awarded-grants/(最終閲覧日:2020/07/07)

年間助成総額は団体向けが838万豪ドル(6億336万円)、個人・グループ向けが913万豪ドル(6億5,736万円)である。助成件数は団体向けが144件、個人・グループ向けが335件である。助成期間は団体向けが活動開始から2年以内、個人・グループ向けが3年以内である。申請可能な助成額は団体向けが1万豪ドルから10万豪ドル(72万円から720万円)、個人・グループ向けが1万豪ドルから5万豪ドル(72万円から360万円)である。助成金の使途は、プロジェクト単位の助成が目的であるため、団体の運営経費は原則として対象とならない。

申請が認められる者は、団体向けでは、文化芸術プログラムを提供する団体および文化芸術セクターにサービスを提供する団体であり、国際的な団体が行うプロジェクトで、オーストラリアのアーティストを利するものも申請できる。個人・グループ向けは、活動中のアーティストまたはアートワーカーであり、オーストラリアの国民または永住者である。なお団体、個人・グループとも、先住民文化芸術パネルへの申請は先住民系の出身者に限る。申請が認められない者は、①過去にオーストラリア・カウンシルの助成を受け、その終了手続きが完了していない者、②オーストラリア・カウンシルに借金がある者、③オーストラリア・カウンシルの助成の年間最大申請数(3件)を既に申請している者、④MPA団体である。他の助成事業との重複応募は、カウンシルの助成の年間最大申請数(3件)以内であれば申請できる。募集のタイミングは年に3回、2月、6月、10月である。申請はAMSを通して行う。

審査は、①グランツ・オフィサーが適格性を確認、②ピア審査によりランキング決定、③カウンシル職員のレビューにより予算を考慮して推薦する申請を決定、④理事会で承認という手順を踏む。審査にかかる期間は申請締切から12週間以内である。審査基準は、①芸術的価値、②実現可能性、③オーストラリア・カウンシルのストラテジック・プランの目的との合致であり、団体向けのみ①に文化芸術セクターへのサービスのクオリティが加わる。採否内定後は、AMSを通じて個別のファンディング・アグリーメントを締結する。また結果はウェブサイトなどで公表され、審査のフィードバックが各申請者に開示される。助成金交付はファンディング・アグリーメント締結後2週間以内に行われる。モニタリングは、プロジェクト終了後にAMSで完了報告書を提出する。予算やスケジュールなどの申請内容の変更については、事前にカウンシルの書面による承認が必要である(図表1-4-12)。

2018-19年度に募集された3ラウンドを合わせた、団体向けおよび個人・グループ向けアーツ・プロジェクトの、審査パネル別の助成件数と助成額を図表1-4-13に示す。

4-2-2 申請と審査

上述のようにアーツ・プロジェクトの審査ラウンドは年3回であり、FYFと異なってEOIはなく、審査は1段階のみである。2020年ラウンドの締切日予定は2月4日(5月以降開始のプロジェクト向け)・6月2日(9月以降向け)・10月6日(2021年1月以降向け)であったが、COVID-19の影響により6月のラウンドが中止され、次のラウンドが9月1日締切に決まった**245。

募集はFYFと同様、全てオンラインのAMSを通じた公募であり、応募者はまずカウンシルのウェブサイトでガイドラインを入手し、助成の条件、必要書類、審査基準、締切日などの募集要項を確認する。FYFと同様に、申請者はAMSに登録し、申請書の作成画面に進んで必要情報を入力する。

通常の助成ラウンドの流れは図表1-4-14の通りである。

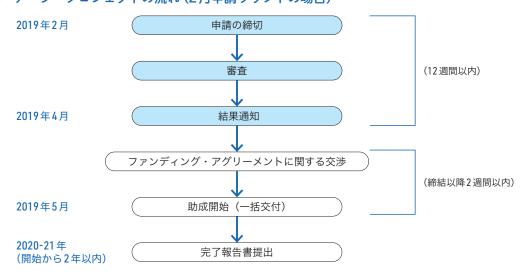
図表 1-4-13 2018-19年度アーツ・プロジェクトの助成件数と助成金額の推計 (3 ラウンド合計) **246

(1豪ドル=72円)

				(1豪ドル=72円)
	ジャンル	件数	助成金額	日本円換算
	先住民文化芸術	12	78万豪ドル	5,616万円
	コミュニティ・アートと文化振興	25	141万豪ドル	1億152万円
	ダンス	9	44万豪ドル	3,168万円
	新興・実験芸術	12	66万豪ドル	4,752万円
団体	文学	17	82万豪ドル	5,904万円
体	クロスジャンル	13	87万豪ドル	6,264万円
	音楽	23	128万豪ドル	9,216万円
	演劇	14	91万豪ドル	6,552万円
	視覚芸術	19	120万豪ドル	8,640万円
	団体合計	144件	838万豪ドル	6億336万円
	先住民文化芸術	11	35万豪ドル	2,520万円
	コミュニティ・アートと文化振興	12	41 万豪ドル	2,952万円
	ダンス	14	35万豪ドル	2,520万円
個	新興・実験芸術	21	58万豪ドル	4,176万円
人	文学	52	181万豪ドル	1億3,032万円
個人・グループ	クロスジャンル	22	62万豪ドル	4,464万円
プ	音楽	91	204万豪ドル	1億4,688万円
	演劇	29	104万豪ドル	7,488万円
	視覚芸術	83	193万豪ドル	1億3,896万円
	個人・グループ合計	335件	913万豪ドル	6億5,736万円

(各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない)

図表 1-4-14 アーツ・プロジェクトの流れ (2月申請ラウンドの場合) **247



^{※246} カウンシルのアニュアル・レポートなどでは、アーツ・プロジェクトはフェローシップやキャリア・ディベロプメント・グランツと一括りに扱われており、アーツ・プロジェクト単独の助成件数および総額は公表されていないため、表内の数値は下記資料に基づく推計値である。前掲 AWARDED GRANTS, the list of the awarded grants

https://www.australiacouncil.gov.au/funding/awarded-grants/(最終閲覧日:2020/07/07)

^{※247} 前掲 アーツ・プロジェクトガイドラインを元に作成。

助成の対象となるプロジェクトの例は、下記に示す通りである**²⁴⁸。これ以外も申請は可能だが、オーストラリアの文化芸術に貢献しない活動、文化芸術と明確に定義できない活動、過去の活動については申請できない**²⁴⁹。

● 専門的技能の育成

(メンタリング、レジデンシーを含む)

- 新たな作品の創作
- 文化芸術活動をベースとした調査研究
- クリエイティブ開発
- 実験
- 共同制作
- ●ツアー
- フェスティバル
- ●制作

- ●展示
- 公演
- ●出版
- レコーディング
- 販売促進、マーケティング
- 市場開拓活動
- 創造的なコミュニティ活動
- 文化芸術セクター振興のための事業 (団体向けのみ)

なお先述したようにプロジェクト単位の助成であるため、団体の運営経費(組織継続のための人件費など)は原則として対象とならない。プロジェクト実施にあたって運営経費の一部計上が必須である場合、申請額の内訳に組み込むことはできるが、審査上不利になる場合があると注意がなされている**250。

アーツ・プロジェクトおよびフェローシップ、キャリア・ディベロプメント・プログラムは、初回申請者を含む多様な申請者を対象としている。このため特に、申請書の作成にあたってはカウンシルのグランツ・オフィサーの助言を受けるよう、ウェブサイトなどを通して、くり返し勧められている*251。助言を行うのは、カウンシルの助成部門のグランツ・オフィサーである。助成部門には電話対応のチームがあり、メールでの相談も受け付けている。カウンシルのオフィスへの直接訪問は、カウンシルのあるシドニー周辺の申請者に有利になるため、行われていない。ウェブサイトのケーススタディとカウンシルでのインタビューによると下記のような相談内容が多く、また初回申請者に限らずリピーターも頻繁に問い合わせサービスを活用している*252。

- 適格性の確認
- どの助成プログラムに申請するべきか
- 審査基準の説明
- 審査プロセスの説明
- どの審査パネルを選択するべきか
- ●申請書の書き方についての助言(個々の申請書のチェックやレビューは行わない)

^{※248} 前掲 アーツ・プロジェクトガイドライン

^{※249} 同前

^{** 250} BUDGETING FAQS/Can I include organisational administration costs? https://www.australiacouncil.gov.au/funding/budgeting-faqs/(最終閲覧日:2020/07/07)

^{※251} 前掲 アーツ・プロジェクトガイドライン

^{※252} CASE STUDIES https://www.australiacouncil.gov.au/funding/case-studies/(最終閲覧日: 2020/07/22)

図表 1-4-15 アーツ・プロジェクト 審査基準とオプション**253

(「O」は各カテゴリーに該当する審査項目を示す)

審査基準	内容	個人・ グループ	団体
1. 芸術的価値 ※団体は ③ ⑤ のいずれか を選択	● ビジョン、アイディア、芸術的根拠 ● 革新性、挑戦心、実験性、リスクテイクのレベル ● 創作過程の厳密で明確な表現 ● 当該ジャンルにおける作品の重要性 ● 芸術表現の多様化への貢献 ● 作品の適時性と適格性 ● 過去の作品のクオリティ ● 過去の作品へのピアや社会からの反応	0	0
	 ●参加者の多様性、エンゲージメントの幅と質を含むインパクトセクターへのサービスのクオリティ ●持続可能な文化芸術活動への貢献を含む能力開発の可能性 ●アーティストや文化芸術専門家のためのスキルと専門能力の育成の機会 ●アドボカシーとアクセスを向上させる可能性 ●コミュニティへの関与、パートナーシップ、協力のレベル ●ニーズ、需要への対応 ● 既存のフレームワークに対する革新的な改善 	×	0
2. 実現可能性	 提案されている活動の妥当性と適時性 参加・関係するアーティストや文化芸術専門家のスキルと専門能力 現実的な計画、資源の有効活用 参加アーティストへの適切な支払い パートナーの役割(関与の確認を含む) 事業収入、助成金、協賛金、現物協力を含む収入と共同出資の多様性と規模 関連する文化的プロトコルの遵守 参加者、オーディエンス、コミュニティとの協議および関与のエビデンス 	0	0
	プロジェクトやプログラムの遂行能力現実的な計画、資源の有効活用、有効な評価ガバナンスの確保	×	0
3. カウンシルの ストラテジック・ プランの目的 との合致	オプション1:		
※オプション1~4 のいずれかを選択	● 文化芸術活動の多様化に貢献するか● 関連する文化芸術の領域に新たな機会を創造するか	×	
	● 当該の活動領域において芸術表現の多様化に貢献するか		×
	 オプション2: オーディエンスを強力に巻き込む戦略を提示しているか オーディエンス ● オーディエンスを増加もしくは多様化させるものか ● 現状のオーディエンスのニーズを満足させるものか ● オーディエンスに長期的な利益を与えるか ● 国民の先住民文化体験を増やすものか 	0	0
	 オプション3: アクセスと参加 ・文化芸術のオーディエンスを増やすものか (特に多様な文化的グループや地方・遠隔地のコミュニティ) ・国民の先住民文化体験を増やすものか ・参加者を巻き込み、利益をもたらすものか ・子どもや青少年に価値ある文化芸術体験を提供するものか 		0
	オプション4: ■際性 ● オーストラリアの作品に海外のオーディエンスを関与させるものか ● 国際的なパートナーシップと協働を発展させるものか ● オーストラリア作品の国際市場を発展させるものか ● 現状のオーストラリアの作品に対する国際的な需要に合っているか	0	0

^{※253} 前掲 アーツ・プロジェクトガイドライン

審査もFYFと同様、9つのピア審査パネルで行われる。申請者は審査を希望するパネルを指定できるが、先住民文化芸術パネルを選択できるのは、先住民の団体または個人・グループに限られる。パネル選択に迷った場合は、グランツ・オフィサーへの相談が推奨されている**254。

図表1-4-15に審査基準の具体内容とオプションを示す。審査には、FYFと同様、内容における芸術 面での評価と、プロジェクトの実現可能性の評価、カウンシルのストラテジック・プランの目的との合致の3つの基準があり、審査内容のオプションがあるものもある。第1の基準「芸術的価値」においては、団体のみ「文化芸術セクターへのサービスのクオリティ」を選択することができる。第2の基準「実現可能性」にあるプロトコルとは、第1部4-1-2「申請と審査」のFYFの説明で述べた、カウンシルの助成申請にあたって遵守するべき各種プロトコルを指している。また第3の基準である「ストラテジック・プランの目的」とは、5つの戦略目標そのものではなく、それらを「創作」「オーディエンス」「アクセスと参加」「国際性」の4つの領域での具体的な効果にわかりやすく落とし込んだものである。申請者は申請時に、審査を希望するオプションを選択する。

補足資料のダウンロードURLの記載やボリュームの制限も、第1部4-1-2「申請と審査」で述べた FYF とほぼ共通している**255。申請項目と補足資料の内容は図表1-4-16に示す通りである。なお、 AMS上の申請書には助成の希望金額そのものの入力欄はなく、プロジェクトの支出予定と収入予定を 所定のフォームに入力すると、その差額が自動的に申請金額として算出・表示される**256。

オンラインでの申請締切後に、カウンシル職員が申請書を見て適格性をチェックする。この時に申請書類に不備や不明点があっても申請者への連絡などは行われず、単に不適格となる。ただし、AMSは入力時に空欄や文字数オーバー、予算の収支が合わないなどの場合は次に進めない仕様になっており、システム面で申請ミスの予防が図られている。

ピア審査パネルの審査方法は、オーストラリア・カウンシルの独自助成では全プログラム共通である。 従ってアーツ・プロジェクトでもFYFと同様に各パネルで申請者のランキングを決定し、カウンシル

図表 1-4-16 アーツ・プロジェクト 申請項目と補足資料**²⁵⁷

種別	内容
申請項目 ※オンライン・システムの フォームから入力するもの (テンプレートがある)	 プロジェクトのタイトル プロジェクトの要約 団体の簡単な説明(個人・グループの場合は簡単な履歴) プロジェクトの概要と活動内容 プロジェクトの予定表、日程 プロジェクトが提供する成果 プロジェクトの経費、収入、現物支援の詳細を記載した予算書
補足資料 ※ダウンロードのURLを 記載するもの	 芸術面での補足資料 最近の関連する作品の実績を含むこと アーティストの情報 参加するアーティストや主要な協力者の履歴(全アーティスト、協力者含めてA4で2枚以内) 推薦状 個人・グループ・組織いずれからのものも可。当該プロジェクトが申請者や社会に どのような利益をもたらすかをピアに伝えるもの。当てはまる場合はコミュニティの参加者への 利益も含める(A4で1枚以内、5通まで)

^{※254} 前掲 アーツ・プロジェクトガイドライン

^{※ 255} 同前

^{**256} BUDGETING FAQS How do I enter my grant request? https://www.australiacouncil.gov.au/funding/budgeting-faqs/(最終閲覧日:2020/07/08)

^{※257} 前掲 アーツ・プロジェクトガイドライン

の職員が予算の制約を踏まえて助成金を配分し、理事会で正式に承認されるという流れになる。ただし、4年に1度のFYFではEOI提出から助成決定まで約1年を要するのに対し、年間3ラウンドあるアーツ・プロジェクトでは申請の締切から結果通知まで約12週間以内に行われる**²⁵⁸。決定は申請者にメールで伝えられ、申請者はカウンシルに、ピアからのフィードバックを要請することができる。2020年2月に締め切られたラウンドの採択率は16%であった**²⁵⁹。

結果通知を受けた申請者は、続いてファンディング・アグリーメントを締結する。全助成に共通の契約事項は次のもので、FYFとほぼ同様ある。

- ●プロジェクト内容や主要スタッフ等の変更に関わる事前報告義務
- 助成やプロジェクトに関わる情報提供の義務、助成金の使途説明の義務
- 関連する法律を遵守する義務、全ての宣伝材料におけるオーストラリア・カウンシルの支援の明記 (ロゴの使用、規定の謝辞の使用など)
- プロジェクト終了後の完了報告書の提出義務
- 未使用もしくはカウンシルから返還を求められた助成金の返還義務

ファンディング・アグリーメントには、団体だけでなく個人・グループにもABNが必要であり、個人事業主としての登録が求められる。ただし海外の団体は例外である**²⁶⁰。

ファンディング・アグリーメントがオンラインで締結されると、2週間以内にカウンシルから申請者の銀行口座に助成金が全額一括交付される(交付の延期は不可)。申請者が助成金の直接交付を希望しない場合は、他の個人または法人が助成金を管理することもできる**261。

4-2-3 モニタリング

アーツ・プロジェクトはプロジェクト単位の短期の助成であるため、モニタリングは主にプロジェクト終了後にAMSで提出される完了報告書によって行われている。完了報告書では、個々のプロジェクトがファンディング・アグリーメントに沿って適切に完了されたかを確認するとともに、アーツ・プロジェクト助成が全体としてオーストラリア・カウンシルの戦略的な目標にどの程度貢献したかについての情報収集が行われている。

完了報告書の項目は、**図表1-4-17**に示す通りである。プロジェクトの概要、助成された活動の成果、 収支、その他の統計情報を報告させている点ではMPAFやFYFと同様であるが、内容的にはかなり簡 易化されている。完了報告書が提出されない、もしくは提出されても満足なものでなかった場合は、助 成対象者は以後カウンシルの助成を受けることができなくなるというペナルティを負う**262。

完了報告書の前半部分は、ファンディング・アグリーメントに即した活動が着実に行われたかを確認 する項目が並んでおり、プロジェクトの概要説明、協力者、プロジェクトのタイムテーブル、どのよう

**** 259** APPLICATION FEEDBACK

https://www.australiacouncil.gov.au/funding/application-feedback/(最終閲覧日:2020/07/08)

※260 前掲 GRANT AGREEMENTS https://www.australiacouncil.gov.au/funding/grant-agreements/(最終閲覧日:2020/07/08)

※261 前掲 GRANT PAYMENTS

https://www.australiacouncil.gov.au/funding/grant-payments/(最終閲覧日:2020/07/08)

※262 前掲 ACQUITTING YOUR GRANT https://www.australiacouncil.gov.au/funding/acquitting-your-grant/(最終閲覧日: 2020/07/08)

※263 オーストラリア・カウンシルのメールによる提供資料 (2019/12/19) を元に作成。

^{※258} 同前

図表 1-4-17 アーツ・プロジェクト 完了報告書の項目**263 (項目内容は報告書の書式を翻訳したもの)

	何を行ったか?プロジェクトの概要:助成された活動の概要(800字以内)
概要説明	詳細な説明:助成された活動の詳細(3,500字以内)
	教訓:プロジェクトを通して学んだこと、今後改善したいと思うこと(2,000字以内)
	申請書にある協力者の氏名()役割()(自動表示)
協力者	プロジェクトで、上記以外のアーティストやその他の協力者と協働しましたか?
	プロジェクトで、上記以外のパートナー団体と協働しましたか?
タイムテーブル	これが申請されたタイムテーブルです:活動、開始日、終了日、場所 (自動表示)
	活動に何らかの変更があった場合は、書いてください
	続くセクションで、あなたの活動についてのデータを集めます。最初に新作の創作、次に公演やプレゼンテーション、 展示、録音、カンファレンスやセミナー、ワークショップやイベントなどの詳細を聞きます。
	│ セクション1 成果:新作 プロジェクトで新作を創りましたか? │ アウトプットの一覧(作品名、大分類、小分類、地域)を編集してください
	セクション2 助成された活動は、公演やプレゼンテーション、展示、録音、カンファレンスやセミナー、ワークショ
	ップやイベントなどの成果に繋がりましたか?
助成された 活動の成果	プロジェクトがもたらした成果や恩恵は何ですか?(3,500字以内)
/山到 少 / 从 木	プロジェクトで実現した成果はどれですか?(複数選択可)
	│ □オーディエンス開発 □オーディエンスとの関係づくり □キャリア開発
	□国際・アウトバウンド活動 □海外調査 □市場開拓 □公演 □専門技能開発 □ツアー □能力開発
	│ □コラボレーション □コミュニティ参加 □新作創造 □展示 □フェスティバル □国際・インバウンド活動 □メンターシップ □新作 □出版 □録音 □研究開発
	□□ ぶ 「フバック」 「
	「+」ボタンを使って、活動による実際の支出を表に入力してください。
	実際の支出計 \$ ()
	これが申請された現物 (in-kind) の表です:費目、数量、説明、申請された現物合計 (自動表示)
7 Mr 11	「+」ボタンを使って、活動による実際の現物による支出を表に入力してください。 実際の現物性以表しな (
予算支出	実際の現物支出計 \$ () これが申請された収入の表です:費目、数量、説明、申請された収入合計 (自動表示)
	「+」ボタンを使って、活動による実際の収入(カウンシルの助成金を除く)を表に入力してください。
	実際の収入計 \$ ()
	申請時の予算:支出、収入、カウンシルへの申請金額 (自動表示)
	実際の財務報告概要:支出、収入、カウンシルへの申請金額、利益または損失 \$ ()
	ここからの情報は、オーストラリア・カウンシルの統計目的のみのために集めるもので、完了報告の評価には使われません。
	Con Stylistikov i vii vv vii vii vii vii vii vii vii
	活動の主要な領域を特定してください。(プルダウンメニューから1つを選択)
	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可)
	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現
	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可)
	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ
	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動
	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ
統計情報	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可)
統計情報	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー
統計情報	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可)
統計情報	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー □公演・出版・展示・録音 □国際・インバウンド活動 □新作 □専門技能開発 □能力開発
統計情報	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー □公演・出版・展示・録音 □国際・インバウンド活動 □新作 □専門技能開発 □能力開発
統計情報	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー □公演・出版・展示・録音 □国際・インバウンド活動 □新作 □専門技能開発 □能力開発 □レジデンシー □メンターシップ □コラボレーション □コミュニティ参加 あなたはプロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を主導した人々を選んでください。(複数選択可) □特定のグループはない □先住民の人々 □障害のある人々 □文化的・言語的に多様な人々
統計情報	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー □公演・出版・展示・録音 □国際・インバウンド活動 □新作 □専門技能開発 □能力開発 □レジデンシー □メンターシップ □コラボレーション □コミュニティ参加 あなたはプロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を主導した人々を選んでください。(複数選択可) □特定のグループはない □先住民の人々 □障害のある人々 □文化的・言語的に多様な人々 □地方・遠隔地の人々 □高齢の人々 □若い人々 □子ども □女性 □男性 □LGBTIの人々
統計情報	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー □公演・出版・展示・録音 □国際・インバウンド活動 □新作 □専門技能開発 □能力開発 □レジデンシー □メンターシップ □コラボレーション □コミュニティ参加 あなたはプロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を主導した人々を選んでください。(複数選択可) □特定のグループはない □先住民の人々 □障害のある人々 □文化的・言語的に多様な人々 □地方・遠隔地の人々 □高齢の人々 □若い人々 □子ども □女性 □男性 □LGBTIの人々
統計情報	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □フィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー □公演・出版・展示・録音 □国際・インバウンド活動 □新作 □専門技能開発 □能力開発 □レジデンシー □メンターシップ □コラボレーション □コミュニティ参加 あなたはプロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を主導した人々を選んでください。(複数選択可) □特定のグループはない □先住民の人々 □障害のある人々 □文化的・言語的に多様な人々 □地方・遠隔地の人々 □高齢の人々 □若い人々 □子ども □女性 □男性 □LGBTIの人々 □答えたくない プロジェクトの第一のオーディエンスは誰ですか? (プルダウンメニューから1つを選択)
統計情報	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー □公演・出版・展示・録音 □国際・インバウンド活動 □新作 □専門技能開発 □能力開発 □レジデンシー □メンターシップ □コラボレーション □コミュニティ参加 あなたはプロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を主導した人々を選んでください。(複数選択可) □特定のグループはない □先住民の人々 □障害のある人々 □文化的・言語的に多様な人々 □地方・遠隔地の人々 □高齢の人々 □若い人々 □子ども □女性 □男性 □LGBTIの人々
	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストペースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー □公演・出版・展示・録音 □国際・インバウンド活動 □新作 □専門技能開発 □能力開発 □レジデンシー □メンターシップ □コラボレーション □コミュニティ参加 あなたはプロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を主導した人々を選んでください。(複数選択可) □特定のグループはない □先住民の人々 □障害のある人々 □文化的・言語的に多様な人々 □地方・遠隔地の人々 □高齢の人々 □若い人々 □子ども □女性 □男性 □LGBTIの人々 □答えたくない プロジェクトの第一のオーディエンスは誰ですか? (プルダウンメニューから1つを選択) 私はここに、この完了報告書を提出する権限を有することを表明し、保証します。私は、提供された内容が正確であり、助成金が承認された目的に使用されたことを確認します。私は、受け取った助成金が、与えられた目的のために使用されたことを証明します。
統計情報 承認 Certification	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー□公演・出版・展示・録音 □国際・インバウンド活動 □新作 □専門技能開発 □能力開発 □レジデンシー □メンターシップ □コラボレーション □コミュニティ参加 あなたはプロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を主導した人々を選んでください。(複数選択可) □特定のグループはない □先住民の人々 □障害のある人々 □文化的・言語的に多様な人々 □地方・遠隔地の人々 □高齢の人々 □若い人々 □子ども □女性 □男性 □LGBTIの人々 □答えたくない プロジェクトの第一のオーディエンスは誰ですか? (プルダウンメニューから1つを選択) 私はここに、この完了報告書を提出する権限を有することを表明し、保証します。 私は、提供された内容が正確であり、助成金が承認された目的に使用されたことを確認します。
承認	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・ジアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
承認	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・ジアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・パレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー □公演・出版・展示・録音 □国際・インバウンド活動 □新作 □専門技能開発 □能力開発 □レジデンシー □メンターシップ □コラボレーション □コミュニティ参加 あなたはプロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を主導した人々を選んでください。(複数選択可) □特定のグループはない □先住民の人々 □障害のある人々 □文化的・言語的に多様な人々 □地方・遠隔地の人々 □高齢の人々 □若い人々 □子ども □女性 □男性 □LGBTIの人々 □答えたくない プロジェクトの第一のオーディエンスは誰ですか? (プルダウンメニューから1つを選択) 私はここに、この完了報告書を提出する権限を有することを表明し、保証します。私は、提供された内容が正確であり、助成金が承認された目的に使用されたことを確認します。私は、受け取った助成金が、与えられた目的のために使用されたことを正明します。私は、この報告書に記載された情報が、オーストラリア・カウンシルによって下記の目的に使用される可能性があることを認めます。 □(1)カウンシルの統計報告義務の一環として、助成された活動の成果を報告・評価するため □(2)カウンシルの統計報告義務の一環として、助成された活動の成果を報告・評価するため □(2)カウンシルの統計報告義務の一環として、助成された活動の成果を報告・評価するため □(2)カウンシルの統計報告義務の一環として、助成された活動の成果を報告・評価するため □(2)カウンシルの統計報告義務の一環として、助成された活動の成果を報告・評価するため □(2)カウンシルの統計報告義務の一環として、助成された活動の成果を報告・評価するため □(2)カウンシルの筋式がよりに対しませた。
承認	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可)
承認	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(ポピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・ジアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・パレエ □コンテンポラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー □公演・出版・展示・録音 □国際・インバウンド活動 □新作 □専門技能開発 □能力開発 □レジデンシー □メンターシップ □コラボレーション □コミュニティ参加 あなたはプロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を主導した人々を選んでください。(複数選択可) □特定のグループはない □先住民の人々 □障害のある人々 □文化的・言語的に多様な人々 □地方・遠隔地の人々 □高齢の人々 □若い人々 □子ども □女性 □男性 □LGBTIの人々 □答えたくない プロジェクトの第一のオーディエンスは誰ですか? (プルダウンメニューから1つを選択) 私はここに、この完了報告書を提出する権限を有することを表明し、保証します。私は、提供された内容が正確であり、助成金が承認された目的に使用されたことを確認します。私は、受け取った助成金が、与えられた目的のために使用されたことを正明します。私は、この報告書に記載された情報が、オーストラリア・カウンシルによって下記の目的に使用される可能性があることを認めます。 □(1)カウンシルの統計報告義務の一環として、助成された活動の成果を報告・評価するため □(2)カウンシルの統計報告義務の一環として、助成された活動の成果を報告・評価するため □(2)カウンシルの統計報告義務の一環として、助成された活動の成果を報告・評価するため □(2)カウンシルの統計報告義務の一環として、助成された活動の成果を報告・評価するため □(2)カウンシルの統計報告義務の一環として、助成された活動の成果を報告・評価するため □(2)カウンシルの統計報告義務の一環として、助成された活動の成果を報告・評価するため □(2)カウンシルの筋式がよりに対しませた。
承認 Certification カウンシルの	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可) □コンテンポラリー・ミュージック(アート・ミュージック) □先住民芸術・文化表現 □一般・文化芸術管理 □コンテンポラリー・ミュージック(パピュラー) □クラシック音楽 □オーケストラ □オペラ □ミュージック・シアター □テキストベースのシアター □協働・工夫によるシアター □フィジカルシアター □クラシック・バレエ □コンテンボラリー・ダンス □ポピュラー・ダンス □クロスジャンル □実験的活動 □ニューメディア □コミュニティ・アートと文化振興 □先住民芸術・文化表現 □工芸・デザイン □視覚芸術 □美術評 □フィクション □ノンフィクション □詩 関連のある活動のタイプを選択してください。(複数選択可) □国際・アウトバウンド活動 □市場開拓 □オーディエンス開発 □フェスティバル □ツアー □公演・出版・展示・録音 □国際・インパウンド活動 □新作 □専門技能開発 □能力開発 □レジデンシー □メンターシップ □コラボレーション □コミュニティ参加 あなたはプロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を指揮していましたか? プロジェクトでの創造的活動を主導した人々を選んでください。(複数選択可) □特定のグループはない □先住民の人々 □障害のある人々 □文化の・言語的に多様な人々 □地方・遠隔地の人々 □高齢の人々 □子ども □女性 □男性 □LGBTIの人々 □答えたくない プロジェクトの第一のオーディエンスは誰ですか? (プルダウンメニューから1つを選択) 私はここに、この完了報告書を提出する権限を有することを表明し、保証します。私は、提供された内容が正確であり、助成金が承認された目的に使用されたことを確認します。私は、提供された内容が正確であり、助成金が承認された目的に使用されたことを確認します。私は、この報告書に記載された情報が、オーストラリア・カウンシルによって下記の目的に使用される可能性があることを認めます。 □(1)カウンシルの助成式が「ごちんと目的に使用されるの効果を報告・評価するため □(2)カウンシルの助成が、宣伝素材および/またはプロジェクトで発生した全ての出版物に表示されたことを確認します。詳細は下記の通りです。 (2)私たちは、カウンシルの助成が、宣伝素材および/またはプロジェクトで発生した全ての出版物に表示されたことを確認します。詳細は下記の通りです。 (2)私たちは、カウンシルの助成が、宣伝素材および/またはプロジェクトで発生した全ての出版物に表示されたことを確認します。詳細は下記の通りです。 (2)私たちは、カウンシルの助成が、宣伝素材および/またはプロジェクトで発生した全ての出版物に表示しませんで
承認 Certification	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可)
承認 Certification カウンシルの	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可)
承認 Certification カウンシルの	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可)
承認 Certification カウンシルの 助成の表示	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可)
承認 Certification カウンシルの	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可)
承認 Certification カウンシルの 助成の表示	活動の説明に最も適した分野を選択してください。(複数選択可)

な成果があったか、予算書に合わせた支出の報告が必要となる。このうち概要説明については、プロジェクトを通じて被助成者である団体や個人・グループが学んだこと、改善すべきだと思うことについての記述が、また助成された活動の成果については、活動詳細に加えてプロジェクトがもたらした成果や恩恵についての記述が必須であり、アーツ・プロジェクトの活用による被助成者や社会への影響を把握する定性的な材料となっている。報告の際には活動の説明に必要な電子データ(テキスト、画像や音声、映像など)を添付することができるが、必須ではない。

協力者、タイムテーブル、予算支出の各項目については、申請段階で登録した内容が画面上に自動表示されるようになっており、変更があった場合はその内容を報告することが求められる。特に支出については費目ごとに報告する必要があり、適正な予算支出があったことをカウンシル側が確認できるようになっている。ただし領収書などの帳票類を添付する義務はなく、FYFのファンディング・アグリーメントにある原票の保管義務も記載されていない。万一、経費支払いに不明点等問題があった場合には、カウンシルは帳票類の開示や監査を求める権利を有しているが、実際にはそこまで至るケースはまれである**264。

統計情報の項目では、カウンシルがアーツ・プロジェクトの内容を統計的に整理するために必要な項目についての選択肢型の設問が用意されている。カウンシルではプロジェクトの内容についての情報に加え、この統計情報で収集した情報を付加することで、アーツ・プロジェクトによる助成全体の成果についての集計・分析を行い、カウンシルの戦略目標とそれに基づく KPI にどの程度貢献できたかの判断材料としている。

以上、オーストラリア・カウンシルが独自に主導する助成制度の代表例としてFYFとアーツ・プロジェクトを見てきた。2つの制度とも、カウンシルの行動原則に基づきピア審査制度が採用されており、助成先決定に直結する助成申請のランク付けについてはカウンシルの執行部や理事会、職員の影響は排除されている。一方、FYFが複数年にわたる団体助成制度であり、アーツ・プロジェクトが短期のプロジェクトを対象とした助成制度であるため、モニタリングの内容にはかなりの差があり、FYFでは毎年多くの計画書や財務報告などの書類の提出が義務づけられ、細かく団体の運営状況が把握されるのに対し、アーツ・プロジェクトではプロジェクト結果についての完了報告書がモニタリングの中心となっている。

ピア審査制度を取り入れていること、団体助成とプロジェクト助成の双方が用意されていることの2点については、**第2部「州政府の文化芸術助成」**でみていくニューサウスウェールズ州とビクトリア州の助成制度にも共通した特性となっている。また、助成の申請・審査のプロセスがオンライン化されていることも類似している。一方、両州では、文化芸術の主要助成機関が政府から独立しておらず、文化芸術の担当大臣が個別の助成案件に直接関与する権限を有していること、ピア審査の過程において政府職員が関与する度合いが大きいことなど、主に助成案件決定の独立性において基本的な違いも見られる。オーストラリアの公的な助成制度の特性を把握するためには、こうした連邦と州・特別地域政府の違いもみていく必要がある。

^{※264} オーストラリア・カウンシルのメールによるヒアリング(2019/12/19)より。

5章

連邦と州の 政策調整

この章では、**3章**で詳述したMPAFのように連邦と州が共同で行う文化芸術政策において、各政府間の調整を担う文化大臣会議(Meeting of Cultural Ministers、以下MCM)について述べる。

5-1 連邦と州の政策調整のあり方

第1部1-1「連邦と州・特別地域、地方自治体」で述べたように、オーストラリアの行政においては各州・特別地域の独立性が高い。このためオーストラリア全体での調整が必要な問題については、連邦政府首相および各州の州首相をメンバーとする連邦・州首相評議会(Council of Australian Governments、以下COAG)という政府間評議会が設けられ、そこで議論されることとなっている。COAGのメンバーは、連邦政府の首相(Prime Minister)、各州の州首相(Premier)、特別地域の第1大臣(Chief Minister)、オーストラリア地方自治体協会(Australian Local Government Association、以下ALGA)**265の会長である**266。

COAGの下部組織として、領域ごとに12の委員会が開催されており、それぞれに連邦・州・特別地域政府の関連する大臣が出席する。ただしALGAの代表は必要な委員会のみに出席する。

委員会での議論は、連邦政府首相を議長とする COAG 本体に上げられ、公式声明書として発表される。 各政府間で充分な合意に達した場合は、正式な政府間協定として具体化される場合もある。

文化芸術関係の連邦政府と州・特別地域政府との調整については、COAGではなく文化大臣会議(MCM)が担当している。MCMは、そもそもCOAGに付属する文化大臣委員会(Cultural Ministers Council、以下CMC)が2012年に独立してできた組織であり、連邦政府および各州・特別地域政府の文化芸術大臣によって構成されている(図表1-5-1)**267。文化芸術分野の行政においても連邦、州の助成制度を含む文化芸術施策は基本的に独立して実施されており、国全体で統一された法制や指針などはない。そのため、文化芸術分野において連邦・州・特別地域間で調整が必要な事項についてはMCMの場で、

^{※265} ALGAは全国537の地方自治体議会を代表する組織であり、地方自治体の意見を集め、連邦政府に届ける役割(主に連邦からの助成金拡大の陳情)を担っている。ALGAは、活動目的として、地方自治体財政の持続可能性の強化(連邦政府の税収入の1%を地方自治体に移転させることを目指す)、地方自治体の主要事務である道路管理・廃棄物処理に関わる連邦政府の助成拡大、地域コミュニティ強化、地球温暖化への対応を挙げている。AUSTRALIAN LOCAL GOVERNMENT ASSOCIATION Strategic Plan 2020 - 2023 pp.3-6

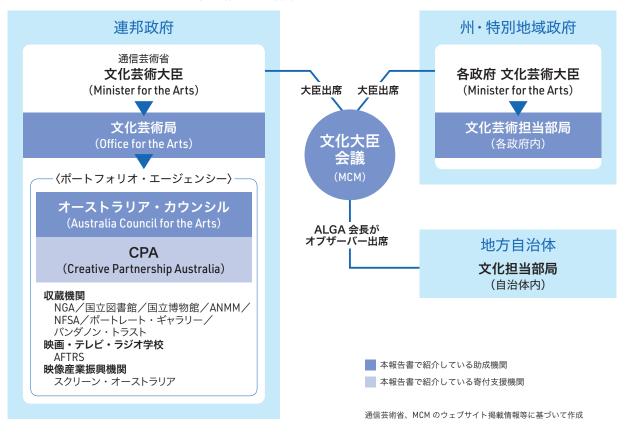
https://cdn.alga.asn.au/wp-content/uploads/ALGA-Strategic-Plan.pdf(最終閲覧日:2020/07/01)

^{** 266} Council of Australian Governments (COAG)

https://www.coag.gov.au/coag-councils(最終閲覧日:2020/06/29)

^{**267} Meeting of Cultural Ministers— the Statistical Advisory Group and the Statistics Working Group— a history pp.5-6 https://www.arts.gov.au/mcm/publications (最終閲覧日:2020/07/08) なおここで「文化大臣」は会議名称にある「Cultural Minister」、また「文化芸術大臣」は各政府の「Minister for the Arts」「Minister for Creative Industries」など文化芸術を担当する大臣の訳語として用いる。

図表 1-5-1 オーストラリアの文化芸術支援の体制



各大臣合議による検討と決定が行われることとなる。

主要な調整事項としては、第1部1-5「連邦政府によるその他の文化芸術助成制度」で触れたオース トラリアのコンテンポラリー・アートの支援策であるビジュアル・アーツ・アンド・クラフツ・ストラ テジー (VACS)、障害者の文化芸術参加を支援するナショナル・アーツ・アンド・ディサビリティ・ ストラテジー (National Arts and Disability Strategy)、第1部3章 「オーストラリア・カウンシルの助 成(1)MPAF」で詳述した主要な実演芸術団体約30に対する助成を行うMPAFの内容や予算がある。 これらの戦略・制度はいずれも連邦と各州・特別地域政府が共同で予算を負担しているものであり、 MCMでは調査報告書等に基づいた各施策の効果検証内容、施策の方針や制度の変更および各政府の予 算負担額などについて最終合意を行っている。なお連邦政府と州・特別地域政府の予算分担において明 確な基準はなく、例えばMPAFでは先述のように連邦、各州政府のそれまでの助成実績を踏まえ、物 価スライド部分を除き、基本的に過去と同額の金額を各団体に割り振っている。

会議は毎年1回開かれ、各州が持ち回りで開催地となって事務局を提供し、議長を務める。会議の運 営は、オーストラリア・カウンシルおよび各州の文化芸術担当部局の職員が行う。

MCMには、ニュージーランドの文化芸術大臣やALGAの会長もオブザーバーとして招待されてい る (正式メンバーではない) **268。また、2020年3月19日にはCOVID-19の文化芸術に対する影響を 議論するために、初のリモートでの緊急会議が実施された**269。

^{ 268}** Meeting summaries

https://www.arts.gov.au/mcm/meeting-summaries(最終閲覧日:2020/07/01)

^{* 269} MEDIA RELEASE Thursday 19 March 2020 https://minister.infrastructure.gov.au/fletcher/media-release/communique

MCMの主要業務は2つあり、それぞれに連邦および州政府等の各組織の職員からなるグループが支援を行っている。主要業務の1つは、オーストラリア全体もしくは国際的に重要かつ相互の利益に関わる領域についての議論・調整であり、これについては幹部職員作業部会(Officials Working Group)が大臣たちの会議に先立って準備を行う*270。同作業部会のメンバーは連邦および州・特別地域政府の文化芸術担当部局(各州等の省の下にある部、課、室など)の幹部や長が務める*271。

もう1つの業務は文化芸術に関する統計データの収集と分析であり、統計作業部会(Statistics Working Group)が支援している。統計作業部会はオーストラリア統計局(ABS)とも協力し、文化芸術関連のデータの収集・調査・分析を行う国家プログラムを管理している**272。統計作業部会のメンバーは、連邦政府、州・特別地域政府の文化芸術担当部局、ABS、オーストラリア・カウンシル、連邦の映画助成機関であるスクリーン・オーストラリア、ニュージーランド文化省の職員で構成される。また、幹部職員作業部会が管理する優先課題との整合を図るため、幹部職員作業部会メンバーの1人が統計作業部会の議長を務める**273。

なおMCMにおける連邦と州等の立場は、COAGと同様に基本的に対等であり、連邦に州を指導するといった優越的な権利は認められていない。またMCMは最終的な裁可を行うのみで、MPAF、VACSなどの実質的な施策の策定は上述した2つの作業部会で行われ、連邦(オーストラリア・カウンシルが業務を担当)および各州等の担当機関の間で調整されている。こうした共同作業を通じて、連邦のオーストラリア・カウンシルと各州等の担当者はコミュニケーションが図れている状態にある**274。

参考のため、2019年10月11日にアデレードで開催されたMCMにおける文化芸術大臣および主な 議事内容の一覧を以下に示す**²⁷⁵。なお**第1部1-2「連邦政府の文化芸術行政の目的および体制」**で述べたように、文化芸術大臣の肩書きは各政府によって異なり、他分野の大臣や州首相が兼務している場合もある。

〈文化芸術大臣〉

連邦政府:ポール・フレッチャー議員(通信・サイバーセーフティ・文化芸術大臣)

ニューサウスウェールズ州:ドン・ハーウィン議員(公共サービス・雇用関係・先住民自治・文化芸術大臣)

ビクトリア州:マーティン・フォリー議員(クリエイティブ産業大臣)

クイーンズランド州:リーアン・エノク議員(文化芸術大臣)

南オーストラリア州: スティーブン・マーシャル議員 (州首相)

西オーストラリア:デイヴィッド・テンプルマン議員(地方政府・ヘリテージ・文化芸術大臣)

タスマニア州:エリーズ・アーチャー議員(文化芸術大臣)

北部準州:ローレン・モス議員(観光・スポーツ・文化大臣)(欠席のため代理人が出席)

首都特別地域地域 (ACT): ゴードン・ラムゼイ議員 (文化芸術・クリエイティブ産業・文化イベント大臣)

^{ 270}** Officials Working Group

https://www.arts.gov.au/mcm/work-mcm/officials-working-group(最終閲覧日:2020/07/01)

^{**271} 前掲 Meeting of Cultural Ministers— the Statistical Advisory Group and the Statistics Working Group— a history p.12 https://www.arts.gov.au/mcm/publications (最終閲覧日: 2020/07/08)

^{ 272}** Statistics Working Group

https://www.arts.gov.au/mcm/work-mcm/statistics-working-group(最終閲覧日:2020/07/02)

^{**273} 前掲 Meeting of Cultural Ministers— the Statistical Advisory Group and the Statistics Working Group— a history p.12 https://www.arts.gov.au/mcm/publications (最終閲覧日: 2020/07/08)

^{※274} 文化芸術局の Dr.Stephen Arnott PSM, First Assistant secretary Artsへのインタビュー(2019/12/10)より。

^{*275} Communique 11 October 2019

https://www.arts.gov.au/mcm/meeting-summaries (最終閲覧日 2020/9/29)

〈主な議事内容〉

- 関係者からの助言を受け、シルカ・コンテンポラリー・サーカスが現行のMPAFに招待されることに合意。
- MPAFを新たにNPAPFに移行することに合意。
- オーストラリア・カウンシルが実施する実演芸術の全国ツアーに関する調査研究の進捗状況を確認。
- 2021-24年度の新しいVACS制度に合意。また、2018-19年度の政府共同投資の年次更新と、2016-19年度のVACS制度の評価報告書を確認。
- ■国の障害者戦略の重要な部分となるナショナル・アーツ・アンド・ディサビリティ・ストラテジーの更新作業の進捗状況を確認。
- 先住民の工芸製品についての調査結果を共有し、製品へのアクセスを強化し、認証されていない製品の販売抑制のため引き続き協力していくことに同意。
- 国際先住民言語年に関連した活動の最新情報に注目。
- オーストラリア・カウンシルとニュージーランドのマナトゥ・タオンガ・ヘリテージ省の共同研究 プロジェクト「オーストラリアとニュージーランドにおけるウェルビーイング、公共的価値、社会 的包摂への芸術の貢献」に言及。
- 2020年のMCMは、ニューサウスウェールズ州が議長を務める。

〈付記〉

2020年5月29日のスコット・モリソン首相の発表により、COVID-19への対応を強化するため、COAGは、ナショナル・フェデレーション・リフォーム・カウンシル(National Federation Reform Council、以下NFRC)に置き換えられることになった**276。NFRCの中心は、連邦首相と各州首相・地域首席大臣の合議体であるナショナル・キャビネット(National Cabinet)という挙国一致内閣である。2020年6月29日時点では詳細は未発表である。

STATES AND TERRITORIES CREATE NSW CREATIVE VICTORIA

第2部

州政府の文化芸術助成

第1部で紹介した連邦政府の文化芸術助成では、政府の省庁(通信芸術省文化芸術局)ではなく、独立した法人格を持つ連邦機関であるオーストラリア・カウンシルが助成制度の中心となっていた。一方、州・特別地域の政府内部局が助成制度の中心となっている。ここでは、まず1章で州・特別政府の文化芸術行政について概観し、次いで2章でニューサウスウェールズ州、3章でビクトリア州の文化芸術担当部局の概要と助成事業の内容を紹介する。

州・特別地域政府の 文化芸術行政の概要

この章では、州・特別地域政府がどのような体制と組織の下、文化芸術行政を行っているかを概観し た上で、州・特別地域政府の文化芸術への支出状況を見る。

1-1 州·特別地域政府の文化芸術行政の体制と組織

この節では、各州・特別地域政府の文化芸術行政の連邦政府に対する独立性を確認した上で、どのよ うな体制・組織で文化芸術行政を実施しているのか、そのあらましを解説する。

第1部1-1「連邦と州・特別地域、地方自治体」で述べたように、オーストラリアは独立した6つの 植民地が連合して成立したという歴史的経緯から、州の独立性がオーストラリア連邦憲法によって広く 認められている。そのため、文化芸術政策において各州・特別地域政府の政策を誘導もしくは規制する 連邦法は定められておらず、文化芸術行政については、各州・特別地域政府がそれぞれ独自に実施して いる。また連邦政府から各州・特別地域政府へは、地域間格差をなくすために助成金・補助金が交付支 給されているが、文化芸術分野への助成金・補助金はない。このため、文化芸術分野における州・特別 地域政府の政策面の独立性は高い。ただし、第1部5章「連邦と州の政策調整」で述べたように MPAF など対象地域が全豪にわたる施策については、連邦政府および各州・特別地域政府の文化芸術大臣がメ ンバーとなって開かれる MCM で調整が行われている。MCM における各大臣の立場には上下関係はな く、連邦の大臣は国全体の政策について責任を持ち、各州・特別地域の大臣はそれぞれの政策に責任を 持つ^{※277}。

各州・特別地域政府の文化芸術行政は、それぞれの州政府の内部部局が担当している。内部部局とは、 各州の省(Department)の下にある部、課、室などを指す。こうした内部部局が、各州・特別地域政 府の政策立案や管理をはじめとした文化芸術行政を担っている。各州・特別地域政府の助成事業もここ で運営されており、連邦政府におけるオーストラリア・カウンシルに相当するような独立した助成機関 はない。各州・特別地域政府の文化芸術行政の担当部局は次の通りである※278。

^{※277} 文化芸術局への前掲インタビュー(2020/12/10)より。

^{※278} Create NSW https://www.create.nsw.gov.au/category/about-us/(最終閲覧日:2020/07/01以下同) Creative Victoria https://creative.vic.gov.au/about/who-we-are Arts Queensland https://www.arts.qld.gov.au/about-us Arts South Australia https://www.dpc.sa.gov.au/responsibilities/arts-and-culture West Australia Culture & Arts https://www.dlgsc.wa.gov.au/culture-and-the-arts Arts Tasmania https://www.arts.tas.gov.au/about_us Arts NT https://dtsc.nt.gov.au/arts-and-museums/arts-nt/about-arts-nt artsACT https://www.arts.act.gov.au/about-us

- ●ニューサウスウェールズ州:クリエイトNSW(Create NSW)※首相内閣府内の部局
- ◉ ビクトリア州:クリエイティブ・ビクトリア(Creative Victoria)※雇用・地区・地域省内の部局
- クイーンズランド州:アーツ・クイーンズランド(Arts Queensland)※環境科学省内の部局
- 南オーストラリア州:アーツ・サウス・オーストラリア(Arts South Australia)※首相府コミュニティ・ 協働局内の部局
- 西オーストラリア州:地方自治・スポーツ・文化産業省
- タスマニア州:アーツ・タスマニア(Arts Tasmania)※州成長省文化観光開発局内の組織
- 北部準州:アーツNT(Arts NT)※観光スポーツ文化省内の部局
- 首都特別地域:アーツACT (artsACT) ※首相・財務・経済発展省経済発展局内の部局

各州・特別地域の美術館・博物館・史料館・図書館・劇場・ホールなどの文化施設は、政府内の組織 ではなく独立した法人格を持っており、理事会をトップとした組織が運営されている。ただし理事会の 任用自体は各州・特別地域政府の担当大臣によることが通例であり、また実務的には各州・特別地域政 府の文化芸術行政の担当部局の管轄となっている。

連邦政府と異なる点は、州・特別地域政府が収蔵施設だけでなく、劇場・ホールなどの実演芸術の施 設を設置している例が多いことである。また、映画振興の機関や大型フェスティバルの運営機関を有し ている州もある。各州政府の主な文化芸術施設・機関などは図表2-1-1に示す通りである。

図表 2-1-1 各州政府が設置している主な文化芸術施設・機関など

施設運営機関名	英語名称	所在地
ニューサウスウェールズ州 ^{※279}		
ニューサウスウェールズ州立美術館	Art Gallery of New South Wales	シドニー
オーストラリア博物館	Australian Museum	シドニー
応用科学技術博物館(シドニー天文台、パワーハウス博物館、 パワーハウス・ディスカバリーセンター含む)	Museum of Applied Arts and Sciences	シドニー
シドニー・リビング・ミュージアム (市内12の歴史的家屋・庭園、博物館のグループ)	Sydney Living Museums	シドニー
ニューサウスウェールズ州立図書館	State Library of New South Wales	シドニー
シドニー・オペラハウス	Sydney Opera House	シドニー
ビクトリア州 ^{※280}		
アーツセンター・メルボルン	Arts Centre Melbourne	メルボルン
オーストラリア映像博物館(ACMI)	Australian Centre for the Moving Image	メルボルン
ドックランド・スタジオ・メルボルン	Docklands Studios Melbourne	メルボルン
フィルム・ビクトリア	Film Victoria	メルボルン
ジーロング・アーツセンター	Geelong Arts Centre	ジーロング

https://www.create.nsw.gov.au/category/arts-in-nsw/state-cultural-institutions/(最終閲覧日:2020/07/16 以下同)

^{ 280}** Creative Victoria State-owned creative organisations https://creative.vic.gov.au/about

メルボルン・リサイタルセンター	Melbourne Recital Centre	メルボルン
ビクトリア博物館	Museums Victoria	メルボルン
ビクトリア国立美術館(NGV)	The National Gallery of Victoria	メルボルン
ビクトリア州立図書館	State Library of Victoria	メルボルン
クイーンズランド州 ^{※281}		
アボリジナル・センター・フォー・ザ・パフォーミング・アーツ	Aboriginal Centre for the Performing Arts	ブリスベン
メジャー・ブリスベン・フェスティバル	Major Brisbane Festivals	ブリスベン
クイーンズランド美術館・近代美術館	Queensland Art Gallery, Gallery of Modern Art	ブリスベン
クイーンズランド博物館ネットワーク(ブリスベンなどに5施設)	Queensland Museum Network	ブリスベンなど
クイーンズランド・ミュージック・フェスティバル	Queensland Music Festival	ブリスベン
クイーンズランド・パフォーミング・アーツセンター	Queensland Performing Arts Centre	ブリスベン
クイーンズランド・シアター(ブリスベン市内3施設)	Queensland Theatre	ブリスベン
クイーンズランド州立図書館	State Library of Queensland	ブリスベン
西オーストラリア州 ^{※282}		
西オーストラリア州立美術館	Art Gallery of Western Australia	パース
ヒズ・マジェスティーズ・シアター	His Majesty's Theatre	パース
パース・シアタートラスト	Perth Theatre Trust	パース
西オーストラリア州立図書館	State Library of Western Australia	パース
西オーストラリア州立記録局	State Records Office of Western Australia	パース
西オーストラリア博物館(パースなどに5施設)	Western Australian Museum	パースなど
南オーストラリア州 **283		
アデレード・フェスティバル・コーポレーション	Adelaide Festival Corporation	アデレード
アデレード・フェスティバル・センター	Adelaide Festival Centre	アデレード
アートラボ・オーストラリア(エージェンシー)	Artlab Australia	アデレード
南オーストラリア州立美術館	Art Gallery of South Australia	アデレード
キャリックヒル・トラスト	Carrick Hill Trust	スプリングフィールド
カントリー・アーツSA	Country Arts SA	アデレード
南オーストラリア州立図書館	State Library of South Australia	アデレード
南オーストラリア博物館	South Australian Museum	アデレード
南オーストラリア州立シアター・カンパニー	State Theatre Company South Australia	アデレード
南オーストラリア州立オペラ	State Opera South Australia	アデレード
タスマニア州		
タスマニア博物館・美術館 (TMAG) (市内5施設) ** 284	Tasmanian Museum and Art Gallery	ホバート
ロイヤル劇場(助成を受けているが州立ではない)*285	Theatre Royal	ホバート
北部準州※286		
アラルエン・アート地区とアーツセンター	Araluen Cultural Precinct/ Arts Centre	アリス・スプリングス
北部準州博物館・美術館(ダーウィンなどに6施設)	Museum and Art Gallery of the Northern Territory	ダーウィンなど
キャサリン地区の博物館・美術館(地区内8施設)	Museums and galleries in Katherine region	キャサリン地区
北部準州図書館	Northern Territory Library	ダーウィン
北部現代美術センター	Northern Centre for Contemporary Art	ダーウィン
	. ,	

1-2 州・特別地域政府の文化芸術支出

この節では、各州・特別地域政府の文化芸術行政に対する支出状況を概観する。

各州・特別地域政府の文化芸術支出は、2017-18年度実績で、全州合わせて23億9,060万豪ドル(1,721億2,320万円)である。これは、第1部1-3-2「連邦政府の文化芸術支出」で示した連邦政府の支出26億7,490万豪ドル(1,925億9,280万円)の89%に相当する。最も多く支出している州はニューサウスウェールズ州で6億2,700万豪ドル(451億4,400万円)、次いでビクトリア州の5億4,710万豪ドル(393億9,120万円)、クイーンズランド州の4億1,580万豪ドル(299億3,760万円)である。最も少ないのは北部準州の7,420万豪ドル(53億4,240万円)で、ニューサウスウェールズ州の8分の1以下の額である**287。

各州・特別地域政府の分野別の支出額と内訳は、図表2-1-2に示す通りである。

文化芸術支出の費目は、ヘリテージ(動産の収蔵施設)関係と、文化芸術活動関係に大きく分かれる。 前者は全州・特別地域を合わせて12億9,940万豪ドル(935億5,680万円)、後者は10億9,120万豪ドル(785億6,640万円)である。

ヘリテージ関係で最も大きいのは「(美術館・史料館以外の) 博物館・ヘリテージ」の5億6,580万豪ドル(407億3,760万円)、次いで「図書館」の4億6,070万豪ドル(331億7,040万円)、「美術館」の2億1,640万豪ドル(155億8,080万円)、「史料館」の5,650万豪ドル(40億6,800万円)である。

一方、文化芸術活動関係の支出の中で最も大きいのは、「実演芸術施設 (劇場・ホール等)」の3億5,590万豪ドル (256億2,480万円)で、次いで「文化芸術教育」の1億1,850万豪ドル (85億3,200万円)、「映像作品 (映画、ビデオ等)の制作・配給」の1億250万豪ドル (73億8,000万円)、「文化芸術管理」の8,230万豪ドル (59億2,560万円)、「クロスジャンル」の7,670万豪ドル (55億2,240万円)、「総合文化フェスティバル」の6,730万豪ドル (48億4,560万円)、「音楽」の6,580万豪ドル (47億3,760万円)、「視覚芸術と工芸」の5,230万豪ドル (37億6,560万円)等である。

連邦政府の支出額と比較すると、「ラジオ・テレビ」が1,660万豪ドル(11億9,520万円)と少ない。 代わりに「実演芸術施設」や「文化芸術教育」などが、連邦政府に比べ、支出額が大きな項目となっている。「文化芸術教育」については、州・特別地域政府の支出が1億1,850万豪ドル(85億3,200万円)であるのに対し、連邦政府は第1部1-3-2「連邦政府の文化芸術支出」で示したように5,000万豪ドル(36億円)と少ない。

https://www.arts.qld.gov.au/about-us/our-portfolio(最終閲覧日:2020/07/01 以下同)

**** 282** Culture WA Agencies

https://culture.wa.gov.au/venues

** 283 About arts and culture Statutory Authorities https://www.dpc.sa.gov.au/responsibilities/arts-and-culture/about-arts-culture

**** 284** Tasmanian Museum and Art Gallery (TMAG)

https://www.tmag.tas.gov.au

*** 285** Theatre Royal

https://www.theatreroyal.com.au

** 286 Northern Territory Government Museums, galleries and art centres https://nt.gov.au/leisure/arts-culture-heritage/organisations-and-venues/museums-galleries-art-centres

※ 287 前掲 Cultural Funding by Government, Australia, 2017–18 full data set (Table4) https://www.arts.gov.au/mcm/cultural-data-online/government-cultural-funding-and-participation

図表 2-1-2 各州・特別地域政府の文化芸術およびコンテンツ振興関連支出 (2017-18 年度) **288

(1豪ドル=72円)

	(1豪ドル=72円)									
	ニュー サウス ウェールズ州	ビクトリア 州	クイーンズ ランド州	南 オースト ラリア州	西 オースト ラリア州	タスマニア 州	北部準州	首都 特別地域	合計	%
分野					支出額(百万	万豪ドル)				
ヘリテージ Cultural He	ritage									
美術館 Art museums	33.8	60.4	59.7	13.8	10.8	10.6	22.6	4.9	216.4	9.1
博物館とヘリテージ Other museums and cultural heritage	212.1	85.7	75.7	29.2	124.7	15.1	7.3	16.1	565.8	23.7
図書館 Libraries	88.4	128.0	90.8	37.7	45.0	40.7	10.3	19.7	460.7	19.3
史料館 Archives	9.0	20.0	15.1	6.3	1.4	2.8	1.7	0.3	56.5	2.4
ヘリテージ 合計	343.3	294.0	241.3	87.0	181.9	69.1	41.9	41.0	1,299.4	54.4
文化芸術活動 Arts										
文学 Literature	2.5	5.0	1.4	0.5	2.0	0.3	0.6	0.4	12.6	0.5
音楽 Music	16.3	10.9	11.9	12.9	5.3	2.8	3.1	2.6	65.8	2.8
演劇 Theatre	7.2	6.4	6.5	6.7	6.4	0.4	0.9	1.2	35.7	1.5
ダンス Dance	5.5	2.9	7.0	2.3	5.2	0.6	0.9	0.6	25.1	1.0
ミュージカルとオペラ Musical theatre	7.9	5.2	3.5	1.9	2.6	0.0	0.0	0.0	21.1	0.9
サーカスとフィジカルシアター Circus and physical theater	0.3	0.7	0.5	0.1	0.2	0.0	0.1	0.1	2.0	0.1
コメディ Comedy	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	0.1
他の実演芸術 Other performing arts	0.0	0.4	3.4	2.2	0.3	0.1	0.5	0.0	6.9	0.3
実演芸術施設 Performing arts venues	144.3	47.0	47.3	73.3	15.9	9.1	3.6	15.4	355.9	14.9
クロスジャンル Cross-art form	17.3	33.5	3.1	9.8	11.4	0.4	0.0	1.3	76.7	3.2
視覚芸術と工芸 Visual arts and crafts	17.5	4.4	8.7	4.5	8.9	1.8	2.7	3.8	52.3	2.2
デザイン Design	1.1	7.5	0.0	0.1	1.7	0.2	0.3	0.2	11.0	0.5
ラジオ、テレビ Radio and television services	0.0	9.5	3.8	1.3	0.1	1.1	0.7	0.1	16.6	0.7
映像作品 (映画、ビデオ等)の 制作・配給 Film and video production and distribution	14.7	34.6	19.4	10.4	15.8	0.4	1.5	5.7	102.5	4.3
双方向コンテンツ Interactive arts content	0.8	2.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.1	0.0	3.7	0.2
文化芸術教育 Arts education	8.7	45.9	35.2	14.5	8.2	0.3	3.2	2.4	118.5	5.0
コミュニティ・アートと文化振興 Community arts and cultural development	6.9	5.3	4.3	1.7	2.9	0.5	3.0	0.6	25.1	1.0
総合文化フェスティバル Multi-arts festivals	3.9	8.4	8.6	13.3	23.9	4.4	4.3	0.5	67.3	2.8
文化芸術管理 Arts administration	26.2	20.5	9.4	8.1	4.2	4.0	6.8	3.2	82.3	3.4
他の文化芸術 Other arts	2.6	1.1	0.2	2.9	0.2	1.1	0.0	0.3	8.3	0.3
文化芸術活動 合計	283.7	253.1	174.5	166.7	115.0	27.5	32.3	38.5	1,091.2	45.6
総合計	627.0	547.1	415.8	253.7	296.8	96.6	74.2	79.5	2,390.6	100
日本円換算(百万円)	45,144	39,391	29,938	18,266	21,370	6,955	5,342	5,724	172,123	

(各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある)

なお日本においては、放送サービスと図書館については通常、文化芸術行政とは異なった領域で扱わ れている。参考までに、オーストラリアの文化芸術関連の支出から放送サービスと図書館を抜いた支出 金額を示すと、各州・特別地域政府総額で、19億1,330万豪ドル(1,377億5,760万円)となる**289。

^{※288} 同前

^{※289} 同前

TOPICS

地方自治体の文化芸術行政

オーストラリアの行政の制度は、第1部1-1「連邦と州・特別地域、地方自治体」で述べたよ うに、連邦政府、州・特別地域政府、地方自治体の3層で構成されている。そのうち、これまで に第1、2層にあたる連邦政府と州・特別地域政府の文化芸術行政について論じてきた。ここで は第3層にあたる地方自治体の文化芸術行政の概要を述べる。

オーストラリアの地方自治体は、連邦政府の憲法ではなく、各州・特別地域の州憲法や州法に 基づいて設置されている。地方自治体は州民から資産税を徴収し、その対価として道路建設やご み処理などの日常生活関連の事業を行うための団体として各州政府により設置された。こうした 歴史的経緯から、「3つのR」と呼ばれる道路(Road)、資産税(Rate)、ごみ処理(Rubbish) が地方自治体の所掌事務の中心となってきた。ただし現在では、図書館・美術館・博物館運営な ど文化芸術領域の事務を行う例も多くなっている**290。

地方自治体では、歳入のおおむね90%程度を資産税を中心とする独自の財源でまかなって おり*291、残り10%程度は連邦政府と州政府が半分ずつ補助している。従って、財政面に関して は州政府に対しての独立性は比較的高い。地方自治体の文化芸術に対する支出は、2017-18年度 実績で総額17億9,750万豪ドル(1,294億2,000万円)である。州ごとにみると最も多いのはニ ューサウスウェールズ州内の地方自治体の計6億1,380万豪ドル(441億9,360万円)、ついでビ クトリア州内地方自治体の4億9,060万豪ドル(353億2,320万円)、クイーンズランド州内地方 自治体の3億2,350万豪ドル(232億9,200万円)と続いている^{*292}。**図表2-1-3**に一覧を示す。

オーストラリアでは州都に人口が集中する傾向があり、2019年現在、ニューサウスウェール ズ州では州都シドニーが州全体の人口の65%を、ビクトリア州では州都メルボルンが人口の51 %を、クイーンズランド州では州都ブリスベンが人口の49%を占めている。これを踏まえ、地 方自治体の文化芸術支出の大きい3州において、その各州都の文化芸術行政の状況をみてみると、 まず、オーストラリア最大の地方自治体でありニューサウスウェールズ州の州都であるシドニー 市では、市民生活局(City Life Division)において「クリエティブ・シティ 文化政策とアクシ ョン・プラン 2014-24(Creative City Cultural Policy and Action Plan 2014-24)」という名称 の文化芸術についての戦略プランを作成し、市内のアーティストやアートワーカーへの助成、パ ブリックアートの制作、コミュニティの創造性支援などの多様な政策を展開している*²⁹³。また、 オーストラリア第2の都市であるメルボルンでは、市経済活性化局(City Economy and Activation) において、「アーツ・メルボルン(Arts Melbourne)」という名称で、アーティス ト助成やパブリックアートを含む積極的な文化事業を実施しており*294、クイーンズランド州州 都であるブリスベンでは「クリエイティブ・ブリスベン、クリエイティブ・エコノミー・ストラ

図表 2-1-3 各州・特別地域の地方自治体の文化芸術に対する支出**295

(1豪ドル=72円)

州名 (州内に自治体がない首都特別地域除く)	2017-18年度支出実績	日本円換算
ニューサウスウェールズ州	6億1,380万豪ドル	441億9,360万円
ビクトリア州	4億9,060万豪ドル	353億2,320万円
クイーンズランド州	3億2,350万豪ドル	232億9,200万円
南オーストラリア州	1億7,270万豪ドル	124億3,440万円
西オーストラリア州	1億7,380万豪ドル	125億1,360万円
タスマニア州	2,010万豪ドル	14億4,720万円
北部準州	310万豪ドル	2億2,320万円
슴計	17億9,750万豪ドル	1,294億2,000万円

テジー(The Creative Brisbane, Creative Economy Strategy)」を発表、助成制度やパブリック アートなどの施策を実施している**296。3都市とも、アーティストや文化芸術団体への助成やコ ミュニティ支援に加え、パブリックアート支援を行っているところが共通点である。

こういった地方自治体の文化芸術行政は、州政府の施策とは独立して立案・実施されているが、 州政府との連携による助成も行われている。例えばシドニー市では、オーストラリア・カウンシ ルおよびクリエイトNSWと共同でオーストラリア現代美術館(Museum of Contemporary Art Australia) に助成している**297。また、クリエイティブ・ビクトリアでは、メルボルン市および 州内の地方自治体多数と連携してギャラリーや実演芸術への助成を行っている**²⁹⁸。

^{※290} 一般財団法人自治体国際化協会 オーストラリアとニュージーランドの地方自治 pp.17-18 http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/j49.pdf(最終閲覧日:2020/07/18)

^{※291} 前掲 Local Government National Report 2014-2015 p.5

https://www.regional.gov.au/local/publications/reports/2014_2015/LGN_REPORT_2014-15.pdf(最終閲覧日:2020/06/30)

前掲 Cultural Funding by Government, Australia, 2017-18 full data set (Table15)

https://www.arts.gov.au/mcm/cultural-data-online/government-cultural-funding-and-participation(最終閲覧日:2020/07/01 以下同) **** 293** Creative City Cultural Policy and Action Plan 2014 - 2024

 $https://www.cityofsydney.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0011/213986/11418-Finalisation-of-Cultural-Policy-Document-July-2016.pdf$ https://www.cityofsydney.nsw.gov.au/strategies-action-plans/creative-city-cultural-policy-action-plan

^{* 294} Arts Melhourne

https://www.melbourne.vic.gov.au/arts-and-culture/Pages/arts-melbourne.aspx

^{※295} 前掲 Cultural Funding by Government, Australia, 2017-18 full data set (Table 15)

https://www.arts.gov.au/mcm/cultural-data-online/government-cultural-funding-and-participation

^{* 296} Creative Brisbane Creative Economy Strategy

https://www.brisbane.qld.gov.au/sites/default/files/20191213%20-%20Creative%20Brisbane%20Creative%20Economy%20Strategy.pdf

^{※297} クリエイトNSWのAntonietta Morgillo, Senior Policy Lead, Partnerships and Policy, Sam Wild, Senior Manager, Arts Funding & Development およびAugusta Supple, Senior Manager, Strategic Projects & Engagementへのインタビュー(2019/12/12)より。

^{※298} クリエイティブ・ビクトリアのChristopher McDermott, Senior Manager, Research and Planning へのインタビュー(2019/12/06)より。

TOPICS

シドニー・オペラハウス

オーストラリアでは、歴史的に文化施設の設置・運営において州政府が大きな役割を果たしており、特に劇場・ホールについては連邦政府の設置施設はなく、国内の主要施設の多くは州立施設となっている。また、MPA団体の多くも本拠地を州立施設においており、州立施設がオーストラリアの実演芸術の振興に果たしている役割は大きい。第1部3-4「新



シドニー・オペラハウス

制度への移行」でも述べたように、MPA団

体は、オーストラリア国民の多くから、オーストラリアの生活を豊かにするとともに、国としてのイメージを向上させる役割を果たしていると認識されている。オーストラリアの実演芸術の発展、さらには国のイメージ向上への貢献という点で、州立の主要な劇場・ホールは、同国にとってなくてはならないものである。

ここでは、その中でも最も著名であり、施設自体が国際的な文化観光拠点であるシドニー・オペラハウスの運営概要を紹介する。

シドニー湾の突端、ベネロング・ポイントに立地するシドニー・オペラハウスは、1973年にオープンした、オーストラリアを代表する劇場・ホールであり、2007年に文化遺産として同国2番目の世界遺産に認定された施設としてもよく知られている。同施設はまた、シドニーの主要な観光拠点の1つでもある。施設内には次の6つの劇場・ホールを擁する。

- コンサートホール (2,679席)
- ジョーン・サザーランド劇場(旧オペラ劇場 1,507席)
- ドラマシアター(544席)
- ●プレイハウス (398席)
- スタジオシアター (364席)
- ウツソン・ルーム (210人収容可能)

その他、複数のスタジオ、レストランなどが付帯している。施設の設置団体はニューサウスウェールズ州であり、運営は非営利法人であるシドニー・オペラハウス・トラスト(The Sydney Opera House Trust)が行っている**299。

1 シドニー・オペラハウスの運営団体

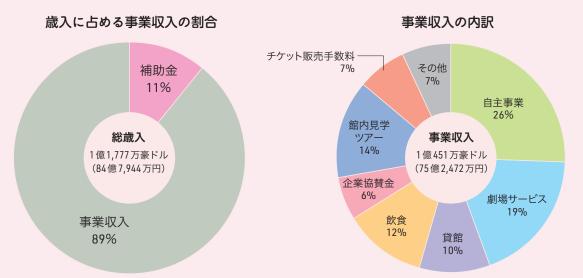
この項では、シドニー・オペラハウスの運営団体であるシドニー・オペラハウス・トラストの 州政府との関係性と運営状況について整理する。

シドニー・オペラハウス・トラストは州によって設立された非営利法人であり、NSW 州政府 商業的フレームワーク(NSW government commercial framework)により規定される公的非 金融法人(Public Non-Financial Corporation)として位置づけられている。商業的フレームワ ークによる規定とは、州政府がトラストに対し、50%以上の運営予算を自力で生み出すよう期 待していることを意味する。また、公的非金融法人という位置づけは、単独の設置法に基づく法 人ではなく、社会やコミュニティへの影響を鑑み、株主を持たない法人であることを意味してい る。このため、シドニー・オペラハウス・トラストは、積極的な事業収入獲得に注力しており、 近年は一般歳入の9割前後が事業収入、1割前後が州政府からの補助金という歳入構造を維持し ている**300。

2017-18年度の実績では、事業収入1億451万豪ドル (75億2,472万円) に対し、補助金1,326 万豪ドル (9億5,472万円) であり、総歳入1億1,777万豪ドル (84億7,944万円) に対し、事 業収入89%、補助金11%の構成比である(**図表2-1-4**)。事業収入の内訳は、26%が自主事業の チケット売上、19%が劇場サービス料、10%が貸館料、12%が飲食、6%が企業協賛金、14% が観光客向けの館内見学ツアー代、7%がチケット販売手数料、7%がその他であった。

シドニー・オペラハウス のピープル・アンド・ガバメント部門のディレクター(Director. People & Government) であるカイヤ・ブロンディンはインタビューで、「観光客はオペラハ ウスであれば何でも観たいと思うため、チケットは簡単に売れてしまう。また毎年、60万人が

図表 2-1-4 シドニー・オペラハウスの事業収入の割合と内訳 (2017-18 年度) **301



(各項目のパーセンテージは単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない)

^{※299} Sydney Opera House Annual Report Financial Year 2017-18 p.6, p.8 (最終閲覧日: 2020/07/16)

https://www.sydneyoperahouse.com/content/dam/pdfs/annual-reports/SydneyOperaHouse AnnualReport FY1718.pdf

^{※300} シドニー・オペラハウスの Kya Blondin, Director, People & Government, Fiona Winning, Director, Programming およびLou Oppenheim, Director, Production & Eventsへのインタビュー (2019/12/09) より。

^{※301} 前掲 Sydney Opera House Annual Report Financial Year 2017-18 p.95, p.99 を元に作成。

館内見学ツアーに参加し、ツアーガイドが公演を勧めるので、さらにチケットが売れる。世界の 劇場を見ても、私たちと同様にツアーと公演を実施している場所は少ないと思う」と語っている。 館内見学ツアーは毎日9時から17時まで、1時間の基本ツアーをはじめ、バックステージツアー、 子ども向けツアー、食事付きツアーなどが多言語で行われている。専門のガイド職員も多数雇用 されており、こうしたツアーを通じて観光資源としてのオペラハウスが有効活用されている。

州政府からは上記の補助金の他に、建物の大規模改修のための資本助成金(Capital Grant)が支出される。ただし、これについてもシドニー・オペラハウス・トラスト側の努力も強く求められており、トラストでは近年州政府から受けた資本助成金2億5,000万豪ドル(180億円)に対し、5,000万豪ドル(36億円)を飲食などのビジネス収益から捻出し、自己投資として投入している**302。

シドニー・オペラハウス・トラストの運営は州政府の管理下にあり、トラストの10人の役員は全て州政府より指名される。そのほかに、CEOと政府のモニタリング担当の職員がおり、政府とのコミュニケーションに携わっている**303。

州政府に提出するアニュアル・レポートには、詳細な事業報告および財務諸表、監査書類が含まれるとともに、州政府が指定したモニタリング項目に関する報告が記載されている**304。モニタリング項目は予算や支払い状況、賃金状況、世界遺産管理や環境対応、採用における多様性確保、デジタル化の進展などである。

2 事業の実施状況

シドニー・オペラハウス・トラストの事業は、約40%がシドニー・オペラハウス・プレゼンツ (Sydney Opera House Presents、以下 SOHP) と呼ばれる自主事業、約40%が同館を本拠地とするレジデンス・カンパニーの公演、残りの20%程度が貸館である。

このうち SOHPでは、レジデンス・カンパニーが扱わない分野、例えばクラシック系以外の音楽、コンテンポラリーなパフォーマンス、子どもと家族向けのプログラム、先住民の文化芸術プログラム、デジタル・プログラム、トークショーやワークショップなどを年間700公演程度実施している。

SOHP事業のうち65%は黒字か損益なしだが、残り35%は赤字事業であり、その補填のため各種の助成金を獲得している。州政府からはすでに全体の運営補助金を受けているため、助成金の提供元は州政府以外の機関、具体的には連邦政府の外務省や教育省、オーストラリア・カウンシル、シドニー市議会、その他先住民関係や教育関係の助成金などである。SOHPは今後も事業性と芸術性のバランスを保ちつつ、より幅広いジャンルで、より多様なオーディエンスを獲得すべく継続していく予定である**305。

^{※302} シドニー・オペラハウスへの前掲インタビュー(2019/12/09)より。

^{※303} 同前

^{※304} 前掲 Sydney Opera House Annual Report Financial Year 2017-18 pp.203-249

^{※305} シドニー・オペラハウスへの前掲インタビュー (2019/12/09) より。

シドニー・オペラハウスのレジデンス・カンパニーは、次の8団体である。

- シドニー交響楽団
- オペラ・オーストラリア
- ●オーストラリア・バレエ団
- シドニー・シアター・カンパニー
- ベル・シェイクスピア
- バンガラ・ダンス・シアター
- オーストラリア室内管弦楽団
- シドニー・フィルハーモニック・クワイア

8団体のうち、シドニー・フィルハーモニック・クワイアを除く7団体はMPA団体である。 レジデンス・カンパニーは、当初はシドニー交響楽団、オペラ・オーストラリア、オーストラリ ア・バレエ団、シドニー・シアター・カンパニーの4団体だったが、その後、10年ほど前にベル・ シェイクスピア、バンガラ・ダンス・シアター、オーストラリア室内管弦楽団の3つが加わり、 2019年にシドニー・フィルハーモニック・クワイアが参加した。レジデンス・カンパニー全体 の事業数は、SOHPと同様、年間700公演程度である。レジデンスの契約は3年ごとだが、話し 合いは5、6年先を見据え、中長期的な計画について協議している。

レジデンス・カンパニーが持つ権利としては、会場の優先使用(年間の利用日数の保証と優先 予約)、利用料の減免、シドニー・オペラハウスのウェブサイトなどへの掲載、チケット販売協 力(オペラハウス以外での興行を含む)の4つがある。加えて、シドニー交響楽団、オペラ・オ ーストラリア、オーストラリア・バレエ団といった大規模な団体に対しては、オペラハウス内に 専用のオフィスや倉庫などのスペースを提供している。シドニー・オペラハウス・トラストは、 レジデンス・カンパニーの興行の際、興行収入の5~10%を会場代として受け取っている。こ れに加え、オペラハウスで取り扱ったチケットについては、チケット販売手数料が入る**306。

シドニー・オペラハウスは90%以上の稼働率があり、かつ世界遺産として観光客にも人気の ある、きわめて集客力の高い施設である。例えばジョーン・サザーランド劇場(旧オペラ劇場) では、年間にオペラ・オーストラリアが7~8カ月間、オーストラリア・バレエ団が3カ月間の 公演を行っている。またコンサートホールは、シドニー交響楽団が年間35週間利用している。 オペラ・オーストラリアのコーポレート・アフェアーズ・ディレクターであるイヴォンヌ・ザミ ットはインタビューで、「世界的に有名なシドニー・オペラハウスがあることは大きな安心材料」 であるとして、「これがあるからには、それに見合うオペラを提供する団体が必要であり、この 建物の中で上演するオペラが必要だ」と述べている^{*307}。この会場を長期にわたって優先使用で きるメリットは、各レジデンス・カンパニーにとってきわめて大きなものとなっている。

^{※306} 同前

^{※307} オペラ・オーストラリアへの前掲インタビュー(2019/12/09)より。

ニューサウスウェールズ州の 文化芸術助成

この章では、オーストラリアで最も人口の多い州であるニューサウスウェールズ州の文化芸術助成について、州政府の担当部局であるクリエイト NSW の組織と、その主要な助成制度を概説する。

2-1 州の文化芸術担当部局 (クリエイトNSW)

この節では、クリエイト NSW の助成制度について述べる前提として、クリエイト NSW の州政府内での位置づけ、所管業務、政策枠組、他分野との協働、組織体制、採用人材に関してそれぞれ見ていく。

2-1-1 ニューサウスウェールズ州の文化芸術行政の概要

ニューサウスウェールズ州では、州政府と州立文化機関が文化芸術事業を実施している。州政府で文化芸術行政を担当するのが、州の首相内閣府(Department of Premier and Cabinet)内にあるクリエイトNSW(Create NSW)である。

クリエイトNSWは2017年に、文化芸術を担当するアーツNSW(Arts NSW)とスクリーンNSW (Screen NSW) の統合により誕生した部局であり、州政府の一部である。職員は全て州職員であるが、後述するように文化芸術セクターから採用された職員も多い。

クリエイトNSWの主な所管業務は以下のものである。

- ●文化芸術助成を含む文化芸術振興全般
- ●映画・ビデオなどの振興
- ●6つの州立文化機関を含む州内の文化施設・景観など(文化インフラストラクチャー)の整備計画

クリエイト NSW が管理する州立文化機関には以下の6つがある。それぞれ州政府が州の設置法に基づいて設立した独立の法人であり、首相内閣府に所属している**308。

● ニューサウスウェールズ州立美術館(Art Gallery of New South Wales)

- シドニー・リビング・ミュージアム(Sydney Living Museums) 市内 12 の博物館、歴史的な建造物や庭園を管理する機構
- 応用科学技術博物館(Museum of Applied Arts and Sciences)
 パワーハウス博物館、パワーハウス・ディスカバリーセンター、シドニー天文台の3施設を管理
- シドニー・オペラハウス(Sydney Opera House)
- ニューサウスウェールズ州立図書館(State Library of New South Wales)
- オーストラリア博物館(Australian Museum)

2-1-2 政策フレームワークと事業計画

クリエイト NSW の業務のビジョンや枠組は、2015年に策定された州の文化芸術振興方針である「NSW 文化芸術政策フレームワーク(The NSW Arts and Cultural Policy Framework)」に規定されている。 対象となる文化芸術領域には、実演芸術や美術館、博物館、図書館、映画産業などが含まれる。

NSW文化芸術政策フレームワークの構想は**図表2-2-1**に示す通りであり、全体のビジョンの下、3つの対象地域、3つの目的、その目的を実現するためのアクションから構成されている。

図表 2-2-1 NSW 文化芸術政策フレームワークにあるビジョン、目的、アクションの関係^{※309}

ビジョン(Vision) NSWは、コミュニティを巻き込み、私たちの豊かな多様性を反映する アクション(Action) 目的(Ambitions) イノベー リーダー 先住民の 文化インフラ 卓越性 国際交流 芸術と文化 ション シップ ストラクチャ・ NSW地方部 の再活性化 若者の アクセス 参加 西シドニー 文化芸術 シドニー 専門能力 ネットワークと 調査研究と 強靭性 事業継続性 開発 パートナーシップ 効果測定

上記フレームワークのうち、文化芸術の「卓越性」という目的については、「ワールド・クラス」という理念を掲げている。これは、ニューサウスウェールズ州の文化芸術を世界レベルのものとし、世界の文化芸術のエコ・システムに貢献する存在となるよう支援するという考え方である。具体例としては、シドニー・オペラハウスの世界的な魅力を維持し、オーストラリアおよびニューサウスウェールズ州のブランドを維持する事業などがある**310。

また、フレームワークの「アクセス」の1つ「若者の文化芸術」については、「クリエイティブ・キッズ(Creative Kids)」という理念を掲げている。同理念は、子どもの教育、福祉、健康と成長を図るとともに、人生を通じてアートに関わる契機を作ることをうたっている。クリエイトNSWではこの理念を踏まえ、学齢期の子どもたちの創造的な体験を支援する事業として毎年100豪ドル(7,200円)相当のバウチャーを保護者に配布するプロジェクトを実施している。バウチャーは指定された業者のワークショップへの参加や用具購入、オンライン体験などに利用できる。事業実施期間は2019年1月から

^{309}** The NSW Arts and Cultural Policy Framework p.10

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2015/02/ARTS-NSW-Policy_13-MAY_web-1.pdf(最終閲覧日:2020/07/15)

^{※310} クリエイト NSWへの前掲インタビュー(2019/12/12)より。

の4年間で、総予算額は2億1,600万豪ドル(155億5,200万円)である**311。

また文化施設や文化的な景観などの整備については、同フレームワークの中に「文化インフラストラクチャーの再活性化」として記載されており、その詳細は2019年策定の「文化インフラストラクチャー計画2025+」(Cultural Infrastructure Plan 2025+)で展開されている。同計画はニューサウスウェールズ州で初めての、文化施設や景観などの整備に関する総合的な計画であり、計画立案の背景には、州内のさまざまな文化施設の老朽化の問題がある。対象は州立施設だけでなく、州内の地方自治体が保有する施設や、民間施設およびそれらの施設が立地する地区全体も含むものである。こうした文化施設や景観などへの助成・支援は、文化芸術団体などの活動への助成に特化しているオーストラリア・カウンシルと大きく異なる点の1つである**312。ニューサウスウェールズ州では、2019年の同計画策定時点で、下記の図表2-2-2に示すシドニー・オペラハウスの改修を含む事業がすでに始まっており、同計画はこうした既存事業を組み込んだものとして整理されている。また同計画で策定された方針では、図表2-2-3に示すように、州が文化施設や景観などの整備においてどのような点を重視しているかが整理されている。

クリエイトNSWでは、文化芸術の社会的影響にも関心を持っており、州の健康インフラストラクチャー省と連携してプロジェクトを進めている例がある。これは文化芸術と医療を融合させる試みであり、文化芸術による患者の回復支援、患者と家族の環境改善やストレス軽減、医療スタッフの福祉向上などを図るものである。文化芸術の形式は病院での作品展示、音楽体験、参加などさまざまなものがある。クリエイトNSWはこれらの効果測定のための調査を行い、データを収集して、今後建てられる病院

図表 2-2-2 現状の文化施設や景観などの改修事業**313

(1豪ドル=72円)

事業名	事業額など
パラマタのパワーハウス地区	6億4,500万豪ドル(464億4,000万円)
ウォルシュ・ベイ・アート地区	2億4,500万豪ドル(176億4,000万円)
ニューサウスウェールズ州立美術館近代化プロジェクト	2億4,400万豪ドル(175億6,800万円)
シドニー・オペラハウス第1次リニューアル	2億3,800万豪ドル(171億3,600万円)
パラマタ文化地区	パラマタ市議会と合意に基づく1億豪ドル(72億円)のコミットメント。 パラマタ・リバーサイド劇場の再開発を含む。
地域文化基金	1億豪ドル (72億円)

図表 2-2-3 文化施設や景観などの整備の優先方針※314

分野	内容
戦略的優先方針	1. ニューサウスウェールズ州のコミュニティと経済を力強く支援する2. コミュニティが文化にアクセスするための場を確保する3. 協調的で繁栄する文化芸術セクターを支えるインフラストラクチャーを確保する4. より大きな成果を目指して連携や資金調達能力を強化する
地理的優先方針	 シドニー大都市圏をアジア・太平洋地域をリードする文化的な目的地とする 文化インフラストラクチャーを、ニューサウスウェールズ州全体の多様性や文化的個性を 強化していく梃子とする

^{※311} 同前

^{※312} 同前

^{313}** Cultural Infrastructure Plan 2025+ p.9

https://create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2019/02/20190206_CIP2025.pdf(最終閲覧日:2020/07/15)

^{※314} 同前 pp.7-8

の予算に文化芸術プロブラムの費用を組み込みたいと考えている。このため、例えば文化芸術に接することによる患者の早期回復や、病院スタッフのストレス軽減などの費用便益分析を行い、投資による政府のコスト節減効果を定量的に測定したいと考えているが、その方法はまだ確立されていない*315。

2-1-3 クリエイト NSW の組織体制

クリエイトNSWを所掌する州の文化芸術大臣は、公共サービス・雇用関係・先住民自治・文化芸術大臣のドン・ハーウィン議員 (Don Harwin MLC, Minister for the Public Service and Employee Relations, Aboriginal Affairs, and the Arts) である。2019年12月現在のクリエイトNSWのエグゼクティブ・チームは下記に示す通りである**316。

- ケイト・フォイ(Kate Foy) 首相内閣府 コミュニティエンゲージメント 副長官
- グレイン・ブランズドン(Grainne Brunsdon) スクリーン NSW ヘッド
- アレックス・ボウエン(Alex Bowen) パートナーシップと政策 ディレクター
- スー・プロクター(Sue Procter) ビジネス・オペレーション・投資およびガバナンス ディレクター
- アネット・ピットマン(Annette Pitman) クリエイト・インフラストラクチャー ヘッド
- タレク・バラカット(Tarek Barakat) 文化インフラストラクチャー ディレクター(シドニー大都市圏)
- ジュリア・プッチ(Julia Pucci) 文化インフラストラクチャー ディレクター (優先プロジェクトおよび地域)

スクリーンNSWを除くクリエイトNSWの文化芸術部署と担当業務は**図表2-2-4**に示す通りである。 人数は総計で82人程度であり、内訳は「文化芸術助成と振興」が15人、「戦略プロジェクトとエンゲージメント」が22人、「文化インフラストラクチャー」が30人程度、「パートナーシップと戦略」が15人程度となっている。また、上述した「クリエイティブ・キッズ」をはじめ、部門を横断した取組もある。

ここで人材の採用について触れておく。クリエイトNSWは州政府の一部であり、機関として独立していない。また次節で詳述するように、助成事業における助成先の決定についても、オーストラリア・カウンシルとは異なり、ピア審査制度が大臣の決定から完全には独立していない。しかしながら人材の採用に当たっては、州政府内での人材異動が中心の他部署とは異なり、州政府の外の文化芸術セクターからの短期採用が中心である。文化芸術セクター出身の職員は、文化芸術に関する知識や、アーティス

図表 2-2-4 クリエイト NSW の文化芸術担当部署 (2019年12月) **317

部署	人数	担当業務	部門横断的に対応	
文化芸術助成と振興 Arts Funding & Development	15人	助成プログラムの実施	 「クリエイティブ・キッズ」 パブリックアート・プロジェクト ナイトタイム・エコノミー支援 コンテンポラリー・ミュージック戦略など 	
戦略プロジェクトとエンゲージメント Strategic Projects & Engagement	22人	全体戦略策定や他機関との連携		
文化インフラストラクチャー Create Infrastructure	30人 程度	「文化インフラストラクチャー計画2025+」 に関わる業務		
パートナーシップと政策 Partnerships and Policy	15人 程度	文化インフラストラクチャー以外の文化 芸術の振興事業(映画・ビデオを除く)		

^{※315} クリエイトNSWへの前掲インタビュー(2019/12/11)より。

^{**316} The Executive Team https://www.create.nsw.gov.au/category/about-us/the-executive-team/(最終閲覧日:2020/07/15)

^{※317} クリエイト NSWへの前掲インタビュー (2019/12/12) を元に作成。

ト、アートワーカーなどの経験に基づく専門性を、業務に活かすよう期待されている。自身が過去にアーティストであったり、文化芸術団体の運営に携わっていたり、オーストラリア・カウンシルでの就業経験を持つ職員もいる。このため、文化芸術セクターやアーティストへの職員の理解は総じて深く、職場での研修や訓練の負担は少ない**318。

2-2 クリエイトNSWの主要な助成制度

この節ではクリエイト NSW の主要な助成制度について、まず概要を示した上で、申請と審査の流れ、 モニタリングのあり方を見ていく。

2-2-1 助成制度の概要

クリエイト NSW の主要な助成制度は下記の通りであり、2018-19年度の助成総額は5,620万1,898豪ドル(40億4,654万円)であった $*^{319}$ 。

〈交渉による助成(Negotiated Funding)〉

●キー・フェスティバル (Key Festivals)

助成金額:626万9,940豪ドル(4億5,144万円)

●ステート・シグニフィカント (State Significant)

助成金額:659万5,000豪ドル(4億7,484万円)

MPAF (Major Performing Arts Framework)

助成金額:1,195万5,067豪ドル(8億6,076万円)

●リージョナル・アートボード(Regional Arts Boards)

助成金額:196万4,000豪ドル(1億4,141万円)

〈戦略的助成(Strategic Funding)〉

助成金額:412万8,746豪ドル(2億9,727万円)

西シドニー・メイキング・スペース、西シドニー戦略パートナーシップなど

〈アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング・プログラム〉

●プログラム助成(Program Funding)

助成金額:1,807万4,450豪ドル(13億136万円)

●プロジェクト助成 (Project Funding)

助成金額:589万6,154豪ドル(4億2,452万円)

●能力開発支援 (Professional Development Support)

助成金額:131万8,541豪ドル(9,493万円)

このうち、「プログラム助成」「プロジェクト助成」「能力開発支援」の3つが公募による助成事業であり、これらは総称して「アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング・プログラム(Arts and

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2018/06/2018-2019-Funding-Recipients-1.pdf(最終閲覧日:2020/07/15)

^{※318} 同前

³¹⁹ 2018/19 Arts & Cultural Funding

Cultural Funding Program)」と呼ばれている。「交渉による助成」と「戦略的助成」は一般的な公募助成ではない。MCMでの調整により連邦とニューサウスウェールズ州双方が負担するMPAFは、「交渉による助成」の枠に整理されている。「戦略的助成」は、州の文化芸術政策に沿ったさまざまな施設や団体のプログラムやイベント、補修事業などへの助成の総称である。

なお、助成対象となっている団体には、州政府以外に連邦政府や州内の地方自治体から助成を受けているものもある。例えばオーストラリア現代美術館(MCA)は、クリエイトNSW、オーストラリア・カウンシル、シドニー市の3者から助成を受けている**320。

クリエイトNSWでは、州内の大小全ての文化芸術機関や団体・個人が州の文化芸術のエコ・システムを作り上げていると考えており、そのことが州の文化芸術およびコミュニティと社会にとって重要だという認識を持っている。この認識を踏まえ、団体規模の大小や所属を問わず、創造的な文化芸術活動やアーティストに道を開くために、クリエイトNSWが実施する公募型の助成制度が「アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング・プログラム」である。

同プログラムは、次の3点を目標として掲げている*321。

- ●ニューサウスウェールズ州での創造的なリーダーシップと、卓越したプログラム作りを促進する
- ②コミュニティと社会に利益をもたらすニューサウスウェールズ州の文化芸術活動を強化する
- ❸文化芸術の戦略的なガバナンスと強力な財務管理におけるリーダーとしてのニューサウスウェールズ州の 姿を示す

「アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング・プログラム」は、文化芸術団体の運営に対する 助成である「プログラム助成」と、単発のプロジェクトに対する助成である「プロジェクト助成」およ び個人向けの「能力開発支援」から構成されている。

このうち、「プログラム助成」とは、個別の公演などに対する助成ではなく、団体の複数年にわたる活動プログラムに対する助成を指しており、2年から4年までの文化芸術団体に対する複数年助成である「インディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディング(Independent Arts & Cultural Organisation Multi-Year funding)」と1年単位の文化芸術団体への助成である「アニュアル・オーガニゼーション・ファンディング(Annual Organisation Funding)」、地方自治体への支援である「ローカル・ガバメント・オーソリティーズ(LGA)アーツ・アンド・カルチュラル・プログラム(Local Government Authorities (LGA) Arts & Cultural Programs)」の3種がある。インディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディングは、年間10万豪ドル(720万円)以上の売上のある団体のみが対象だが、アニュアル・オーガニゼーション・ファンディングでは対象団体の売上制限はない。双方の助成制度ともに申請額の上限はないが、自己資金比率を一定程度以上に保つことが条件になっている。ローカル・ガバメント・オーソリティーズ(LGA)アーツ・アンド・カルチュラル・プログラムは、地方自治体を対象としており、こちらも申請額の上限はないが、自治体が一定以上の負担をすることが必要とされる。

^{※320} クリエイト NSWへの前掲インタビュー(2019/12/11)より。

^{** 321} ARTS AND CULTURAL FUNDING PROGRAM GUIDELINES 2019/20 p.4 https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2020/02/Independent-Organisation-Multi-year-guidelines-2019-20.pdf (最終閲覧日: 2020/07/30)

図表2-2-5 アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング・プログラムの基本情報 (2018-19年度)^{※322}

		助成事業名	対象[対象期間]	趣旨・目的	
(団	プログラム (団体運営) 助成	インディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディング Independent Arts & Cultural Organisation Multi-Year Funding	NSW州に拠点のある年間10万豪ドル (720万円) 以上の売上のある団体 [2年以上4年以内]	独立文化芸術団体による2年 以上にわたる複数の文化芸 術活動の提供・開発・発表を 支援する	
		アニュアル・オーガニゼーション・ファンディング Annual Organisation Funding	NSW州に拠点のある団体 [1年]	文化芸術団体(サービス団体 を含む)の年間の複数の活動 を支援する	
		ローカル・ガバメント・オーソリティーズ (LGA) アーツ・アンド・カルチュラル・プログラム Local Government Authorities (LGA) Arts & Cultural Programs	NSW州の地方自治体 [3年]	地方自治体の施設やユニット による文化芸術の年間活動 プログラムを支援する	
プロジェクト 助成		プロジェクト・ファンディングなど ^{*323} Project Fundingなど	NSW州に拠点のある団体 [2年以内]	州を拠点とするプロのアーティストとアートワーカーの雇用と発展を支援する	
		クリエイティブ・クオリ・プロジェクト・ ファンディングなど** ³²⁴ Creative Koori Project Fundingなど	先住民の団体・個人・グループ [2年以内]	州の先住民の強靱でエキサイテイングな文化芸術セクターの構築を支援する	
		スモール・プロジェクト・グランツ (クイック・レスポンス) Small Project Grants (Quick Response)	オーストラリア国籍もしくは永住権を 持ち、NSWに居住する個人・グループ [1年以内]	州を拠点とするプロのアーティストとアートワーカーの作品創作、発表、能力開発、プロモーションを支援する	
	能力開発支援	クリエイトNSWフェローシップ Create NSW Fellowship (Music, Dance, Theatre, Visual Arts)	オーストラリア国籍もしくは永住権を 持ち、NSWに居住する個人 [期間はプログラムにより異なる]	州のアーティストとアートワーカーの能力開発や創造性・ キャリア向上を支援する	

一方、「プロジェクト助成」は、文化芸術団体向けの「プロジェクト・ファンディング(Project Funding)」など、先住民の個人・グループ向けの「クリエイティブ・クオリ・プロジェクト・ファンディング(Creative Koori Project Funding)」など、個人・グループ向けの「スモール・プロジェクト・グランツ(クイック・レスポンス)(Small Project Grants [Quick Response])」の3つから構成されている。それぞれの助成には、制度の詳細が異なる複数のプログラムが含まれている。このうち、文化芸術団体向けのプロジェクト・ファンディングとクリエイティブ・クオリ・プロジェクト・ファンディングについては、申請額の上限はないが、団体向けのプログラム助成と同様、一定の自己資金比率を保つという条件が付けられている。スモール・プロジェクト・グランツ(クイック・レスポンス)は、助成金額に上限のある小額助成であり、自己資金比率の制限はない。

「能力開発支援」は個人向けであり、「クリエイトNSWフェローシップ」として音楽、ダンス、演劇、 視覚芸術のジャンルごとに用意されている。これも助成額に上限のある小額助成であり、自己資金比率 の制限はない。

図表2-2-5に、各助成制度の概要を示す。

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2018/06/2018-2019-Funding-Recipients-1.pdf(最終閲覧日:2020/07/15 以下同)以下、下記をアーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング各助成プログラムガイドラインと略。

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2020/02/Independent-Organisation-Multi-year-guidelines-2019-20.pdf

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2019/07/ANNUAL-GUIDELINES-2019.pdf

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2020/01/LGA-GUIDELINES-2019.pdf

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2019/07/PROJECT-GUIDELINES-2019.pdf

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2019/07/CREATIVE-KOORI-GUIDELINES-2019.pdf

https://www.create.nsw.gov.au/funding-and-support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/

^{※322} 前掲 2018/19 Arts & Cultural Funding

年間助成額 (日本円換算)	年間件数	申請可能額	総予算内の自己資金率	募集のタイミング	除外対象
1,129万2,050豪ドル (8億1,303万円)	55件	上限なし	14万豪ドル (1,008万円) 未満 →30%以上 14万豪ドル以上 →50%以上	4年に1回 (10月EOI、 1月正式申請)	MPA団体や主要フェスティバル等の交渉による助成先、連邦・州の政府機関、教育機関、スクリーンNSW助成対象団体を除く
403万豪ドル (2億9,016万円)	38件	上限なし		年に2回 (8月、2月)	MPA団体や主要フェスティバル等の交渉による助成先、連邦・州の政府機関、教育機関、スクリーンNSW助成対象団体、NSWの4年間・年間助成を受けている団体を除く
275万2,400豪ドル (1億9,817万円)	25件	上限なし	地方自治体もプログラム の規模の相当する額を拠 出すること	年に1回 (11月)	対象となる活動が、スクリーンNSW助成対象 団体、NSW の4年間・年間助成を受けている 団体の活動と重なる場合は申請できない
514万2,943豪ドル (3億7,029万円)	105件	上限なし	2万豪ドル (144万円) 未満 →10%以上 2万~14万豪ドル (1,008万円) 未満	年に2回 (8月、2月)	MPA団体や主要フェスティバル等の交渉による助成先、州の政府機関、スクリーンNSW助成対象プロジェクト、すでに終了したプロジェクトを除く
75万3,211豪ドル (5,423万円)	18件	上限なし	→30%以上 14万豪ドル以上 →50%以上		先住民でない団体や個人、MPA団体や主要フェスティバル等の交渉による助成先、スクリーンNSW助成対象プロジェクト、すでに終了したプロジェクトを除く
資料なし	資料 なし	500~ 5,000豪ドル (3万6,000円 ~36万円)	規定なし	11月11日 ~6月30日 (2019-20年度)	申請書提出から3週間以内に実施されるプロジェクト、すでに終了したプロジェクト、クリエイトNSWの助成を受けているプロジェクト、スクリーンNSW助成対象プロジェクトを除く
131万8,541豪ドル (9,493万円)	資料 なし	プログラムに より異なる	規定なし	年に1回 (11月)	プログラムにより異なる

2-2-2 申請と審査基準

次に、アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング・プログラムにおける申請と審査の流れを解 説する。同プログラムの助成の申請は全て、オンライン・システムのフォームを通して行う。申請の際 にはフォームへの入力に加え、実績や推薦状などの補足資料を併せてアップロードする。特に予算資料 は全ての助成プログラムで提出が必須である**325。また、助成プログラムによっては、予算以外の補足 書類が必要なものもあり、例えば、インディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・オーガニゼ ーション・マルチイヤー・ファンディングでは、4年間のストラテジック・プランの提出が求められる。 ストラテジック・プランの内容は、団体のビジョン、ミッション、4年後までの具体的な目標、団体内 外の状況と市場環境の評価、戦略・事業活動内容・パートナーシップの内容および定性的な指標を中核 とするKPI、予算等の財務計画およびガバナンスやリスク管理の計画等である**326。

下記に、フォーム入力以外に添付が必要な資料のリストを示す。

〈全ての申請で添付が必要な資料〉

予算資料

^{※323} プロジェクト・ファンディングには用途が絞られた多数の助成プログラムが含まれている。

^{** 325} CREATE NSW ARTS AND CULTURAL DEVELOPMENT PROGRAM 2019/20 HOW TO APPLY GUIDE https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2019/08/How-to-Apply_FINAL-1.pdf (最終閲覧日:2020/07/15 以下同)

³²⁶ writing a strategic plan GUIDE FOR INDEPENDENT ARTS & CULTURAL ORGANISATIONS MULTI-YEAR FUNDING PROGRAM https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2020/02/Independent-Arts-Organisations-Strategic-Plan-guide.pdf

- 裏付け資料
 - ① 申請団体、申請者の実績などを裏付けることができる証言者名、連絡先
 - ② 実績を示す作品 (ビデオや静止画を含む)
 - ③ 履歴書
 - ④ メディアでの評論記事
 - ⑤ 推薦状
- ●特定のアウトカムについての成果見込み(助成制度の評価のための資料で、個別の申請の審査に は利用されない)

〈助成申請額が2万豪ドル(144万円)以上の場合添付が必要な資料〉

• プログラム・プロジェクトの詳細プラン (PDF が望ましい)

〈インディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディン グで添付が必要な資料〉

•4年間のストラテジック・プラン

申請にあたっては、事前にクリエイトNSWの助成担当チームから電話等で助言を受けることができる。またクリエイトNSWのウェブサイトには、「予算書の書き方」「申請者が障害者である場合」などの申請ガイド書類が多数用意されており、利用が推奨されている**327。

なおアーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング・プログラムのうち、インディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディングのみ2段階の審査が必要となる。 団体は、まず簡略な申請内容で関心表明(Expression of Interest、以下EOI)を行い、その後、EOI審査を通った申請団体のみが正式申請を行う。EOIの審査基準と必要な情報は下記の通りである**328。

●審査基準1:プログラムの価値(Program merit)

プログラムの芸術的根拠やビジョン(300語以内)、年間活動計画(添付)

●審査基準2:プログラムの成果 (Program impact)

オーディエンスに対する成果、文化的成果、運営面における成果、社会的成果の4つのうち1つに焦点を当てるが、他の3つにも言及してもよい(500語以内)

●審査基準3:プログラムの実現可能性(Program viability)

最新の財務監査および(または)財務報告書(添付)

2019年のインディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディングのEOIの募集期間は、10月24日から11月25日まで、正式申請期間は1月30日から3月12日までであった**329。

インディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・オーガニゼーション・マルチイヤー・ファン ディングの本申請ならびに他の助成事業の申請の審査基準は、上記のEOIの審査基準をさらに細分化

144 第2部 州政府の文化芸術助成

^{** 327} CREATE NSW ARTS AND CULTURAL DEVELOPMENT PROGRAM 2019/20 HOW TO APPLY GUIDE

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2019/08/How-to-Apply_FINAL-1.pdf(最終閲覧日:2020/07/15 以下同)

^{※328} 前掲 ARTS AND CULTURAL FUNDING PROGRAM GUIDELINES 2019/20 pp.11-12

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2020/02/Independent-Organisation-Multi-year-guidelines-2019-20.pdf

^{※329} 同前 p.7

したもので、下の**図表2-2-6、2-2-7、2-2-8**に示す通りである。審査基準は、プログラム・プロジェ クトの文化芸術面での価値(merit)と、どのような成果が期待されるか、プログラム・プロジェクト の財務的な実現可能性の3領域に分かれている。1つ目の文化芸術面では、プログラムやプロジェクト の卓越性を示す芸術的根拠 (artistic rationale) やビジョンが評価の対象となる。2つ目の成果につい ては、オーディエンス面の成果として「オーディエンスの新規獲得や育成」など、文化面の成果として 「文化芸術セクターを発展させるものかどうか」、運営面の成果として「助成を受けることで団体等の運 営基盤が強化されるか |、社会面の成果として「州の戦略目標に沿った社会経済へのインパクト」の4 点に分けて審査基準が設けられている。3つ目の財務的な実現可能性では、詳細な予算や活動プログラム、 ストラテジック・プランやビジネスプラン、また申請金額に応じて団体のガバナンス体制やリスク管理 計画が審査される。

図表 2-2-6 各助成事業の審査基準 1 プログラム・プロジェクトの価値^{※330}

	助成事業名	プログラム・プロジェクトの価値		
プログラム (団体運営) 助成	インディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・ オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディング	団体 (地方自治体含む) が実施するプログラムの芸術的な卓越性 • プログラム・プロジェクトの芸術的根拠やビジョン		
	アニュアル・オーガニゼーション・ ファンディング	創作プロセスやプログラムの提供の方法が明確に示されているか以前のプログラム・プロジェクトのクオリティと評判		
	ローカル・ガバメント・オーソリティーズ (LGA) アーツ・アンド・カルチュラル・プログラム	NSW州のアーティストやアートワーカーをどのように巻き込むかNSW州の人々に芸術と文化の体験をどのように提供するか		
プロジェクト 助成	プロジェクト・ファンディングなど※331	 NSW州/オーストラリアの物語、声、活動を描いているか NSW州の創造性と文化に貢献するものか 先住民の文化的プロトコルを遵守しているか (関連する場合) 		
	クリエイティブ・クオリ・プロジェクト・ファンディングなど ^{*332}	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	スモール・プロジェクト・グランツ (クイック・レスポンス)	プログラムの芸術的根拠やビジョン以前のプログラムのクオリティと評判		
能力開発支援	クリエイトNSWフェローシップ			

図表2-2-7 各助成事業の審査基準2 プログラム・プロジェクトの成果**333

	助成事業名	プログラム・プロジェクトの成果	
プログラム (団体運営)	インディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・ オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディング	① オーディエンスに対する成果 (Audience impact) ② 文化的成果 (Cultural impact)	
助成	アニュアル・オーガニゼーション・ ファンディング	③ 運営面における成果 (Operational impact) ④ 社会的成果 (Social impact)	
	ローカル・ガバメント・オーソリティーズ (LGA) アーツ・アンド・カルチュラル・プログラム		
プロジェクト 助成	プロジェクト・ファンディングなど*334		
	クリエイティブ・クオリ・プロジェクト・ファンディングなど ^{*335}	上記の4つの成果分野のうち、1つを選んで申請し、評価を受ける。	
	スモール・プロジェクト・グランツ (クイック・レスポンス)	今回のプロジェクトがどうキャリアや活動に成果をもたらすかなぜ今この活動をしなければならないか	
能力開発支援	クリエイトNSWフェローシップ	今キャリアのどの段階にいるかこの助成がどういう価値をもたらすか	

^{※330} 前掲 アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング各助成プログラムガイドライン

^{※331} プロジェクト・ファンディングには用途が絞られた多数の助成プログラムが含まれている。

^{※332} 同前

^{※333} 前掲 アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング各助成プログラムガイドライン

^{※334} プロジェクト・ファンディングには用途が絞られた多数の助成プログラムが含まれている。

^{※335} 同前

	助成事業名	プログラム・プロジェクトの実現可能性
プログラム(団体運営)助成	インディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディング アニュアル・オーガニゼーション・ファンディング	最新の財務諸表と監査報告を添付(例のみ) (申請額14万豪ドル(1,008万円)未満は下記のみ) ●詳細で包括的な予算 ●収入の多様性 ●報酬や会場費等の妥当性 ●活動を実施する団体やグループの財務的健全性 ●4年間の詳細なストラテジック・プランもしくはビジネスプラン ●主要スタッフとクリエイティブのプログラム実施における実績、経験、専門性 ●文化芸術活動における地方自治体の投資比率(例のみ) ●プログラムの詳細な評価方法(例例のみ)
	ローカル・ガバメント・ オーソリティーズ (LGA) アーツ・アンド・カルチュラル・ プログラム ®	〈申請額14万豪ドル以上は、下記も加えて審査〉●パートナーシップや経営資源の共有の範囲●適用可能なガバナンス、委員会およびプログラム管理の取り決め●能力開発のための新規雇用や投資
プロジェクト 助成	プロジェクト・ファンディングなど**337	(申請額2万豪ドル (144万円) 未満は下記2点のみ) ② プロジェクトの基本予算と計画の実現可能性 ● 報酬や会場費等の妥当性 (申請額2万豪ドル以上14万豪ドル(1,008万円) 未満は下記のみ) ● 詳細で包括的な予算 ● 収入の多様性 ● 報酬や会場費等の妥当性 ● 助成金や財務上のリスクの管理能力
	クリエイティブ・クオリ・ プロジェクト・ファンディングなど*338	 ●詳細なプログラム計画 ◆主要スタッフとクリエイティブのプログラム実施における実績、経験、専門性 〈申請額14万豪ドル以上は、下記も加えて審査〉 ◆パートナーシップや経営資源の共有の範囲 ・適用可能なガバナンス、委員会およびプログラム管理の取り決め ◆能力開発のための新規雇用や投資 ◆リスク管理計画
	スモール・プロジェクト・グランツ	効率的な計画や資源の活用現実的で正確なプロジェクト予算
能力開発支援	クリエイトNSWフェローシップ	

図表2-2-7の「プログラム・プロジェクトの成果」の具体的な内容は、下記の通りである。

①オーディエンスに対する成果 (Audience impact)

- オーディエンスの増加や多様化
- 既存のオーディエンスの需要を満足させる
- オーディエンスに長期的な利益を与える
- •ニューサウスウェールズ州の作品に対する国内外の市場を開拓する
- 既存のニューサウスウェールズ州の作品需要に適合している
- 海外のオーディエンスを巻き込む
- 国際的なパートナーシップや協働を発展させる
- オーストラリア人が先住民の文化芸術を体験する機会を増やす

^{※336} 前掲 アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング各助成プログラムガイドライン

^{※337} プロジェクト・ファンディングには用途が絞られた多数の助成プログラムが含まれている。

^{※338} 同前

- ②文化的成果(Cultural impact)
 - 当該のジャンルもしくはセクターを発展させる
 - 文化的な表現の多様化に貢献する
 - 質の高い革新性や実験性が示されている
 - 文化芸術活動におけるリーダーシップが示されている
 - セクターを横断する創造的なコラボレーションが示されている
 - 多様なアーティストや関連スタッフを巻き込む
- ③ 運営面における成果 (Operational impact)
 - 寄付の拡大や能力向上の戦略が示されている
 - 事業継続性を強化するセクター内外のパートナーシップを発展させる
 - 助成金を他の資金源の拡大に活用している
 - 自己収益の拡大のための戦略が示されている
 - 州政府に適切な助成を求める根拠が示されている
- ④ 社会的成果(Social impact)
 - 州政府の優先事項を踏まえ、州のコミュニティを、創作者、参加者、オーディエンスのいずれか の立場で、文化芸術活動に巻き込む
 - 州政府の優先事項を踏まえ、教育、健康、福祉など、州内でニーズのある分野における社会的成 果を提供する
 - •州で必要とされている分野(教育、健康、福祉など)で社会的包摂のための戦略を示す
 - 州のオーディエンス、ターゲット市場にプロジェクトの価値を示す
 - ボランティア活動の発展を支援する
 - オーストラリア人が先住民の文化芸術を体験する機会を増やす

2-2-3 審杳

審査の流れは、スモール・プロジェクト・グランツを除き、図2-2-9に示すように、①から④の4段 階になっている。第1段階は❶の適格性審査で、当該の助成に適合した申請かどうかをクリエイト NSWの職員が判断する。これを通過した申請が、❷の各ピアによる個別審査(基準1、2) と❸のクリ エイトNSW職員による審査(基準3)に進む。クリエイトNSWのピア審査パネルは、ジャンル別ア ドバイザリー・ボード(Artform Advisory Boards)と呼ばれている。

第2段階以降の説明に入る前に、その前提としてアドバイザリー・ボードについて述べる。アドバイ ザリー・ボードは下記の通り、ジャンルごとに10種類が設置されている**³³⁹。

- 先住民文化芸術ボード(Aboriginal Arts & Culture Board)
- クラシック音楽ボード (Classical Music Board)
- 非クラシック音楽ボード(Contemporary Music Board)
- ダンス・フィジカルシアターボード(Dance & Physical Theatre Board)

https://www.create.nsw.gov.au/funding-and-support/arts-and-cultural-funding-program/create-nsw-artform-advisory-boards/ (最終閲覧日:2020/07/15)

 ³³⁹ Create NSW Artform Advisory Boards

図表 2-2-9 アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング・プログラムの申請・審査の流れ**340



- 文学ボード (Literature Board)
- クロスジャンルとフェスティバルボード (Multi-arts & Festivals Board)
- 博物館・歴史ボード (Museums & History Board)
- オペラ・ミュージカル・合唱ボード(Opera, Musical Theatre & Chorus Board)
- 演劇ボード (Theatre Board)
- 視覚芸術ボード (Visual Arts Board)

アドバイザリー・ボードのピアは総数で85人、任期は2年で、半数は公募により、半数はクリエイトNSWからの招待である。公募による採用については、オンラインでEOIを申請した候補者の中からクリエイトNSWが選定し、州の文化芸術大臣が任命する。ピアの選定基準は、文化芸術活動の専門家として認められていること、またはキャリアの過程で文化芸術分野に携わっていた人であり、その中から、先住民、ジェンダー、文化芸術ジャンル、文化芸術活動の多様性、経験と影響力などのバランスを図って採用する**341。任命された各アドバイザリー・ボードのピアの氏名、肩書き、略歴の一覧はウェブサイトに公開されている。一例として、オペラ・ミュージカル・合唱ボード(Opera, Musical Theatre & Chorus Board)のピアのプロフィールを示す。第1部3章で述べたオペラ・オーストラリアやベルヴォア、メルボルン・シアター・カンパニーといったMPA 団体の関係者もピアに含まれている。

オペラ・ミュージカル・合唱ボード**342

●議長

ローリー・ジェフス (Rory Jeffes)

オペラ・オーストラリア最高経営責任者(CEO)、シドニー交響楽団のマネージング・ディレクターを歴任。また、アウトワード・バウンド・トラストUK&オーストラリア、チャールズ英皇太子

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2020/02/Independent-Organisation-Multi-year-guidelines-2019-20.pdf (最終閲覧日:2020/07/30)

なおインディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディングの2次審査については、1次のEOI審査で適格性が認められているため、2段階目の審査から開始される。

^{※340} 前掲 ARTS AND CULTURAL FUNDING PROGRAM GUIDELINES 2019/20

^{※341} クリエイト NSW への前掲インタビュー (2019/12/12) より。

^{**342} Create NSW Artform Advisory Boards (Opera, Musical Theatre & Chorus Board)
https://www.create.nsw.gov.au/funding-and-support/arts-and-cultural-funding-program/create-nsw-artform-advisory-boards/#board8
(最終閲覧日: 2020/07/15 現在は更新されている)

のユース・ビジネス・トラストなどの大手非営利団体で上級管理職の経験を持つ。また、世界初 の「バーチャル」な慈善団体であるユースネットUKの創設者であり、若者のための革新的なウェ ブベースの情報リソースを提供している。

●メンバー

● ジョン・フロスト AM (John Frost AM)

ゴードン・フロスト・オーガニゼーションの演劇プロデューサー。「ウィキッド」「チャーリーと チョコレート工場 |「マイ・フェア・レディ |「ロッキー・ホラー・ショー | 「ダーティ・ダンシング | 「ザ・ブック・オブ・モルモンズ」などのツアーで全国的に知られている。

● サラ・ギルクリスト(Sarah Gilchrist)

ベルヴォアの開発責任者(Head of Development)であり、10年以上のアート・マネジメントの 経験を持つ。ピンチガット・オペラの元CEOで、ナショナル・ヤング・ライターズ・フェスティ バル、シドニー・ライターズ・フェスティバル、オーストラリア・ユース・オーケストラで活躍 している。

● ケイト・ゴール(Kate Gaul)

シアター・ディレクター。これまでにピンチガット・オペラ、ベルヴォア、セント・シアター、 アンサンブル・シアター、グリフィン・シアター、メルボルン・シアター・カンパニーなどで演 出とプロデュースを手がける。

● ハンナ・メイソン(Hannah Mason)

アーティスト、シンガーであり、現在はシドニー・フィルハーモニック・クワイアのジェネラル・ マネジャー。過去にはアーティスト・アンド・エンターテインメント・グループのジェネラル・ マネジャーを務めた。

- ジャック・シモンズ(Jack Symonds) シドニー室内歌劇場の芸術監督であり、作曲家、指揮者、伴奏者として活躍している。
- サリー・ブラックウッド (Sally Blackwood)

国内外のオペラ作品をプロデュースする独立系プロデューサーであり、オペラ・オーストラリア、 シドニー音楽院のゲストディレクター、国立演劇学院(NIDA)のゲスト講師を務める。アーツ・ ノースウェストの理事と財務主任を務める。

各アドバイザリー・ボードには7人から10人のピアが所属している。メンバーは任期中は固定であり、 オーストラリア・カウンシルのピア審査パネルのメンバーが助成ラウンド毎に入れ替わるのとは異なっ ている。任命されたピアは、通常は1つのボードのみに参加するが、複数のボードに参加を要請される 場合もある。例えば、先住民文化芸術に詳しいピアが、各ボードで先住民に関わる申請を審査するため、 全ボードに参加するといった場合がある**³⁴³。

どのボードで審査を受けるかは、申請時に申請者が選択してフォームに記載する。この際、クリエイ トNSWから、より適切なアドバイザリー・ボードの選択を推奨されることがある**344。ただしクリエ イトNSWフェローシップはジャンルごとに申請するため、ボードの選択肢はない。なお、スモール・

^{※343} クリエイトNSWへの前掲インタビュー(2019/12/12)より。

^{※344} 前掲 CREATE NSW ARTS AND CULTURAL DEVELOPMENT PROGRAM 2019/20 HOW TO APPLY GUIDE https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2019/08/How-to-Apply_FINAL-1.pdf(最終閲覧日:2020/07/16)

プロジェクト・グランツ(クイック・レスポンス)では、アドバイザリー・ボードの審査が入らず、クリエイトNSWの職員が適格性審査と3つの審査基準の審査を行う。

第2段階の審査として、各ピアが個別に申請書を閲覧し、採点を行う。この時、ボードのピアが審査するのはプログラム・プロジェクトの「価値」と「成果」の2基準のみであり、「実現可能性」についてはクリエイトNSWの職員が審査し、ボードにその結果を伝える**345。

最終審査は各アドバイザリー・ボードの会合で行われる。ここでは各申請書の審査基準に基づくランキングだけでなく、州の文化芸術政策の方針に基づき、地理的な分布、年齢・ジェンダー、先住民や文化的・言語的な背景の多様さ、障害の有無などのバランスも考慮される。また、複数ボードを横断して調整がなされることもある。審査では、どの申請書を選択するかだけでなく、助成金額の調整も行われる**346。アドバイザリー・ボードの会合で合意された結果は、最終的な推薦として州の文化芸術大臣に提示され、大臣が最終的に承認し、決定する。助成額については、大臣決裁時にクリエイトNSWの助言により再度調整されることもある**347。また大臣が本人の考えや、クリエイトNSW以外の助言者からの助言を受けて、クリエイトNSWおよびボードからの推薦を変更する事例も、まれにではあるが存在する。このように、助成決定に関わる権限が大臣に認められていることが、オーストラリア・カウンシルのピア審査制度と大きく異なる点である**348。

2-2-4 モニタリング

最後に、助成決定後のモニタリングについて述べる。

助成決定後は、ファンディング・アグリーメントが締結され、助成が開始される。助成後については、助成された金額の多寡に応じて、必要なレポートをオンライン・システムを通じて提出することが義務づけられている**348。最も詳細にモニタリングを行っているインディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディングでは、毎年2種類のレポートの提出が義務づけられている。1つは次年度の詳細な活動計画、もう1つは当該年度の成果報告である。活動成果については、申請時に提出したストラテジック・プランをベースに、団体とクリエイトNSWが協議してKPIを設定し、それらを年ごとに検証、評価する。KPIを満たせなければ、クリエイトNSWとともに問題解決の方法を話し合うことになる。

KPIを継続的に満たしていない状態が続いた場合、クリエイトNSWは契約を破棄することができる。 実際に破棄に至るケースはほとんどないが、次回の助成申請に悪影響を及ぼす可能性はある。インディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディングでは自動更新はなく、4年毎に公募審査を受けることが必要だが、継続的に助成を受けている団体も多い。その中で、モニタリングで良い結果を残せなかった団体は、継続して助成を受けられない可能性がある*350。

助成先のモニタリングは一対一の担当制ではなく、助成に関わるチーム全体で行っている。助成担当者はレポートの検証に加え、実際に行われているプログラムを鑑賞し、内容のクオリティを確認するとともに、オーディエンスの状況の把握にも努めている*351。

^{**345} 前掲 アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング各助成プログラムガイドライン、クリエイトNSWへの前掲インタビュー(2019/12/12)より。

^{※346} 同前

^{※347} クリエイトNSWへの前掲インタビュー(2019/12/12)より。

^{※348} 同前

^{※349} 前掲 アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング各助成プログラムガイドライン

^{※350} クリエイト NSW への前掲インタビュー (2019/12/12) より。

^{※351} 同前

TOPICS

資金調達ツールキット

ここでは、クリエイト NSW が文化芸術団体に提供している資金調達ツールキットの概要を紹介する。

クリエイト NSW では、文化芸術団体やアーティストが州政府の助成金のみに依拠することなく、資金源を多様化し、事業継続性を高めるよう推奨している。このため先述したアーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング・プログラムでも、助成金の申請額に応じて一定以上の自己資金率を確保するよう求めている。各プログラムで必要とされる自己資金の比率は、図表2-2-10 (一部再掲) に示す通りである。

この考え方に基づきクリエイト NSW では、特に資金調達についての十分な知識やスキルを持たない個人アーティストおよび中小団体を支援するため、「新たな収入を創る 創造活動を支えるツール キット(Creating New Income - A TOOLKIT TO SUPPORT CREATIVE PRACTICE)」を作成、公開している。

図表2-2-10 (一部再掲) アーツ・アンド・カルチュラル・ファンディング・プログラムで 求められる自己資金率**352

(1豪ドル=72円)

	助成事業名	総予算内の自己資金率	
プログラム (団体運営) 助成	インディペンデント・アーツ・アンド・カルチュラル・ オーガニゼーション・マルチイヤー・ファンディング	14万豪ドル (1,008万円) 未満→30%以上 14万豪ドル以上→50%以上	
אָנוְ נַעָּם.	アニュアル・オーガニゼーション・ファンディング		
	ローカル・ガバメント・オーソリティーズ (LGA) アーツ・アンド・カルチュラル・プログラム	地方自治体もプログラムの規模に相当する額を 拠出すること	
プロジェクト 助成	プロジェクト・ファンディングなど	2万豪ドル (144万円) 未満→10%以上 2万~14万豪ドル (1,008万円) 未満→30%以	
	クリエイティブ・クオリ・プロジェクト・ファンディングなど	14万豪ドル以上→50%以上	
	スモール・プロジェクト・グランツ (クイック・レスポンス)	規定なし	
能力開発支援	クリエイトNSWフェローシップ	規定なし	

^{※352} 前掲 2018/19 Arts & Cultural Funding

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2018/06/2018-2019-Funding-Recipients-1.pdf (最終閲覧日:2020/07/15 以下同)

各助成プログラムガイドライン

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2020/02/Independent-Organisation-Multi-year-guidelines-2019-20.pdf https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2019/07/ANNUAL-GUIDELINES-2019.pdf

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2020/01/LGA-GUIDELINES-2019.pdf

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2019/07/PROJECT-GUIDELINES-2019.pdf

https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2019/07/CREATIVE-KOORI-GUIDELINES-2019.pdf

https://www.create.nsw.gov. au/funding-and-support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support/arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support-arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support-arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support-arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support-arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support-arts-and-cultural-funding-program/fellowships-2/support-arts-and-cultural-funding-program/fellowships-and-cultural-funding-program/fellowships-and-cultural-funding-program/fellowships-and-cultural-funding-program/fellowships-and-cultural-funding-program/fellowships-and-cultural-funding-program/fellowships-and-cultural-funding-program/fellowships-and-cultural-funding-program/fellowships-and-cultural-funding-program/fellowships-and-cultural-funding-gunding-gunding-gunding-gunding-gunding-gunding-gunding-gunding-gunding-gunding-gundin

プロジェクト・ファンディングには用途が絞られた多数の助成プログラムが含まれている。

図表2-2-11 「新たな収入を創る 創造活動を支えるツールキット」のテーマとガイド項目**353

	15 人19年日
テーマ	ガイド項目
資金調達に 適応するためには	 時間も資源もない場合、どこから始めるべきか 自分たちに適した資金調達方法を見つけるには 税控除が受けられる寄付を得る方法 寄付集めについて自分の団体の理事会に話すには ストラテジック・プランに資金調達手法を組み入れるには 理事たちを資金調達に巻き込む(理事会向け提案書ひな形付き) 寄付者のデータベースを作るには 資金調達のメンターの探し方
寄付者の 基盤をつくる	少額でも定期的に寄付してくれる寄付者の基盤の作り方寄付者を巻き込み続けるためには寄付者や支援者のお世話の仕方年度末における寄付依頼の仕方
あなたの ストーリーを語る	 あなたの活動の成果を測定する 活動成果を伝えるコミュニケーション方法 資金調達に向けてブランドを強化する 投資家、メディア、スポンサーへのプレゼンテーション方法 SNS でのキャンペーン方法 メディアに紹介される方法
助成基金と財団	どのように助成基金、財団を探すか素晴らしい助成申請の書き方どのように信頼性の高い予算書に見せるかどのように助成報告書を書くか
大規模な寄付	 どのように大規模な寄付を得られそうな寄付者を探すか 大規模な寄付に繋がる話し合いをどのように始めるか 大規模な寄付の見込みがある相手との関係性づくりの方法 ためらう寄付者にどのように対応するか 支援者とどのように長期的に付き合い続けるか
クラウドファンディングと コレクティブ・ギビング*	 コレクティブ・ギビングの内容と使い方 クラウドファンディングの内容と使うタイミング 正しいクラウドファンディング・プラットフォームの選び方 クラウドファンディングで最大の成功を得る方法 クラウドファンディングを通じて長期の寄付者を育てるためには
ビジネス・スポンサーシップ	 最適なスポンサーを見分ける方法 ビジネス・スポンサーシップの話し合いをどのように始めるか スポンサーシップ提案書の作り方 現物支援を獲得するための企業へのアプローチ法 どのように契約締結に持ち込むか 効率的にスポンサーにサービスし、利益をもたらす方法
新たなサービスと 商品	 どのように他の収益方法を見つけるか どのように潜在的なビジネスアイディアを見つけるか どのようにビジネスモデルを作るか どのように新商品、サービスを始めるか どのように価格を決めるか
ケーススタディ	6つのカンパニー、団体の成功事例集

*コレクティブ・ギビングとは、オーストラリアで近年増えている「寄付者の会」。

**353 Creating New Income-A TOOLKIT TO SUPPORT CREATIVE PRACTICE https://www.create.nsw.gov.au/wp-content/uploads/2018/11/Create-NSW-Creating-Income-Toolkit-Full-Version.pdf (最終閲覧日:2020/07/16)

同ツールキットの主な内容を図表2-2-11に示す。このツールキットの最大の特徴は、明日か らすぐに資金調達の活動がスタートできるよう、資金調達を立案し、実施する実際のフローに応 じて、現場の事情に即したハウツー形式で全体をまとめているところにある。総ページ数は120 ページ以上におよび、相談できる連絡先やケーススタディも豊富に掲載されている。

オーストラリア独自の法制度や環境に基づく部分も多いものの、基本的な寄付者の集め方、そ のためにどんなコミュニケーションをすべきか、クラウドファンディングの使い方、協賛金を確 保するための企業側の担当者との交渉術など、ノウハウの多くは日本のアーティストや中小団体 にも役立つ可能性がある。

ビクトリア州の 文化芸術助成

この章では、オーストラリアで2番目に人口の多い州であるビクトリア州の文化芸術助成制度について、 担当部局であるクリエイティブ・ビクトリアの組織と、その主要な助成制度に分けて概説する。

3-1 州の文化芸術担当部局(クリエイティブ・ビクトリア)

この節では、クリエイティブ・ビクトリアの助成制度を解説する前提として、クリエイティブ・ビクトリアの州政府内の位置づけ、戦略、所管業務、組織体制、人材採用を見ていく。

3-1-1 位置づけと戦略、所管業務

ビクトリア州の文化芸術行政は、州政府の雇用・地区・地域省(Department of Jobs, Precincts and Regions)のクリエイティブ・スポーツ・観光経済グループ(Creative, Sport and Visitor Economy Group)内にある部局であるクリエイティブ・ビクトリア(Creative Victoria)が担当している。2020年7月現在、クリエイティブ・ビクトリアを所掌する大臣は、クリエイティブ産業大臣のマーティン・フォリー議員(Martin Foley MP, Minister for Creative Industries)である。

クリエイティブ・ビクトリアの下には、**図表2-3-1**に示す9つの独立機関が所属している。このうち、会社形態をとるメルボルン・リサイタルセンターとドックランド・スタジオ・メルボルンを除く7機関は、州の設置法に基づき設立された法人組織である。また、ジーロング・アーツセンター以外は、全て州都メルボルンに集中している。ジーロングは約25万人の人口を抱える州第2の都市であり、メルボルンから約75キロメートル南西にある港湾都市である**354。

クリエイティブ・ビクトリアの特徴は、政府内の部局ではあるが、独自の設置法として2017年クリエイティブ・ビクトリア法(Creative Victoria Act 2017)が定められていることである**355。同法によりクリエイティブ・ビクトリアは、それまであった同州の文化芸術基金(Arts Fund)、ビクトリア文化芸術委員会(Victorian Council of the Arts)、アーツ・ビクトリア(Arts Victoria)の3つの組織に代わる部局として、2017年に設置された。

クリエイティブ・ビクトリア法では、雇用・地区・地域省の長官が文化芸術およびクリエイティブ産

³⁵⁴ Geelong Population

https://australian-population.com/urban-areas/geelong-population/(最終閲覧日:2020/07/30)

^{**355} Creative Victoria Act 2017 https://content.legislation.vic.gov.au/sites/default/files/50693db9-c82e-3a0a-bb77-d86a0edb5c11_17-14aa001%20authorised.pdf (最終閲覧日: 2020/07/17)

図表 2-3-1 ビクトリア州の州立文化芸術機関**356

名称	備考	所在地
アーツセンター・メルボルン Arts Centre Melbourne	ハマーホール、州立劇場、小劇場などを擁する複合施設	メルボルン
オーストラリア映像博物館(以下ACMI) Australian Centre for the Moving Image	映画、ビデオ、ゲーム、デジタルアートの美術館	メルボルン
ジーロング・アーツセンター Geelong Arts Centre	2つの劇場を中心に、多数のパフォーミングスペース、レストラン、バー を擁する複合施設	ジーロング
メルボルン・リサイタルセンター Melbourne Recital Centre	2009年に新たに開設された音楽ライブ会場	メルボルン
ビクトリア博物館 Museums Victoria	ビクトリア州立のメルボルン博物館、移住博物館、サイエンスワークス博物館、 王立展示館、シティ・オブ・モアランド地区の保存施設を運営する機関	メルボルン
ビクトリア国立美術館(以下NGV) National Gallery of Victoria	州の設置法に基づく政府機関	メルボルン
ビクトリア州立図書館 State Library of Victoria	1854年創立のオーストラリアで最も古い公共図書館	メルボルン
ドックランド・スタジオ・メルボルン Docklands Studios Melbourne	映画・テレビ制作用の貸しスタジオ企業	メルボルン
フィルム・ビクトリア Film Victoria	映画、テレビ、デジタルメディアの振興を行う 州の 2001 年映画法によって設立された法人	メルボルン

業の発展に関わる政策・事業に責任を持ち、大臣に助言を行うとともに、クリエイティブ・ビクトリア のCEOを任命することと規定されている。任命されたCEOは長官の指示に従うとともに、長官に対 する報告義務を負う。CEOの任期は最大5年だが、再任は可能である。クリエイティブ・ビクトリア のCEOおよび職員は、ビクトリア州の2004年行政法(Public Administration Act 2004)に基づく州 職員として雇用される(2017年クリエイティブ・ビクトリア法 6、7、8、10条)。

同法に規定されているCEOの職務は下記に示す5点である(同法9条)。

- (a) ビクトリア州における文化芸術の知識、理解、鑑賞、実践を向上させること
- (b) 文化芸術とクリエイティブ産業の成長と成果の拡大を奨励し、支援すること
- (c) 文化芸術とクリエイティブ産業へのアクセスと参加を促進し、改善すること
- (d) 文化芸術とクリエイティブ産業の発展および公演や展示のための施設の提供を奨励し、支援すること
- (e) ビクトリア州における先住民の文化芸術活動を支援し、促進すること

また同法では、雇用・地区・地域省の大臣に対し、4年ごとに文化芸術およびクリエイティブ産業に 関する戦略を策定することを義務づけている(同法12条)。これに基づきクリエイティブ・ビクトリア ではストラテジック・プラン「クリエイティブ・ステート~ビクトリア州初のクリエイティブ産業戦略 2016-20 (Creative State VICTORIA'S FIRST CREATIVE INDUSTRIES STRATEGY 2016-20)

https://w.www.vic.gov.au/contactsandservices/directory/?ea0 lfz149 120.&organizationalUnit&c8221d92-b2c4-4cbb-9a34-3bbeade12dcf#Other%20Bodies (最終閲覧日:2020/07/17)

^{ 356}** VICTORIAN GOVERNMENT DIRECTORY

図表 2-3-2 クリエイティブ・ビクトリアの主要な取組 (助成制度を除く)**357

名称	主な内容
クリエイティブ 産業戦略	クリエイティブ・ビクトリアは、クリエイティブ産業に関する州政府の戦略の策定と実施を主導する 責任を負う。クリエイティブ・ビクトリア法では、4年ごとに政府の投資や取組の指針となる新しい戦 略を策定するよう定められている。
クリエイティブ産業の ための先住民行動計画	州政府のコミットメントとして、先住民の文化、文化表現、創造的活動に対する戦略的支援を提供・ 改善することを目的とする。
文化インフラストラクチャー事業	オーストラリア映像博物館 数百万豪ドル規模の改修工事を行い、テクノロジーと革新的な建築が融合し、世界につながる未来の美術館とする。 コリングウッド・アート地区 メルボルン市内のコリングウッド・テクニカル・スクールの跡地に州政府が200万豪ドル(1億4,400万円)の資本を投資。中小の創造的な団体やアーティスト、補完的なビジネスの拠点となる予定。ジーロング・アーツセンター再開発 3,850万豪ドル(27億7,200万円)の大規模な再開発をすでに実施しており、さらに1億2,800万豪ドル(92億1,600万円)のプロジェクトが進行中。 メルボルン・アート地区 今後2年間で2億豪ドル(144億円)以上を投じて、サウスバンク地区のイメージを一新し、メルボルンの新たなシンボルであるNGVコンテンポラリー(NGV Contemporary 現代美術のためのNGVの分館)を建設。 ビクトリア州立図書館の再開発 州政府からの6,040万豪ドル(43億4,880万円)の投資と約2,800万豪ドル(20億1,600万円)のフィランソロピー支援による再開発。同図書館のシンボリックな歴史的建造物の40%以上が一般来館者に開放された。
デザイン・セクターへの 支援	 ビクトリア州首相デザイン賞 州のデザイナーとデザインの革新、優れたデザインの価値を賞揚。デザイン産業は毎年50億豪ドル(3,600億円)以上を州経済にもたらしている。 メルボルン・デザイン・ウィーク毎年開催される、オーストラリアを代表する国際的なデザインイベント。 Mパビリオンオーストラリアを代表する建築委員会でありコミュニティの文化振興の実験の場。毎年春夏シーズンにはデザインに焦点を当てた無料イベントを提供。 オープンハウス・メルボルン建築への一般の人々の理解を促進し、都市の将来への関与を促進するための独立した組織。
大型の 文化芸術イベントの 実施	オーストラリアン・パフォーミング・アーツ・マーケット (APAM) 交流、相互理解、ホスピタリティを通じ、関係を深め、新たな市場や道筋を刺激することで、オーストラリアの現代パフォーマンスを国内外に提唱。1994年にオーストラリア・カウンシルによって設立され、以来2年に1度開催。 メルボルン国際ゲームウィーク 毎年10月から11月にかけて開催される。ゲーム業界、愛好家、市民、教育者向けのカンファレンス、イベント、アクティビティが行われるアジア太平洋地域最大のデジタルゲームの祭典。 メルボルン・ウィンター・マスターピース 2004年にスタートした年に1度の大規模な展覧会シリーズ。芸術性と話題性の両立をはかっている。「ゴッホと季節」「オルセー美術館の名画展」「ティム・バートン:冬の名画展」など。 ユネスコ文学都市 2008年、メルボルンはユネスコの創造都市ネットワークの中で2番目の文学都市に選ばれた。ユネスコ文学都市は、グローバルなパートナーシップ構築や、地域レベルでの文学、言語文化への市民の参加促進などに力を注いでいる。
州内の収蔵機関の支援	ビクトリア・カルチャー・ネットワーク (VCN) / カルチャー・ビクトリア 州が所有する5つの芸術機関(アーツセンター・メルボルン、ACMI、ビクトリア博物館、NGV、ビクトリア州立図書館)が協力し、州の収蔵機関とコレクションについて発信。 ビクトリアン・コレクションズはVCNのウェブサイトで、VCNのパートナーや、州の中小都市および地域の収蔵機関のために、デジタルコレクションの保存とアクセスに関する取組を主導している。

^{※357} Major initiatives https://creative.vic.gov.au/major-initiatives(最終閲覧日:2020/07/17)

を策定している。同プランでは次の5つの領域を設定し、戦略を提示している**³⁵⁸。

- ●クリエイティブな才能の支援
- ②クリエイティブ産業のエコ・システム強化
- ❸幅広い経済・社会的成果の達成
- ⁴参加とアクセスの拡大
- ⑤国際的な関係性の強化

「クリエイティブ・ステート」については、本章に続く**トピックス「州の5年間戦略『クリエイティブ・** ステート』と文化芸術助成プログラムの立案・評価」で詳述する。

クリエイティブ・ビクトリアがこのプランに基づき2019年末時点で実施している主要な取組(助成 制度を除く)は、図表2-3-2に示す通りである。大きなものとしては、「クリエイティブ産業戦略」や「ク リエイティブ産業のための先住民行動計画」といった計画・戦略策定業務、管轄する文化施設および州 内の地区などの「文化インフラストラクチャー事業」「デザイン・セクターへの支援」、州内における「大 型の文化芸術イベントの実施」「州内の収蔵機関の支援」などがある。またクリエイティブ・ビクトリ アではメルボルン市と覚え書きを交わし、州の地方自治体協会とパートナーシップ協定を締結しており、 包括的な協働体制を構築している**359。

3-1-2 組織体制と人材採用

次に組織体制について述べる。クリエイティブ・ビクトリアの組織は、下記の図表2-3-3に示す通り である。組織はCEOの下に「クリエイティブ産業」と「ガバナンスとインフラストラクチャー」の2 つの部門が設置され、その下にさらに業務ごとの担当チームが配置される構造となっている。「クリエ イティブ産業」の中には、「戦略と映画・デザイン」グループと、文化芸術振興を担当するグループが あり、後者に助成運営に関わるチームが所属する。前者の「戦略と映画・デザイン」では、戦略プラン (「クリエイティブ・ステート」およびその後継プラン)の策定、ドックランド・スタジオ・メルボルン およびフィルム・ビクトリアの監督を含む映像・デザイン・デジタル産業の振興を担っている。

「ガバナンスとインフラストラクチャー」には、文化施設や景観などの文化インフラストラクチャー の戦略と開発を担当するチームと、ビクトリア州の文化芸術全体のマーケティングとクリエイティブ・ ビクトリアの情報発信を担当するチームが所属する。前者の文化インフラストラクチャーの担当チーム では、美術館・博物館・図書館などの州立施設の土地建物の管理と組織の監督、州内の文化地区のイン フラストラクチャーの維持・開発を行うとともに、州立施設が保有するコレクションの管理を担当して いる*360。また「クリエイティブ産業」「ガバナンスとインフラストラクチャー」の各部門ではエグゼ クティブ・ディレクターが部門全体を統括すると同時に、ディレクターのいないチームを直接監督して いる。

^{** 358} Creative State VICTORIA'S FIRST CREATIVE INDUSTRIES STRATEGY 2016-2020

https://creative.vic.gov.au/__data/assets/pdf_file/0005/110948/creativestate-4.pdf(最終閲覧日: 2020/07/17)

^{*359} The Way Forward (Action 36 & 37)

https://creative.vic.gov.au/creative-state/progress-report/implementation(最終閲覧日:2020/07/17)

https://creative.vic.gov.au/about/who-we-are(最終閲覧日:2020/07/17)

CEO



上の組織図において、主に助成事業に関わる部署は次の4つである**362。

①文化芸術振興(Arts Development)

個人のアーティストや小規模な文化芸術団体の芸術的才能の開発や、創造的な活動に対する主要な公 的資金の提供元となる。

- ③助成運営(Grants Management)
 助成プログラムのオンライン助成管理システム(Grant Management System) と関連業務プロセスの管理・開発を担当する。

4 文化芸術団体(Arts Organisations)

団体助成プログラム(次節で詳述するOIP)を通じて、非政府の中小規模の文化芸術団体への政府の投資ポートフォリオを管理するとともに、連邦政府機関と連携してビクトリア州のMPA団体を支援する。

図表2-3-4に、各部署の人数を示す。なお、これは雇用表(employment table)であるため、部署名は上の組織図と必ずしも一致しない。クリエイティブ・ビクトリアの総人数は2019年末時点で、フ

^{※361} 前掲 Who we are を元に作成。

https://creative.vic.gov.au/about/who-we-are (最終閲覧日:2020/07/17)

^{※362} 同前

図表2-3-4 各部署の人数 (フルタイム換算) **363

音	フルタイム換算(人)	
エージェンシーと収蔵機関	Agencies & Collections	4.8
文化芸術振興	Arts Development	8.8
文化芸術投資	Arts Investment	7.5
文化芸術団体	Arts Organisations	4.3
アセットとデリバリー	Assets and Delivery	4.0
商品とサービス	Commercial Goods & Services	1.0
コミュニケーション	Communications	3.0
コーポレート開発	Corporate Development	5.4
	Digital	1.0
ガバナンスとインフラ	Governance & Infrastructure	7.0
助成運営	Grants Management	0.9
インフラストラクチャー戦略と開発	Infrastructure Strategy & Development	2.9
インフラストラクチャー	Infrastructure	2.0
長官室	Office Of Director	5.7
パートナーシップ・プログラム	Partnership Programs	3.0
戦略マーケティング	Strategic Marketing	1.8
戦略マーケティングとコミュニケーション	Strategic Marketing & Communications	4.0
戦略と映画・デザイン	Strategy Screen & Design	17.1
	合計	84.1

ルタイムに換算して84.1人であった。

本節の最後に人材の採用について述べる。クリエイティブ・ビクトリアの職員のうち、助成プログラ ムを管理する担当のチームは、ほとんどが文化芸術セクターの出身者で占められており、オーストラリ ア・カウンシル出身の人材もいれば、クリエイティブ・ビクトリアからオーストラリア・カウンシルに 移る人もいる。他のチームには文化芸術セクター以外の領域から転職してきた人もおり、必ずしも文化 芸術セクター出身者ばかりではない。

また上層部も文化芸術セクター内での転職ではなく、2019年末時点での CEO であるアンドリュー・ アボット (Andrew Abbott, Deputy Secretary, Creative & Visitor Economies, and Chief Executive, Creative Victoria)は、クリエイティブ・ビクトリアの前身であるアーツ・ビクトリアに在籍した後、首相府に 移り、創造観光経済副長官兼クリエイティブ・ビクトリア CEO に就任した。また 2 人のエグゼクティブ・ ディレクターの1人マックス・コフマン(Max Coffman)は首相府からの異動、もう1人のジェーン・ クローリー(Jane Crawley) はメルボルン市のシニア・マネジャーからの転職である**364。

3-2 クリエイティブ・ビクトリアの主要な助成制度

この節では、クリエイティブ・ビクトリアの主要な助成制度について、まず、その概要を示した上で、 申請と審査の流れ、モニタリングのあり方を順次説明する。

^{※363} クリエイティブ・ビクトリアのメールによるヒアリング回答(2020/5/8)より。

^{※364} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

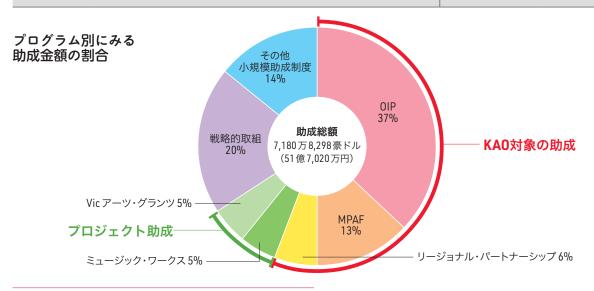
3-2-1 助成制度の概要

クリエイティブ・ビクトリアの主要な助成事業には、まず大規模な文化芸術団体・組織等への継続的な助成として、「オーガニゼーション・インベストメント・プログラム(Organisations Investment Program、以下OIP)」「MPAF」「リージョナル・パートナーシップ(Regional Partnership)」の3つがある。これらをクリエイティブ・ビクトリアではキー・アーツ・オーガニゼーション(Key Arts Organisations、以下KAO)と呼称する。次に、プロジェクト単位の助成プログラムとして「ミュージック・ワークス・メジャー・ファンディング・プログラム」と「Vic アーツ・グランツ」が比較的大きく、

図表2-3-5 クリエイティブ・ビクトリアの助成事業 (2018-19年度) **365

(1豪ドル=72円)

	助成事業名		助成金額 (日本円換算)
キー・アーツ・オーガニ	オーガニゼーション・インベストメント・プログラム (OIP) Organisations Investment Program	88件	2,661万1,549豪ドル (19億1,603万円)
ゼーション (KAO)	メジャー・パフォーミング・アーツ・フレームワーク (MPAF) Major Performing Arts Organisations	8件	915万7,246豪ドル (6億5,932万円)
	リージョナル・パートナーシップ Regional Partnerships	36件	404万5,741豪ドル(2億9,129万円)
プロジェクト 助成	ミュージック・ワークス・メジャー・ファンディング・プログラム Music Works Major Funding Program	155件	392万741豪ドル(2億8,229万円)
	Vicアーツ・グランツ VicArts Grants	152件	384万4,874豪ドル (2億7,683万円)
戦略的取組 Strategic Initiatives		122件	1,440万1,495豪ドル (10億3,691万円)
その他 小規模助成制度 Creators Fund 他多数		220件	982万6,652豪ドル (7億752万円)
		助成総額	7,180万8,298豪ドル (51億7,020万円)



**365 Department of Jobs, Precincts and Regions ANNUAL REPORT 2018-19 pp.254-267 (最終閲覧日:2020/07/18 以下同) https://djpr.vic.gov.au/__data/assets/pdf_file/0012/1866477/Final-DJPR-Annual-Report-2018-19.pdf 助成ガイドライン

Organisations Investment Program(以下 OIP 助成ガイドラインと略)

https://creative.vic.gov.au/funding-and-support/programs/organisations-investment-program

Organisations Investment Program

 $https://creative.vic.gov.au/__data/assets/pdf_file/0003/64740/RP_-_Guidelines.docx.pdf$

Music Works - Major Funding Rounds(以下ミュージック・ワークスガイドラインと略)

https://creative.vic.gov.au/grants-and-support/programs/music-works/music-works-major-funding-rounds

VicArts Grants Overview & Guidelines (以下 Vic アーツ助成ガイドラインと略)

https://creative.vic.gov.au/__data/assets/pdf_file/0005/445460/August-2020-VicArts-Grants-Guidelines1.pdf

その他、州政府の戦略に基づく非公募の助成として戦略的取組と各種の小規模助成制度がある構造となっている。詳細は、下記の**図表2-3-5**に示す通りである。

KAOは2017年時点で130団体あり、このうちOIP団体は86、MPA団体は8、リージョナル・パートナーシップ団体は36である。団体・組織の内訳は以下の通りである**366。

- 実演芸術団体 40団体
- ●美術館・博物館 32施設
- 劇場・ホール等 19施設
- フェスティバル 16組織
- ●文化芸術セクター団体および文化芸術育成団体など 23団体

地理的には、メルボルン大都市圏が79団体、それ以外が51団体である。KAO全体としての活動(2017-18年度)は以下のように公表されており、市民の文化芸術参加や教育、経済、雇用におけるKAOの存在感を示している*367。

●活動

- 9,700点の新作を制作
- ●2万4,100人の子ども・青少年が参加するプログラムを開催
- 4,400回の舞台公演を制作
- 4,500回のワークショップを開催
- 1,080回の展覧会と1,100回の映画上映

●出席・参加

- ●930万人(ビクトリア州の26%)が参加(うち、子ども・青少年のプログラムへの参加者39万8,000人)
- 6.2万人の会員数
- 雇用者数 4,900 人 (正社員 2,400 人相当)
- 15,000人のボランティアが53万時間のサービスを提供

●財務

- 2億5,520万豪ドル(183億7,440万円)の自己収入(団体収入の48%)
- 5,680万豪ドル(40億8,960万円万円)の民間支援(主要芸術団体の収入の13%)
- クリエイティブ・ビクトリアからの資金提供4,370万豪ドル(31億4,640万円)(団体収入の10%)
- クリエイティブ・ビクトリアが提供した1豪ドル(72円)につき8.83豪ドル(636円)の収益

クリエイティブ・ビクトリアが実施する公募型の助成制度は、**図表2-3-6**に示す通りである。2018-19年度の公募型助成金総額3,570万9,860豪ドル(25億7,111万円)のうち、OIPが75%を占めている。続いて多いのは「ミュージック・ワークス・メジャー・ファンディング・プログラム(Music

³⁶⁶ All Organisations

https://creative.vic.gov.au/research/data/funded-investments-data/key-arts-organisations/all-organisations(最終閲覧日:2020/07/17) **367 同前

Works Major Funding Program、以下ミュージック・ワークス)」と「Vic アーツ・グランツ(Vic Arts Grants)」で、それぞれ構成比が11%となっており、この3つで公募助成のほとんどを占める。

また、下記のうちOIPを除く公募助成は、それぞれワン・オフ(1回限り)の助成プロジェクトで、毎回の助成ラウンドごとの申請と審査により助成が決定される。これに対し、OIPは公募ではあるが、支援の継続性が運営実態として保証されている状況にある**368。

図表2-3-6 クリエイティブ・ビクトリアの公募型助成制度一覧**369

(1豪ドル=72円)

助成プログラム名称	概要	2018-19年度助成金額
オーガニゼーション・インベストメント・プログラム (OIP) Organisations Investment Program	MPA団体以外の州内の大規模団体の支援	2,661万1,549豪ドル (構成比75%)
ミュージック・ワークス・メジャー・ファンディング・プログラム Music Works Major Funding Program	非クラシック系の音楽セクターの団体、 個人支援	392万741豪ドル (構成比11%)
Vicアーツ・グランツ VicArts Grants	特定プログラム もしくはプロジェクトへの支援	384万4,874豪ドル (構成比11%)
クリエーターズ・ファンド Creators Fund	個人クリエーターのキャリアアップ支援	89万7,153豪ドル (構成比3%)
クリエイティブ・ラーニング・パートナーシップ Creative Learning Partnerships	ビクトリア州の学校がアーティストや 文化芸術団体と連携することへの支援	24万5,000豪ドル (構成比1%)
イノベーション・マーケティング・ファンド Innovation in Marketing Fund	マーケティング・プロジェクトへの支援	16万6,543豪ドル (構成比0.5%)
パックス・ライジング・グラント PAX Rising Grants	オーストラリアのゲームショーであるPAX AUSに出展するゲームスタジオへの支援	2万4,000豪ドル (構成比0.1%)
クリエイティブ・アクティベーション・ファンド Creative Activation Fund	文化観光の振興に繋がる パブリックアートやVR等の制作支援	2020年より開始
ビクトリア・ライブ・ミュージック・ベニュー・プログラム Victorian Live Music Venues Program	音楽ライブ会場の支援を行う助成 申請できるのは音楽ライブ会場運営者	開始準備中

(各プログラムの構成比のパーセンテージは単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない)

上記図表2-3-6で示した公募助成のうち、公募助成金額のほとんどを占める「OIP」「ミュージック・ワークス」「Vicアーツ・グランツ」の制度概要は、図表2-3-7に示す通りである。このうちOIPは、団体の運営支援の助成プログラムであり、残り2つは、団体だけでなく、個人やグループも対象としている。OIPは州の創造的・文化的なエコ・システムに貢献する団体への4年間の助成であり、ミュージック・ワークスは、州のクラシック以外の音楽セクターを支援する4年間の助成である。Vicアーツ・グランツは、ジャンルを問わず、個別のプロジェクトやプログラムを支援する1回限りの助成である。助成金額は、OIPが申請金額に上限設定のない数千万円単位の助成であるのに対し、残る2つについては、上限がミュージック・ワークスで540万円、Vicアーツ・グランツで432万円とかなりの差がある。以下、3つの公募制度の内容詳細を個別にみていく。

3-2-2 オーガニゼーション・インベスティメント・プログラム(OIP)

OIPは、ビクトリア州各地で活動する博物館や美術館、音楽・演劇・サーカス・ダンス・オペラなどの団体、フェスティバル、文学団体、先住民関係の文化芸術団体、文化芸術関係のサービス提供団体などに運営助成を提供するプログラムである。現在は88団体が2017年度から2020年度までの助成を受けている。

図表 2-3-7 クリエイティブ・ビクトリアの主要公募助成制度 (助成件数、金額は 2018-19 年度) ** ³⁷⁰

	*				(1201111 1-13)	
助成事業名	オーガニゼーション・インベストメント・ プログラム(OIP)		ミュージック・ワークス・メジャー・ ファンディング・プログラム		y	
	Organisations Investment Program (OIP)	Music Works Major Funding Program		VicArts Grants		
対象	団体	団体・個人・グル・	ープ	団体・個人・グルー	ープ	
対象期間	4年間	4年間		1年間または2年間	1年間または2年間	
趣旨・目的	州の創造的・文化的なエコ・システムに貢献する団体の創造性、能力、 継続性に投資し、独立した創造活動、 事業における創意工夫とイノベーションを支援する	州のクラシック音楽以外の音楽セクタ ーがビジネス能力、多様性、新しい 市場を獲得することを支援する			ターに活気をもたら クトやプログラムに 援を提供する	
支援する部門	実演芸術、視覚芸術、クロスジャンル、 文学・出版、ミュージアムとヘリテー ジ、コミュニティ文化活動など	クラシック以外の音楽		視覚芸術、文学、ダンス、サーカス、 キャパレー、音楽、演劇、学際的およ び実験的作品が含まれるが、これらに 限定されない		
支援する対象	州の文化的・創造的セクターに大きな価値をもたらすプログラムやサービスを提供しており、その運営能力の開発、成長、更新、維持を目指す非営利の文化芸術団体	州内に拠点を置くプロのアーティスト、マネジャー、会場、ライブ音楽提供者、音楽メディア、中小の団体および事業体			ト(non-arts)のコ 治体を含む個人お	
年間助成額	2,661万1,549豪ドル (4年間で1億1,300万豪ドル以上)	392万741豪ドル		384万4,874豪ドル		
日本円換算	19億1,603万円 (4年間で76億6,412万円以上)	2億8,229万円		2億7,683万円		
年間助成件数	88件	155件		152件		
申請可能な助成金額	規定はないが、3レベルの団体別の 申請額の目安が示されている。 ①6万~12万5,000豪ドル (432万~900万円) ②12万5,000~50万豪ドル (900万~3,600万円) ③50万豪ドル以上	個人 2,500~ 2万豪ドル (18万~144万円)	グループ・団体 2,500〜 7万5,000豪ドル (18万〜540万円)	5,000~6万豪ドル/年(36万~ 432万円) ※4万豪ドル(288 万円)以上は団体・ 地方自治体のみ	ソロ・プロジェク トの場合は 最大2万豪ドル (144万円)	
総予算内の自己資金率	他の収入源も確保することが期待さ れている	プロジェクトの全費用を助成金でまかなうことは不可		なうことは不可。 (144万円) 以上を	提用を助成金でまかさらに、2万豪ドル:申請する場合は申 現金を確保している	
募集の タイミング	4年に1回	2年に1回		年に1回		

^{※368} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

前掲 Department of Jobs, Precincts and Regions ANNUAL REPORT 2018-19 pp.254-267

https://djpr.vic.gov.au/__data/assets/pdf_file/0012/1866477/Final-DJPR-Annual-Report-2018-19.pdf(最終閲覧日:2020/07/17)

^{※370} 前掲 OIP助成ガイドライン

前掲 ミュージック・ワークスガイドライン

前掲 Vicアーツ助成ガイドライン

前掲 Department of Jobs, Precincts and Regions ANNUAL REPORT 2018-19 pp.254-267

https://djpr.vic.gov.au/__data/assets/pdf_file/0012/1866477/Final-DJPR-Annual-Report-2018-19.pdf(最終閲覧日:2020/07/17)

〈OIPの目的〉

プログラムの目的は下記の通りであり、助成を受ける団体には州の文化芸術セクターおよび社会・コミュニティ、経済に対する貢献が求められている**371。

文化芸術セクターにおける成果

- 各文化芸術ジャンルや活動の振興と多様化
- ◆文化芸術セクターの振興とリーダーシップの強化
- 文化芸術団体の規模、新旧の多様性
- ビクトリア州の創造性、文化への貢献

社会、コミュニティにおける成果

- 文化芸術への関与の全体的な射程の拡大と深化
- 活動の地理的な広がり
- オーディエンスや参加者の多様性

経済的な成果

- ビクトリア州の経済への貢献
- 文化芸術セクターの財政面での成長と持続可能性

〈OIPの申請と審查〉

次に、助成の申請と審査の流れを概説する。

クリエイティブ・ビクトリアでは、公募型の助成の申請は全てクリエイティブ・ビクトリアの助成ポータル(Creative Victoria Grants Portal)を経由するオンラインでの申請となる。そのため事前に助成ポータルへの登録を行っておく必要がある**372。

OIPの申請は4年毎に公募され、オンラインでの申請に対し、アドバイザリー・パネルによる審査が行われる。対象となる団体は、ビクトリア州に拠点を持ち、2年以上文化芸術分野で活動している非営利の法人で、年次財務予算と報告書、年次運営計画または事業計画を持つ団体に限定されている。詳細は図表2-3-8に示す。

申請の際には、助成申請書の入力フォームおよび添付書類で必要な情報を提出する必要がある。この中には、近年の文化芸術活動の実績などに加え、過去の財務データの概略、団体のストラテジック・プランまたはビジネス・プラン、監査済みの会計報告書などの書類も含まれており、団体の経営状況について詳細な報告が求められている。また「申請書はオーストラリア・カウンシルのフォー・イヤー・ファンディング・プログラム(FYF)と同様のもの」という説明が見られ、一定数の団体が両機関の4年間助成プログラムに申請していることがうかがわれる。図表2-3-9に詳細を示す。

審査基準は、「芸術的価値」「サービスのクオリティ」「組織の能力」の3点である。「芸術的価値」と「サービスのクオリティ」については、助成申請者がいずれか、もしくは双方を選択できる。これは文化芸術活動を主に行っている団体だけでなく、文化芸術団体に対して専門サービスを提供している団体

^{371}** Organisations Investment Program

https://creative.vic.gov.au/funding-and-support/programs/organisations-investment-program(最終閲覧日:2020/07/18)

^{※372} 前掲 Vic アーツ助成ガイドライン

前掲 ミュージック・ワークスガイドライン

図表2-3-8 OIPの申請・審査内容1 対象団体と申請できる条件 (2016-20年度) **373

対象団体	合法的に構成された非営利の文化芸術団体であり、下記を満たすもの ● ビクトリア州の創造的・文化的産業にとって重要な価値のあるプログラムやサービスの提供実績があること● 団体の運営能力の開発、成長、更新、維持を約束していること
申請できる 条件	 申請団体は以下の基準を全て満たしている必要がある 非営利の文化団体である 2015年12月1日時点で2年以上、合法的に構成された組織として運営されている(初めて申請する団体は法人証明書または法的地位の証明の提出を求められる場合がある) ビクトリア州に拠点を置いている ビクトリア州で2年以上連続して専門的な文化芸術プログラムを発表したり、質の高いセクターサービスを提供した実績を持つ 正式なガバナンス構造、年次財務予算と報告書、年次運営計画または事業計画を持っている 活動にアーティスト、アートワーカー、文化芸術専門家を巻き込み、利益をもたらすか、雇用している文化芸術セクターに利益をもたらすか、発展させている 地方自治体またはその事業体、学術および高等教育機関、高等教育機関が管理・所有する事業体、コンクール、賞、資金調達活動の実施を主眼とする団体はプログラムの対象にならない 過去にクリエイティブ・ビクトリアまたはアーツ・ビクトリアからの助成を受け、その完了手続きを終えていない団体も対象外となる

図表2-3-9 OIPの申請・審査内容2 必要申請項目および書類 (2016-20年度) **374

申請に必要な 書類、 財務条件など

オーストラリア・カウンシルのFYFの申請書と同様に、以下を提出する必要がある

- 申請者情報
- 年間を通した全般的な資金調達情報および年間の助成申請金額
- ●団体についての説明(約650語)
- ●地域、ジャンル、活動のタイプ、ジェンダー・年齢・言語などの人口統計学的特徴
- 団体のビジョン (約650語)
- ●団体の中核となる活動(約650語)
- OIPが目指す成果との整合性
- 過去2年間の団体の主な業績の短い要約(約650語)
- ガバナンスと運営、キーパーソン
- 過去の財務データの概略
- 2017、2018, 2019年の大まかな財務予測情報
- 2018年と2019年運営計画またはストラテジック・プランまたはビジネス・プラン、プログラム、監査済み の会計報告書、最近の文化芸術活動の例などの補足資料
- 現在 OIP のポートフォリオに含まれていない団体は、最近2年分の監査済み財務諸表またはそれに相当するもの

も助成の対象となるためである。「組織の能力」の審査は必須である。また団体の活動ジャンルに合わ せて、審査パネルを選択することができる。詳細は図2-3-10に示す。

申請できる助成額の上限は、OIPでの助成実績を踏まえて、次第に増額される。OIPに初めて申請す る場合は年間12.5万豪ドル(900万円)が上限だが、文化芸術活動面、ガバナンス面、資金調達能力 などで充分な実績があると認められると、上限が50万豪ドル(3,600万円)に、さらには上限なしへ と上がっていく。詳細は、**図表2-3-11**に示す。

OIPの申請と審査の流れは**図表 2-3-12**の通りである。

OIP、ミュージック・ワークス、Vicアーツ・グランツを含むクリエイティブ・ビクトリアの公募助 成の審査は、前章で述べたクリエイトNSWと同様のピア審査制度をとっている。

申請者は申請時に審査パネルを選択することができる**³⁷⁵。審査パネルの種類はプログラムによって 異なる。クリエイティブ・ビクトリアの職員が適格性を審査した後、各申請書はアドバイザリー・パネ

^{※373} 前掲 OIP助成ガイドライン

^{※374} 同前

^{※375} 前掲 Vicアーツ助成ガイドライン

前掲 ミュージック・ワークスガイドライン

図表 2-3-10 OIP の申請・審査内容 3 審査基準 (2016-20年度) ** 376

審査基準

※申請書では「1」と「2」は選択可であり、両方選択してもよい。「3」は必須

- 1. 芸術的価値: 文化芸術面の成果とビジョンを評価
 - 文化芸術プログラムと実践
 - アーティスト、アートワーカー、文化芸術活動の実践者などの支援
 - オーディエンスの育成
 - コミュニティとの関わり
 - 創造的で文化的なビクトリア州のプロフィールへの貢献
- 2. サービスのクオリティ:団体が提供する文化芸術セクターへのサービスを評価
 - アーティスト、文化芸術の実践者、文化芸術団体、オーディエンスに対して、 申請団体のサービスがもたらす恩恵とその妥当性
 - 文化芸術セクターの振興への貢献
 - 文化芸術セクターの持続可能性への貢献
 - パートナーシップおよびセクターを超えた連携、コミュニティとの連携の幅
- 3. 組織の能力: ビジョンを実現するための組織の能力
 - ビジョンと計画のクオリティ
 - 財務の健全性
 - 収入および共同助成の多様性と規模
 - ガバナンス体制
 - 資源の有効活用
 - リスクマネジメント能力

⑤フェスティバル ⑥ダンス

● 団体が先住民や文化的に多様なアーティスト、オーディエンス、コミュニティと活動する場合、 パネルは申請書に示された文化的な競争力、適切性、先住民プロトコルへの対応を検討する

4)文学

選択できる 審査パネル ①視覚芸術

②実演芸術

③演劇

⑦音楽

⑧コミュニティ文化振興とヘリテージ

図表 2-3-11 OIP の申請・審査内容 4 助成額のレベルと想定される対象団体 (2016-20 年度) **377

(1豪ドル=72円)

助成額の レベルと 想定される 対象団体

年間 6万豪ドルから 12.5万豪ドル (432万円から 900万円)

初めて複数年助成を申請する団体

- 文化芸術の発展に焦点を当てており、安定した投資を受けることができる
- 公的な助成を受けた実績がある
- 運営計画、ストラテジック・プランまたはビジネス・プランがある

または

OIP助成を受けたことがあり、さらなる成長または活動レベルの維持を目指す団体

- 文化芸術、セクター開発サービス、ヘリテージに関わる活動の いずれかを実施した実績がある
- 持続可能性、組織能力、ガバナンスと収入源の多様性の向上を約束しているか、 進歩を示している
- リスクマネジメント能力がある

年間 12.5万豪ドル から 50万豪ドル (900万円から

3,600万円)

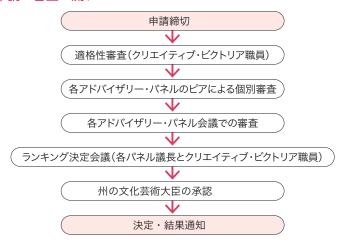
- 複数年助成の実績があり、成長力の強化や活動レベルの維持を目指す団体
- 文化芸術、セクター開発サービス、ヘリテージに関わる活動のいずれかにおいて 優れた功績がある
- 良好なガバナンスと効果的なストラテジック・プラン立案のエビデンスがある
- 資金調達およびパートナーシップの強化、多様な収入源開発の良好な実績がある
- リスクマネジメント能力がある

年間 50万豪ドル以上 (3,600万円以上)

- ●複数年助成の長期にわたる実績があり、実質的な助成パートナーが存在する (州政府、連邦政府、民間企業、フィランソロピーなど)
- 州または国のプロフィールに著しく貢献する、大規模または州全域に影響を与える活動を行う
- 文化芸術、セクター開発サービス、ヘリテージに関わる活動のいずれかにおけるビジョン、 業績、恩恵によって知られている
- 最良のガバナンスと質の高いストラテジック・プラン立案のエビデンス
- ●資金調達およびパートナーシップの強化、多様な収入源開発の優れた実績がある
- 高水準のリスクマネジメント能力がある

^{※376} 同前

^{※377} 同前



ルのパネル審査に回される。各パネルは、公募で選出されたピアの登録簿の中から、クリエイティブ・ ビクトリアが助成ラウンドごとに構成する。ピアは文化芸術セクターの人々から選ばれており、プロの アーティストや、文化芸術団体のシニア・マネジャーなどの実務家、評論家などである。パネルの構成 にあたっては、地域やジェンダーなどの人口統計的多様性、専門分野が偏らないよう8~10人程度の 人員を選定する。例えば音楽の審査パネルならクラシックの歌手、クラシック以外の歌手、ジャズ、ト ラディショナルなど多様な人を選定する。ピアの任期は3年で、再任もある。

アドバイザリー・パネルでは、まずオンライン登録された申請内容および補足資料を各ピアが個別に 審査した上で、メルボルンのクリエイティブ・ビクトリアにおいて会議が行われ、推薦リストが決定さ れる。各アドバイザリー・パネルでは、参加したピアの中から審査委員長が選ばれ、会議の進行を担当 する。会議の時間は最長で2日に及ぶ。推薦リストは、合意したランキングに基づき、助成総額の上限 の中で、アドバイザリー・パネルが選定する。なおOIPに限り、各パネルでの審査の後、全パネルの 議長とクリエイティブ・ビクトリアの上級職員が集まり、ランキング決定会議が開かれる。ランキング 決定会議では、申請団体のジャンルや地域などの属性のバランスと、上述したプログラムの目的との整 合性が吟味され、最終的に大臣に推薦するリストが決定される。

推薦リストは大臣に提示され、その承認を得て最終決定される。大臣は、名目上は推薦リストを変更 する権限を持つが、実際にその権限を行使することはない。こうしたプロセスについて、クリエイティ ブ・ビクトリアでは、オーストラリア・カウンシルとほぼ同等のピア審査の原則が成立していると考え ている**379。

〈OIPのモニタリング〉

OIPのモニタリングは、6カ月ごとの財務面の報告および毎年のアニュアル・レポートと文化芸術面 での成果レポートの提出が義務づけられており、毎年1回の会議も行われる。この会議で、前年の実績 のモニタリングと次年度以降の活動の確認を行い、助成金額をある程度調整する。例えば前年実績に大 きな問題がある場合は減額、次年度に海外ツアーなどの特別なプロジェクトがある場合は増額などの調 整が行われる。モニタリングには、クリエイティブ・ビクトリアの「文化芸術団体」担当チームが対応

^{※378} 同前

^{※379} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。 Advisory Panels https://creative.vic.gov.au/grants-and-support/programs/advisory-panel-register(最終閲覧日:2020/07/18)

している。1人のマネジャーが10~20の団体を担当し、6人のチームで80以上の団体を管理する。

OIPが他の公募助成プログラムと異なる点は、一部新規に追加される団体はあるものの、実体としては助成の継続が基本となっていることである。4年に1回ピア審査は行われるが、団体への継続助成の打ち切りや団体の入れ替えはきわめて困難である。そのため、助成総額の8割近くを占めるOIPの助成額は、ほぼ固定された団体への助成資金となっている。クリエイティブ・ビクトリアでは、こうした状況に対し「資金が固定されている」と認識し、課題として捉えている*380。

3-2-3 「ミュージック・ワークス」と「Vic アーツ・グランツ」

一方、3つの主な公募助成のうち、「ミュージック・ワークス」「Vicアーツ・グランツ」の2つは、特定のプロジェクトを対象としたワン・オフ(1回限り)の助成制度であり、競争率が高く、毎回助成を受ける団体や個人が大幅に変化する**381。

図表 2-3-13 ミュージック・ワークス、Vic アーツ・グランツの申請内容 1 申請できる条件と優先分野 **382

図衣2-0-13 ミューシック・ソークス、VICアーク・グラフクの中間内合す 中間できる米什と優元力却			
	ミュージック・ワークス	Vic アーツ・グランツ	
申請できる条件	 ⟨他の助成制度との重複の有無⟩ ● 当該助成ラウンドで他の助成に申請していない。OIPの対象団体ではない ● クリエイティブ・ビクトリアの既存の助成を適切に完了している (資金利用) ● プロジェクト費用全額でないこと ● 事業の立ち上げ費用でないこと 		
	(プロジェクトの公正性、適切性) ● オーストラリアのオリジナル楽曲が75%以上を占めること ● 商業的、物理的、デジタル的なリリースや配布を目的とした録音物であること (デモは対象内) ● コンテストの要素を持つ音楽祭またはプロジェクトではない ● 政府または民間機関で進行中の研究に関連し、修了証明書や学位の取得につながる活動は対象外 (資金利用) ● すでに発生したプロジェクト費用の払い戻し金でないこと ● 自分のスタジオでの雇用や設備投資のための資金でないこと ● 助成関係の文書作成コストは対象外	 (他の助成制度との重複の有無) ●ミュージック・ワークス、フィルム・ビクトリア、ビクトリア州の観光関連助成の対象案件ではない (プロジェクトの公正性、適切性) ●アーティストに適切な報酬を支払っている ●先住民アーティスト、団体との協働において適切なプロトコルに従っている ●コンテストや賞または資金調達活動ではない (資金利用) ●会議、ビジネスカンファレンス費用、個人的な授業料、研修、研究、学術活動の費用が入っていないこと ・資本金、プロジェクトやプログラムに直接関係のない管理費、インフラストラクチャー、その他の組織的な費用が入っていないこと 	
優先分野	 ビクトリア州の音楽産業のビジネス能力を戦略的に開発し、長期的な持続可能性を向上させる 地元、地域、国内、国際的なレベルでの展開を通じて、ビクトリア州の音楽のオーディエンスを増やす ビクトリア州の音楽業界の多様でユニークかつクリエイティブな才能を育成する 	 広範囲の独立したアーティストや芸術団体を支援する ビクトリア州の一般市民の文化芸術の利用可能性とアクセスを高め、オーディエンスを育成する ビクトリア州の地域におけるプロジェクトやプログラムを支援する ビクトリア州における先住民の文化芸術の多様性を反映したプロジェクトを支援する ビクトリア州の多様なコミュニティを反映したプロジェクトを支援する ビクトリア州のアーティストと作品の州間および国際的なツアーを支援する アーティストや文化芸術団体が、専門的な活動の持続可能性と財政的な実現能力を向上させ、ビクトリア州の産業、組織、コミュニティとのパートナーシップや協働に関与することを支援する 	

^{※380} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

VicArts Grants – Application drafting tool, Budget drafting tool https://creative.vic.gov.au/grants-and-support/programs/vicarts-grants(最終閲覧日:2020/07/17)

^{※381} 同前

^{※382} 前掲 ミュージック・ワークスガイドライン

〈申請と審査〉

ミュージック・ワークスは、ビクトリア州の音楽産業振興のための助成プログラムであり、そのため 申請できるのは商業的なプロジェクトに限られている。ただし音楽祭やコンテスト、教育プログラムは 対象にはならない。一方、Vicアーツ・グランツは独立したアーティストや文化芸術団体を広範囲に支 援するという目的のため、ジャンルの規定はないが、賞やコンテスト、会議や研修・教育などの費用は 対象外である。また両者とも特定のプロジェクトに対する助成であるため、団体の運営や個人の事業の 立ち上げ・継続に関わる間接費や設備への投資費用への使用は認められていない。プロジェクト費用全 体をクリエイティブ・ビクトリアからの助成金でまかなうことも禁じられており、自己資金が必要とな っている。詳細は**図表2-3-13**に示す。

双方の助成制度とも、申請する助成額に応じて必要な自己資金の割合や添付すべき資料が多くなる。 また、クリエイティブ・ビクトリアでは事前の相談に応じており、金額面での助言を行うこともある**383。

図表2-3-14 ミュージック・ワークス、Vicアーツ・グランツの申請内容2 申請に必要な書類と財務条件など※384

(1豪ドル=72円)

			(1家ドル= /2円)	
		ミュージック・ワークス	Vicアーツ・グランツ	
申請に必要な 書類・ 財務条件など	全案件	全ての評価基準に対応して申請書を記載し、適切な芸術面での補足資料と支援書類を提供 共同支援(共同出資、現物出資、現金出資など)があることの記載を推奨	全案件	●全ての評価基準に対応して申請書を 記載し、適切な芸術面での補足資料 と支援書類を提供
	1万豪ドル (72万円) 以上	●申請額の20%以上の現金による資金 提供(例: 発生した手数料や収入、申 請者の現金拠出、政府、企業、フィ ランソロピー、民間セクターなどの 他の資金提供者からの資金)が別途 あることが必須	1万豪ドル以上	●申請額の20%以上の現金による資金 提供(例:発生した手数料や収入、申 請者の現金拠出、政府、企業、フィ ランソロピー、民間セクターなどの 他の資金提供者からの資金)が別途 あることが必須
	3万5,000豪ドル (252万円) 以上	●申請前にクリエイティブ・ビクトリアの職員に相談することが必須	4万豪ドル (288万円) 以上	 申請団体が法人であることが必須 (地方自治体を含む) 申請前にクリエイティブ・ビクトリアの職員に相談することが必須 申請受理後、事業計画書、監査済み財務諸表、または組織の財務状況を証明する同様の書類を提出する必要あり(地方自治体を除く)。また公認会計士または独立財務監査人の監査書が必要(会計費用は申請予算に含めることが可能)
	4万豪ドル (288万円) 以上	・申請前にクリエイティブ・ビクトリアの職員に相談することが必須 ・申請受理後、事業計画書、監査済み財務諸表、または組織の財務状況を証明する同様の書類を提出する必要あり(地方自治体を除く)。また公認会計士または独立財務監査人の監査書が必要(会計費用は申請予算に含めることが可能)	2年以上	※2年間の助成を申請する場合、金額に関わらず下記条件が必要 •2 年間の支援の必要性と価値についての追加質問に回答 •2年間の資金調達期間の詳細なタイムラインと追加予算の情報 •申請前にクリエイティブ・ビクトリアの職員に相談することが必須

^{※383} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

^{※384} 前掲 ミュージック・ワークスガイドライン

前掲 VicArts Grants - Application drafting tool, Budget drafting tool https://creative.vic.gov.au/grants-and-support/programs/vicarts-grants(最終閲覧日:2020/07/17)

助成金額が大きい場合や、Vicアーツ・グランツで助成期間が2年にわたる場合は、事前にクリエイティブ・ビクトリアとの相談が必須とされている**385。

詳細は、図表2-3-14に示す。

審査基準は、ミュージック・ワークスでは、音楽産業の振興という目的に合わせた「1.キャリア開発」「2.音楽業界の振興・オーディエンス育成」「3.芸術的・専門的な価値」の3領域と、財務やスケジュール面での「4.実現可能性」の4領域である。一方、広範囲の団体やアーティストを支援する目的のVicアーツ・グランツでは、「1.芸術的価値」「2.アーティストおよび文化芸術セクターの振興」「3.オーディエンスやコミュニティとの関係づくり」というより幅広い観点からの3領域と、ミュージック・ワークスと共通の「4.実現可能性」の4領域となっている。

審査パネルは、ミュージック・ワークスでは活動内容に合わせて2つ、Vicアーツ・グランツではジ

図表2-3-15 ミュージック・ワークス、Vic アーツ・グランツの申請内容3 申請基準と審査パネル^{※386}

区衣2-0-10			
	ミュージック・ワークス	Vic アーツ・グランツ	
審査基準	1.キャリア開発 ・参加者のキャリアの段階に合ったものか ・主要な参加者のキャリア開発に繋がるか ・これまでの音楽業界の活動(例:アルバム、ツアー、専門的な能力開発)とどう異なるか、あるいはそうした活動を踏まえたものとなっているか 2.音楽業界の振興・オーディエンス育成 ・業界と新たなオーディエンスを引き込むための戦略 ・マーケティングやキャンペーンが適切か ・ビクトリア州の音楽産業のための新たなネットワークやパートナーシップを構築するものか ・国内および国際的なビクトリア州の音楽業界の質と評判に貢献するか 3. 芸術的・専門的な価値 ・提供された芸術面、専門性の面での補足資料の内容・提案されたデジタルまたはオーディオビジュアルコンテンツの独創性と適切性 ・経歴や専門家としてのプロフィールで示される主要参加者の実績 4.実現可能性 ・助成金以外の適切なレベルでの資金や現物出資を含む、実現可能で現実的な予算 ・必要な補足資料の添付 ・実現可能なタイムラインやツアーの旅程 ・プレゼンター、プロモーター、ブッキングエージェント (該当する場合) からの明確なコミットメント	1. 芸術的価値 ・芸術的な根拠、プロセスや実験性のレベル、作品の背景 ・プロジェクトの内容が上記のレベルに即したものになっているか ・芸術面での補足資料やその他の情報で示されたアーティストの能力ティスを強性 ・現代のコミュニティの状況を踏まえた文化芸術活動のベストプラクティスを示してい会かない。学加者のキャリをかかれたながでない。でクトリア州の文化芸術を発展させな化ナークターのための新たなかットワークやパート・ジップを構築するものか・アーティストを送させんナーシップを構築するものか・アーティストの質と評判に貢献するか 3. オーディエンスやコミュニティとの関係性づくり・適切なオーデュエティに関わるの確認が必要)・既存のオーディエンスの深細り、新たな市場の開拓、コミュニティを巻きなむための戦略があるか・マーケティングやキャンペーンが適切か・オーディエンス育成やコミュニティの関係と参加の機会が提示されているか 4. 実現可能性 ・助成金以外の適切なレベルでの資金や現物出資を含む、実現可能なりので現実が付きます。と参加の大きないるか 4. 実現可能性 ・助成金以外の適切なレベルでの資金や現物出資を含む、実現可能なりイムラインやツアーの旅程 ・と関すになり、経典では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別	
選択できる 審査パネル	①コンテンツ創作(CREATING CONTENT) ②市場開拓、能力開発(CONNECTING TO MARKETS AND BUILDING CAPACITY)	①クロスジャンル(Cross Artform / Multi-Artform) ②ダンス、パフォーマンス (Dance / Physical Performance) ③文学(Literature) ④音楽(Music) ⑤演劇(Theatre) ⑥視覚芸術(Visual Arts)	

※385 前掲 Vic アーツ助成ガイドライン p.5

前掲 ミュージック・ワークスガイドライン

※386 同前

ャンルごとに6つ用意されており、申請者はその中から選択できる。詳細は図表2-3-15に示す通りで ある。

2つの助成制度とも申請はオンラインで行い、申請内容をフォームに入力するとともに必要書類を添 付するか、URL記載で示す。添付書類には、実績を示す作品ファイル、履歴書や財務関係の書類、推 **薦状などがある。なおオンライン申請にあたっては、円滑にフォーム入力やファイル添付ができるよう、**

図表2-3-16 ミュージック・ワークス、Vicアーツ・グランツの申請内容4 申請内容と補足資料^{※387}

	ミュージック・ワークス	Vic アーツ・グランツ
申請内容	 (申請フォームへの入力) ▶下記質問への回答(各2,000字以内) 1.活動の内容と実施方法 2.参加者のキャリア開発とキャリアの継続に対する貢献 3.獲得できる新たなオーディエンス(市場)、ネットワーク、パートナーシップの内容と、獲得・強化の戦略 ▶その他、属性、活動分野など(選択肢) 	(申請フォームへの入力)
補足資料	※全ての資料がある必要はない ※ファイル添付もしくはダウンロードURLの記載で申請 (補足資料内容) ・オーディオトラック(3本、合計15分以内) ・タイムライン(1ページ 添付を強く推奨) ・財務諸表(2ページ 添付を強く推奨) ・プレゼンター、プロモーターのコミットメントの確認書類(各社ごとに1ページ添付を強く推奨) ・マーケティング、顧客獲得計画(1ページ添付を強く推奨) ・オーディオビジュアル/YouTube/ソーシャルメディア/Facebook/ウェブサイト(添付を強く推奨 URLは10件まで) ・ツアー日程表(1~2ページ) ・履歴書、経歴(合計2ページまで) ・専門家や同業者からの応援レター(2通まで)・メディアでの紹介記事(3件まで) ・コンサート、ツアーの経歴(1ページ)・先住民文化の不正流用をしていないことを示す資料(クリエイティブ・ビクトリアの職員に相談のこと)	※ファイル添付もしくはダウンロードURLの記載で申請 (補足資料内容) ▶全ての申請者に必須 ●タイムライン(1ページ) ●履歴書、経歴(合計2ページまで) ●財務諸表(2ページ) ▶プロジェクトにより必要 ●プレゼンター、プロモーターのコミットメントの確認書類(各社ごとに1ページ) ●専門家や同業者からの応援レター(3通まで) ●メディアでの紹介記事(3件まで) ●マーケティング、顧客獲得計画(1ページ) ●ツアー日程表(ツアーの場合のみ1ページ) ●ツアー日程表(ツアーの場合のみ1ページ) ●ツアー日程表(ツアーの場合のみ1ページ) ● コミュニティとの関係づくり戦略(コミュニティ基盤のプロジェクトのみ2ページ) ● 先住民文化の不正流用をしていないことを示す資料(クリエイティブ・ビクトリアの職員に相談のこと) (芸術面での補足資料(審査パネルごと)) ※提案内容との関係性を明記した1ページの概要を付けること ①クロスジャンル 他のパネルの制限内でのファイル ②ダンス、パフォーマンスおよび⑤演劇 15ページ以内の台本(指示書・シノプシスの場合は10ページ以下)、15分以内の映像 ③文学(Literature) 15ページ以内のサンプル文章 ④音楽(Music) 3本、合計15分以内のオーディオトラック ⑥視覚芸術(Visual Arts)個人の場合、静止画15枚以内。グループ20枚内 必要な場合は映像5分以内 作品リストの解説を付けること

^{※387} 前掲 ミュージック・ワークスガイドライン

前掲 VicArts Grants - Application drafting tool, Budget drafting tool https://creative.vic.gov.au/grants-and-support/programs/vicarts-grants 下書きのためのガイドラインが用意されている**388。詳細については**図表2-3-16**に示す。

ミュージック・ワークスおよびVicアーツ・グランツの申請と審査の流れは、大きくはOIPと同様である。ただし両プログラムでは、各パネルの審査は1段階であり、クリエイティブ・ビクトリアの職員が審査の結果をとりまとめて、ジャンルや活動の種類、コミュニティの多様性のバランスを考慮して最終的な推薦リストを作成し、大臣に推薦する**389。

〈「ミュージック・ワークス」「Vic アーツ・グランツ」のモニタリング〉

次に、助成決定後のモニタリングについて概観する。

助成に際する被助成者側の義務としては、変更の通知義務、クリエイティブ・ビクトリアのロゴや謝辞などのテキストの利用義務、助成終了後30日以内の完了報告書の提出義務がある**390。各助成の完了報告書も、助成ポータルを通じて提出される。完了報告書での報告項目は、図表2-3-17に示す通り

図表2-3-17 完了報告書の内容**391

項目	概要
セクション1 一般	プロジェクトタイトルや日付が変更された場合、変更
セクション2 プロジェクト評価	下記3項目を記載
セクション3 活動と来場者数	●実施場所ごとの公演数、実施回数●実施場所ごと、有料/無料、チケット種別ごとの来場者数
セクション4 ターゲット	下記の特定ターゲットの来場者数
セクション5 雇用	●アーティストの雇用数●助成期間における雇用者数(常勤、パートタイム、カジュアル)●ボランティアの数と総時間
セクション6 KPI	 下記の中で該当する項目の数値を入力 参加者数 発表した作品数 新作数 出版部数、プレス枚数など 開業後5年以内のクリエーターの数 メディアプラットフォームでの総視聴者数
セクション7 財務の照合	申請時に提出した予算表に合わせ、収支を入力 ※4万豪ドル以上の助成の場合、監査書類の添付必須

^{※388} 前掲 VicArts Grants - Application drafting tool

https://creative.vic.gov.au/grants-and-support/programs/vicarts-grants(最終閲覧日: 2020/07/17)

^{※389} 前掲 Vic アーツ助成ガイドライン

前掲 ミュージック・ワークスガイドライン

^{※390} 同前

^{** 391} Creative Victoria Online Acquittal guidance document https://creative.vic.gov.au/grants-and-support/information-for-current-recipients/acquittals#download

であり、チケット種別や会場、属性ごとの来場者数、アーティストやボランティアの雇用数などの詳細 な活動報告が必要となる。また助成金の収支についても、少額の場合は事前に提出した予算書に基づく 収支報告のみとなっているが、4万豪ドル以上の場合には、監査済みの財務書類を提出することが求め られている。

完了報告書の検証を含むモニタリングについてはクリエイティブ・ビクトリアの「文化芸術振興」チ ームが対応し、各助成先に対し1人の担当者を置いて、1人が多くの助成先をモニターする体制がとら れている**392。

^{※392} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

TOPICS

州の5年間戦略 「クリエイティブ・ステート」と 文化芸術助成プログラムの立案・評価

前章で述べたようにクリエイティブ・ビクトリアでは、2017年の設置法に基づき4年に1回、 戦略プランを策定することが定められている。この戦略プランの第1弾として策定されたのが、「ク リエイティブ・ステート〜ビクトリア州初のクリエイティブ産業戦略2016-20」(Creative State VICTORIA'S FIRST CREATIVE INDUSTRIES STRATEGY 2016–20、以下「クリエイティ ブ・ステート」)である。

「クリエイティブ・ステート」の作成は、クリエイティブ・ビクトリア内の調査・計画チームの6人が直接担当した。作成にあたっては、ビクトリア州のウェブサイトでのオンライン調査による1万人以上の文化芸術セクター関係者の声の収集や、また200件以上の意見書の分析などの調査が実施されている**393。ここではその概要を紹介するとともに、「クリエイティブ・ステート」の考え方がクリエイティブ・ビクトリアの助成制度に反映されるしくみについて概説する。

1「クリエイティブ・ステート」の概要

「クリエイティブ・ステート」は、ビクトリア州初のクリエイティブ産業戦略として、2015年に調査他の準備を行い、2016年に発表された戦略プランである。ここでいうクリエイティブ産業には文化芸術産業から映画・映像、さらにはファッションなどの関連産業も含まれており、2016年時点で州の経済の8%を占め、約230億豪ドル(1兆6,560億円)の売上と22万人の雇用を生み出している。

同戦略プランは州内のこの領域に4年間で1億1,500万豪ドル(82億8,000万円)を超える新たな投資を行い、ビクトリア州とメルボルンを世界でも有数のクリエイティブ産業の拠点とすることで優秀な人材を誘致・育成し、地域社会や観光客に他では得られない機会と文化体験を提供することを目指すものである**394。

「クリエイティブ・ステート」では上記の戦略を、「1.クリエイティブな才能の支援」「2.クリエイティブ産業のエコ・システム強化」「3.幅広い経済・社会的成果の達成」「4.参加とアクセスの拡大」「5.国際的な関係性の強化」の5つの重点領域に分けて内容を整理している。

各領域の主なKPIは、「クリエイティブな才能の支援」については、クリエイティブな職業の 就労数、新規作品数など、「クリエイティブ産業のエコ・システム強化」では、産業全体の雇用 数や域内GDPの総付加価値に占める割合など、「幅広い経済・社会的成果の達成」では、クリエ イティブ産業を活用した州政府のプロジェクト数や教育プログラムに参加している学生数など、「参 加とアクセスの拡大」では、来場者数や文化イベントへの州民の参加数、「国際的な関係性の強化」 では、クリエイティブ産業の輸出額や文化観光の価値創出額などに置いている。各重点領域の詳 細内容は、図表2-3-18に示す通りである。

図表 2-3-18 クリエイティブ・ステートの事業内容 **395

領域	事業内容	KPI
1.クリエイティブな才能の支援 作品を制作し、披露する 機会の拡大	・専門的で創造的な活動の振興 ・ランドマークとなる新作の制作促進 ・協働とイノベーションを奨励	・クリエイティブな職業に就いている 人数・新規作品数・専門的な人材育成の機会
2. クリエイティブ産業の エコ・システム強化 能力を強化し、成長の条件を 整備	・クリエイティブ産業の生産量と雇用の 増加・クリエイティブ産業のビジネスと組織の 発展の加速・創造的な活動のためのスペースの拡大	・クリエイティブ産業の雇用数 ・総付加価値に占めるクリエイティブ 産業の割合 ・事業開発支援を受けている団体数
3. 幅広い経済・社会的成果の 達成 イノベーションを刺激し、 クリエイティブの成果を拡大	・クリエイティブなサービス、商品、 コンテンツの活用拡大 →生産性と経済成長に貢献 →プラスの社会的成果を獲得	・デザインを活用するビクトリア州の 組織数・クリエイティブ産業の製品・ サービスを応用した大規模な 州政府のプロジェクト数・教育プログラムに参加している学生数
4.参加とアクセスの拡大 より多くのビクトリア州民の 文化的・創造的な活動への 参加	・州全体でのクリエイティブ産業が 提供する活動や体験への参加増 →クリエイティブ産業の生産・消費の 多様化 →クリエイティブ産業の雇用と 実績づくりに対する障壁低下	・来場者数 ・文化イベントに参加する ビクトリア州民の数 ・地域の文化イベントへの参加者数
5.国際的な関係性の強化 世界のオーディエンス、 旅行者、市場に向けて ビクトリア州の影響力と 知名度を拡大	・ビクトリア州のクリエイティブ産業の 評判とブランドカの強化 ・グローバルな関係性、輸出・貿易の強化 ・メルボルンの世界的な文化の発信地とし ての地位の向上	・クリエイティブ産業の輸出額と投資額 ・文化観光の価値創出額 ・国際協力を伴うプロジェクト数 ・国際的なイベントに参加する クリエイティブ産業の関係者数

2「クリエイティブ・ステート」と助成制度

クリエイティブ・ビクトリアでは、新たな助成プログラムの作成や、実施中の助成プログラム の評価にあたって、上記の「クリエイティブ・ステート」で設定された戦略のフレームワークを 踏まえた企画・分析を行っている。その際、予め設計されたテンプレートを活用し、作業の標準 化を図っていることが大きな特徴である。ここでは、その流れを簡単に説明する。

新規プログラムの作成は、助成プログラムの選考会議から始まる。そこで選定された原案につ いて予算が割り振られ、プロジェクト・マネジャーが選定され、クリエイティブ・ビクトリアの エグゼクティブが書類上の承認を行う。この承認から、具体的なプログラム・デザイン業務がス タートする。業務開始にあたっては、担当大臣に対して概要のブリーフィングが行われる。

^{※393} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

^{※394} 前掲 Creative State VICTORIA'S FIRST CREATIVE INDUSTRIES STRATEGY 2016-2020 p.7 https://creative.vic.gov.au/__data/assets/pdf_file/0005/110948/creativestate-4.pdf(最終閲覧日:2020/07/18)

^{※395} 同前 p.34

プログラムの具体的なデザインには、戦略担当部署が作成した各種のツールが利用される。まず使われるのが、プログラム・デザインOLMテンプレート(Program design Output Logic Map Template)である**396。これは、助成された活動が最終的に「クリエイティブ・ステート」に記載された戦略領域のどの部分の成果に繋がるものであるかを、社会的インパクト評価の考え方を用いたロジックモデルとして整理したものである。これにより、助成プログラム立案にあたって、その戦略的成果を確認しながら進めることができる。

プログラム・デザインOLMテンプレートは、下記の7段階で助成プログラムの内容と成果を 記述する。これによって全体戦略に対する貢献の経路を考えながら、プログラムの内容を検討で きるよう工夫されている**397。

- ●インプット(予算、労働時間の投入量、その他の資源)
- 2計画策定(助成プログラムのプランニング)
- ❸ プログラムのアウトプット(どの申請者にどれだけの額が助成されたか)
- ⁴ 短期的なアウトカム(助成された案件の活動結果)
- **⑤**中間アウトカム(助成プログラムの目的)
- ⑥プログラム・アウトカムの最終形(上記目的が達成されたことで得られる社会的、経済的成果)

実際のテンプレートは、図表2-3-19に示す通りである。

プログラム・デザインOLMテンプレートで企画された助成プログラムの制度詳細の決定にあたっては、プログラム・デザイン・プラン・テンプレート(Program Design Plan Template)が用意されている。ここでは実際に制度を設計し、プログラムのガイドラインを作成するために必要な項目が網羅されており、このテンプレートを埋めていくことで実際の制度設計を進めることができる※398。

助成プログラムの作成にあたっては、上記の制度設計に加え、あらかじめ当該の助成プログラムを評価する尺度を設計しておくことが求められる。評価基準については、CV評価マトリックス・テンプレート(Creative Victoria Evaluation Matrix Template)というテンプレートが用意されている**399。

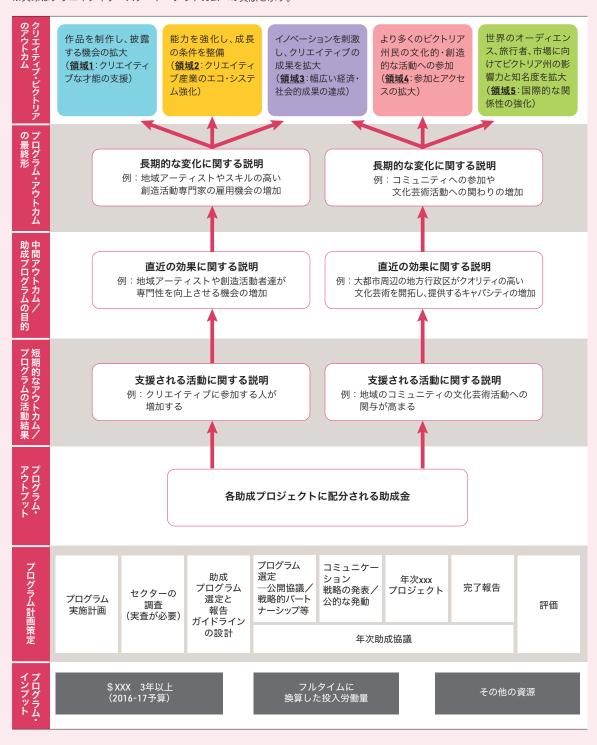
CV評価マトリックス・テンプレートは、プログラム・デザインOLMテンプレートでの整理との関係がわかる評価項目と、当該の項目の評価に必要となるKPI、KPIの情報源、情報の収集方法と責任者、情報収集のタイミングを整理するものである。評価マトリックスは、「クリエイティブ・ステート」に即した整合性と、業務実施上の実用性をともに重視した内容となっている**400。

CV評価マトリックス・テンプレートの評価項目は、助成プログラムが文化芸術セクターのニーズにどの程度応えているかなどを評価する「1.妥当性・関連性」、投入した予算や人員に見合った成果となったかなどの「2.効率性」、計画されたアウトプットをどの程度達成できたかなどの「3.有効性」、予算・スケジュールが守れたかについての「4.助成/実施」、「クリエイティブ・

図表2-3-19 プログラム・デザイン OLM テンプレート** 401

※社会的インパクト評価の考え方に則って、インプットを下部に、政策目標に当たる「クリエイティブ・ビクトリアのアウトカム」を 最上段に位置づけ、それぞれの関係性を示している。

※矢印はクリエイティブ・ステート・アウトカムへの貢献を示す。



^{※396} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

^{**397} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)での提供資料「Program design OLM template」 より。

^{※398} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)での提供資料「Program design plan template June 2017」 より。

^{※399} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー (2019/12/06) より。※400 クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー (2019/12/06) での提供資料「CV evaluation matrix template」より。

^{※401} 前掲 「Program design OLM template」を元に作成。

図表 2-3-20 CV評価マトリックス・テンプレートの助成プログラムの評価項目**402

領域	内容
1. 妥当性・関連性 (助成ニーズ調査に関する項目)	・対象となる文化芸術セクターのニーズにどの程度対応しているか ・プログラムの継続に必要なエビデンス、州政府が継続すべきエビデン スはあるか
2. 効率性 (OLMのインプットに対してどの程度アウトプットが得られたかについての項目)	・効率的に実施できたか。実施中にどのような改善点が見つかったか ・投入した予算や人員などの資源量に見合った成果だったか ・継続実施した場合、どの程度効率化できるか
3. 有効性 (OLM の短期的アウトカム、中間アウト カムについての項目)	・計画された目的、短期・中期アウトプットをどの程度達成しているか(部門の目標、政府の優先課題との整合性を含む) ・どのくらい幅広い団体が参加したか
4. 助成/実施	・助成プログラムは予算内、時間内に終了したか
5. 成果 (OLMのプログラムの長期的アウトカム、 最終アウトカム [「クリエイティブ・ス テート」に定められた各領域における成 果] についての項目)	・直接的、間接的、意図的または意図しない活動によってもたらされた助成の成果は何か・他の戦略の領域でもこの助成は機能するか。その場合、何が必要か
6. リスク	・制度を廃止した場合の影響・期待されるセクターなどへの利益の観点からみた助成プログラムのライフサイクル・マイナスの影響を避けるためのプログラムの開始のあり方

ステート」に定められた成果を得られたかなどの「5.成果」、助成制度を廃止した場合の悪影響などの「6.リスク」の6つが設定されている。詳細は**図表2-3-20**に示す通りである。

助成制度の詳細なデザインを行い、OLM、CV評価マトリックスを含む必要な書類を完成させると、大臣の承認を受け、実際のプログラム実施に移る。各助成プログラムのラウンドが終わると、クリエイティブ・ビクトリアの職員により、デザイン段階で作成したCV評価マトリックスを使ったプログラムの評価が行われる。評価は、通常は調査・計画チームの職員によって行われるが、大型の助成プログラムや助成プログラム全体を評価する時などは、外部のコンサルタントに委託することもある**403。クリエイティブ・ビクトリアでは外部コンサルタントに委託する場合のテンプレートも用意している**404。評価レポートができると、そのプログラムを継続するか、修正するか、他のものと置き換えるか、廃止するかを決定することになる**405。

ここまでの流れについては、プログラムのデザインおよび評価ツールキット(Program design and evaluation Toolkit)に整理されている。同キットに示された助成プログラムのデザインと実施、評価のフローは、**図表2-3-21**に示す通りである。

^{※402} 前掲 「CV evaluation matrix template」より。

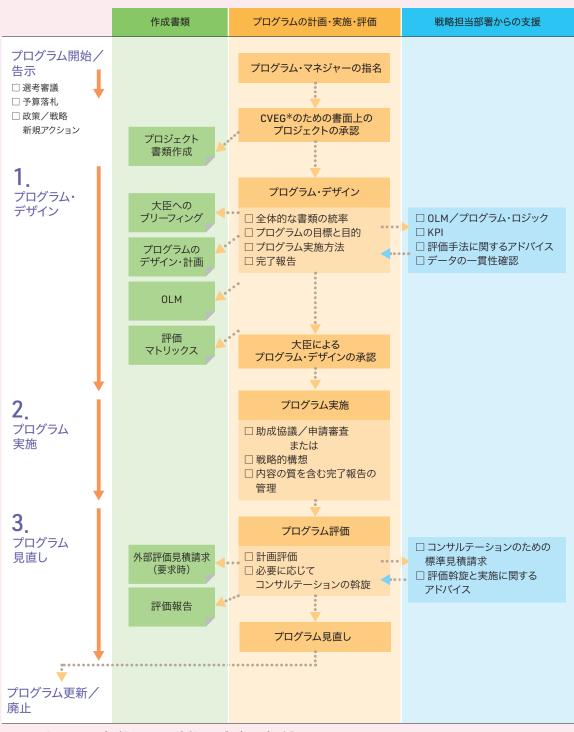
^{※403} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

^{**404} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)での提供資料「Program design and evaluation Toolkit」より。

^{※405} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

^{** 406} クリエイティブ・ビクトリアへの前掲インタビュー(2019/12/06)での提供資料「Creative Victoria Program Design and Evaluation Toolkit」より。

図表 2-3-21 プログラムのデザインおよび評価ツールキットによる 助成プログラムのデザインと実施のプロセス※406



^{*} CVEGはクリエイティブ・ビクトリア・エグゼクティブ・グループの略称。

CREATIVE PARTNERSHIPS AUSTRALIA RESPONSE TO COVID-19 THE INTERNATIONAL FEDERATION OF ARTS COUNCILS AND CUITTURE AGENCIES

補章

1 クリエイティブ・パートナーシップ・オーストラリア (CPA) 2 COVID-19 への調査対象機関の対応 3 国際アーツカウンシルおよび文化機関連盟 (IFACCA)

クリエイティブ・パートナーシップ・オーストラリア(CPA)

本章では、オーストラリア・カウンシルと同じ文化芸術局のアーツ・ポートフォリオ・エージェンシー (第1部1-2 「連邦政府の文化芸術行政の目的および体制」参照)の1つであるクリエイティブ・パートナーシップ・オーストラリア(Creative Partnerships Australia、以下CPA)について概説する。

CPAは理事会9人、職員17人という小規模な機関ながら、文化芸術活動への民間支援の文化を醸成することをテーマとして、民間寄付プラットフォームの運営やマッチング・ファンド・プログラムの実施などのユニークな活動を展開している。以下にその沿革および組織の役割と戦略、事業構造と収支、組織と人材、マッチング・ファンド・プログラムとアドボカシー事業の概要を述べる。

1-1 沿革

この節ではまず、CPAが誕生した経緯と、その法的な位置づけを示す。

CPA は 2013 年に、オーストラリア・ビジネス・アーツ財団(Australian Business Arts Foundation、以下 AbaF)とアートサポート・オーストラリア(Artsupport Australia)が合併して新しく生まれた組織で、文化芸術局のポートフォリオ・エージェンシーの1つである。

オーストラリアの文化芸術分野では、1990年代より民間セクターからの寄付額の減少が課題として認識されていた。これを踏まえて、文化芸術分野へより多くの民間セクターの資金を投入するための連邦政府の政策として、2000年にオーストラリア文化・人文学財団(Australia Foundation for Culture and the Humanities)がAbaFに改組された。改組の目的は主に企業とのパートナーシップ構築である。また2003年にはAbaFとオーストラリア・カウンシルの合弁により、個人からの寄付・フィランソロピーの強化を目指すアートサポート・オーストラリアのプロジェクトが開始された**407。こうした組織の整備により、オーストラリアにおける民間セクターによる文化芸術への支援額は2001-02年度の1億1,160万豪ドル(80億3,520万円)から2009-10年度の2億2,100万豪ドル(159億1,200万円)へと98%増加している**408。なおアートサポート・オーストラリアは、2006年よりオーストラリア・カウンシル単体のプロジェクトとなった。

AbaFとアートサポート・オーストラリアが合併する契機となったのは、2011年に出された「オーストラリアの文化芸術に対する民間セクターの支援についてのレビューと報告」(Building Support:

^{※ 407} 前掲 Commonwealth arts policy and administration 7 May 2009, 2008-09 pp.47-48 https://www.aph.gov.au/binaries/library/pubs/bn/2008-09/artspolicy.pdf (最終閲覧日: 2020/06/24)

^{** 408} クリエイティブ・パートナーシップ・オーストラリア(以下 CPA と略)の Matthew Morse, Executive Director Strategy and Programs へのインタビュー(2019/12/06)より。

Report of the Review of Private Sector Support for the Arts in Australia)である。同レビューは政府から文化芸術への既存の資金を補うために、民間セクターからの支援の最大化を意図して行われたものであり、当時首相府内にあった文化芸術局が実務を担当した。同報告書では、AbaFとアートサポート・オーストラリアの機能が大幅に重複しているのみならず、文化芸術団体が寄付を募るにあたって両者の制度を組み合わせて利用するため、被助成団体の業務負担が重くなっていることが指摘された。同報告書は2者の統合(AbaFによるアートサポート・オーストラリアのプロジェクトの吸収)を提言し、これを踏まえ、2013年にCPAが誕生することになった**409。

ただし合併といっても新法人ができたわけではなく、法人としてはAbaFが存続し、商標としてCPAを利用するという形態をとっている。この背景には、1997年にAbaFの前身団体が所得税の寄付控除が可能な団体として認可されていることがある。このため新法人への移行手続きをするためには、移行に伴う逸失利益を補う予算を手当てし、連邦議会を通す必要がある。現在は必要な予算措置を待っている状態にあり、これが認められた段階で、CPA名称の新法人に移行する予定である**410。

なお、CPA(AbaF)は、オーストラリア・カウンシル法のような独自の設置法に基づいた法人ではなく、連邦会社法上のコモンウェルス・カンパニー(Commonwealth Company)に位置づけられている。コモンウェルス・カンパニーは、2013年パブリック・ガバナンス、パフォーマンスおよび説明責任法(Public Governance, Performance and Accountability Act 2013)の対象となっており、同法により財務大臣(The Finance Minister)および担当大臣への報告義務(19条)が定められているとともに、政府の政策上の指令(government policy order)が適用されていることを保証する責務を負っている(22条)。CPA(AbaF)は、この規定および理事が文化芸術大臣によって任命されることを通じて、法人組織としての独立性を担保しつつ、文化芸術局を通じて、文化芸術大臣の監督下に置かれている**411。

1-2 組織の役割と戦略

この節では、文化芸術局の施策領域内でCPAに課せられた役割と、それを達成するためにCPAが独自に掲げている目標と重点分野およびKPIについて述べる。

第1部1-3-3「目標と予算管理」で述べたように、文化芸術局では民間セクターからの寄付について下の**図表1-1-6(一部再掲)**のような目標を定めている**⁴¹²。

これらの数値は国内の民間寄付全体についての目標であり、CPA単体の目標ではないが、CPAはこの施策19において文化芸術局が監督する主要団体と位置づけられている。この位置づけに基づき、CPAの役割は「オーストラリアの文化芸術に対する民間セクターの支援文化を醸成し、全国民の利益のために、より持続可能で活気に満ちた野心的な文化芸術セクターを成長させる」と規定されてい

 ^{** 409 ·} Building Support: Report of the Review of Private Sector Support for the Arts in Australia p.10
 https://www.arts.gov.au/publications/building-support-report-review-private-sector-support-arts-australia
 (最終閲覧日: 2020/06/24)

[・]CPAへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

^{※410} CPAへの前掲インタビュー (2019/12/06) より。

^{※411} 同前

Public Governance, Performance and Accountability Act 2013 https://www.legislation.gov.au/Details/C2013A00123(最終閲覧日:2020/07/20) パブリック・ガバナンス、パフォーマンスおよび説明責任法は、連邦および連邦機関がガバナンス、パフォーマンス、説明責任において高い基準を満たすよう定めた法律。

^{※412} 前掲 通信芸術省アニュアル・レポート 2018-19 p.61 https://www.communications.gov.au/sites/default/files/doca_annual_report_2018-19.pdf(最終閲覧日: 2020/06/25)

施策ごとの評価項目	目標	達成状況
19. 以下を含むクリエイティブおよび文化セクターへの フィランソロピーによる寄付	2017-18年度に	2017-18年度に
(a) 民間セクターから文化芸術への推定支援額	(a) 3億豪ドル(216億円)	(a) 3億1,910万豪ドル(229億7,520万円)
(b) 登録文化団体への支援	(b) 1億豪ドル(72億円)	(b) 1億3,590万豪ドル(97億8,480万円)
		→目標達成

る** 414 。ここでいう民間セクターの支援には個人の寄付や贈与、企業の協賛、非金銭的なサポートなども含まれる。

この役割を達成するために、CPAは次のような「3つの目標」と「5つの重点分野」を掲げている**⁴¹⁵。

「3つの目標」

- ① 文化芸術を支援する寄付やボランティアの文化を成長させ、寄付者、実業界、アーティスト、文 化芸術団体を結束させる。
- ② オーストラリアのアーティストや文化芸術団体が寄付者や実業界からの支援を引き付け、維持し、 収入源を多様化できるよう補助する。
- ❸ 文化芸術への寄付および文化芸術とのパートナーシップの革新と卓越性を奨励し、称揚する。

「5つの重点分野」

① アドボカシー

3 能力の向上

- 文化芸術を支援する価値に関わるフィランソロピーおよびビジネス上の機運を醸成する。
- ② 専門性の提供
- 文化芸術への寄付についての、情報に基づき影響力のある専門的な情報源になる。
- アーティストと文化芸術団体の成長力およびファンドレイジングのスキルと能力を向上させる。
- ①パートナーづくり寄付者や実業界からのアーティストや文化芸術団体に対する金銭および現物による支援を調整し、 奨励する。
- 6 価値を示す

効率的で効果的な組織として、文化芸術セクターや他のステークホルダーから認められるクオリティの高いプログラムやサービスを提供する。

CPAはこれらの目標と重点分野の実現のため、**図表3-1-1**の通り、コーポレート・プランにおいて KPIを設定している。CPAの KPIは、個別事業毎の成果目標の設定を通じて、上述した3つの目標を 達成するという CPA 全体の戦略の実現を図るものである。KPIの評価はアニュアル・レポートで検証 され、公開されている。

^{※413} 同前 pp.23-24

^{** 414} Creative Partnership Australia Annual Report 2018-19 (以下 CPA アニュアル・レポート 2018-19 と略) p.3 https://www.creativepartnershipsaustralia.org.au/wp-content/uploads/2019/10/CPA_AnnualReport2018-19_web.pdf (最終閲覧日:2020/07/21)

^{※415} 同前 p.5

	КРІ	2019-20年度	2020-21年度	2021-22年度	2022-23年度
1	民間セクターの文化芸術への財政的支援に関する 調査と報告	調査結果を適用	隔年調査と 結果提示	調査結果を適用	隔年調査と 結果提示
2	寄付の増加と継続を報告する「プラス1」プログラム参加団体を増やす	各年度を通じ、年間2,500件以上の寄付と30%以上の新規寄付者の確保		規寄付者の確保	
3	年に1度のリーダーシップ賞*へのノミネート数を 維持する 各年度を通じ、年間70件以上				
4	文化芸術への寄付活動に対する満足度を高める	各年度を通じ、50	1%以上の参加者が満	満足または非常に満足	2
5	セクター開発イベントへの高い参加率を維持する	各年度を通じ、80%以上の参加率			
6	6 オンラインで実施できる専門的な能力向上プログ ラムを開発し、これを評価する手段を確立する 実績に基づく開発を続ける				
7	ステート・ベースのコーチングおよびメンタリン グサービスを利用する団体の数を維持する 各年度を通じ、年間300団体以上				
8	マッチング・ファンド・プログラムを通じた資金 調達の水準を維持する			ドルの助成を行う	
9	オーストラリア文化基金(ACF)への寄付金額 〔日本円換算〕	370万豪ドル (2億6,640万円)	380万豪ドル (2億7,360万円)	390万豪ドル (2億8,080万円)	400万豪ドル (2億8,800万円)

^{*} リーダーシップ賞とは、次節で扱うクリエイティブ・パートナーシップ賞の4つの部門であるアーツ・リーダーシップ賞、ビジネス・リーダーシップ賞、 新興フィランソロピー・リーダーシップ賞、フィランソロピー・リーダーシップ賞を指す。

1-3 事業構造と収支

この節では、CPAの事業とその収支について述べる。

図表3-1-2にCPAの主要な活動および2018-19年度の成果を示す。CPAの主要な事業は、民間セクターからの資金を集める寄付プラットフォームであるオーストラリア文化基金(Australian Cultural Fund、以下ACF)の運営および民間セクターとCPAとが資金を提供し合うマッチング・ファンド事業の2つである。マッチング・ファンド事業については1-5「マッチング・ファンド・プログラムとアドボカシー事業」で詳述する。これらに加えて、文化芸術活動への寄付文化をオーストラリアに根付かせるための各種のアドボカシー活動として、コーチングとメンタリング、セクター開発、調査研究、クリエイティブ・パートナーシップ賞などを実施している。

CPAの事業構造の中心であるACFは、文化芸術向けの寄付金の受け皿となる基金であり、ACFへの2豪ドル(144円)以上の寄付は所得税控除の対象となる。オーストラリアでは、文化芸術局が管理する文化芸術団体の登録制度(Register of Cultural Organisations)があり、ここに登録された団体への寄付は税控除の対象となるが、個人のアーティストへの寄付は控除の対象とならない**417。そこで、法的には次のような形式を取って、実質的に個人への寄付を税控除の対象としている。

① 寄付者はACFに資金を提供し、被支援者の優先順を指定する。ACFへの寄付は税控除の対象と

^{** 416} Creative Partnership Australia Corporate Plan 2020-2023 pp.14-15

https://www.creativepartnershipsaustralia.org.au/wp-content/uploads/2019/08/CPA-CP-2019.pdf(最終閲覧日:2020/06/25)

^{ 417}** Register of Cultural Organisations

https://www.arts.gov.au/what-we-do/cultural-heritage/register-cultural-organisations(最終閲覧日:2020/06/25)

	活動	概要	2018-19年度実績
オーストラリア文化基金(ACF)		民間セクターから文化芸術への寄付を奨励するための基金を 運用。 オンラインのファンディングサイトを運営	499人/団体 538プロジェクト 647万豪ドル(4億6,584万円)
マッチング・ファンド・	プラス1 (団体向け)	プロジェクトの形態、段階を問わず、オンラインの資金調達キャンペーンを企画し、集まった額と同額をCPAが助成する。 年間売上50万豪ドル (3,600万円) 以下の団体は最大2.5万豪ドル(180万円)まで。50万豪ドル以上の団体は最大5万豪ドル(360万円)まで	46団体 300万豪ドル(2億1,600万円) 以上の寄付
プログラム	マッチ・ラボ (個人・グループ向け)	参加者は2日間の資金調達ワークショップに参加し、キャンペーンを企画。集まった額と同額をCPAが助成する。最大1万豪ドル(72万円)	25人 51万9,000豪ドル(3,737万円) 以上の寄付
コーチングと	メンタリング	団体向け資金調達能力開発ワークショップ、個人セッションなど	全豪で600回以上
セクター開発		寄付促進イベント・セミナー、関係団体や国内外の文化施設と の連携など	全豪でイベント12回
調査研究		寄付の実態追跡調査、2018年はAMPAGによるMPA団体の資金 調達に関する調査に協力	
クリエイティブ・パートナーシップ賞		年に1回、寄付者および寄付を促進した文化芸術団体を表彰	4州から6人表彰

図表3-1-3 CPAの収入と支出 (2018-19年度) **419

(1豪ドル=72円)

		項目	金額	日本円換算
収入	事業収入	チケット収入	3.7万豪ドル	266.4万円
		寄付	31万豪ドル	2,232万円
		ACFへの寄付	616万豪ドル	4億4,352万円
		サービス収入	0	0
		事業収入計	651万豪ドル	4億6,872万円
	助成金収入	連邦政府運営助成	278万豪ドル	2億16万円
		連邦政府プログラム助成	175万豪ドル	1億2,600万円
		助成収入計	453万豪ドル	3億2,616万円
	金融収入		3万豪ドル	216万円
		収入合計	1,107万豪ドル	7億9,704万円
支出	助成金支出	ACF以外への助成金支出	159万豪ドル	1億1,448万円
		ACFへの助成金支出	396万豪ドル	2億8,512万円
		助成金支出計	555万豪ドル	3億9,960万円
	その他支出		297万豪ドル	2億1,384万円
		支出合計	852万豪ドル	6億1,344万円
余剰金等			255万豪ドル	1億8,360万円

^{※418} 前掲 CPAアニュアル・レポート 2018-19 p.11, p.33

^{※419} 同前 p.57, p.64

なる。

- ② CPA が寄付者の選好を考慮して寄付を評価し、承認する。
- ❸ 寄付者が優先指定した被支援者に、CPAから資金が譲渡される。

2015年にはオンラインの資金調達プラットフォーム(australianculturalfund.org.au)の運営も開始された。このオンライン・プラットフォームは、アーティストや団体が簡単にプロジェクトを登録し、寄付を募るキャンペーンができる、いわゆるクラウドファンディングのサイトである。オンラインの寄付はクレジットカードまたはPayPalで行われ、寄付額の5%を手数料としてCPAが受け取っている。一方、オフライン寄付の手数料率は金額により異なる**420。

図表3-1-3に、CPAの収入と支出を示す。2018-19年度のCPAの総収入は1,107万豪ドル(7億9,704万円)、支出は852万豪ドル(6億1,344万円)である。収入の中心はACFを通じた寄付と連邦政府からの助成金であり、中でもACFへの寄付が616万豪ドル(4億4,352万円)ともっとも多い。一方、支出の中心はACF事業やマッチング・ファンド事業を通じての助成金支出である。

1-4 組織と人材

この節ではCPAの組織と人材について概説する。

CPAの組織は**図表3-1-4**に示す通り、意思決定機関である9人の理事会の下に、職員が17人という小規模な組織である。職員のうちフルタイム勤務者は12人である。理事会は、連邦政府の文化芸術大臣への報告義務を負っている。

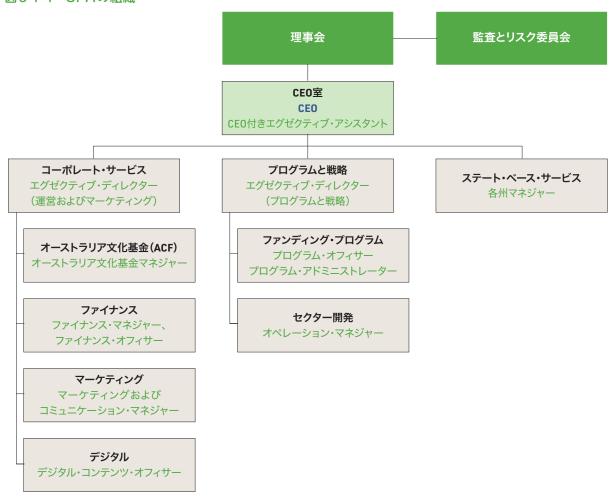
組織は、CEOおよび「コーポレート・サービス」「プログラムと戦略」「ステート・ベース・サービス」の3セクションよりなり、マッチング・ファンド事業やアドボカシー事業は「プログラムと戦略」が受け持っている。また、ACFの管理は「コーポレート・サービス」が担当する。「ステート・ベース・サービス」では、全豪の各州・特別地域にマネジャーを置き、各地のアーティストや文化芸術団体の資金調達能力向上のため、コーチングやメンタリングを行っている。ただし2020年6月現在、北部準州のマネジャーは空席、またタスマニア州とビクトリア州、ニューサウスウェールズ州と首都特別地域(ACT)はそれぞれ兼務である。オーストラリア・カウンシルがシドニーにのみオフィスを置くのに対し、CPAではメルボルン本部を含めブリスベン、シドニー、パース、ダーウィンの全豪5都市にオフィスを配置している。ただし本部を除くオフィスはきわめて小規模なもので、人員は各オフィスにマネジャー1人で、拠点によっては他の機関に机1つだけ借りているというところもある**421。

人材のほとんどは文化芸術セクターの出身者もしくは、文化芸術セクターや教育セクターなどの公益 団体に資金を調達するファンドレイジング分野の出身者である。これは各州の州マネジャーも同様であ る。新卒採用はなく、全て中途採用である。また、キャリアアップのために他の助成機関や大学などの ファンドレイジングのセクションに転職するケースが多いため、在任期間は長くない。特別な内部人材 研修プログラムはなく、人材の育成はOJTが基本である**422。

^{※420} Australian Cultural Fund https://australianculturalfund.org.au/fag/(最終閲覧日:2020/06/25 以下同)

^{※421} Creative Partnerships Australia https://creativepartnershipsaustralia.org.au/about-us/staff-and-board/クリエイティブ・パートナーシップ・オーストラリアへの前掲インタビュー (2019/12/06) より。

^{※422} 同前



1-5 マッチング・ファンド・プログラムとアドボカシー事業

この節では、CPAの2つのマッチング・ファンド・プログラムとアドボカシー事業について述べる。本章1-3「事業構造と収支」で述べたように、CPAでは、文化芸術における寄付文化の促進のため、2つのマッチング・ファンド事業を実施している。以下に、団体向けの「プラス1」、個人・グループ向けの「マッチ・ラボ」について、それぞれのプログラムの概要・申請・審査・モニタリングを見ていく。なお、CPAのプログラムは寄付文化の醸成を目的としているため、対象となる文化芸術プロジェクトの文化芸術面でのクオリティや成果は審査の対象とはならない。また、プロジェクト経費の支出先についても、他の団体への資金提供をすることを除き特段の制限はない。さらにモニタリングの焦点も、どれだけの寄付金を民間セクターから得られたかを確認することに置かれている。この点において、文化芸術の振興を目的とした他の助成制度とは大きく異なっている。

1-5-1 プラス1プログラム

プラス1は、創立3年以上の比較的小規模な非営利法人格をもつ文化芸術団体を対象としたマッチング・

^{※423} 前掲 CPAアニュアル・レポート 2018-19 p.37 および Staff and board を元に作成。 https://creativepartnershipsaustralia.org.au/about-us/staff-and-board/(最終閲覧日:2020/07/02)

		(1家ドルー72円)	
助成事業名	プラス1 Plus1		
趣旨・目的	中小規模の非営利の文化芸術団体が資金調達能力を開発し、民間セクターのサポートを引き付け、より強力 で幅広いネットワークを育て、パートナーシップを構築することを支援する		
支援する部門	制限なし		
支援する対象	中小規模の非営利の文化芸術団体		
年間助成額	139万豪ドル(1億8万円) ※5,705件の寄付者からの161万豪ドル(1億1,592万円)の寄付に対するCPAのマッチング額		
年間助成件数	46件		
助成期間	1年以内		
申請可能な助成額	「ストリームA」 前年度の売上高が最大50万豪ドル(3,600万円)の 申請者向け。最大2万5,000豪ドル(180万円)のマ ッチング資金を要請できる	「ストリームB」 前年度の売上高が50万~500万豪ドル(3,600万~ 3億6,000万円)の申請者向け。最大5万豪ドル(360 万円)のマッチング資金を要請できる	
助成額の 決定方法	採択された資金調達キャンペーンを通じて集められた資金と同額を、CPAがマッチング・ファンドとして助成する		
助成金の使途に 関して	団体運営コスト、新しい作品の制作と発表、プログラムや教育、新スタッフの雇用、資金調達支援、設備工 事が含まれるが、これらに限定されない		
申請が 認められる者の 要件	・法的な団体(ABNを使用) ・非営利団体としてオーストラリア国税庁に登録されている ・前会計年度の年間売上高が500万豪ドル(3億6,000万円)未満 ・国内に拠点を置き、国内で活動の大部分を実施している ・オーストラリアのアーティストとオーディエンスに文化芸術の機会を提供することを第一の目的とする		
申請が 認められない者 の要件	・前年度のプラス1の被助成者 ・学校または高等教育機関 ・年間売上高が500万豪ドル(3 億 6,000万円)以上の団体 ・プラス1の資格要件を満たさない団体の資金調達活動の支援を本来の目的とする者		

ファンド・プログラムである。プログラムの目的は、団体が民間セクターのサポートを引き付け、より 強力で幅広いネットワークを育て、パートナーシップを構築するよう支援することにある。

図表3-1-5に、プラス1プログラムの概要と申請条件を示す。プログラムには、前年度の売上高が最大50万豪ドル(3,600万円)までの団体向けのストリームAと、前年度売上高が50万豪ドル以上、500万豪ドル(3億6,000万円)までの団体向けのストリームBの2種が用意されている。CPAは、各団体が行う資金調達キャンペーンでの調達金額と同額の資金を助成するが、ストリームAでは上限が2万5,000豪ドル(180万円)、ストリームBでは上限が5万豪ドル(360万円)である。

2018-19年度のプラス1では、46団体の資金調達キャンペーンに対して、5,705件の寄付者から161万豪ドル(1億1,592万円)の寄付が集まり、CPAが139万豪ドル(1億8万円)を助成した。寄付者の68%は新規参入者であり、1キャンペーン当たりの平均寄付件数は124件であった。また、46団体中40団体が資金調達の目標額を達成し、1キャンペーン当たりの平均調達額は3万5,000豪ドル(252万円)を超えた** 425 。

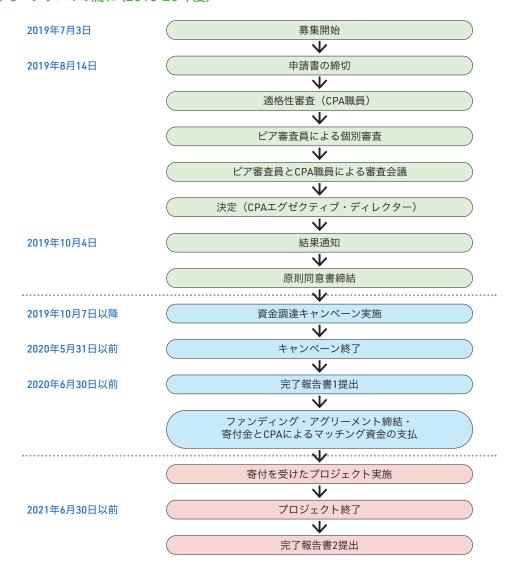
https://www.creativepartnershipsaustralia.org.au/wp-content/uploads/2019/07/Plus1-2019-20-Program-Guidelines.pdf (最終閲覧日:2020/07/20)

[・]前掲 CPAアニュアル・レポート 2018-19 p.17

[・]CPAへの前掲インタビュー(2019/12/06)および提供資料「Welcome and Introduction (Plus1)」を元に作成。

^{※425} 前掲 CPAアニュアル・レポート 2018-19 p.17

図表3-1-6 プラス1の流れ(2019-20年度)**426



プラス1の申請から実施の流れを、2019-20年度のスケジュールに基づき、**図表3-1-6**に示す。申請と審査、採否決定の後、合格者はまず資金調達キャンペーンを行い、寄付金とCPAのマッチング資金を得て、資金調達の目的であったプロジェクトを行う。

オンラインでの申請内容は、CPAの職員による適格性審査の後、オンライン・システム上で審査を担当するピアに回送される。審査の重点は、提案されたプロジェクトの内容ではなく、そのために計画された資金調達キャンペーンの内容である。どれだけの期間キャンペーンを行い、最大どれだけの額のマッチング・ファンドを要請するか、キャンペーンの具体的な方法は何か、などの内容がここに含まれる。特に重要なのがキャンペーンの具体性で、申請者はキャンペーンの際に寄付者に伝えるメッセージの文言、キャンペーンの実施担当者、ターゲットとする寄付者、新規の寄付者を獲得した場合のアフターケアの方法などを記載する必要がある。キャンペーンで調達した資金を使って実現するプロジェクトは、文化芸術活動である必要はあるが、その具体的な内容は審査の対象にならず、寄付者の評価に委ね

^{※426 ・}前掲 Plus1 2019/20 Program Guidelines

https://www.creativepartnershipsaustralia.org.au/wp-content/uploads/2019/07/Plus1-2019-20-Program-Guidelines.pdf (最終閲覧日:2020/07/20)

[・]前掲 CPAアニュアル・レポート2018-19 p.17

[・]CPAへの前掲インタビュー(2019/12/06)および提供資料「Welcome and Introduction (Plus1)」を元に作成。

られている**427。

CPAでは、文化芸術分野におけるファンドレイジングの専門家8人にピア審査を委嘱しており、資金調達手法に関する専門的な視点から、全ての申請が採点される。採点にあたってピアは、採択されなかった申請者に対しても、申請内容のどこに問題があったか、ピアの視点からの資金調達キャンペーンの改善案などを併せて記入することが求められる**428。

個別審査の採点が終了した後、CPAの職員と8人のピアによる審査会議が行われ、そこで申請の採 否が決定される。最終的な決定は、ピアによる推薦を踏まえ、CPAのエグゼクティブ・ディレクター が行う**429。

プラス1は、資金調達キャンペーンと、その後に実施される文化芸術プロジェクトの2段階で行われる。 申請が採択されると、申請者とCPAで原則同意書(principal agreement)を取り交わし、資金調達キャンペーンがスタートする。各団体は、自身のウェブサイトなどを通じて直接寄付を集めるか、または、「GiveNow」(https://www.givenow.com.au)などのクラウドファンディングのサイトを活用して寄付金を集める。この際、ACFのクラウドファンディング・サイトを利用することもできる**430。

資金調達キャンペーンが終了すると、団体側は、「完了報告書1」を提出する。ここでは、寄付者と寄付金額、寄付の時期、寄付者は当初の想定通りだったかなどを報告する**431。CPAは、この完了報告書1を受けて、資金調達額が目標に達しているかを確認した上で、ファンディング・アグリーメントを締結し、助成を行う。資金調達が成功した場合、助成額は申請した金額満額となる。

資金調達内容に疑義がある場合、CPAは、寄付者からの寄付金の銀行取引明細書(bank statement)の送付を求めることができる。しかし、CPAは団体との間の信頼関係を基に活動しているため、実際にそうした帳票類の提出を求めることはほぼない。

またCPAでは、調達金額が目標に達しない場合も、計画を一部変更するなどしてプロジェクトを実施するよう団体に推奨しており、実施する場合は調達した金額と同額を助成する。調達額が目標に達していないため、当初の申請額よりは助成額は少なくなるものの、プロジェクトが実施されないケースは基本的にない**432。CPAの目的である寄付文化の醸成という点では、このキャンペーンにおいて団体が民間セクターからどれだけ資金を調達できたかが最も重要な確認点となる。

プロジェクト終了後には「完了報告書2」を提出する。完了報告書2の内容は、調達した資金で行った文化芸術活動の具体的内容と、助成金が目的に即して支出されたことを示す詳細な収支報告である。支払い関係の帳票類については、提出義務はないが、団体側でCPA側の問い合わせ等があった場合に備えて保存しておく義務がある**433。

^{※427} CPAへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

^{※428} CPAへの前掲インタビューでの提供資料「Welcome and Introduction (Plus1)」より。

^{※429} CPAへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

^{※430} 同前

^{※431} CPAへの前掲インタビューでの提供資料「Plus1 Fundraising Verification and Campaign Report」より。

^{※432} CPAへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

^{※433} CPAへの前掲インタビューでの提供資料「Plus1 Fundraising Verification and Campaign Report」より。

1-5-2 マッチ・ラボ・プログラム

マッチ・ラボ・プログラムは、団体に所属せずに活動するアーティストを対象としたマッチング・ファンド・プログラムである。プログラムの目的は、アーティストの資金調達スキルと、フィランソロピーや企業協賛などのビジネス上のパートナーシップに関する知識を高め、より幅広いアート・ビジネスの経験を培い、将来のための持続可能な収入源確保につながる学びを提供することである。意欲のあるアーティストが資金調達のノウハウを身につけ、その実践として資金調達キャンペーンを実施し、経験を積む。マッチ・ラボはアーティストに対して、資金調達に関するこうした一連の教育的なプログラムを提供するものである。

年間の参加枠は25件であり、対象者はABNを取得し、個人事業主として登録している必要がある。 プログラムの概要と申請条件は**図表3-1-7**に示す通りである。

図表3-1-7 マッチ・ラボ・プログラムの概要 (2018-19年度) ** 434

(1豪ドル=72円)

	(1381.10-1513)
助成事業名	マッチ・ラボ MATCH Lab
趣旨・目的	アーティストの資金調達スキルを高め、フィランソロピーやビジネスパートナーシップに関する知識を増やし、より幅広いアート・ビジネスの経験を培い、将来の活動のための持続可能な収入源確保についての学びを提供する
支援する部門	制限なし
支援する対象	資金を調達するプロジェクトを持ち、資金調達と持続可能な文化芸術活動の構築について学ぶ意欲のある独立したアーティストと小グループ
年間助成額	19万7,198豪ドル(1,420万円) ※2,282件の寄付者からの32万豪ドル(2,304万円)の寄付に対するCPAのマッチング額
年間助成件数	25件
助成期間	1年以内
申請可能な 助成額	最大1万豪ドル(72万円)のマッチング資金
助成額の 決定方法	被助成者は2日間の資金調達ワークショップでキャンペーンを設計し、キャンペーンの実行後に集まった資金と同額をCPAがマッチングする
助成金の使途に 関して	対象経費などの規定はなし
申請が 認められる者 の要件	・活動中のアーティストおよびそのグループ ・18歳以上のオーストラリアの市民または永住者 ・ABNを取得し、プロジェクトの助成金を受領できる。またはオースピス団体の合意を得ている ・2日間の資金調達ワークショップに参加できる(2018-19年度は11月13、14日にメルボルンで開催) ・資金調達計画の承認後、所定の期日までに最低4週間の資金調達キャンペーンを行うことができる(2019-20年度は2020年5月31日まで) ・前々年度までのマッチ・ラボの被助成者が申請を希望する場合は、事前にプログラム・スタッフに連絡し、2度目の参加による利益を考慮する必要がある
申請が 認められない者 の要件	・文化芸術団体 ・学校または高等教育機関 ・CPAからの未払いの助成金がある、または助成完了報告を終えていない者 ・前年度のマッチ・ラボの被助成者

^{※434} 以下の情報を元に作成。

[・]CPAへの前掲インタビュー(2019/12/06)および提供資料「Welcome and Introduction (MATCH Lab)」

[•] MATCH Lab 2019/20 Program Guidelines

https://www.creativepartnershipsaustralia.org.au/wp-content/uploads/2019/07/MATCH-Lab-2019-20-Program-Guidelines.pdf (最終閲覧日:2020/07/20)

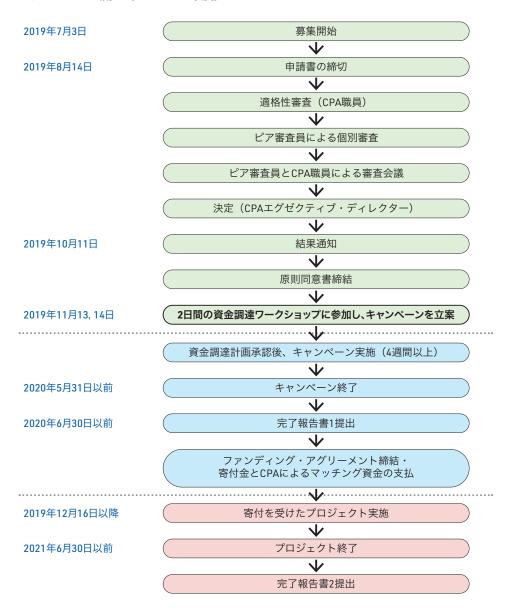
[・]前掲 CPAアニュアル・レポート2018-19 p.20

マッチ・ラボの申請から完了までの流れを**図表3-1-8**に示す。申請が採択されたアーティストはまず 2日間の資金調達ワークショップを受けた上で、実際の資金調達キャンペーンに挑む。資金調達キャンペーンの申請額上限は最大1万豪ドル(72万円)である。キャンペーン終了後は、資金調達の目的であったプロジェクトを実施する。

2018-19年度のマッチ・ラボでは、25人/グループの資金調達キャンペーンに対して、2,282件の寄付者から32万豪ドル(2,304万円)が集まり、CPAはこれに20万豪ドル(1,440万円)をマッチング・ファンドとして助成した。同プログラムによる文化芸術への投資額は計52万豪ドル(3,744万円)となり、前年度を17%上回った**⁴³⁵。

マッチ・ラボの申請もプラス1と同様にオンラインの申請システムを利用して行われる。マッチ・ラボの主眼は、アーティストが継続的に活動できるように民間セクターからの資金調達スキルを提供することにある。これを踏まえ、申請フォームでは文化芸術活動の内容に加え、政府等からの助成、クラウ

図表3-1-8 マッチ・ラボの流れ (2019-20年度) ** 436



^{※435} 前掲 CPAアニュアル・レポート2018-19 p.20

^{※436} 前掲 MATCH Lab 2019/20 Program Guidelines を元に作成。

ドファンディングなど民間セクターからの資金調達などの経験や、マッチ・ラボでどのような資金調達 スキルを学び、どのような資金調達キャンペーンを行いたいか等を記載する**437。審査の中心は、各ア ーティストの資金調達についての現在の実力や経験、学びへの意欲に置かれている。

オンライン申請書は、CPAで適格性を確認した上で、4人のピアが閲覧し、オンラインで採点を行う。 採点に際してはプラス1と同様、各項目についてのコメントと不採択者に対するフィードバックのため のコメントも併せて入力される。個別採点後、ピアの4人とCPAの5人の州マネジャーの合議により採 否が決定される。この後、州マネジャーは各申請者に対するフィードバックも行う。マッチ・ラボのピ アは、プラス1のピアとは異なるメンバーで、個人のアーティストの資金調達に詳しい専門家が選ばれ ている**438。

採択されたアーティストは、「アートのための資金調達(Raising Money for your Art)クリニック」と呼ばれる2日間の資金調達ワークショップに参加する。マッチ・ラボの特徴は、マッチング・ファンド助成を行うだけでなく、このクリニックによって、個々のアーティストに対して資金調達ノウハウやビジネス運営についての能力開発を行うことにある。個人アーティストは、団体に所属するアーティストとは異なり、文化芸術活動に加えてビジネスの運営や資金調達まで自身で行わなければならず、各業務の両立について課題を抱えることが多い。CPAでは選抜された25人/グループにヒアリングを行い、それぞれのニーズをくみ取った上で2日間のクリニックを準備していく。

クリニックは2人のワークショップ・ファシリテーターを立てて行われる。このファシリテーターも 資金調達についての専門家であり、ピアとは異なる人員が選定される。クリニックは寄付やスポンサー シップ、支援の事例、資金調達の目的、寄付者とのコミュニケーション、独立アーティストが資金調達 の際に直面する主な課題などの多様なテーマをカバーした内容であり、2日間のプログラムとしては内 容が詰まったものであるとCPA は考えている。クリニックへの参加費用、航空運賃、宿泊費はCPA が 負担する。グループによる申請では代表者1人が参加する**439。

各参加者はクリニックを受けた後、プロジェクトの内容と資金調達キャンペーンの運営方法、プロジェクト予算、資金調達目標額を定め、CPAに提出する。内容が合意されれば資金調達キャンペーンがスタートすることになる。クリニックの受講と、その後のCPAとの合議による具体的な計画作り、そして実際の資金調達活動の実施の3つを併せて行うことで、マッチ・ラボの参加者は実践的な資金調達のノウハウを身につけることができる。資金調達にあたっては、寄付者が免税を受けられるACFのクラウドファンディングサイトを活用する場合が多い**440。

資金調達キャンペーン開始後の流れはプラス1と同じであり、資金調達後に完了報告書1を提出し、CPA側の確認を受けた後、マッチング分を含む助成金が提供される。次いで、当該資金を用いた文化芸術プロジェクトが実施され、その後、成果と収支が確認できる完了報告書2がCPAに提出される。完了報告書1および2の内容は、プラス1とほぼ同様である**441。

^{※437} CPAへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

^{※438} 同前

^{※ 439} 前掲 MATCH Lab 2019/20 Program Guidelines

^{※440} CPAへの前掲インタビュー(2019/12/06)より。

^{※441} CPAへの前掲インタビューでの提供資料「MATCH Lab Fundraising Verification and Campaign Report」より。

1-5-3 アドボカシー事業

CPAではACFの運営と2つのマッチング・ファンドの実施とともに、文化芸術に対する民間寄付文 化の普及と確立を目的に、次のような各種のアドボカシー事業を展開している**442。

●広報

CPAのウェブサイト上で、資金調達の初心者向け用語集やガイド、ブログ記事、プラス1やマッチ・ ラボのケーススタディ、トレーニングビデオなど、60以上のツールやリソースを公開している。媒 体出稿は行っていない。

②コーチングとメンタリング

CPAの州マネジャーが、文化芸術団体のマネジャーなどの運営スタッフおよび個人のアーティスト に対して資金調達ノウハウのコーチング、メンタリングを行っている。2018-19年度には計617回の セッションが実施された。

3 専門家の育成

文化芸術セクターにおいて資金調達を行う専門家に対し、オーストラリアや世界各国の専門知識やベ ストプラクティスを学び、同業者とのネットワークを構築する機会を提供するイベント事業を行う。 2018-19年度は6回のイベントを開催し、またオンラインセミナーを制作した。

4 他団体との協働

文化芸術に関する新たな資金調達モデル開発のため、内外の関連団体との協働を推進。2018-19年度 にはカルチャー・ビジネス・キャンベラとの協働による国際カンファレンスや、オーストラリアの寄 付者と寄付団体の協会であるフィランソロピー・オーストラリアとの協働による、文化芸術助成者ネ ットワークのセッションなどを開催した。

5 調査研究

2年に1度、オーストラリアの寄付文化に関する大規模調査報告書を作成する。また2018年には、 MPA 団体全体のアドボカシー団体である AMPAG(Australian Major Performing Arts Group)の 要請により、MPA団体への民間寄付の調査に協力した。

⑥ クリエイティブ・パートナーシップ賞

オーストラリアの文化芸術に対する資金調達活動において優秀なリーダーシップを発揮している個人 を毎年表彰する。アーツ・リーダーシップ賞、ビジネス・リーダーシップ賞、新興フィランソロピー・ リーダーシップ賞、フィランソロピー・リーダーシップ賞の4部門がある。

上記のうち、●広報、②コーチングとメンタリング、❸専門家の育成は、主に寄付を受ける側のアー ティスト・グループや文化芸術団体に向けての活動である。一方、4他団体との協働、⑤調査研究、⑥ クリエイティブ・パートナーシップ賞は、寄付文化推進のための啓発活動や調査研究、寄付者の称揚で あり、CPAの活動の幅は小規模な組織ながら多岐にわたっている。

^{※442} 前掲 CPAアニュアル・レポート 2018-19 pp.26-34 および CPAへの前掲インタビュー (2019/12/06) より。

COVID-19への 調査対象機関の対応

COVID-19の影響はオーストラリアでも大きく広がっており、2020年3月後半の感染拡大が一旦落ち着いた後、7月半ばには感染が再び増えるなど、現時点(2020年7月)においても未だ収束の目処が見えていない。この中でオーストラリアの文化芸術セクターは、ロックダウンやその後の厳しい運営制限により深甚な影響を受けている。

この章では、COVID-19がオーストラリアの文化芸術セクターに与えている影響と、それに対する 連邦政府・州政府の対応策について、2020年7月現在の概況を解説する。なお、2020年7月22日時点 でのオーストラリアの感染状況は、累積の感染者1万2,894人、死者128人である**⁴⁴³。

2-1 オーストラリアの文化芸術セクターへのCOVID-19の影響

この節では、連邦政府・州政府のCOVID-19への対応策を説明する前提として、オーストラリアの 文化芸術セクターの状況を把握する。

オーストラリアでは、WHOがパンデミック宣言をした2020年3月11日の2日後にあたる3月13日、連邦・州首相評議会(COAG、第1部5章「連邦と州の政策調整」参照)の会議を経て、COVID-19に対応するための危機管理体制としてナショナル・キャビネット(挙国一致内閣)が創設された。ナショナル・キャビネットは連邦と各州・特別地域政府の首相をメンバーとした組織であり、COVID-19に対する国家的な一貫した対応を調整し、提供することを目的としている。これ以降、オーストラリアのCOVID-19対策はナショナル・キャビネットで方針を打ち出し、それに基づいて各州・特別地域が実際の対応をする流れで動くこととなった**444。

文化芸術セクターに関わるナショナル・キャビネットの指針として、まず出されたのが、3月15日からの500人以上の集会中止である。また3月20日には、屋内空間で社会的距離を保つため、1人当たり4 m²以上のスペースを確保することが閣議決定された。3月29日には、30日午前0時より、同一世帯・同一家族以外の屋内外での集まりは2人に制限するというさらに厳しい決定が打ち出され、文化芸術活動全般がほぼ不可能な状況となった。その後、6月に入ると州・特別地域ごとにロックダウンの解除が進み始めたが、7月、メルボルンを皮切りに感染が増加したことから、再び規制が強化される地域が出てきている**445。

https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet (最終閲覧日: 2020/07/30)

National Cabinet (Australia)

https://en.wikipedia.org/wiki/National_Cabinet_(Australia) (最終閲覧日: 2020/07/30)

^{※ 443} COVID-19 Dashboard by the Center for Systems Science and Engineering (CSSE) at Johns Hopkins University https://coronavirus.jhu.edu/map.html (最終閲覧日: 2020/07/22)

^{ 444} National Cabinet**

図表3-2-1 に各州・特別地域の文化芸術に関わる現在の規制状況を示す。ビクトリア州では感染の再拡大を受けて規制がきわめて厳しくなっているが、他の州・特別地域ではロックダウンの解除が進んでおり、首都特別地域を除き、大規模なイベントの実施も可能になってきている。

ロックダウンの解除が始まっているとはいえ、社会的距離の確保のための入場者数の削減が必要であり、またいつ次の感染の波が訪れるかわからず公演や展示の計画立案が困難であるといった要因により、オーストラリアの文化芸術セクターの活動はいまだ本格的な再開が難しい状況にある。実際に、図表3-2-2に示すように、本調査でインタビューを行ったMPAFの5団体でも3月以降公演の中止が継続しており、現時点では、9月以降の再開を調整している状況である。

図表 3-2-1 各州・特別地域の文化芸術に関する主な規制状況 (2020年7月 21 日現在) ** 446

	規制内容	
ニューサウス ウェールズ州	▶全ての事業は、4㎡に1人の規則に従う ▶主な娯楽施設ではCOVID-19安全計画の整備が必要。また、指定席の場合は、通常の収容人数の25%もしくは 1万人のいずれか少ない方までの入場が認められる	
ビクトリア州	[メルボルン大都市圏およびミッチェル・シャイア] ▶博物館、ギャラリー、州の機関、歴史的な名所は閉鎖 ▶映画、ドライブインシアター、コンサートホール、劇場は閉鎖 ▶図書館やコミュニティ施設は閉鎖 [上記以外の地域] ▶博物館、ギャラリー、国の機関、歴史的な名所では1つの独立したスペースごとに、20人まで利用可能 ▶映画館、コンサート会場、劇場、ホール、図書館、コミュニティ施設は、4㎡に1人未満であれば、1会場当たり20人まで収容可能	
クイーンズランド州	▶コンサート会場、劇場は、定員の50%または4㎡あたり1人のいずれか多い方まで収容可能 ▶博物館、ギャラリー、歴史的な名所、図書館は4㎡当たり1人まで利用可能	
南オーストラリア州	▶1,000人以上が参加する公衆向けの娯楽を提供する者は、COVID-19管理計画を作成し、認可を受ける必要がある	
西オーストラリア州	▶収容人数は2㎡に1人以下▶500人以上の施設では、収容人数にスタッフを含める▶大型の施設では最大50%までの収容人数となる▶立ち見も許可される	
タスマニア州	▶独立したスペース (各フロア毎) に、2㎡当たり1人か、250人のいずれか少ない方まで収容可能	
北部準州	▶100人未満のイベントでは、物理的距離と衛生管理を徹底する ▶100~500人のイベントでは、COVID-19緊急計画を策定し、清掃計画や衛生管理計画の概要説明を含むチェックシートを記入し、州政府に提出する必要がある ▶500人以上のイベントでは、上記に加え、チェックシートを州政府の医療責任者 (Chief Health Officer) に提出し承認を得る必要がある	
首都特別地域 (ACT)	▶COVIDセーフティ・プランを策定する必要がある ▶4㎡に1人以下、かつ、映画館、劇場、美術館、ライブ・パフォーマンス・スペースではスタッフを除いて100人以下	

^{ 445} COVID-19 pandemic in Australia**

https://en.wikipedia.org/wiki/COVID-19_pandemic_in_Australia(最終閲覧日:2020/07/30)

https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules#current-restrictions-on-businesses (最終閲覧日:2020/07/30 以下同)

st 446 \cdot NSW What you can and can't do under the rules

[·] Victoria's current restriction levels.

https://www.dhhs.vic.gov.au/victorias-restriction-levels-covid-19

 $[\]boldsymbol{\cdot}$ Queensland Businesses, activities and undertakings

https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/business-activity

[·] South Australia Emergency Management (Covid-19) Direction

https://legislation.sa.gov.au/web/information/CV19/EMA-CEASED/Emergency%20Management%20(Public%20Activities%20No%204)(COVID-19)%20 Direction%202020_9.7.2020_CEASED.pdf

[•] West Australia COVID-19 coronavirus: Business and industry recovery

https://www.wa.gov.au/organisation/department-of-the-premier-and-cabinet/covid-19-coronavirus-business-and-industry-advice

[·] Tasmania Current restrictions

https://coronavirus.tas.gov.au/families-community/current-restrictions

[·] Northern Territory Guidelines for events and gatherings

https://coronavirus.nt.gov.au/roadmap-new-normal/business/guidelines-for-events-and-gatherings#/more_than_500_people

[·] ACT FACT SHEET Guidelines for your COVID Safety Plan

https://www.covid19.act.gov.au/__data/assets/pdf_file/0007/1554199/PICC0016-C0VID-safety-plan.pdf(最終閲覧日:2020/11/27 以下同)

Hospitality Venues Factsheet 20-07-2020 - act covid-19

https://www.covid19.act.gov.au/__data/assets/pdf_file/0010/1605826/Dari-Hospitality-Venues-Factsheet-20-07-2020.pdf

団体	活動状況
オペラ・オーストラリア	 ▶下記公演を中止。9月以降、ソロ・コンサートから再開予定 [シドニー] ・「カルメン」(シドニー・オペラハウス) 1月11日~3月26日 (3月16日から公演中止) ・「アッティラ」(シドニー・オペラハウス) 3月12日~3月28日 ・「グレート・オペラ・ヒット」(シドニー・オペラハウス) 7月10日~10月26日 ・「ロベルト・デヴリュー」(シドニー・オペラハウス) 6月30日~7月16日 ・「アイーダ」(シドニー・オペラハウス) 6月25日~8月10日 ・「エクゲロ女」(シドニー・オペラハウス) 7月14日~8月7日 ・「エフゲニー・オネーギン」(シドニー・オペラハウス) 7月25日~8月8日 ・「ライト・イン・ザ・ピアッツァ」(シドニー・オペラハウス) 9月3日~8月2日 ※ブロードウェイ・ミュージカル ・「屋根の上のパイオリン弾き」(シドニー・オペラハウス) 9月3日~10月31日 ※ブロードウェイ・ミュージカル ・「権毎・ハンダ・オペラ・オン・シドニー・ハーバー」(野外公演) 3月27日~4月26日 ・「ブラン・ニュー・デイ (Bran Nue Dae)」(ロズリン・パッカー・シアター) 4月16日~5月3日 ※オーストラリアの青春ミュージカル ・「秘密の花園」(シドニー・リリック・シアター) 8月4日~9月6日 【メルボルン】 「ブラン・ニュー・デイ (Bran Nue Dae)」(コメディ・シアター) 6月12日~7月12日 ・「撃々夫人」(アーツセンター・メルボルン) 5月6日~5月28日 ・「ローエングリン」(アーツセンター・メルボルン) 5月16日~5月29日 ・「アッティラ」(アーツセンター・メルボルン) 5月25日~5月30日 ・「秘密の花園」(ハー・マジェスティーズ・シアター) 11月 【キャンベラ】・「ブラン・ニュー・デイ (Bran Nue Dae)」(キャンベラ・シアター) 8月11日~8月16日 「ジーロング」・「ブラン・ニュー・デイ (Bran Nue Dae)」(ジーロング・アーツ・シアター) 6月4日~6月7日 ▶その他ツアー等の延期 ・ニューサウスウェールズ州の学校向け「セピリアの理髪師」ツアー ・全国「カルメン」ツアー ・パースとブリスペンでの「ウエスト・サイド・ストーリー」シーズン公演 ・シドニーとメルボルンでの「ウエスト・サイド・ストーリー」シーズン公演 ・シドニーとメルボルンライン・ストリーミング・サービス「オペラ・オーストラリア・オン・デマンド」を開始
メルボルン 交響楽団	▶3月より10月2日まで公演を中止。それ以降については調整中 [延期] •「マーラー8」 •「ベン・フォールズ公演」 •「スカイフォール」 •「ハリー・ポッターと謎のプリンス・コンサート」 •「ファンタジア」 •「バーズ・オブ・トーキョー公演」 [中止] •「カミラ・ティリングのマスタークラス」10月30日 •「ブラームス:ドイツ・レクイエム」7月17日~7月20日 •「ごどものためのジャム:ベートーヴェン 田園」7月18日 •「公開リハーサル:エルガーのヴァイオリン協奏曲」7月23日 •「ニコラ・ベネデッティ・ロマスタークラス(中学校)」7月25日 •「ニコラ・ベネデッティ・Sッド・シーズン・ガラ」7月25日 •「ニコラ・ベネデッティ:ド・シーズン・ガラ」7月25日 •「ニコラ・ベネデッティ:ド・シーズン・ガラ」7月25日 •「ニコラ・ベネデッティ: MS0の朝」7月23日 •「展覧会の絵(小学校)」8月22日 •「ごどものためのジャム:展覧会の絵」8月22日 •「ごどものためのジャム:R 展覧会の絵」8月22日 •「こどものためのジャム:マーラー」9月4日~9月7日 •「トーマス・ハンブソンのソング・オブ・アメリカ」9月10日、12日 •「ごどものためのジャム:マーラー」9月12日 •「ロシアの栄光」9月17日 •「ウラシック・キッズ:ヴィヴァルディの四季」9月23日 •「アブソリュート・バード」9月24日 •「アイド・オープン:ベートーヴェン」9月28日 •「死と欲望:シュトラウスとドヴォルザーク」10月2日 •「アメリカン・ヒーロー:ガーシュウィンとコープランド」11月12日 ▶無料のオンライン・イベントを実施 •「オンライン・プレミア・コンサート・シリーズ」として3月下旬より毎週木曜日に録画を配信 •「メルボルン・ミュージック・サミット」全3公演については無料オンライン配信に切り替え

シドニー・ダンス・ カンパニー	 ▶下記2シーズンを中止。11月のシーズン3は現時点では実施予定 ● シーズン1公演「ボナチェラ/フォーサイス」 3月21日~4月4日 (ロズリン・パッカー・シアター) 5月12日~5月16日 (アーツセンター・メルボルン) ● シーズン2公演「ab [intra]」 8月19日~8月22日 (ロズリン・パッカー・シアター) 8月29日 (シドニー・コロシアム・シアター) ▶オンライン対応 ● 有料のバーチャル・ダンス・スタジオを開始 ● シドニー交響楽団とのコラボレーションでダンスの4作品を新規に制作し、オンラインで無料公開
オーストラリア 室内管弦楽団	 ▶下記5つの全国ツアーを延期。9月以降の単発公演は現時点で実施予定 [全国ツアー] ●「癒やしの音楽」5月1日~5月13日 「マーラー 大地の歌」5月23日~6月4日 「ザ・フォーシーズンズ&ビヨンド」6月19日~7月1日 「インティメット・メンデルスゾーン &バッハ」8月1日~8月12日 「バロックの輝き」8月27日~9月11日 「おばあちゃんのきおく」(シドニー・オペラハウス)8月21日~8月30日 ▶オンライン対応 ◆ACOホームキャストとして、自宅での演奏、オンラインレッスンなどを無料提供
ベルヴォア	 ▶下記公演を中止もしくは延期(3月からの劇場公演は現在まで全て中止) ●「ダンス・ネーション」3月14日~4月12日(3月17日より中断) ●「ア・ルーム・オブ・ワンズ・オウン」4月18日~5月17日 ●「エスケイプ・アローン」5月23日~6月21日 ●「ジャングル・アンド・シー」7月4日~7月26日 ●「ミス・ピオニー」8月1日~9月6日 ●「サマー・フォーク」9月12日~10月18日

(図表中の作曲者名、作品名には、マーラーの交響曲第8番を「マーラー8」とするなど、プログラムのタイトルとして簡略化されているものがある)

なお、オーストラリア統計局(ABS)がオーストラリアの企業・団体に対して行った調査では、2020年6月24日時点で、文化芸術および娯楽サービス(Arts and Recreational Services)セクターに属する企業・団体の約8割が前年比で売上減となっており、また、現状の手持ち資金では「今後3カ月の経営が継続できない」という回答が全体の約4分の1に達している。COVID-19による文化芸術セクターへの影響はきわめて大きい**448。

2-2 連邦および州政府による企業・団体への支援

この節では、厳しい状況におかれているオーストラリアの文化芸術セクターに対する公的な支援施策 について、まず、文化芸術セクターの企業・団体も活用可能なオーストラリア国内の全企業・団体に対 する施策を概観し、その上で、文化芸術セクターに対しての有効性を整理する。

連邦政府によるオーストラリア国内の全企業・団体向けの主要施策には次の6つがある。

1. ジョブキーパー・ペイメント

https://www.sydneyoperahouse.com/events/whats-on/opera-australia/2020/opera-australia-2020.html

[·] Opera Australia 2020 Melbourne season 2020

https://d30bjm1vsa9rrn.cloudfront.net/res/pdfs/brochures/opera-australia-2020-melbourne-season-brochure.pdf

[·] Opera Australia on Demand https://tv.opera.org.au

[·] MSO Cancelled and Rescheduled Concerts

https://www.mso.com.au/tickets-and-performances/cancelled-and-rescheduled-concerts/

[·] Sydney Dance Company https://www.sydneydancecompany.com

[·] ACO https://www.aco.com.au

[・]ベルヴォア Latest News https://belvoir.com.au/latest-news/news/

https://belvoir.com.au/wp-content/uploads/2019/08/Belvoir2020-seasonbook-UPDATEspreads.pdf

^{** 448} Business Indicators, Business Impacts of COVID-19, June 2020

https://www.abs.gov.au/statistics/economy/business-indicators/business-indicators-business-impacts-covid-19/jun-2020(最終閲覧日: 2020/11/20)

- 2. キャッシュフロー支援
- 3. 財政破綻への臨時救済
- 4. 研修生・実習生支援
- 5. 資産取得・投資支援
- 6. 中小企業融資枠

このうち最大規模の施策が、1つ目のジョブキーパー・ペイメントである。これは、COVID-19のために売上高が減少した企業・団体に対し、従業員の継続雇用のための資金を提供するものである。支給金額は、2020年3月30日から9月27日の期間については、雇用している従業員1人当たり2週間ごとに1,500豪ドル(10万8,000円)である。対象となる企業・団体は下記の4種であり、文化芸術セクターに属する非営利法人の場合、売上が15%以上減少する見込みがあれば対象となる。また、個人事業主としてオーストラリア・ビジネス・ナンバー(ABN)**449を取得しているアーティストは、自らの賃金として、ジョブキーパー・ペイメントの支払いを受けることができる。

- ●事業総売上が10億豪ドル(720億円)以下の場合は、売上高が30%以上減少するか、減少する 見通しの企業や団体
- ②事業総売上が10億豪ドル(720億円)を超える場合は、売上高が50%以上減少するか、減少する見通しの企業や団体
- ③オーストラリア国内のチャリティ^{※450}と非営利団体の規制当局であるオーストラリア・チャリティ・ 非営利団体委員会(Australian Charities and Not-for-profits Commission、以下ACNC)に登 録している非営利法人の場合は、売上高が15%以上減少するか、減少する見通しの企業や団体
- 4 ABN を取得している個人事業主

なお、対象となる従業員は、以下のいずれかである**451。

- フルタイムやパートタイムなどの雇用の時間および期間についての契約が交わされている従業員
- •雇用の時間や期間についての契約がない従業員で、2020年3月1日時点において過去12カ月間 にわたって継続した雇用の実績がある従業員

なお、オーストラリアでは、雇用時間(週何時間労働か)と期間(いつまでの雇用か)を定めた契約を取り交わしていない労働者のことをカジュアル・エンプロイー(Casual Employee)、もしくはカジ

^{※449} ABN はオンラインで発行される11桁の番号で、企業や個人事業主が政府からの助成金や補助金の申請、財・サービス税(Goods and Services Tax、以下 GST)の支払いなどの公的手続きに広く使用されている。

^{※450} チャリティは、公共の利益を目的とする非営利、非政治的な2人以上の団体で、2013年チャリティ法の下でACNCに登録されたものを指す。 SMALL CHARITIES LIBRARY - WHAT IS A CHARITY?

https://www.acnc.gov.au/tools/factsheets/small-charities-library-what-charity(最終閲覧日:2020/07/30)

^{※451} 連邦政府のフェアワーク・オンブズマン(Fair Work Ombudsman)の定義によれば、臨時雇用とは、被雇用者が雇用者から雇用期間および終了時期についての確約を得ておらず、また、雇用終了が事前通知なく可能な雇用形態を指す。一方、フルタイムやパートタイムの雇用では、雇用者と被雇用者の間に継続的な雇用契約もしくは有期契約があり、毎週決まった時間働くことが保障され、有給の病気休暇と年次休暇を受ける権利を持ち、事前の通知なく雇用が終了できない。

Fair Work Ombudsman Casual employees

https://www.fairwork.gov.au/employee-entitlements/types-of-employees/casual-part-time-and-full-time/casual-employees (最終閲覧日: 2020/08/06)

ュアル・ワーカー(Casual Worker)と呼ぶ。カジュアル・エンプロイーの勤務時間は一般的に不規則で時間数の保証もなく、フルタイムやパートタイムの労働者が持つ年次有給休暇や有給個人休暇を取得する権利はない。また契約が解消される場合、事前通知を必要としない。こうした不利益を穴埋めする意味で、カジュアル・エンプロイーの最低時給はフルタイムやパートタイムスタッフより25%高く設定されている。また実質的には個人事業主として活動していても、ABNを取得していない場合はカジュアル・エンプロイーという扱いになる。

ジョブキーパー・ペイメントの詳細と、他の企業・団体に対する連邦の支援策は図表3-2-3に示す通りである。これらの企業・団体向け支援策の他に、連邦政府では、一般国民向けの支援も行っている。例えば求職者向けの給付金など、所得支援のための各種給付金を受給している人に対しての「コロナウイルス補填金支援(Coronavirus Supplement)」、新築住宅の建設や既存住宅の大幅な改修をした人への「住宅建築助成金(HomeBuilder grant)」、年金などの補填や一時金払い出しの認可などである。また、特定地域・産業向け支援として、10億豪ドル(720億円)を確保しており、航空産業、農林水産業と

図表 3-2-3 連邦政府の企業・団体に対する COVID-19 対応支援 (2020 年 7 月 21 日現在) **452 (1豪ドル= 72円)

施策 概要 ▶COVID-19で売上高が減少した企業・団体に対し、従業員の継続雇用のための資金を提供 「対象となる企業・団体] ● 事業総売上が10億豪ドル (720億円) 以下の場合は、売上高が30%以上減少するか、減少する見通しの企業や団体 ● 事業総売上が10億豪ドル (720億円) を超える場合は、売上高が50%以上減少するか、減少する見通しの企業や団体 • ACNCに登録している非営利法人の場合は、売上高が15%以上減少するか、減少する見通しの企業や団体 ● 従業員を雇用していない個人事業主 (ABN取得者)を含む 「従業員の定義] 2020年3月1日時点で下記条件を満たす者 ①フルタイム、パートタイム、有期雇用の従業員 ②過去12カ月間以上定期的に雇用されていた臨時雇用の従業員(カジュアル・エンプロイー) [企業・団体への支援金額] 1.ジョブキーパー・ ①2020年3月30日~9月27日 ペイメント 雇用している従業員1人当たり2週間ごとに1,500豪ドル(10万8,000円) ②2020年9月28日~2021年1月3日 雇用している従業員1人当たり2週間ごとに1,200豪ドル(8万6,400円) ③2021年1月4日~3月27日 雇用している従業員1人当たり2週間ごとに1,000豪ドル(7万2,000円) [従業員に対する支払い] ①従業員の給与が2週間当たり税引き前1,500豪ドル (10万8,000円) 以上の場合 従業員の給与の全部または一部として支払う ②従業員の給与が2週間当たり税引き前1,500豪ドル未満の場合 従業員に2週間当たり税引き前1,500豪ドル支払う ③従業員が退職した場合 従業員に2週間分の賃金として税引き前1,500豪ドル支払う ▶前年度の売上が5,000万豪ドル (36億円) 以下の中小企業、ACNC登録の非営利法人に対し、2万~10万豪ドル 2.キャッシュフロー (144万~720万円) の資金繰り支援のための緊急融資を実施 3.財政破綻への ▶財政破綻状況に陥った企業・団体が、破産手続きをすぐに開始しなくてすむよう、破産法などの条項を期間を 臨時救済 限定して変更 ▶研修生や実習生を雇用する従業員数が20人未満の小規模事業者に対し、2020年1月1日から2021年3月31日ま 4.研修生· でに支払われた研修生または実習生の賃金の50%を、1四半期あたり7,000豪ドル (50万4,000円) を上限に、 実習生支援 補助金として支援 ▶2020年3月12日~12月31日の間に取得した資産上限15万豪ドル (1,080万円) について、即時の減価償却処理 5 資産取得・ 投資支援 が可能。対象は売上高5億豪ドル (360億円) 未満の全企業・団体 ▶中小企業 (個人事業者や非営利団体を含む) に対し、総額400億豪ドル (2兆8,800億円) の融資枠を設定。連 6.中小企業融資枠 邦政府が融資額の50%までを金融機関に保証

^{※ 452} Economic Response to the Coronavirus https://treasury.gov.au/coronavirus(最終閲覧日: 2020/07/30)

地域	給付・助成内容
ニューサウス ウェールズ州	 ▶中小企業助成 フルタイム換算で雇用者20人以下の中小企業、非営利法人、個人事業主向けの1万豪ドル(72万円)上限の助成金 ▶3,000豪ドル(21万6,000円)助成(上記終了後の追加支援) フルタイム換算で雇用者20人以下の中小企業、非営利法人、個人事業主向けの3,000豪ドル上限の助成金。ただしその他による助成を受けられなかった費目のみが対象 ▶キャッシュフロー支援 個人事業主を除く売上高5,000万豪ドル(36億円)以下の中小企業に対する2万豪ドル(144万円)から10万豪ドル(720万円)の資金繰り支援
ビクトリア州	▶ビジネス・サポート・ファンド 文化芸術セクターを含むCOVID-19から大きな影響を受けた分野の企業・団体の事業費助成のために5億豪 ドル (360億円) の基金を設立
クイーンズランド州	▶スモール・ビジネスCOVID-19対応助成金 最大1万豪ドル (72万円) の助成
南オーストラリア州	▶ジョブズ・レスキュー・パッケージ 中小企業や非営利団体を対象とした、1回限りの緊急現金助成金。1万豪ドル (72万円) ▶基金の創設 総額3億豪ドル (216億円) のビジネス・雇用支援基金と総額2億5,000万豪ドル (180億円) のコミュニティ・雇 用支援基金を創設
西オーストラリア州	 ▶中小企業助成 100万豪ドル (7,200万円) 以上、400万豪ドル (2億8,800万円) 以下の給与所得を支払い、給与所得税を納付している中小企業に対し、1万7,500豪ドル (126万円) の助成金を1回限り支払う ▶危機支援基金 宝くじから1億5,900万豪ドル (114億4,800万円) の基金を創設し、文化芸術セクターの非営利団体を含む非営利セクターやコミュニティに対する助成を実施
タスマニア州	▶中小企業支援 中小企業に5,000豪ドル (36万円) の緊急助成金を支給。総額1,500万豪ドル (10億8,000万円)

ともに、文化芸術産業を対象に挙げている。

一方、州・特別地域政府においては、州税や公共料金の免除、関連する規制の緩和、テナントビル・オーナーへの支援を通じた家賃の減額などが実施されている。ただし、直接の給付や助成については、特別地域政府を除く6つの州政府に限られている。

図表3-2-4に、各州における中小企業・団体に対しての給付・助成策の詳細を示す。なお北部準州と 首都特別地域(ACT)については、対象となる制度がない。

ここまで概観してきたように、オーストラリアの企業・団体向けの連邦および州政府による直接的な給付による支援は、個別給付金が州政府からの少額かつ1回限りのものに限られているため、2021年3月まで延長されたジョブキーパー・ペイメントが中心となっている。この支援制度により、COVID-19によって売上高が減少した企業・団体・個人事業主は、人件費の一定部分について支援を受けることが可能である。この制度では、給与水準が低い被雇用者に対しても、最低2週間に1,500豪ドル(10万8,000円)の給与が保障されており、低所得層に対するかなり手厚い支援策ともなっている。また、各州政府・

https://www.nsw.gov.au/covid-19/businesses-and-employment/financial-assistance/grants-and-loans(最終閲覧日:2020/07/30 以下同)

[·] Victoria Coronavirus (COVID-19) business support

https://www.business.vic.gov.au/disputes-disasters-and-succession-planning/coronavirus-covid-19/coronavirus-business-support#supportpackage

[•] Find coronavirus information and assistance for business and industry from the Queensland and Australian Governments https://www.business.qld.gov.au

[·] SA Support for businesses https://www.covid-19.sa.gov.au/business-and-work/support-for-businesses

[•] WA COVID-19 coronavirus: Support for business

https://www.wa.gov.au/organisation/department-of-the-premier-and-cabinet/covid-19-coronavirus-support-business

[·] Business Tasmania

https://www.business.tas.gov.au/covid-19_business_support_packages/covid-19_small_business_sustainability_and_recovery_grant_program2

特別地域政府では、商業ビルのオーナーにテナント家賃の減額を促すため、減額した家賃の一定比率の 補填などの施策を実施している**454。

文化芸術セクターに属する企業・団体・個人事業主も、他の業種と同様に上記の支援策の対象となっ ており、オーストラリア連邦政府では、文化芸術セクターに対し、ジョブキーパー・ペイメントと融資 支援を通して毎月1億豪ドル(72億円)を拠出しているとの声明を発表している**55。

ただし文化芸術セクターにおいてはその事業の特性から、ジョブキーパー・ペイメント対象外の労働 者が多数存在しており、これが問題となっている。文化芸術セクターで働くアーティストやアートワー カーの多くは、雇用の期間や時間を定めた契約を取り交わしているフルタイムやパートタイムの被雇用 者ではなく、公演やフェスティバルなどのプロジェクトごとに雇用もしくは契約されるカジュアル・エ ンプロイー(ABNを取得していない個人事業主を含む)である。例えばフリーの演奏家や歌手、俳優、 舞台技術者などのアーティストやアートワーカーは、ABNを取得していない限り、カジュアル・エンプ ロイーとして取り扱われる。イベントごとに契約する表方や裏方のスタッフや有料ボランティアも同様 である。こういった人々は基本的にジョブキーパー・ペイメントの対象にならない**⁴⁵⁶。

例えばメルボルン交響楽団では、2019年12月のインビュー時点で、常勤のスタッフ45人、演奏家88 人とともに、カジュアル・エンプロイー約 200人、ボランティア 167人が働いていた**⁴⁵⁷。シドニー・ダ ンス・カンパニーでは、ダンサーを含む常勤者55人に対し、フリーのアーティストやダンスの講師など のカジュアル・エンプロイー180人の計235人が活動していた*458。また文化芸術団体としては国内最大 の 1,351 人の雇用を抱えるオペラ・オーストラリアでは、そのうち約 700 人がカジュアル・エンプロイー であり、その多くは演奏家などのアーティストである**⁴⁵⁹。各団体の非常勤スタッフや有料ボランティア、 フリーのアーティストの相当部分がジョブキーパー・ペイメントの対象外となっていると想定される。ま た、ベルヴォアではウェブサイト上のニュースで、ジョブキーパー・ペイメントを活用した結果、団体の 管理職層の雇用は維持できたが、俳優などについては1人も雇用を保障できなかったと述べている^{※460}。

連邦政府の施策としては、ジョブキーパー・ペイメントの対象にならない場合、コロナウイルス補填 金支援により給付額がアップしている求職者向けの給付金であるジョブシーカー・ペイメント(Jobseeker Payment)で対応することとなっている。ただしジョブシーカー・ペイメントには所得制限や資産の制 限があり、また文化芸術以外の仕事と兼務している場合、求職中と見なされない可能性もあるなど、制 限も多い。

前節2-1で述べたように、オーストラリアのロックダウンは一部で解除が進んでいるものの、実際に は未だ活動再開に至れず、2020年秋以降の再開を模索している団体も多い。こうした中、多くのアー ティストやアートワーカーが半年近く職を失ったままとなっている可能性がある。また、ジョブキーパ ー・ペイメントで補填されるのは最低賃金相当額であり、経験のあるアーティストやアートワーカーに

^{※454} 同前

^{* 455 \$250} million Joh Maker plan to restart Australia's creative economy https://minister.infrastructure.gov.au/fletcher/media-release/250-million-jobmaker-plan-restart-australias-creative-economy (最終閲覧日:2020/07/30)

 ^{# 456} ArtsHub Casuals on the front line as coronavirus cancellations spread https://www.artshub.com.au/news-article/features/covid-19/richard-watts/casuals-on-the-front-line-as-coronavirus-cancellations-spread-260044 (最終閲覧日:2020/07/30)

^{※457} メルボルン交響楽団への前掲インタビュー (2019/12/06) より。

^{※458} シドニー・ダンス・カンパニーへの前掲インタビュー(2019/12/13)より。

^{※459} オペラ・オーストラリアへの前掲インタビュー(2019/12/09)より。

^{※460} ベルヴォア A BELVOIR UPDATE FROM EAMON AND SUE https://belvoir.com.au/news/a-belvoir-update-from-eamon-and-sue/#2ze_KC_zGeI(最終閲覧日: 2020/07/30)

とっては決して充分な額ではない**⁴⁶¹。こうした点を考えるならば、オーストラリアの文化芸術セクターにとって、ジョブキーパー・ペイメントによる支援は、COVID-19の影響への対応として十分なものとは言い難い。

2-3 連邦および州政府による文化芸術セクターへの支援

この節では、連邦政府および州・特別地域政府の文化芸術セクターに対しての支援施策を概観する。 連邦政府では2段階にわたって文化芸術セクターへの支援施策を発表、実施している。第1次の支援 は4月9日までに発表された総額3,200万豪ドル(23億400万円)の施策である。内訳は、オーストラ リア・カウンシルによる小規模なアーティスト・団体への緊急支援プログラムであるレジリエンス・フ ァンドに500万豪ドル(3億6,000万円)、リージョナル・アーツ・オーストラリアを通した地域の文化 芸術支援に1,000万豪ドル(7億2,000万円)、文化芸術局が実施する先住民視覚芸術産業支援プログラ ムへの追加助成に700万豪ドル(5億400万円)、音楽業界で健康危機への支援などを行っている社会 貢献団体であるサポートアクトに1,000万豪ドル(7億2,000万円)となっている。オーストラリア・ カウンシルのレジリエンス・ファンドの助成上限は2万豪ドル(144万円)と少額であり、この時点で の施策は緊急支援として一時的な資金を助成する性格が強い。

第2次の、より本格的な支援は、6月と7月に2回に分けて発表されている。このうち6月25日に発表されたのが総額2億5,000万豪ドル(180億円)の「COVID-19 クリエイティブ経済支援パッケージ」である。これは文化芸術活動の本格的な再開を支援するものであり、最大助成額200万豪ドル(1億4,400万円)が助成される大規模な公演・展示・フェスティバル実施のための支援、オーストラリア・カウンシルを通じたMPA団体を含む大規模な実演芸術団体への総額3,500万豪ドル(25億2,000万円)の支援などが含まれる。オーストラリア・カウンシルのCEOはこの支援を歓迎するととともに、新たに設立されるクリエイティブ経済のための閣僚タスクフォースに参加し、政府と緊密に連携して支援についての助言を提供していくとの声明を発表している**462。なおオーストラリアにおけるクリエイティブ産業とは、出版、実演芸術、視覚芸術、映像制作、映画サービス・施設、音楽を指しており**463、クリエイティブ経済はこれらの産業に関わる経済である。

7月17日には、さらに今後7年間のロケ誘致費用として4億豪ドル(288億円)に上る奨励金が発表された。このロケ誘致費用は単年度の予算ではなく、また活動再開を条件とする支援策が主体であることを考えると、現在危機的な状況にあるオーストラリアの文化芸術セクターへの即時救済の効果は明らかではない。しかしながら、総額6億5,000万豪ドル(468億円)に上る第2次支援金額は相応のインパクトを持つものと考えられる。

各支援施策の詳細は、図表3-2-5に示す通りである。

各州・特別地域政府でも、文化芸術を担当する部局により、文化芸術セクターへの支援が行われてい

^{※461} オーストラリアの全国最低賃金は現在、1時間あたり19.84豪ドル(1,428円)、週38時間あたり753.80豪ドル(5万4,274円)(税引前)である。 Minimum wages https://www.fairwork.gov.au/how-we-will-help/templates-and-guides/fact-sheets/minimum-workplace-entitlements/minimum-wages(最終閲覧日:2020/07/30)

^{※462} AUSTRALIA COUNCIL WELCOMES GOVERNMENT'S \$250 MILLION CREATIVE SUPPORT PACKAGE https://www.australiacouncil.gov.au/news/media-centre/media-releases/australia-council-welcomes-governments-\$250-million-creative-support-package/ (最終閲覧日: 2020/07/31以下同)

前掲 \$250 million JobMaker plan to restart Australia's creative economy

https://www.pm.gov.au/media/250-million-jobmaker-plan-restart-australias-creative-economy

^{**463} Creative Industries https://www.austrade.gov.au/International/Buy/Australian-industry-capabilities/Creative-Industries

施策			(T家トル=72円) 概要
(1)	2次支援 06月25日、 07月17日発表)	①COVID-19 クリエイティブ 経済支援 パッケージ	 ▶オーストラリアのクリエイティブ経済の再開のために2億5,000万豪ドル (180億円)を拠出 制作とツアーを再活性化するための助成 2020-21年度に、RISE (Restart Investment to Sustain and Expand) 基金を通じた公募助成金として、フェスティバル、コンサート、ツアー、イベントを実施するため、デジタル化投資などを含め、総額7,500万豪ドル (54億円)を提供。助成金額は7万5,000~200万豪ドル (540万~1億4,400万円) スタートアップ融資商業銀行を経由して9,000万豪ドル (64億8,000万円)をスタートアップに融資・映画製作の再開スクリーン・オーストラリアを経由して5,000万豪ドル (36億円)を助成 重要な実演芸術の文化芸術団体への支援オーストラリア・カウンシルを通じて3,500万豪ドル (25億2,000万円)を助成 クリエイティブ・エコノミー・タスクフォースオーストラリア・カウンシルとともにクリエイティブ産業の雇用創造計画を作成、実施
		②ロケ誘致支援	▶今後7年間に大規模な国際的な予算の映画やテレビ番組をオーストラリアに誘致するために、4億豪ドル (288億円) のロケ地奨励金
		③地域の 文化芸術支援	▶地域や遠隔地の文化芸術団体に対し、リージョナル・アーツ・オーストラリアの基金を経由して、新しい作品の開発や、新しい配信モデルの模索を支援するために、1,000万豪ドル(7億2,000万円)を提供
		④先住民支援	▶先住民視覚芸術産業支援プログラムの下に、先住民のアーティストやアーツセンターを支援するため、700万豪ドル (5億400万円) の追加資金を提供
第1次支援 (③④⑤4月9日、 ⑥3月31日発表)	⑤サポートアクト への支援	▶音楽業界においてアーティストやアートワーカーの健康面などの危機に対して支援を行っている社会貢献団体であるサポートアクト (Support Act) に1,000万豪ドル (7億2,000万円)支援	
	⑥オーストラリア・ カウンシル レジリエンス・ ファンド	 ▶アーティスト、文化芸術団体への総額500万豪ドル (3億6,000万円) の緊急支援。2020年6月1日に1回目の申請終了。同年7月現在2回目の申請を募集中 事業の中止のため損害を受けた個人、グループ、団体への緊急助成。最大額は個人2,000豪ドル (14万4,000円)、団体の場合5,000豪ドル (36万円) COVID-19への対応を支援するための個人、グループ、団体への助成金。最大額は個人、1万豪ドル (72万円)、団体の場合2万豪ドル (144万円) 新たな作品制作を支援するための個人、グループ、団体への助成金。最大額は個人、1万豪ドル (72万円)、団体の場合2万豪ドル (144万円) 	

る。2020年7月21日現在確認できた支援額をみると、ニューサウスウェールズ州では5,000万豪ドル(36 億円)であり、これには家賃免除額なども含まれる。ビクトリア州は6,735万豪ドル(48億4,920万円) 以上で、この他に中小企業向けの基金からの資金もある。クイーンズランド州は6,310万豪ドル(45 億4,320万円) に加え、家賃免除などがある。このようにニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、 クイーンズランド州では、連邦政府の第1次支援を上回る支援を行っている。西オーストラリア州は 269万5,000豪ドル(1億9,404万円)、タスマニア州は150万豪ドル(1億800万円)、北部準州は200 万豪ドル (1 億4,400万円) である。なお、南オーストラリア州、首都特別地域は、ウェブサイト上で 総額を発表していない。

州・特別地域政府の支援の内容は、比較的少額の緊急支援やデジタル化支援が多い。また、ニューサ ウスウェールズ州やクイーンズランド州、タスマニア州での団体助成の延長、ビクトリア州での複数年 助成団体への支援拡大、首都特別地域(ACT)における MPA 団体への支援拡大など、継続的に助成し ている文化芸術団体への支援の拡大も多く行われている。

各州・特別地域政府の文化芸術支援の詳細は、図表3-2-6に示す通りである。

^{* 464} Office for the Arts COVID-19 update https://www.arts.gov.au/covid-19-update(最終閲覧日: 2020/07/30)

連邦政府では、文化芸術セクターを中核とするクリエイティブ産業について、年間1,120億豪ドル(8 兆640億円)の経済規模と、60万人以上の雇用があるとしている^{※465}。これに対する連邦政府の支援額は、月額1億豪ドル相当のジョブキーパー・ペイメントと金融支援による年間12億豪ドル(864億円)と、現状積み上げられている文化芸術セクターに対する支援の6億8,200万豪ドル(491億400万円)の、合計18億8,200万豪ドル(1,356億4,800万円)である。これに、各州・特別地域政府の文化芸術セクターへの支援金・助成金、家賃などの減免措置および中小企業・団体支援の一部、さらには地方自治体の支援が積み重なることとなる。

上記の支援額が、オーストラリアの文化芸術セクターの復活に充分なものであるかについては、 COVID-19の感染状況の推移も踏まえ今後の経緯を見ていく必要がある。

図表 3-2-6 各州・特別地域の文化芸術支援(2020年7月21日現在)^{※466}

(1豪ドル=72円)

地域	給付・助成内容					
ニューサウス ウェールズ州	 ▶クリエイトNSWによる支援 ロックダウンに対する緊急支援とその後の再開について2段階で資金を助成。第1段階は634万豪ドル (4億5,648万円)、総額は5,000万豪ドル (36億円) ※第1段階の緊急支援内容は下記の通り ①クリエイトNSWが管理する文化芸術関係の建物に入居する38団体の家賃等支出の6カ月間免除。100万豪ドル (7,200万円) 相当 ②45万豪ドル (3,240万円)の新支援プログラム (デジタル化、先住民の文化芸術のデジタル化、健康福祉、イベント再生の4カテゴリー) ③70万豪ドル (5,040万円)の複数映像作品開発助成 (州内のTVドラマ、ドキュメンタリー、映画、オンライン動画を3作品以上開発するプロジェクト、プロダクションに最大10万豪ドル (720万円)) ④迅速な対応を行う小規模プロジェクト助成を総額35万豪ドル (2,520万円) に増額。助成金額500~5,000豪ドル (3万6,000~36万円) ⑤総額18万豪ドル (1,296万円)のクリエイティブ・リーダーシップについての新規公募助成 (デジタル・レジデンシー、州内主要文化施設・団体でのバーチャル勤務と能力開発を提供する6つのフェローシップ) ⑥総額200万豪ドル (1億4,400万円)以上のクリエイトNSW既存助成プログラムの継続 ⑦150万豪ドル (1億800万円)以上のスクリーンNSW既存助成プログラムの継続 					
ビクトリア州	 ▶ライブ音楽会場支援 ● 2019-20会計年度の課税賃金が300万豪ドル (2億1,600万円) までの事業者に対して、当該年のすべての給与税を免除 ● 酒類免許料免除 ● ビジネス・サポート・ファンドからの1万豪ドル (72万円) 助成 ▶クリエイティブ・ビクトリアによる総額6,735万豪ドル (48億4,920万円) の支援 ● ビクトリア州の州立文化施設に2,630万豪ドル (18億9,360万円) 支援 ● 州全体の約100の非政府の文化芸術団体に1,300万豪ドル (9億3,600万円) 支援 ● 州全体の約100の非政府の文化芸術団体に1,300万豪ドル (9億3,600万円) 支援 ● 「クリエイティブ・ワーカーズ持続化イニシアティブ」を創設し、クリエーターやマイクロビジネスへの迅速な対応のための助成金として470万豪ドル (3億3,840万円) 支援。上限は、個人5,000豪ドル (36万円)、団体1万豪ドル (72万円)。障害を持つ個人と団体には2,500豪ドル (18万円)を上乗せする ● 音楽産業のための1,895万豪ドル (13億6,440万円) 支援 ● 「ライジング・フェスティバル」を通じ地元アーティストに新作を200万豪ドル (1億4,400万円) で委嘱 ● COVID-19影響下でできる活動に対し、160万豪ドル (1億1,520万円) を既存のプロジェクト助成プログラムを通じて助成・主要なクリエイティブ・ハブ (コリングウッド・ヤードとアボッツフォード修道院) に80万豪ドル (5,760万円) を支援 					
クイーンズ ランド州	 ▶アーツ・クイーンズランドによる総額6,310万豪ドル (45億4,320万円) の支援 • 文化芸術復興パッケージ ライブ音楽や実演芸術の団体・会場の損失補填のために1,130万豪ドル (8億1,360万円) 実演芸術とライブ・ミュージックのために420万豪ドル (3億240万円) オーディエンス・市場アクセス改善のために4,150万豪ドル (29億8,800万円) パートナーシップ支援のために290万豪ドル (2億880万円) ● stART助成金プログラム アーティスト、プロデューサー、デザイナー、技術者、その他の文化芸術関係者への助成。総額50万豪ドル (3,600万円) ● 会場パイロットプログラム COVID-19下での会場の再開を支援するプログラム。総額20万豪ドル (1,440万円) ● 個人助成 総額を50万豪ドル (3,600万円) に拡大するとともに、COVID-19に対応するためのデジタル化を活動対象に追加 ● クイーンズランド・アート・ショーケース・プログラム 総額を200万豪ドル (1億4,400万円) に拡大するとともに、COVID-19に対応するためのデジタル化を活動対象に追加 ● 団体助成期間の1年延長 ● クイーンズランド州政府の文化芸術施設入居団体の2020年12月までの家賃免除					

南オーストラリア州	 ▶アーツ・サウス・オーストラリアによる支援 ●個人アーティストへの緊急支援 5,000~1万豪ドル (36万~72万円) ●個人アーティストのデジタル対応緊急支援 5,000~1万豪ドル (36万~72万円) ◆文化芸術団体支援。最大10万豪ドル (720万円)、5団体まで
西オースト ラリア州	 ▶地方自治体・スポーツ・文化省による支援 ①地域の文化芸術への支援 ●地域アート・レジリエンス助成プログラム 地域のアーティスト、文化芸術団体に対し、最大1万5,000豪ドル(108万円)の助成金を提供。総額100万豪ドル(7,200万円) ●地域アート・ギャラリー救済資金
タスマニア州	 ▶アーツ・タスマニアによる総額150万豪ドル (1億800万円) の支援 ● アート&スクリーンデジタル制作基金 COVID-19によって仕事がなくなった映画関係者やアーティスト、文化芸術団体を支援するため、個人には最大1万豪ドル (72万円)、団体には最大5万豪ドル (360万円) の助成金を支給 ● タスマニア現代音楽基金 COVID-19の影響で出演がキャンセルされたミュージシャンが、デジタル配信やプロモーションのために音楽やミュージックビデオの録音・録画を行うことを支援するために、最大1万5,000豪ドル (108万円) まで助成 ● スクリーン開発資金の追加総額25万豪ドル (1,800万円) の追加助成金を用意。また、助成金上限額を引き上げ ● 文化芸術団体への支援期間延長現在支援を受けている団体は支援期間を1年延長※その他、助成金支払い期日を早めるなどの資金繰り支援を実施
北部準州	 ▶アーツNTによる総額200万豪ドル (1億4,400万円) の支援 ● NT文化芸術助成プログラムの対応 すでに助成を受けている対象について、COVID-19対応のための変更承認 ● 先住民視覚芸術支援プログラム 総額20万豪ドル (1,440万円) ● デジタル適応プログラム COVID-19に対応するためのデジタル化支援として最大1万豪ドル (72万円) を支援。総額20万豪ドル (1,440万円) ● チャンネルNT 仮想準州 オンラインでコンテンツを配信するチャンネルNTという名称のプラットフォームを準州が用意し、そこにおけるコンテンツ開発に助成する。最大1万豪ドル (72万円)。総額20万豪ドル (1,440万円) ● テリトリー・アート・プロジェクト アート・プロジェクトの場合、最大2万豪ドル (144万円)。新進アーティストの場合、最大1万5,000豪ドル (108万円) ● 映画産業支援・コンテンツ開発プログラム 総額100万豪ドル (7,200万円)
首都特別地域 (ACT)	 ▶アーツACTによる支援 ホームフロント・ファンディング・ラウンド 個人のアーティストに対し、最大1万豪ドル (72万円) を緊急助成 小規模な文化芸術団体にビジネス・ライセンスの使用を認めている文化芸術機関に最大50万豪ドル (3,600万円) を支援することで、サブ・ライセンスを使用している65の団体の負担を6カ月間免除 ACT政府所有の文化芸術施設について6カ月間賃料無償化 ACT政府から現在助成を受けているMPA団体と助成プログラムの対象団体に総額107万豪ドル (7,704万円) を助成 キャンベラ市内の文化芸術施設に対する補修・小規模改善工事費助成

※ 465 前掲 \$250 million JobMaker plan to restart Australia's creative economy

https://minister.infrastructure.gov.au/fletcher/media-release/250-million-jobmaker-plan-restart-australias-creative-economy (最終閲覧日:2020/07/31)

※ 466 · 前掲 NSW Grants and loans

https://www.nsw.gov.au/covid-19/businesses-and-employment/financial-assistance/grants-and-loans(最終閲覧日:2020/07/30 以下同)https://www.create.nsw.gov.au/news-and-publications/news/covid-19-support-for-nsw-small-medium-arts-and-screen-sector-2/

- · Creative Victoria 28 July Coronavirus (Covid-19) https://creative.vic.gov.au/news/2020/coronavirus-update
- Arts Queensland Funding and Support

https://www.arts.qld.gov.au/about-us/coronavirus-covid-19/coronavirus-covid-19/arts-queensland-funding-covid

· SA COVID-19 Arts Grants Support

https://www.dpc.sa.gov.au/responsibilities/arts-and-culture/news/covid-19-arts-grants-support

 \cdot WA COVID-19 coronavirus: Support for business

https://www.wa.gov.au/organisation/department-of-the-premier-and-cabinet/covid-19-coronavirus-support-business

- $\boldsymbol{\cdot}$ Arts Tasmania Cultural and Creative Industries stimulus package
- https://www.stategrowth.tas.gov.au/arts/grants_and_loans/cultural_and_creative_industries_stimulus_package
- \cdot NT Creative Industries Immediate Response and Resilience Package
- https://redhotarts.com.au/event/nt-creative-industries-immediate-response-and-resilience-package/
- · ACT COVID-19 https://www.arts.act.gov.au/covid-19

国際アーツカウンシルおよび 文化機関連盟(IFACCA)

この章では、本部をシドニーに置く国際アーツカウンシルおよび文化機関連盟(The International Federation of Arts Councils and Culture Agencies、以下IFACCA)の概要を説明する。IFACCAは、世界70カ国以上のアーツカウンシルや文化に関わる省庁、文化芸術を支援する公共機関の国際的なネットワークである。

3-1 IFACCAの事業内容

この節ではIFACCAの事業内容を紹介する。

2001年に設立されたIFACCAは、アーツカウンシルなどの世界の文化芸術を支援する公共機関のネットワークであり、非営利法人である。そのビジョンは「文化芸術が繁栄し、社会に貢献することによって政府や人々から認められる世界」である。また活動の目的は「公共の場での文化芸術のグローバルな思考と活動を牽引し、協働と交流のためのプラットフォームを構築することにより、会員を支援し、関与させること」である。

IFACCAでは下記の3つの主要目標を設定し、目標達成のために各事業を展開している^{※467}。

●ネットワーキング

文化芸術の分野で効果的かつ継続的な国際協力を維持する

●知識とデータ

文化芸術政策の展開と実施に関するグローバルな知識とデータを構築、共有する

●能力開発

政府の文化芸術機関の有効性と効率性を強化する

「ネットワーキング」の目標達成のための事業としては、まず世界各地での支部活動がある。IFACCAでは、世界を太平洋・アフリカ・アメリカ・アジア・ヨーロッパの5地域に分け、当該地域のIFACCA加盟機関が輪番で各地域の中核組織となり、支部活動を支えている。2020年7月時点での中核組織は、太平洋はオーストラリア・カウンシル、アフリカはナミビア国立アーツカウンシル(National Arts Council of Namibia)、アメリカはアルゼンチンの国民文化省(Ministry of Culture of the Nation)、アジアはマレ

https://ifacca.org/media/filer_public/84/f7/84f7d71e-07fb-4c8f-bf04-8230f8cd1394/ifacca_stratplan_8pp_screen_singles_for_web.pdf (最終閲覧日:2020/08/05)

^{* 467} Revised Strategic Plan 2018-2020 pp.3-5

ーシアの国民文化芸術局(National Department for Culture and Arts)、ヨーロッパはクロアチアの文化メディア省(Ministry of Culture and Media)である。

各支部では、地域内でのサミットの開催など、地域における取組を実施している。またIFACCA本体では「文化芸術に関する世界サミット(World Summit on Arts and Culture)」を3年に1度実施し、世界のメンバー間の議論の機会としている。2019年には第8回世界サミットがマレーシアのクアラルンプールで開催され、80カ国以上から430人の代表が集まり、会合やワークショップを行った。

「知識とデータ」の目標に関しては、調査報告書の出版、メールでの月刊ニュースレターの配信、専門の国際会合を通じた、調査およびデータ専門家のネットワーク作りを事業として実施している。近年出版した調査報告書には、「デジタル化時代の文化支援(Supporting Culture in the Digital Age)」(2020年4月)、移民が急増する現代におけるアーティストの存在を考えた「アーティスト、その移動と帰属(Artists, Displacement and Belonging)」(2019年3月)、「文化芸術のアドボカシーについてのグッド・プラクティス・ガイド(Good Practice Guide on Arts Advocacy)」(2016年3月)などがある。また、各回の世界サミットについても報告書が出版されている。

「能力開発」としては、「エグゼクティブ・リーダーズ・セミナー」としてIFACCA加盟機関のシニアスタッフが一堂に会し、専門家と議論しあう会議を開催している。この会議は世界サミットと併せて開催されている**468。

なお、IFACCAが各活動において、各国のアーツカウンシルや政府機関などのために議論や調査研究を行っている主要なテーマには下記の6つがある**⁴⁶⁹。

●文化政策の概要

文化政策の企画から実施、評価までのプロセス、文化機関が国際交流をどのように促進しているかなど

●文化政策の現在の課題

持続可能な開発、気候変動、ヘリテージ、技術革新、文化的多様性、人権など、現在の文化政策の立 案、戦略的計画、実施に影響を与える課題

●法制と文化芸術領域ごとの政策

憲法、法律、国際協定等の法的な課題、音楽、演劇、ダンス、文学、出版、映画、テレビ、視覚芸術、 工芸、デザイン、建築、空間計画などの具体的な文化芸術領域の政策

●文化芸術への資金調達

文化産業、クリエイティブ産業に対する官民双方のセクターからの資金調達

●公共機関と制度基盤

文化芸術に関わる公共機関や文化制度基盤のさまざまなモデルや管理システム。例えばネットワーク、 協会、フェスティバル、地域再生、地方自治体、会場や機関など

●参加とパートナーシップの促進

文化芸術の価値、文化セクター内の関係、文化セクターとオーディエンス・市場・社会との関係等に ついての検討、教育・研修・観光などの政策やプログラムなど

209

^{※468} what we do https://ifacca.org/en/what-we-do/(最終閲覧日:2020/08/06 以下同)

^{* 469} Themes https://ifacca.org/en/themes/

3-2 IFACCAの会員

この節ではIFACCAの会員制度について紹介する。

IFACCAは会員からの拠出金により、事務局の運営および3-1で示した各事業を行っている。IFACCAの会員には、ナショナル・メンバー(National Member)と、賛助会員(Affiliate Member)の2種がある。各会員の内容は下記の通りである**⁴⁷⁰。

●ナショナル・メンバー

ナショナル・メンバーとなるのは、その国を代表する、文化芸術に対する資金提供や支援策の実施、政策の立案と実施を通じて文化芸術を支援することを主な役割とする各国のアーツカウンシル、文化関連の省庁、または政府機関である。1国につき1機関が一般的だが、イギリスはイングランド、スコットランド、北アイルランド、ウェールズそれぞれが加盟している。ナショナル・メンバーは総会での投票権を持ち、連盟を支援するために財政的な貢献を求められる。2020年7月現在の会員数は62機関である。

各国のナショナル・メンバーの拠出金は、国連が負担金を定める方式である 1 人当たりの GDP に基づいた尺度で決定される。会費の下限は 500 豪ドル(3 万 6,000円)、上限は 10 万豪ドル(720 万円)である *471 。このうち年間会費 1,000 豪ドル(7 万 2,000円)以上のメンバーは高額メンバー('higher' feepaying member)、それ未満は低額メンバー('lower' fee-paying member)となり、後者については管理費用を下げるために 3 年分の会費が一括で請求される *472 。

●賛助会員

賛助会員には、国際および国内や地域の支援機関またはサービス機関で、文化芸術に対する公的支援 を行う組織が登録できる。1国1組織の制限はない**473。

2020年7月現在の賛助会員は30カ国、50団体である。本拠地のあるオーストラリアでは、連邦政府(インフラストラクチャー・交通・地域開発・通信省)、3つの州政府内組織(クリエイトNSW、クリエイティブ・ビクトリア、アート・サウス・オーストラリア)、2つの地方自治体(シドニー市、メルボルン市)および民間非営利法人であるリージョナル・アーツ・オーストラリアが加盟している。日本では、公益財団法人東京都歴史文化財団内のアーツカウンシル東京と独立行政法人国際交流基金が加盟している。

なお、2020年7月現在、制度の見直しが行われており、新規の申請は停止されている。

2020年7月現在のIFACCAのナショナル・メンバーは**図表3-3-1**に示す通りである。

^{※470} Members https://ifacca.org/en/members/(最終閲覧日:2020/08/10 以下同)

^{* 471} Report to Members - October 2016 to March 2019 p.13

https://ifacca.org/media/filer_public/15/8a/158a3e82-74fa-4fd8-a334-6012dd2dc4e3/report_to_members_-_march_2019.pdf

^{* 472} Policy for lower fee-paying national members

http://media.ifacca.org/files/low_fee_policy_sept2015_ENG.pdf

^{* 473} Affiliate Members https://ifacca.org/en/members/current-members/affiliate-members/

^{* 474} National Members

https://ifacca.org/en/members/current-members/national-members/

図表 3-3-1 ナショナル・メンバー (国名・地域英語表記アルファベット順) **474

	機関名					
アルゼンチン	国民文化省 (Ministry of Culture of the Nation)					
オーストラリア	オーストラリア・カウンシル (Australia Council for the Arts)					
バハマ	青少年スポーツ文化省 (Ministry of Youth, Sports & Culture)					
ベリーズ	国立文化歷史機関 (National Institute of Culture & History)					
ボツワナ	青少年能力開発・スポーツ文化振興省 (Ministry of Youth Empowerment, Sport & Culture Development)					
ブルガリア	国立文化基金 (National Culture Fund)					
カナダ	カナダ・カウンシル・フォー・ジ・アーツ (Canada Council for the Arts)					
ケイマン諸島	ケイマン国立文化財団 (Cayman National Cultural Foundation)					
チリ	文化芸術へリテージ省 (Ministry of Cultures, Arts and Heritage)					
中国	中国文芸団 (China Federation of Literary and Art Circles)					
クック諸島	文化振興省 (Ministry of Cultural Development)					
クロアチア	文化メディア省 (Ministry of Culture and Media)					
キューバ	文化省 (Ministry of Culture)					
キプロス	文化教育省 (Ministry of Education & Culture)					
デンマーク	デンマーク文化宮殿庁 (Danish Agency for Culture and Palaces)					
エルサルバドル	エルサルバドル文化省 (Ministry of Culture of El Salvador)					
イングランド	アーツカウンシル・イングランド (Arts Council England)					
エストニア	エストニア文化省 (Estonian Ministry of Culture)					
エスワティニ	エスワティニ国立アーツ・アンド・カルチャー・カウンシル(Eswatini National Council of Arts and Culture)					
フィジー	フィジー・アーツカウンシル (Fiji Arts Council)					
フィンランド	アーツ・プロモーションセンター・フィンランド (Arts Promotion Centre Finland)					
ジョージア	教育科学文化スポーツ省 (Ministry of Education, Science, Culture and Sport)					
ガイアナ	ナショナル・トラスト・オブ・ガイアナ (National Trust of Guyana)					
アイスランド	教育科学文化省 (Ministry of Education, Science & Culture)					
アイルランド	アーツカウンシル・オブ・アイルランド (Arts Council of Ireland)					
韓国	アーツカウンシル・コリア (Arts Council Korea)					
リトアニア	リトアニア文化カウンシル (Lithuanian Council for Culture)					
ルクセンブルク	国立文化基金 (National Culture Fund)					
マラウイ	観光文化野生動物省 (Ministry of Tourism, Culture and Wildlife)					
マレーシア	国民文化芸術局 (National Department for Culture and Arts)					
モルディブ	文化芸術へリテージ省 (Ministry of Arts, Culture and Heritage)					
マルタ	アーツカウンシル・マルタ (Arts Council Malta)					
メキシコ	文化事務局 (Secretary of Culture)					
ナミビア	ナミビア国立アーツカウンシル (National Arts Council of Namibia)					
オランダ	文化カウンシル (Council for Culture)					
ニュージーランド	クリエイティブ・ニュージーランド (Creative New Zealand)					
ニジェール	文化再興·芸術·社会近代化省 (Ministry of the Cultural Renaissance, Arts, Social Modernisation)					
北アイルランド	アーツカウンシル・オブ・ノーザン・アイルランド (Arts Council of Northern Ireland)					
ノルウェー	アーツカウンシル・ノルウェー (Arts Council Norway)					
パラグアイ	共和国大統領府文化長官(National Secretary of Culture, Presidency of the Republic)					
フィリピン	国立文化芸術委員会 (National Commission for Culture & the Arts)					
スコットランド	クリエイティブ・スコットランド (Creative Scotland)					
セーシェル	セーシェル国立アーツカウンシル (National Arts Council of Seychelles)					
セーシェル シンガポール	シンガポール国立アーツカウンシル (National Arts Council of Singapore)					
セーシェル シンガポール スロバキア	シンガポール国立アーツカウンシル (National Arts Council of Singapore) スロバキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア	シンガポール国立アーツカウンシル (National Arts Council of Singapore) スロバキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島	シンガポール国立アーツカウンシル (National Arts Council of Singapore) スロバキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ	シンガポール国立アーツカウンシル (National Arts Council of Singapore) スロバキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン	シンガポール国立アーツカウンシル (National Arts Council of Singapore) スロパキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン スリランカ	シンガポール国立アーツカウンシル (National Arts Council of Singapore) スロパキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport) アーツカウンシル・オブ・スリランカ (Arts Council of Sri Lanka)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン スリランカ スウェーデン	シンガポール国立アーツカウンシル (National Arts Council of Singapore) スロパキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport) アーツカウンシル・オブ・スリランカ (Arts Council of Sri Lanka) スウェーデン・アーツカウンシル (Swedish Arts Council)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン スリランカ スウェーデン スイス	シンガポール国立アーツカウンシル (National Arts Council of Singapore) スロパキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport) アーツカウンシル・オブ・スリランカ (Arts Council of Sri Lanka) スウェーデン・アーツカウンシル (Swedish Arts Council) スイス・アーツカウンシル (Swiss Arts Council)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン スリランカ スウェーデン スイス タンザニア	シンガポール国立アーツカウンシル (National Arts Council of Singapore) スロパキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport) アーツカウンシル・オブ・スリランカ (Arts Council of Sri Lanka) スウェーデン・アーツカウンシル (Swedish Arts Council) スイス・アーツカウンシル (Swiss Arts Council) 国立アーツカウンシル (National Arts Council)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン スリランカ スウェーデン スイス タンザニア トーゴ	シンガポール国立アーツカウンシル (National Arts Council of Singapore) スロバキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport) アーツカウンシル・オブ・スリランカ (Arts Council of Sri Lanka) スウェーデン・アーツカウンシル (Swedish Arts Council) スイス・アーツカウンシル (Swiss Arts Council) 国立アーツカウンシル (National Arts Council) コミュニケーション・スポーツ・市民教育省 (Ministry of Communication, Sports and Citizenship Education)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン スリランカ スウェーデン スイス タンザニア トーゴ チュニジア	シンガポール国立アーツカウンシル (Slovak Arts Council of Singapore) スロバキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport) アーツカウンシル・オブ・スリランカ (Arts Council of Sri Lanka) スウェーデン・アーツカウンシル (Swedish Arts Council) スイス・アーツカウンシル (Swiss Arts Council) 国立アーツカウンシル (National Arts Council) コミュニケーション・スポーツ・市民教育省 (Ministry of Communication, Sports and Citizenship Education) 文化省 (Ministry of Cultural Affairs)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン スリランカ スウェーデン スイス タンザニア トーゴ チュニジア ウクライナ	シンガポール国立アーツカウンシル (Slovak Arts Council of Singapore) スロパキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport) アーツカウンシル・オブ・スリランカ (Arts Council of Sri Lanka) スウェーデン・アーツカウンシル (Swedish Arts Council) スイス・アーツカウンシル (Swiss Arts Council) 国立アーツカウンシル (National Arts Council) コミュニケーション・スポーツ・市民教育省 (Ministry of Communication, Sports and Citizenship Education) 文化省 (Ministry of Cultural Affairs) ウクライナ文化財団 (Ukrainian Cultural Foundation)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン スリランカ スウェーデン スイス タンザニア トーゴ チュニジア ウクライナ 米国	シンガポール国立アーツカウンシル (Slovak Arts Council of Singapore) スロパキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport) アーツカウンシル・オブ・スリランカ (Arts Council of Sri Lanka) スウェーデン・アーツカウンシル (Swedish Arts Council) スイス・アーツカウンシル (Swiss Arts Council) 国立アーツカウンシル (National Arts Council) コミュニケーション・スポーツ・市民教育省 (Ministry of Communication, Sports and Citizenship Education) 文化省 (Ministry of Cultural Affairs) ウクライナ文化財団 (Ukrainian Cultural Foundation) 全米芸術基金 (National Endowment for the Arts)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン スリランカ スウェーデン スイス タンザニア トーゴ チュニジア ウクライナ 米国 ウルグアイ	シンガポール国立アーツカウンシル (Slovak Arts Council of Singapore) スロパキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport) アーツカウンシル・オブ・スリランカ (Arts Council of Sri Lanka) スウェーデン・アーツカウンシル (Swedish Arts Council) スイス・アーツカウンシル (Swiss Arts Council) 国立アーツカウンシル (National Arts Council) コミュニケーション・スポーツ・市民教育省 (Ministry of Communication, Sports and Citizenship Education) 文化省 (Ministry of Cultural Affairs) ウクライナ文化財団 (Ukrainian Cultural Foundation) 全米芸術基金 (National Endowment for the Arts) 教育文化省 (Ministry of Education and Culture)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン スリランカ スウェーデン スイス タンザニア トーゴ チュニジア ウクライナ 米国 ウルグアイ ベトナム	シンガポール国立アーツカウンシル (Slovak Arts Council of Singapore) スロパキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport) アーツカウンシル・オブ・スリランカ (Arts Council of Sri Lanka) スウェーデン・アーツカウンシル (Swedish Arts Council) スイス・アーツカウンシル (Swiss Arts Council) 国立アーツカウンシル (National Arts Council) コミュニケーション・スポーツ・市民教育省 (Ministry of Communication, Sports and Citizenship Education) 文化省 (Ministry of Cultural Affairs) ウクライナ文化財団 (Ukrainian Cultural Foundation) 全米芸術基金 (National Endowment for the Arts) 教育文化省 (Ministry of Education and Culture) 文化スポーツ観光省 (Ministry of Culture, Sports and Tourism)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン スリランカ スウェーデン スイス タンザニア トーゴ チュニジア ウクライナ 米国 ウルグアイ ベトナム ウェールズ	シンガポール国立アーツカウンシル (Slovak Arts Council of Singapore) スロパキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport) アーツカウンシル・オブ・スリランカ (Arts Council of Sri Lanka) スウェーデン・アーツカウンシル (Swedish Arts Council) スイス・アーツカウンシル (Swiss Arts Council) 国立アーツカウンシル (National Arts Council) コミュニケーション・スポーツ・市民教育省 (Ministry of Communication, Sports and Citizenship Education) 文化省 (Ministry of Cultural Affairs) ウクライナ文化財団 (Ukrainian Cultural Foundation) 全米芸術基金 (National Endowment for the Arts) 教育文化省 (Ministry of Education and Culture) 文化スポーツ観光省 (Ministry of Culture, Sports and Tourism) アーツカウンシル・オブ・ウェールズ (Arts Council of Wales)					
セーシェル シンガポール スロバキア スロベニア ソロモン諸島 南アフリカ スペイン スリランカ スウェーデン スイス タンザニア トーゴ チュニジア ウクライナ 米国 ウルグアイ ベトナム	シンガポール国立アーツカウンシル (Slovak Arts Council of Singapore) スロパキア・アーツカウンシル (Slovak Arts Council) 文化省 (Ministry of Culture) 文化観光省 (Ministry of Culture & Tourism) 南アフリカ国立アーツカウンシル (National Arts Council of South Africa) 文化スポーツ省 (Ministry of Culture and Sport) アーツカウンシル・オブ・スリランカ (Arts Council of Sri Lanka) スウェーデン・アーツカウンシル (Swedish Arts Council) スイス・アーツカウンシル (Swiss Arts Council) 国立アーツカウンシル (National Arts Council) コミュニケーション・スポーツ・市民教育省 (Ministry of Communication, Sports and Citizenship Education) 文化省 (Ministry of Cultural Affairs) ウクライナ文化財団 (Ukrainian Cultural Foundation) 全米芸術基金 (National Endowment for the Arts) 教育文化省 (Ministry of Education and Culture) 文化スポーツ観光省 (Ministry of Culture, Sports and Tourism)					

おわりに

オーストラリアにおいて、文化芸術活動に対して助成を行っている公的機関には、オーストラリア・カウンシル(Australia Council for the Arts)や州政府のアーツカウンシルに相当する機関が挙げられるが、その業務の運用の実態について、これまで詳細が把握されてこなかった。そこで、本調査では、オーストラリアにおける文化政策及び文化関係予算の概要、文化政策を担当する組織の概要及び文化芸術活動への助成制度の具体的な内容に関する実態調査を行った。

本調査は2019年9月に開始し、実態に迫る上で特に重要となる現地調査は、2019年12月に実施した。インタビュー先の選定においては、オーストラリアの助成事業がどのような理念のもと、どのように運用され、それがオーストラリアの文化芸術環境の中でどう機能しているかを助成する側・受ける側の双方から描きだせるように配慮した。助成事業を実施する側として、本調査の中心となったオーストラリア・カウンシルに加え、通信芸術省、州政府のアーツカウンシル相当機関に対して、また助成を受ける側として、メジャー・パフォーミング・アーツ・フレームワーク(MPAF)や複数年助成の支援を受け活動する複数の団体に対して、それぞれインタビューを行った。被助成団体に関しては、音楽、演劇、ダンスなど各分野で活動する組織、劇場などさまざまな形態の組織を選定した。

今回、オーストラリアの文化芸術政策を調査したことによって、連邦国家の特性を 反映した多層的な助成の仕組みがあることが明らかとなった。以下、大きく3点に分けて説明する。

第1に、わが国における文化芸術基本法のような、国レベルから地方レベルまでに 至る文化芸術行政を包括する法令が存在しないことである。もともとオーストラリア は国の成り立ちの経緯から州政府の自立性が高く、文化芸術行政においても連邦政府 が州・地方自治体を一元的に監督するような形はとっていない。

第2に、連邦政府と州政府がそれぞれに独自の助成制度を整備し、全体としてそれらが多層的に折り重なった文化芸術行政を形成している点である。そうした中では、例えばMPAFのように連邦と州で同じ対象を助成するような場面が生じる一方、シドニー・オペラハウスに代表される文化施設への助成は主に州政府が行うといったような役割の分担も見られる。

第3に、文化大臣会議(MCM)が存在し、連邦と州が織りなす文化芸術行政の多層性をうまく調整する仕組みとして機能している点である。連邦と州の対等性を反映し、MCMも超越的な決定機関ではなく、あくまで調整機関として存在していること

が本調査からは浮かび上がった。

このような仕組みを通じて、連邦や州といった多様なレベルの政府がそれぞれに多彩な施策を行いながらも、全体として調和のとれた多層的な文化芸術行政が実現している点は、本調査からの有益な学びの一つだと言える。また、以上の点については、MPAF被助成団体や州立のオペラハウスの事例を取り上げることにより、連邦政府と州政府による多層的な助成の実態を浮かびあがらせることができた。

さらに、本調査で明らかとなったのは、オーストラリア・カウンシルの文化芸術助成に対する考え方や、昨今の変化についてである。オーストラリア・カウンシルは、新しく多様なオーストラリアの作品を生み出すため、被助成団体だけでなく、周囲の他の団体・アーティスト・アートワーカーなどを含め、領域・業界全体の発展への貢献を重視する観点に立ち、エコ・システム(ecology)の考えを取り入れている。各助成制度の目的や評価においても、被助成団体の活動に対する支援を行うだけにとどまらず、エコ・システムへの貢献を意識づける試みがみられる。

また、本報告書でも取り上げた、最も規模の大きい助成制度の見直しからは、オーストラリアの文化芸術助成の在り方の変化をうかがい知ることができた。オーストラリア・カウンシルは、国の中核となる約30の舞台芸術団体に対しては、連邦政府と州政府の双方により継続的な支援を行うMPAFという助成の体制をとっていた。本制度は、国民へのオンライン調査やコンサルテーションを踏まえ、透明性の確保や効果的な助成制度の実現のため、団体の入れ替えや助成金の柔軟な変更を可能にする仕組みへと修正される予定である。今回の調査では、長年その対象団体や助成額が変わることなく受け継がれてきた助成の仕組みに関して、その変更の実態も含めて明らかにすることができた。

また、本調査は助成制度を運用する組織の実態にも迫ることができた。今回の調査ではオーストラリアの公的な機関において、文化芸術助成に携わる職員の役割分担や採用、被助成団体との関わりについても一定程度明らかにすることができた。オーストラリア・カウンシルでは、イングランドのアーツカウンシルを参考にしつつ助成制度の運用が行われていたが、組織の人員規模などの実情にあわせた制度運用がされていることがわかった。オーストラリア・カウンシルでは助成を実施する上で、組織外部の審査員である「ピア」による審査体制をとっている。そして、文化芸術団体に対する助言の方法及び組織としての体制、モニタリングの実施状況の中で、オーストラリア・カウンシルの職員であるアーツ・プラクティス・ディレクターが果たす役割が

明らかとなった。さらに、広い国土に文化芸術を届けるために、各州をめぐるツアーを戦略的に実施させることや、先住民文化の振興や自立性への配慮など、オーストラリアならではの課題への対応が随所に言及、意識して取り組まれていることが読み取れる。

一方で、州政府の助成制度の運用については、アーツカウンシルに類する機関が存在しており、オーストラリア・カウンシルと同様に被助成団体の審査にはピア審査が用いられていることがわかった。しかし、これらの機関はあくまでも州政府の一部であり、オーストラリア・カウンシルのようなアームズ・レングスの原則に則った運用はされていない。オーストラリア・カウンシルのあり方とは明らかな差異があることがわかった。

また、本調査を実施する最中に、COVID-19のパンデミックによりオーストラリアの芸術団体も大きな影響を受けることとなった。本調査は、大きな打撃を受けた文化芸術セクターの実態を把握することにも努めた。オーストラリアにはジョブキーパー・ペイメントをはじめとする雇用持続の支援はあるものの、アーティストやアートワーカーの雇用形態によってはその恩恵を受けられないなど、文化芸術セクターの体制の脆弱性が浮彫りとなった。このように、現在のオーストラリアの文化芸術関連組織における雇用という側面から、同国の文化芸術政策のあり方を明るみに出した。以上の点に鑑みても、本報告書がオーストラリアの文化芸術活動に対する助成システムが具体的にどのように機能しているのかを知る上での基礎的資料となると考えている。最後に、本報告書に残された今後の調査研究の課題として、特に以下の2点を挙げておきたい。

第1に、文化芸術活動に対する助成システムへの評価が、文化政策へどのように反映されているのかに関してさらなる調査の余地が残されている。本報告書では、助成制度全体の成果を検証するために、州政府やオーストラリア・カウンシルが戦略目標や KPIの設定による業績管理を行っていることが明らかとなった。今後、こうした KPIを用いた個々の具体的な助成制度に対する評価が、より広範な文化政策に反映される仕方を詳細に明らかにする必要があるだろう。

第2に、文化芸術助成がエコ・システムにもたらす貢献の具体的な検証方法についてである。本報告書では、オーストラリア・カウンシルが助成事業に関連するいくつかの調査研究を行っていることが明らかとなった。しかし、文化芸術による周辺領域(経済、教育、福祉など)への波及効果といった、文化芸術の社会的役割や文化芸術

助成の広範な意義を明らかにするための調査研究、およびそのための体系的な情報収集・管理がいかにして行われているかについては一層の調査が必要な状況にある。

このように課題も残されているものの、オーストラリアの文化芸術助成のあり方を解明した本報告書が、COVID-19禍の大変な状況にある現在、そして将来において日本の文化芸術助成に関わる人々にとって、文化芸術助成の望ましいあり方をめぐる考察や提案、そして建設的な議論を行うための一助となることを願っている。本報告書の執筆は株式会社文化科学研究所によって行われ、日本芸術文化振興会基金部調査研究チームも一部、その調査設計や実施に加わった。最後に、本調査を実施するにあたって大変お世話になったオーストラリア大使館の徳仁美様、およびオーストラリア・カウンシルをはじめとする芸術創造に携わる皆様に対して心よりの感謝をお伝えしつつ結びとしたい。

2020年9月

日本芸術文化振興会 基金部調査研究チーム

オーストラリアにおける 文化芸術活動に対する 助成システムに関する実態調査 報告書

[委託元] 独立行政法人日本芸術文化振興会

〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1

https://www.ntj.jac.go.jp

[受託先] 株式会社文化科学研究所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-43-7 光ビル4F

https://www.ifa.co.jp

発行日 令和2年9月

無断複写・転載はお断りします。

表紙写真:シドニー・オペラハウスのプロジェクション・マッピング「Badu Gili」 オペラハウスの屋根に、6人の先住民のアーティストの作品による先住民の物語が繰り広げられる。 プロジェクトにはオーストラリア・カウンシルも協力しており、毎夕無料で公開されている(現在はCOVID-19感染防止のため休止中)

独立行政法人日本芸術文化振興会 委託事業

オーストラリアにおける 文化芸術活動に対する 助成システムに関する実態調査 報告書

令和2年9月 株式会社文化科学研究所